

平成22年4月修正

# 福岡県地域防災計画

資料編

## 目次

	番号	資料名	頁
災害歴	1	福岡県の顕著災害表	1
気象	2	降水量の平年値	2
	3	気象観測所一覧表	3
	4	気象観測所図	9
	5	計測震度観測施設等	13
	6	通信回線系統図	16
通信	7	福岡県防災・行政情報通信ネットワーク電話番号一覧表	24
	8	災害時優先電話一覧表	44
	9	非常通信依頼先一覧表	45
	10	防災関係機関通信窓口	46
水防	11	福岡県河川図	52
	12	主要河川水系図	53
	13	多目的ダム一覧表	56
消防資機材	14	水防資材一覧表（県土整備事務所、市町村別）	57
	15	消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調	61
	16	航空自衛隊の化学消防車及び給水車等の現況	61
	17	空中消火用資機材保有状況一覧表	62
給水資機材	18	空中消火用離着陸場一覧表	64
	19	給水車保有機関名及び数量調（陸上自衛隊）	65
	20	給水用機械保有調（陸上自衛隊）	65
	21	市町村給水車及び給水タンク保有状況一覧表	66
救急医療体制	22	救急業務実施体制の状況	68
	23	災害拠点病院一覧表	70
	24	福岡県内の血液センター一覧表	70
	25	災害時の医療救護活動に関する協定書	71
	26	災害時の歯科医療救護活動に関する協定書	74
	27	二種感染症指定医療機関一覧表	77
交通施設	28	緊急交通路一覧表	77
	29	緊急輸送ネットワーク図	78
	30	防災関係機関ヘリコプター保有状況	83
	31	災害発生時におけるヘリコプター出動に関する覚書	84
	32	ヘリコプターテレビ電送システムにおいて撮影した映像情報の提供に関する覚書	85
	33	災害時における臨時離着陸場一覧表	86
	34	緊急通行車両関係資料	93
船舶関係	35	港湾、漁港、避泊港一覧表	98
	36	福岡県保有船	103
	37	海上自衛隊艦艇保有数及び輸送力の基準	103
	38	海上保安庁保有巡視船艇等・航空機・資機材一覧表	104
	39	福岡県沿岸における旅客船就航状況（定期航路）一覧表	106
	40	救助船一覧表	107
危険物	41	最近5年間の福岡県関係海難事故発生状況	107
	42	危険物施設数	108
	43	主な高圧ガス特性一覧表	109
	44	毒物劇物製造業者一覧表	111
	45	一般ガス事業者一覧表	112
	46	火薬類製造所一覧表	113
	47	火薬類貯蔵施設概要	113
火葬施設	48	火葬場所在地、名称、処理能力一覧表	114
ごみ・し尿 処理施設	49	ごみ焼却施設一覧表	115
	50	し尿処理施設一覧表	116
応援協定	51	九州・山口9県災害時相互応援協定	117
	52	全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	134
	53	九州9都市災害時相互応援に関する協定	137
	54	18大都市災害時相互応援に関する協定	139
	55	福岡県消防相互応援協定	141
	56	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	154
	57	九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ	156
放送協定	58	災害に関する対策のための放送要請に関する協定	160
警備協定	59	大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務に関する協定	163
備蓄等	60	農林水産省災害対策用乾パン及び乾燥米飯備蓄管理状況調	165
	61	米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	165
	62	県内の物資（食糧・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況	168

	番号	資料名	頁	
物資・機材 供給協定等	63	災害時における医薬品等の供給に関する協定（県医薬品卸業協会他）	170	
	64	災害時における食糧供給協力に関する協定（食糧製造業者）	176	
	65	災害時における食糧等物資の供給に関する協定（コンビニエンスストア事業者）	177	
	66	災害時における物資の供給に関する協定（全国農業協同組合連合会福岡県本部）	181	
	67	災害時における物資供給協力に関する協定（九州百貨店協会）	185	
	68	災害時における物資の供給に関する協定【生活必需品等】（民間事業者）	187	
	69	災害時における物資の供給に関する協定【日用品（資材）等】（民間事業者）	191	
	70	災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定（リース事業者）	195	
	71	災害時における支援・協力に関する協定（県農業協同組合中央会）	199	
	72	災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定（プレハブ建築協会）	200	
	73	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定（（社）福岡県LPガス協会）	201	
	74	災害時等における総合的支援体制に関する協定書（伊藤忠）	203	
	その他協定等	75	地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定（（社）福岡県産業廃棄物協会）	205
		76	災害時における県民生活の安定に関する基本協定（県生活協同組合連合会）	207
77		災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定（住宅金融公庫福岡支店）	208	
78		災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定（コンビニエンスストア事業者他）	209	
79		災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定	211	
80		災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書	215	
81		災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書	220	
82		福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定	225	
災害救助法	83	災害救助法（抜粋）	228	
	84	災害救助法施行令（抜粋）	229	
	85	厚生省令（抜粋）	230	
	86	福岡県災害救助法施行細則	231	
災害補償等	87	福岡県災害見舞金等交付要綱	239	
	88	災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例	241	
	89	災害派遣手当の支給に関する条例	247	
災害報告	90	災害報告事項及び担当課一覧	248	
	91	福岡県災害調査報告実施要綱	250	
防災組織	92	指定地方行政機関・指定地方公共機関	290	
	93	関門・宇部海域排出油等防除協議会会則	291	
	94	福岡地区排出油等防除協議会会則	294	
	95	有明海排出油等防除協議会会則	296	
	96	福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱	301	
県災害対策本部	97	福岡県災害対策本部条例	302	
	98	福岡県災害対策本部規程	303	
	99	福岡県災害対策本部運営要綱	329	
県防災会議	100	福岡県防災会議条例	335	
	101	福岡県防災会議運営規程	336	
	102	福岡県防災会議部会運営要領	337	
	103	福岡県防災会議地震対策部会運営要領	339	
	104	福岡県防災会議委員名簿	341	
	105	福岡県防災会議幹事名簿	343	

# 1 福岡県の顕著災害表

風水害

(明治23年～平成21年)

年	月 日	現 象	死 者 行方不明	家 屋 の 全壊流失	船 舶 の 沈没流失
明	39 10.21-24	暴風雨(台風0605)	14	-	34
	42 2.18-20	暴風(日本海低気圧)	11	-	70
	44 2.8-10	暴風(冬型の気圧配置)	10	-	1
大	3 6.15-25	大雨洪水(梅雨前線)	64	4	-
	10 6.15-18	大雨洪水(梅雨前線)	35	881	-
昭	5 7.16-20	暴風雨(台風3008)	80	2,225	106
	10 6.26-7.2	大雨洪水(梅雨前線)	40	222	-
	11 7.21-24	暴風雨(台風3601)	2	118	-
	16 6.25-29	大雨洪水(梅雨前線)	55	237	-
	16 9.28-10.2	暴風雨(台風4125)	18	465	-
	17 8.25-28	暴風雨高潮(台風4216)(周防灘)	47	3,348	217
昭	20 9.15-19	暴風雨(台風4516)(枕崎)	87	761	60
	22 6.20-24	暴風雨(台風4703)(キャロル)	10	11	-
	23 12.14	突風(冬型の気圧配置)	30	-	3
	24 6.17-22	暴風雨(台風4902)(デラ)	16	65	-
	24 8.14-19	暴風雨(台風4909)(ジュディス)	7	123	-
	24 9.21-22	突風(寒冷前線)	12	1	数10
	25 9.11-14	暴風雨高潮(台風5029)(キジア)	6	147	-
	26 10.12-15	暴風雨(台風5115)(ルース)	5	635	-
	28 6.4-7	大雨洪水(梅雨前線と台風5302)	13	14	3
	28 6.25-29	大雨洪水(梅雨前線)	295	4,419	-
	30 1.16-19	強風(冬型の気圧配置)	10	-	4
	30 9.27-30	暴風雨(台風5522)	8	190	-
	31 8.15-18	暴風雨(台風5609)	4	315	55
	31 9.6-10	暴風雨(台風5612)	6	132	8
	34 2.6-7	突風(低気圧)	14	-	3
	34 7.13-16	大雨洪水(梅雨前線)	25	103	-
	34 9.15-18	暴風雨(台風5914)	19	31	14
	38 1.1-2.10	大雪(冬型の気圧配置)	19	5	1
	38 6.29-7.2	大雨洪水(梅雨前線)	18	39	-
	47 7.3-13	大雨洪水(梅雨前線)	13	33	1
48 7.30-31	大雨洪水(寒冷前線)	28	62	-	
平	3 9.26-28	暴風雨(台風9119)	11	116	1
	21 7.19-26	大雨洪水(梅雨前線)	10	13	-

死者、行方不明10名以上、家屋の全壊、流失100戸以上、船舶の沈没、流失100隻以上のいずれかに該当するものを採用した。

## 2 降水量の平年値

気象官署(飯塚、福岡：統計期間1971～2000年)

地域気象観測所(英彦山：統計期間1988～2000年)

地域気象観測所(上記以外の観測所：統計期間1979～2000年)

地点名	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年	統計 期間(年)
宗像	84.7	79.1	133.7	138.4	148.9	279.1	270.8	167.1	181.9	72.8	85.0	55.3	1696.8	22
八幡	83.1	82.4	137.3	134.2	155.9	293.5	296.5	190.8	193.9	77.7	83.5	56.9	1785.7	22
頂吉	108.0	108.6	173.5	179.2	202.3	408.3	409.0	223.1	240.9	90.0	107.7	76.9	2362.8	22
行橋	66.2	81.1	143.8	145.5	166.8	321.3	327.8	158.8	176.7	79.0	73.6	41.6	1794.4	22
飯塚	74.2	83.8	126.6	141.2	160.0	315.2	310.5	186.3	181.1	85.9	79.9	53.5	1798.2	30
前原	78.7	77.7	131.5	124.6	140.5	278.7	290.0	208.6	204.4	82.4	88.4	58.9	1770.8	22
福岡	72.1	71.2	108.7	125.2	138.9	272.1	266.4	187.6	175.0	80.9	80.5	53.8	1632.3	30
太宰府	62.3	70.4	124.8	123.5	159.1	319.6	322.3	213.9	186.1	77.2	73.6	43.6	1776.5	22
添田	73.1	84.6	152.3	146.9	179.8	346.6	343.4	214.8	203.4	88.1	85.6	52.8	1971.5	22
九千部山	*	*	*	*	251.2	488.0	541.0	333.4	296.8	120.4	118.3	*	*	22
朝倉	62.2	78.7	145.9	143.0	182.6	362.6	348.3	200.3	181.8	81.9	82.9	44.1	1911.7	22
英彦山	116.3	123.9	193.6	200.8	251.8	470.0	368.1	229.9	241.4	93.5	109.8	66.0	2487.6	13
久留米	54.4	74.6	142.1	150.0	191.5	376.8	340.1	218.4	173.4	79.7	77.2	41.2	1919.3	22
耳納山	*	*	*	*	195.7	332.4	350.5	204.3	179.5	73.0	*	*	*	22
黒木	62.5	81.8	150.5	150.7	208.9	429.2	395.8	228.7	189.9	87.3	77.4	45.4	2108.9	22
柳川	49.5	67.7	124.9	134.5	190.6	369.6	333.6	204.5	172.9	77.6	73.7	36.6	1835.8	22
大牟田	56.5	72.6	142.7	138.8	188.8	420.1	390.8	207.9	191.0	80.5	71.0	39.9	2000.5	22

(注) \*印は、欠測や統計期間が短いこと等により平年値が求められないことを示す。

平年値とは、西暦の1位が1の年から数えて、連続する30年間について算出した累年平均値をいう。

平年値はその統計期間に引き続く10年間使用する。

平年値計算の条件(統計期間中に資料なしの年がある場合には、その年を除いて統計を行う)

①資料なしの年の合計が、統計期間の年数の20%以下であること

②資料年数(統計値のある年数)が8年以上であること

のいずれの条件も満たす場合に平年値を求める

### 3 気象観測所一覧表

平成22年3月31日現在

観測所番号	観測所名	種別	種別					所在地	緯度	経度	海面上の 高さ (m)
			降水量	気温	風	日照	積雪				
82046	宗像	地	○	○	○	○		宗像市田熊	33 48.5'	130 32.3'	7
82056	八幡	地	○	○	○	○		北九州市八幡西区鷹の巣	33 51.1	130 44.6	20
82096	頂吉	雨	○					北九州市小倉南区頂吉	33 44.5	130 50.6	180
82101	行橋	地	○	○	○	○		行橋市西泉	33 42.7	130 58.5	7
82136	飯塚	特	○	○	○	○		飯塚市川島字甘木	33 39.1	130 41.6	37
82171	前原	地	○	○	○	○		糸島市前原西	33 33.6	130 11.5	2
82181	福岡	気	○	○	○	○	○	福岡市中央区大濠	33 34.9	130 22.5	3
82191	大宰府	地	○	○	○	○		太宰府市向佐野字迎田	33 30.8	130 30.0	27
82206	添田	地	○	○	○	○		田川郡添田町大字野田字大野ノ原	33 33.6	130 51.2	120
82246	九千部山	雨	○					筑紫郡那珂川町九千部山	33 25.0	130 26.7	852
82261	朝倉	地	○	○	○	○		朝倉市三奈木町	33 24.3	130 41.7	36
82272	英彦山	雨	○					田川郡添田町大字英彦山	33 29.3	130 55.4	823
82306	久留米	地	○	○	○	○		久留米市津福本町	33 18.1	130 29.5	7
82316	耳納山	雨	○					久留米市草野町字榊形	33 17.5	130 37.5	607
82317	黒木	地	○	○	○	○		八女市黒木町本分	33 13.4	130 38.8	144
82331	柳川	雨	○					柳川市本城町	33 09.6	130 24.2	7
82361	大牟田	地	○	○	○	○		大牟田市笹原町	33 0.4	130 28.0	40
82068	空港北町	地	○	○	○			北九州市小倉南区大字空港北町	33 50.7	131 2.1	7
82186	博多	地	○	○	○			福岡市博多区大字上臼井字屋敷	33 35.0	130 27.1	9

#### 農林水産省関係（雨量）

観測所名	所在地
独立行政法人 農業・生物系特定産業技術研究機構 九州沖縄農業センター 筑後研究拠点	筑後市大字和泉 496

#### 国土交通省関係

##### 4 気象観測所図参照

#### 防衛省関係（雨量）

観測所名	所在地
航空自衛隊春日気象隊	春日市原町3-1-1
航空自衛隊築城気象隊	築上郡築上町大字西八田無番地
航空自衛隊芦屋気象隊	遠賀郡芦屋町大字芦屋1445-1
陸上自衛隊飯塚駐屯地業務隊	飯塚市大字津島282
陸上自衛隊小倉駐屯地業務隊	北九州市小倉南区北方5-1-1
陸上自衛隊久留米駐屯地業務隊	久留米市国分町100

観測所名	所在地
門司駅	北九州市門司区中町 2-1
八幡駅	八幡東区西本町 3-6-1
陣原駅	八幡西区陣原 1-2-1
折尾駅	堀川町 1-1
赤間駅	宗像市赤間駅前 1-1-1
福岡駅	福津市中央 3-1-1
福工大前駅	福岡市東区和白丘 1-22-27
香椎駅	香椎駅前 1-11-1
博多駅	博多区博多駅中央街 1-1
南福岡駅	寿町 2-9-30
原田駅	筑紫野市大字原田 2243-1
羽犬塚駅	筑後市大字山の井諏訪の前 178-3
瀬高駅	みやま市瀬高町下庄矢部川 2315
大牟田駅	大牟田市不知火町 1 丁目無番町
今宿駅	福岡市西区今宿駅前 1-1-1
筑前深江駅	糸島市二丈深江元町
鹿家駅	二丈鹿家 1799
城野駅	北九州市小倉南区城野 1-16-1
苅田駅	京都郡苅田町堤 3434
行橋駅	行橋市西宮市 2-1-1
新田原駅	道場寺 1589
宇島駅	豊前市八屋 2553
直方駅	直方市大字山部 226-2
飯塚駅	飯塚市菰田西 1-1-1
桂川駅	嘉穂郡桂川町豆田 131-6
篠栗駅	糟屋郡篠栗町大字篠栗 4973-1
筑前内野駅	飯塚市内野 7001-7
酒殿駅	糟屋郡粕屋町大字酒殿 884
下鴨駅	嘉麻市大字鴨生 864
石原町駅	北九州市小倉南区新道寺 372-2
採銅所駅	田川郡香春町大字採銅所 2609
田川後藤寺駅	田川市大字奈良 1820
添田駅	田川郡添田町添田 1263-3
彦山駅	落合 800
大行司駅	東峰村大字大行司
善導寺駅	久留米市善導寺町飯田無番地
筑後吉井駅	うきは市吉井町字小柳 199

観測所名	所在地
九州自動車道 吉志	北九州市門司区
八幡北九州空港	京都郡苅田町
小倉東 IC	北九州市小倉南区長野
福智山	合馬
八幡 IC	八幡西区金剛
若宮 IC	宮若市沼口
見坂峠	福津市本木
古賀 IC	古賀市新原
久留米 IC	久留米市御井幡崎
宝満川	小郡市大字味坂
多々良川	糟屋郡粕屋町
太宰府 IC	太宰府市水城
矢部川	みやま市瀬高町
大分自動車道 佐田川	朝倉市屋永
甘木 IC	馬田
朝倉 IC	比良松
八木山バイパス 新城戸橋	糟屋郡篠栗町
権田道路 坂口橋	築上郡築上町
権田料金所	

福岡北九州高速道路公社 (雨量)

地点名	所在地
北九州都市高速 鳥越	北九州市門司区青葉台3番
" 紫川	" 小倉北区篠崎1丁目
" 横代	" 小倉南区横代北町2丁目
" 中原	" 戸畑区中原東4丁目
" 帆柱	" 八幡東区帆柱3丁目
" 枝光	" 東田2丁目
" 建郷	" 八幡西区市瀬2丁目
福岡都市高速 名島	福岡市東区箱崎埠頭3丁目5番
" 箱崎	" 箱崎4丁目
" 東浜	" 東浜1丁目
" 荒津大橋	" 中央区那の津3丁目7番
" 地行	" 地行浜2丁目
" 月隈	" 博多区東那珂2丁目
" 愛宕	" 西区愛宕
" 野多目	" 南区野多目5丁目
" 野芥	" 早良区梅林4丁目1番
" 大野城	大野城市御笠川5丁目
" 粕屋	糟屋郡粕屋町江辻

県関係 (雨量)

観測所名	所在地
<b>【河川課】</b>	
福岡	福岡市東区箱崎1-18-1(福岡県土整備事務所)
宇美	糟屋郡宇美町障子岳水源地
篠栗	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855-5(篠栗町役場)
鳴淵ダム	糟屋郡篠栗町大字篠栗3172-92
雨水橋	糟屋郡粕屋町大字江辻
猪野ダム	糟屋郡久山町大字猪野145-32
古賀市役所	古賀市駅東1-1-1(古賀市役所)
小郡	小郡市小郡255-1(小郡市役所)
田主丸	久留米市田主丸町田主丸459-11(久留米市田主丸総合支所)
藤波ダム	うきは市浮羽町小塩5807-2
福智山ダム	直方市大字頓野20-4
福丸	宮若市福丸272-1(宮若市若宮総合支所)
宮田	宮若市宮田29-1(宮若市役所)
力丸ダム	宮若市下2389-5(力丸・犬鳴ダム管理出張所)
小河原	宮若市三ヶ畑字小河原1072
犬鳴ダム	宮若市犬鳴72-2
宮田橋	宮若市本城字恵時217-1
諫山	京都府みやこ町勝山岩熊539(諫山小学校)
池田	糸島市池田字大日川原405
王丸	糸島市王丸304(怡土小学校王丸分校)
瑞梅寺ダム	糸島市瑞梅寺864(瑞梅寺ダム管理出張所)
上久保	糸島市瑞梅寺字上久保163-1
小石原	朝倉郡東峰村大字小石原941-9(東峰村小石原庁舎)
日向神	八女市矢部村矢部字桑ノ瀬33-7(日向神ダム管理出張所)
御側	八女市矢部村北矢部字御側
柴庵	八女市矢部村北矢部字柴庵
宮ノ尾	八女市矢部村北矢部字中村
中間	中間市中間1-1-1(中間市役所)
菅生	北九州市小倉南区徳吉南2-2-1(菅生中学校)
頂吉	北九州市小倉南区頂吉451-1
ます淵ダム	北九州市小倉南区頂吉1408-4(ます淵ダム管理出張所)
安宅	田川郡川崎町大字安真木
採銅所	田川郡香春町大字採銅所
赤	田川郡赤村大字赤
油木ダム	田川郡添田町大字津野6898
津野	田川郡添田町大字津野1975
犀川	京都府みやこ町犀川八ツ溝
大藪	田川郡添田町大字中元寺字小綱立370-1
古屋敷	田川郡川崎町大字安真木
陣屋ダム	田川郡添田町大字中元寺字田ノ本778-99
大分	飯塚市大分
千手	嘉麻市千手
宮吉	嘉麻市宮吉



<p>御笠橋 山神ダム 南畑ダム 背振ダム 小川内 上村 永岡 牛頸ダム 北谷ダム 九千部 鳥井畑 椎田</p>	<p>筑紫野市大字吉木 筑紫野市大字山口字薩摩屋敷2405-1(山神・牛頸・北谷ダム管理出張所) 筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字下北川908-8(南畑ダム管理出張所) 福岡市早良区大字板屋字前熊山357-26 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町松隈2230 筑紫野市大字平等寺字高原766-5 筑紫野市大字永岡字松崎252-2 大野城市大字牛頸731 太宰府市大字北谷字別所 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字苗ヶ尾 豊前市大字鳥井畑 築上郡築上町大字椎田</p>
<p>【砂防課】</p>	
<p>米多比小野小学校 草場集会所 新宮町役場 篠栗米の山 今宿青木公園 柏原松原運動公園 糸島峠 脇山門戸口堰堤 志賀島潮見公園 地徳南 発心北 白金山 鷹取山 束川 耳納峠 宿の谷 葛籠 本吉清水運動公園 福丸 みやこ町犀川 鐘畑 桜野小学校 西部研修施設 川付消防センター 県道路公社 荒川峠 白石山 松末小学校 北小路公民館 秋月 三並小学校 池の山 八女市上陽支所 辺春 鹿伏 土取 グリーンピア 文字岳 柳峠 和布刈公園 門司柳西中学校 湯川公民館 八幡高校 貴山 菅生の滝 八幡中央高校 石峰山 畑貯水池 海老津小学校 湯川山中継局 飯塚市瀬田支所 平嘉穂養護学校 三郡山中継局 双葉老人ホーム 別所なかかわ苑 歴木中学校</p>	<p>古賀市米多比 1689 糟屋郡久山町大字山田字石切 393-156 糟屋郡新宮町緑ヶ浜 1-1-1 糟屋郡篠栗町大字篠栗 2728-6 福岡市今宿青木字塚本 230-2 福岡市南区松原 5-754-1 糸島市川原 11-2 福岡市早良区大字脇山字門戸口 1564-8 福岡市東区志賀島 968-1 八女市上陽町大字上横山字山神 3024-97 八女市上陽町大字上横山字西浦田 5769-2 久留米市高良内町字中戸花 1812 八女市上陽町大字上横山 3024-1 うきは市浮羽町小塩 570-1 八女市星野村古道 7276-1 八女市星野村山伏ノ宿 13599-8 うきは市浮羽町新川 3325-113 みやま市瀬高町大字本吉字三船 1073-2 行橋市福丸 231-1 地先 京都府みやこ町犀川本庄 646 京都府みやこ町犀川鐘畑 623-1 地先 糸島市志摩桜井字日差 5921 糸島市志摩芥屋字松原 26-2 糸島市長野字稲葉崎 1484-6 糸島市二丈吉井字広田 2896-1 糸島市二丈一貴山樋の口 312-203 朝倉市佐田字木和田白石山分瀬国有林 303 林小班 朝倉市杷木星丸字清水ヶ元 1175 朝倉市黒川字北小路 6500 朝倉市秋月石原 999-5 朝倉郡筑前町畑福原 753-1 八女市星野村麻生 10828-1 八女市上陽町大字北川内 547-1 八女市立花町上辺春 180 八女市立花町白木 4048-3 八女市黒木町笠原字土取 5622-30 八女市黒木町小屋字堂作 9082-1 八女市矢部村矢部字小窪 1384-2 八女市星野村字金山 18485-1 北九州市門司区大字門司 北九州市門司区柳原町 1-1 北九州市小倉南区湯川 1-8-33 北九州市八幡東区清田 3-1-1 北九州市小倉南区大字母原字小松野 1634-30 北九州市小倉南区大字合馬字立石横谷 2223-19 北九州市八幡西区元城 1-1 北九州市若松区今光 3-1147-6 北九州市八幡西区大字畑字福原 752-1 遠賀郡岡垣町海老津 1503-4 宗像市田野字諸見谷 2243-1 飯塚市勢多 1271-1 嘉麻市鴨生 328-1 飯塚市馬敷字谷屋形国有林 11 い林小班内 太宰府市三条 1-4-1 筑紫郡那珂川町大字別所 579 大牟田市大字歴木 1150</p>

岩丸 下河内 地島小学校 宗像市大島支所 福津市津屋崎 苅田町役場 上稗田橋 杉山橋 築城 周防灘 上毛町役場 寒田 岩屋公民館 稲川橋  <p style="text-align: center;">【消防防災課】</p> 福岡県庁 鷹取山中継局 清水山中継局 三郡山中継局 九千部山中継局 大坂山中継局 権現山中継局 湯川山中継局 火山中継局 久留米支部局 柳川支部局 直方支部局 行橋支部局 前原支部局 朝倉支部局 八女支部局 北九州支部局 田川支部局 飯塚支部局 那珂支部局 大牟田支部局 豊前支部局 宗像支部局 小倉合庁局	築上郡築上町大字岩丸 1536-1 豊前市大字下川底 1122-2 宗像市地島字小道山 472-3 宗像市大島 1011 福津市津屋崎 458-1 京都郡苅田町富久町 1-19-1 行橋市上稗田 678 地先 京都郡みやこ町犀川帆柱道 5106 築上郡築上町大字船迫 1343-1 築上郡築上町大字上ノ河内 1409-2 築上郡上毛町大字垂水 1321-1 築上郡築上町大字寒田 527-1 豊前市岩屋 143-1 築上郡上毛町大字東上地内  福岡市博多区東公園 7-7 福岡県庁 八女市上陽町上横山 3042-2 鷹取山中継所 みやま市瀬高町本吉清水谷 1127-1 清水山中継所 飯塚市馬数字谷屋形 国有林 11 い林小班内 三郡山中継所 筑紫郡那珂川町大字市ノ瀬字苗ヶ尾 1718-104 九千部山中継所 田川郡香春町大字鏡山猪ノ岳 1352-2 大坂山中継所 北九州市八幡東区大字大蔵字西河内 国有林 96 林班ル小班内 権現山中継所 宗像市田野字諸見谷 2243-1 湯川山中継所 糸島市志摩野北字堂徳 2867-1 火山中継所 久留米市新合川 1-7-27 久留米県土整備事務所 柳川市三橋町今古賀 8-1 南筑後県土整備事務所柳川支所 直方市日吉町 9-10 直方県土整備事務所 行橋市中央 1-2-1 京築県土整備事務所行橋支所 糸島市浦志 2-3-1 福岡県土整備事務所前原支所 朝倉市甘木 2014-1 朝倉県土整備事務所 八女市本村 25 八女県土整備事務所 北九州市八幡西区則松 3-7-1 北九州県土整備事務所 田川市大字伊田 4543-1 田川県土整備事務所 飯塚市新立岩 8-1 飯塚県土整備事務所 大野城市白木原 3-5-25 那珂県土整備事務所 大牟田市小浜町 24-1 南筑後県土整備事務所 豊前市大字八屋 2007-1 京築県土整備事務所 宗像市東郷 1-2-1 北九州県土整備事務所宗像支所 北九州市小倉北区城内 7-8 北九州東県税事務所
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

市町村関係 (雨量)

観測所名	所在地
福岡市消防本部	福岡市中央区舞鶴3-9-7
東消防署 西戸崎出張所	〃 東区西戸崎6-4-4
〃 和白出張所	〃 〃 和白3-28-33
〃 多々良出張所	〃 〃 土井1-23-21
博多消防署 空港出張所	〃 博多区大字上臼井454-1
南消防署 花畑出張所	〃 南区若久5-25-3
西消防署 壱岐出張所	〃 西区野方1-14-4
城南消防署	〃 城南区神松寺2-19-12
早良消防署	〃 早良区百道浜1-3-1
北九州市消防局(指令センター)	北九州市小倉北区大手町3-9
門司消防署	〃 門司区大里東1-4-10
小倉北消防署	〃 小倉北区江南町4-16
小倉南消防署	〃 小倉南区若園5-1-3
若松消防署	〃 若松区桜町1-28
八幡東消防署	〃 八幡東区春の町2-8-13
八幡西消防署	〃 八幡西区相生町15-25
戸畑消防署	〃 戸畑区千防1-9-8
久留米市消防署	久留米市東櫛原町999番地1
大牟田市消防署	大牟田市浄真町46
田川地区消防署	田川市大字川宮1570
〃 添田出張所	田川郡添田町大字添田1280-5
直方市消防本部	直方市新町2-5-10
甘木・朝倉消防本部	朝倉市一木 18-20
柳川市消防本部	柳川市大字本城町4-2
中間市消防本部	中間市中間2-2-2

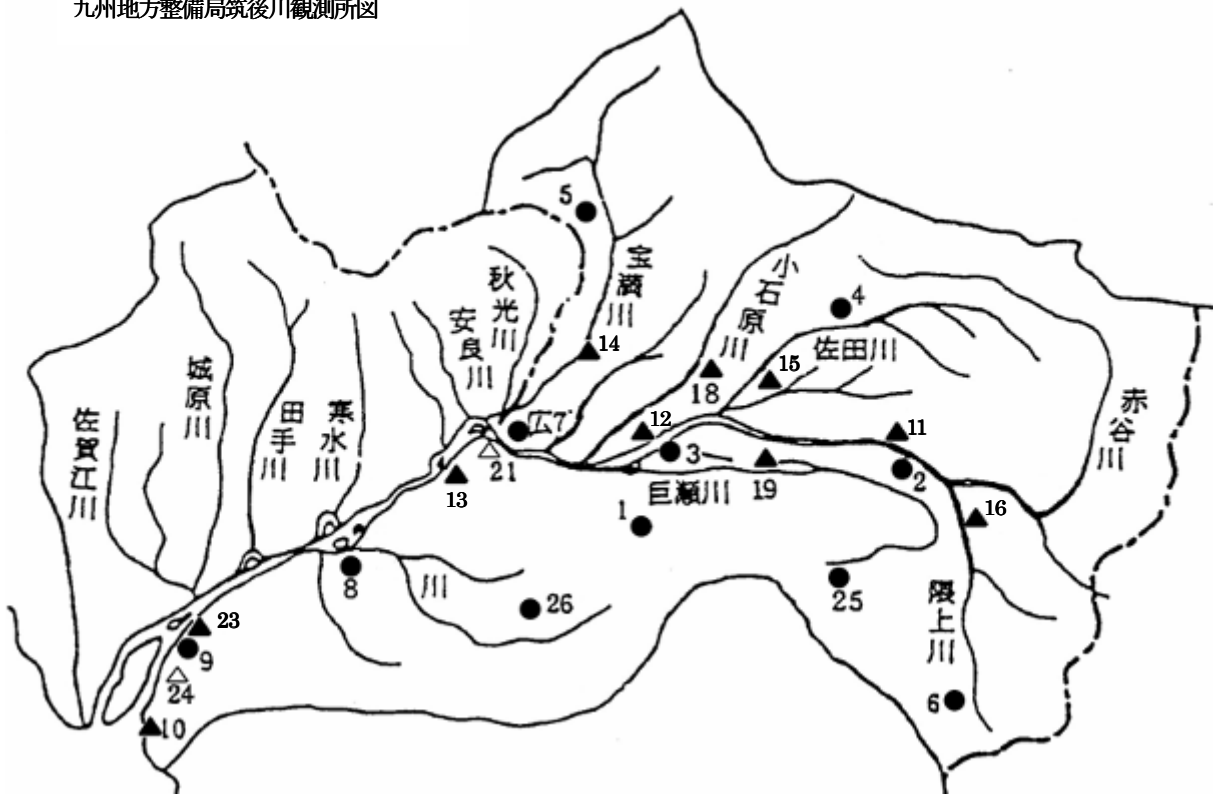
遠賀郡消防本部 春日・大野城・那珂川消防本部 糸島市消防本部 八女消防本部 立花分署 広川分署 八女東消防署 上陽分署 星野分署 矢部分署 筑前町役場 福岡市役所 早良区役所入部出張所 北崎公民館 玄界公民館 曲淵水源事務所 門司区役所 小倉北区役所 小倉南区役所 若松区役所 八幡東区役所 八幡西区役所 戸畑区役所 国設観測局 若戸大橋管理事務所	遠賀郡遠賀町広渡1639 春日市春日2-2-1 糸島市前原79-18 八女市大字本村22-1 " 立花町上辺春402-1 八女郡広川町新代1964-1 八女市黒木町桑原23 " 上陽町北川内639-8 " 星野村鍛冶屋 " 矢部村北矢部13739 朝倉郡筑前町篠隈373 福岡市中央区天神1丁目8-1 " 早良区東入部2-14-8 " 西区大字宮浦1978-1 " 西区大字玄界島21-3 " 早良区大字曲淵58-13 北九州市門司区清滝1丁目1-1 " 小倉北区大手町1-1 " 小倉南区若園5丁目1-2 " 若松区浜町1丁目1-1 " 八幡東区中央1丁目1-1 " 八幡西区筒井町15-1 " 戸畑区新池1丁目1-1 " 小倉北区井堀2丁目7-1 " 戸畑区戸畑
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

九州電力関係（雨量）

観測所名	所在地
北九州支店総合制御所	北九州市小倉北区米町2丁目3-1

## 4 気象観測所図

九州地方整備局筑後川観測所図

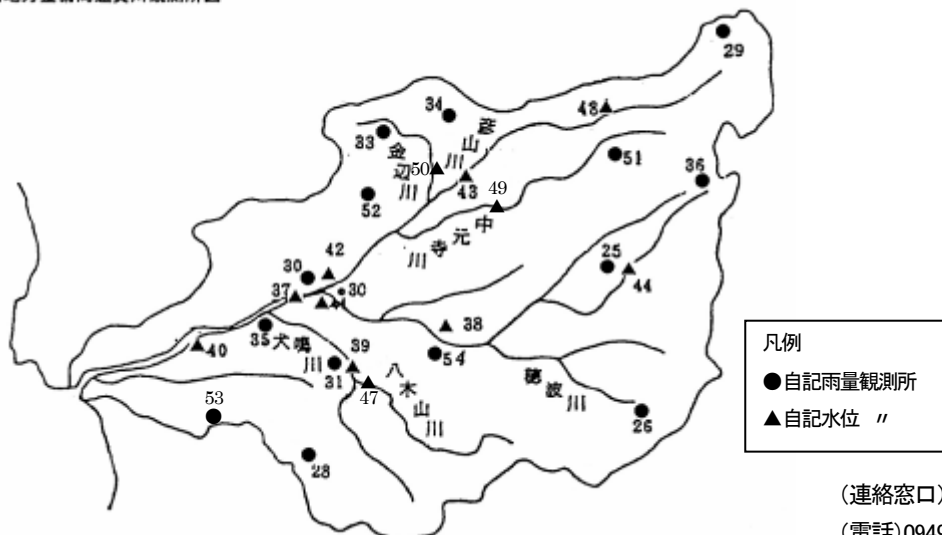


凡例	
●	自記雨量観測所
▲	自記水位 "
△	普通水位 "

連絡窓口	電 話
河川部河川環境課	(092)471-6331(夜間 476-3525)
筑後川河川事務所	(0942)33-9131 から 9135 まで

記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類
1	草野観測所	久留米市	雨量	9	大川観測所	大川市	雨量風向風速	18	栄田橋観測所	大刀洗町	水位
2	吉井 "	久留米市	"	10	河口 "	柳川市	潮位	19	中央橋 "	久留米市	"
3	片の瀬 "	田主丸町	"	11	恵蘇の宿 "	うきは市	水位	21	久留米大橋 "	久留米市	"
4	角枝 "	朝倉市	"	12	片の瀬 "	久留米市	"	23	若津 "	大川市	"
5	原田 "	筑紫野市	"	13	瀬ノ下 "	久留米市	"	24	紅粉屋 "	"	地下水位
6	田籠 "	うきは市	"	14	端間 "	小郡市	"	25	妹川 "	うきは市	雨量
7	久留米 "	久留米市	"	15	金丸橋 "	朝倉市	"	26	長延 "	広川町	"
8	筑邦 "	"	"	16	西隈の上 "	うきは市	"				

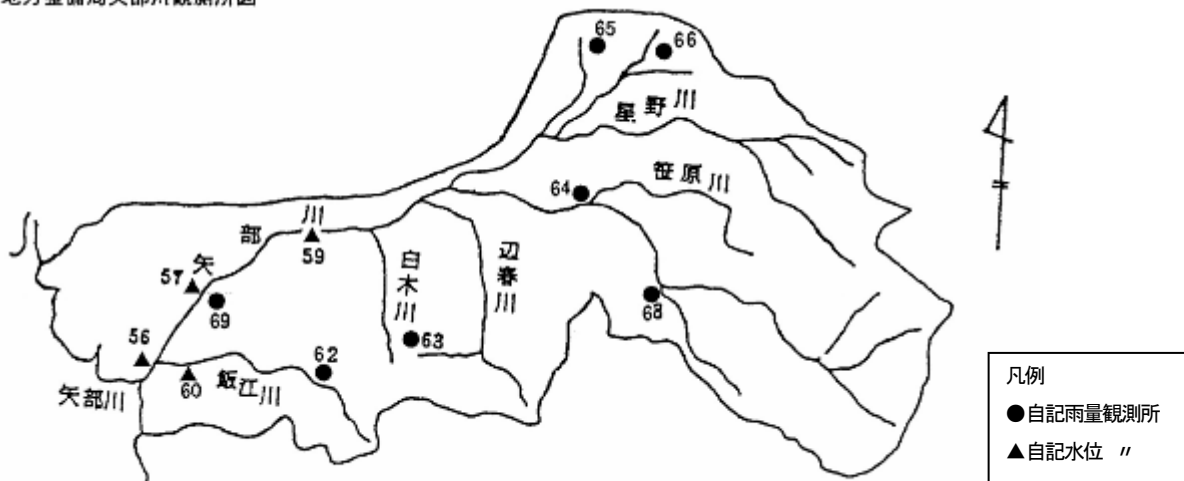
九州地方整備局遠賀川観測所図



(連絡窓口)遠賀川河川事務所  
(電話)09492-2-1830~1833

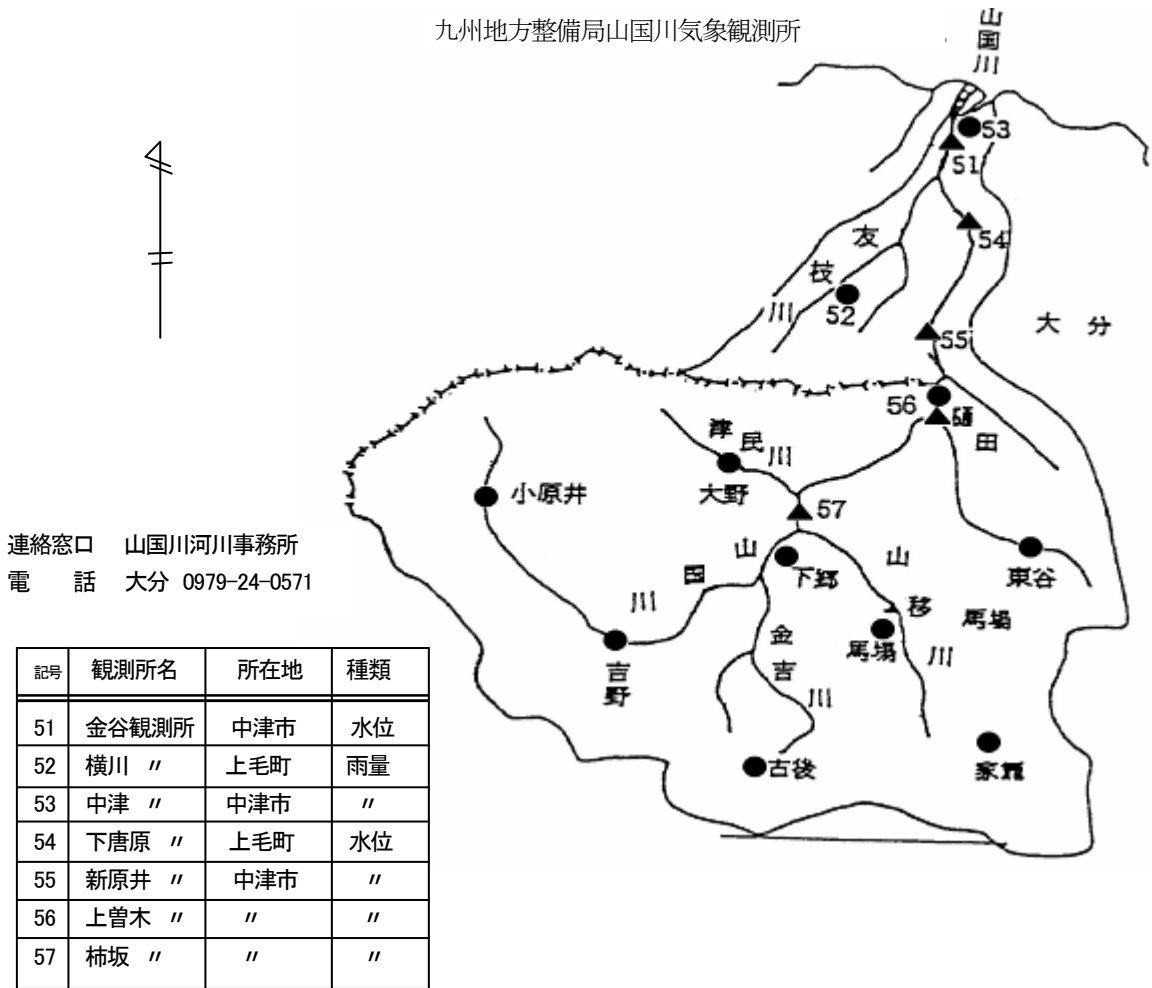
記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類
25	大隈観測所	嘉麻市	雨量	37	日の出橋観測所	直方市	水位	48	添田観測所	添田町	水位
26	内野〃	飯塚市	〃	38	川島〃	飯塚市	〃	49	春日橋〃	田川市	〃
28	山口〃	宮若市	〃	39	宮田橋〃	宮若市	〃	50	夏吉〃	〃	〃
29	英彦山〃	添田町	〃	40	中間〃	中間市	〃	51	中元寺〃	添田町	雨量
30	直方〃	直方市	〃	41	勘六橋〃	直方市	〃	52	上野〃	福智町	〃
31	宮田〃	宮若市	〃	42	中島〃	〃	〃	53	古月山〃	鞍手町	〃
33	採銅所〃	香春町	〃	43	伊田〃	田川市	〃	54	川島〃	飯塚市	〃
34	小柳〃	赤村	〃	44	大隈〃	嘉麻市	〃				
36	桑野〃	嘉麻市	〃	47	生見〃	宮若市	〃				

九州地方整備局矢部川観測所図



(連絡窓口)筑後川河川事務所矢部川出張所  
(電話)09446-3-2520

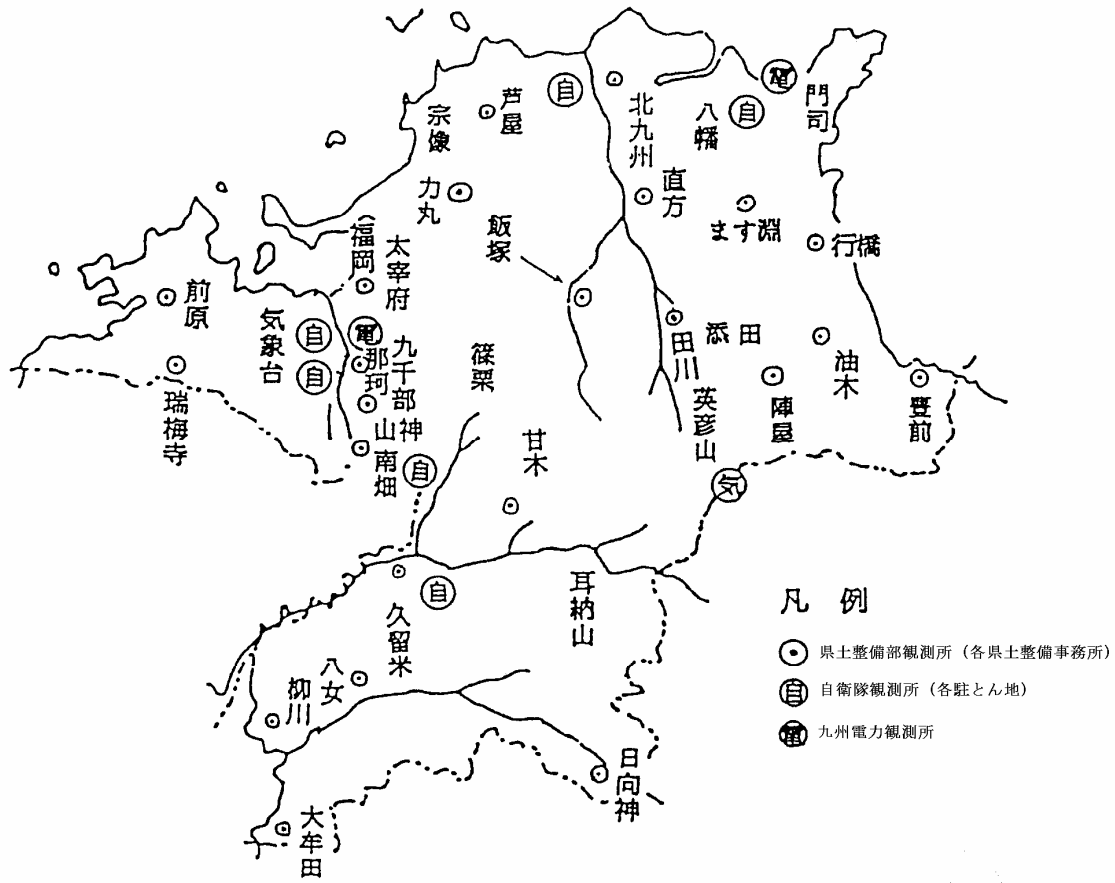
記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類	記号	観測所名	所在地	種類
56	浦島橋観測所	柳川市	水位	62	舞鶴観測所	みやま市	雨量	66	杠葉観測所	八女市	雨量
57	瀬高〃	みやま市	〃	63	白木〃	八女市	〃	68	吹原〃	〃	〃
59	船小屋〃	筑後市	〃	64	黒木〃	〃	〃	69	瀬高〃	みやま市	〃
60	安手橋〃	みやま市	〃								



福岡管区气象台気象観測所図



# 気象観測図（県・自衛隊・九電）



## 九州旅客鉄道株式会社 雨量風速観測所

●：風速  
●：雨量



## 5 計測震度観測施設等

### 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

(1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

(2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

(3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

(4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

(5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

#### ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。



## ● 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物(住宅)	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物(住宅)の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年(2008年)岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## ● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年(1981年)以前は耐震性が低く、昭和57年(1982年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## ● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

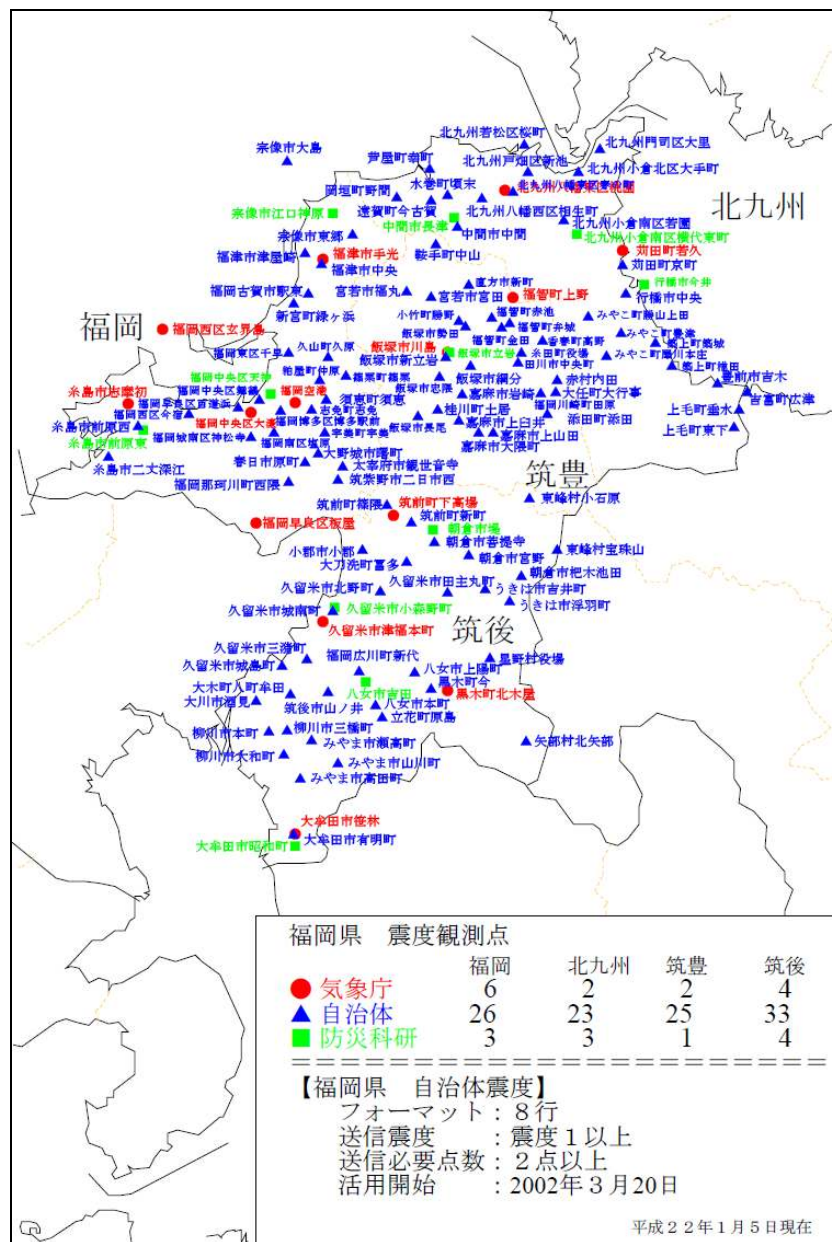
※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## ● ライフライン・インフラ等への影響

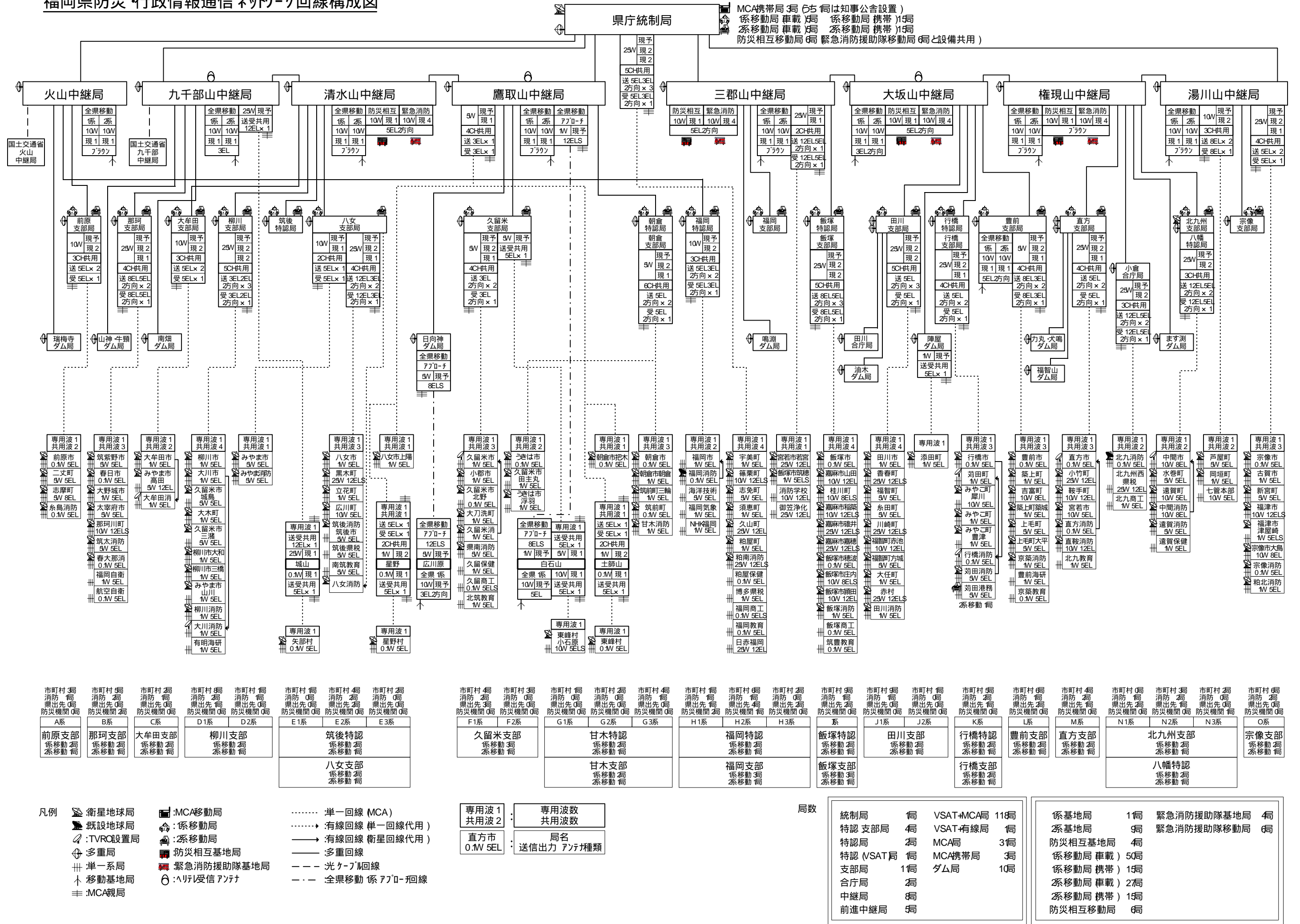
ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

## 福岡県震度観測点



# 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク回線構成図



## 6 通信回線系統図

- 凡例
- ☉ 衛星地球局
  - 📶 既設地球局
  - 📡 TVRO設置局
  - 📶 多重局
  - ⊥ 単一系局
  - ⊥ 移動基地局
  - ≡ MCA親局
  - 📶 MCA移動局
  - 📶 係移動局
  - 📶 係移動局
  - 📶 防災相互基地局
  - 📶 緊急消防援助隊基地局
  - ⊥ 単一回線 (MCA)
  - ⊥ 有線回線 (単一回線代用)
  - ⊥ 有線回線 (衛星回線代用)
  - ⊥ 多重回線
  - ⊥ 光ケーブル回線
  - ⊥ 全県移動 係 770- 回線

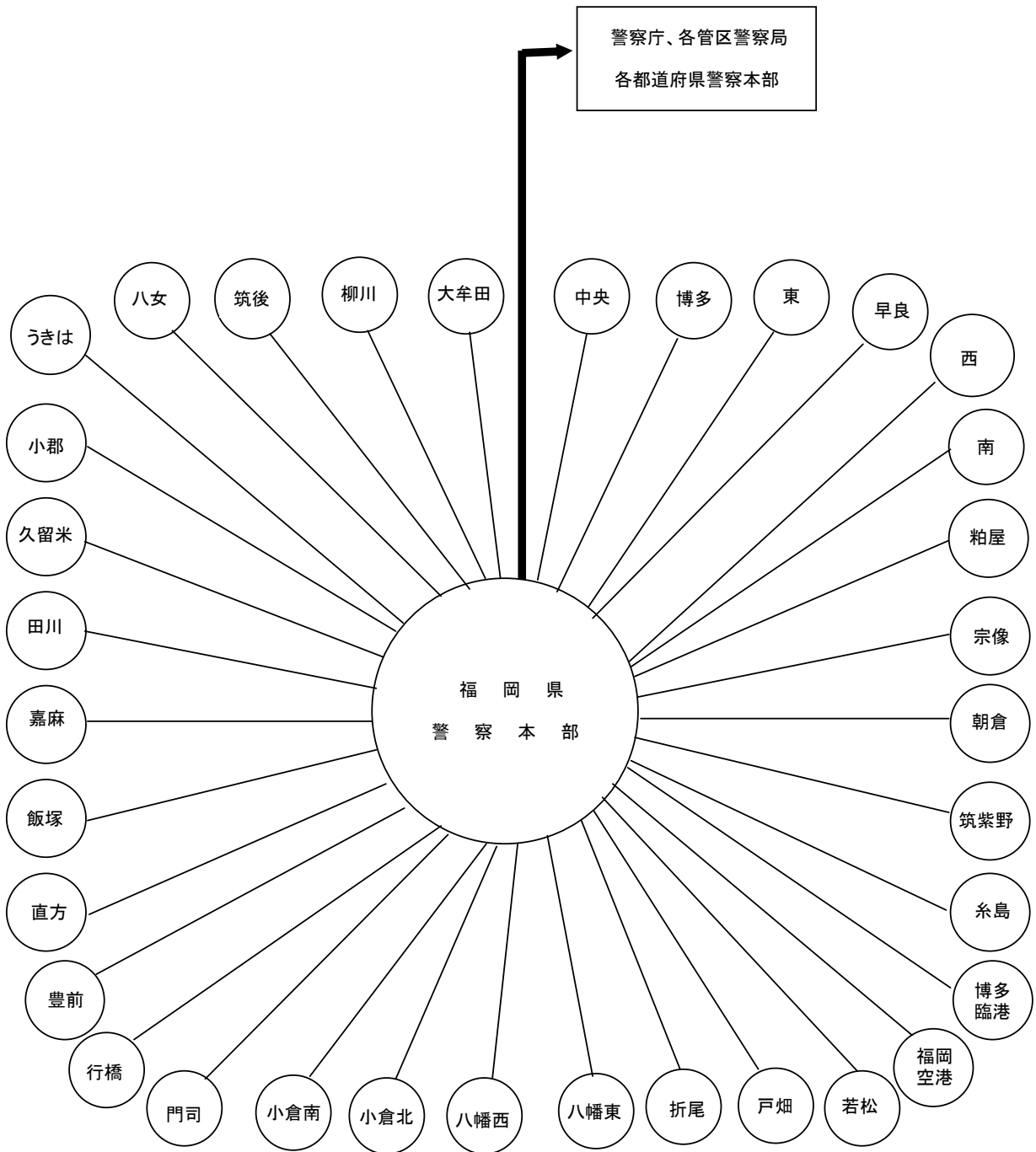
専用波 1 共用波 2	専用波数 共用波数
直方市 0.1W 5EL	局名 送信出力 アンテナ種類

局数

統制局	1局	VSAT+MCA局	116局
特認支部局	4局	VSAT+有線局	1局
特認局	2局	MCA局	3局
特認 (VSAT局)	1局	MCA携帯局	3局
支部局	1局	ダム局	10局
合庁局	2局		
中継局	8局		
前進中継局	5局		

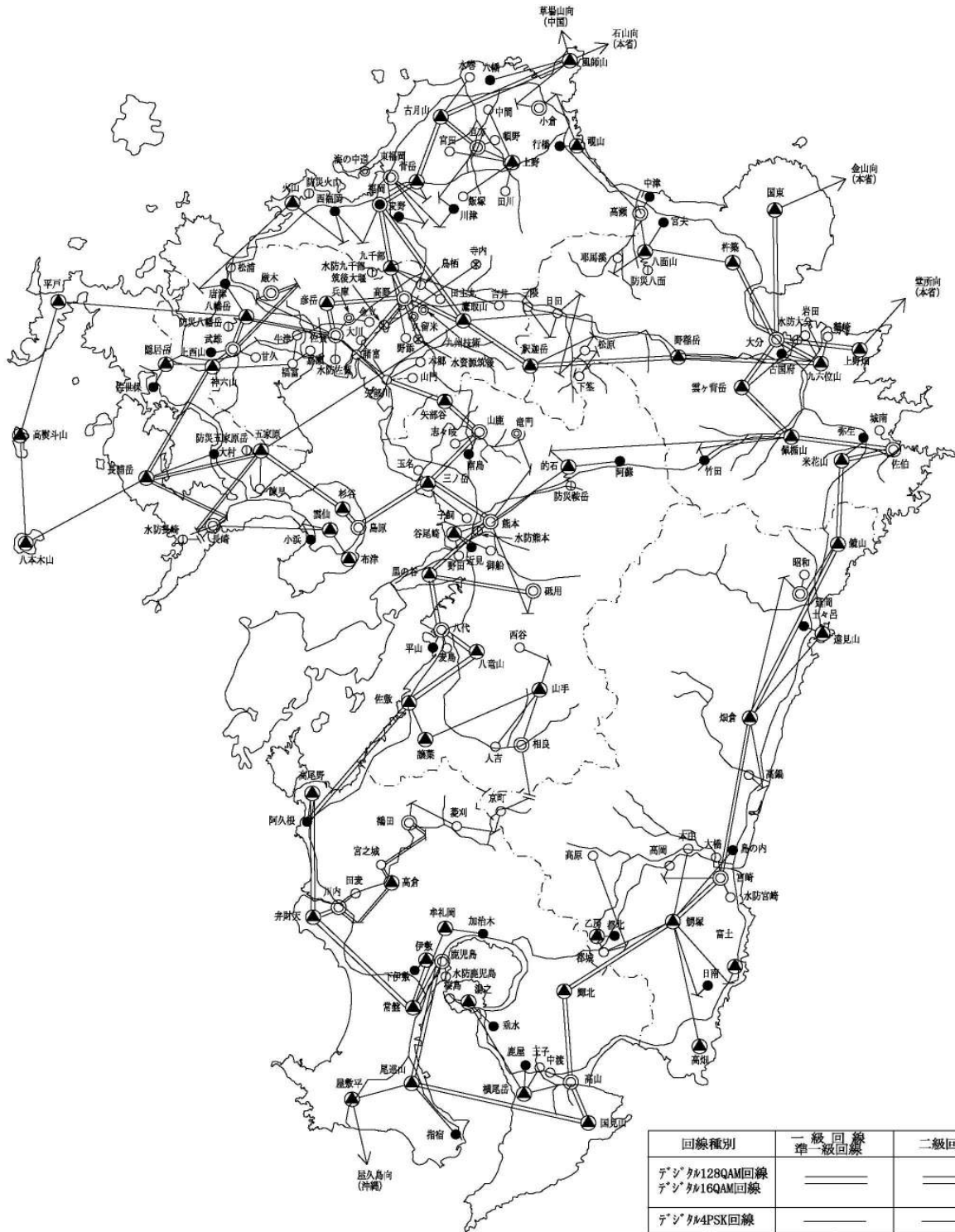
係系地局	1局	緊急消防援助隊基地局	4局
係系基地局	9局	緊急消防援助隊移動局	6局
防災相互基地局	4局		
係移動局 (車載)	50局		
係移動局 (携帯)	15局		
係移動局 (車載)	2局		
係移動局 (携帯)	15局		
防災相互移動局	6局		

# 警察無線系統図



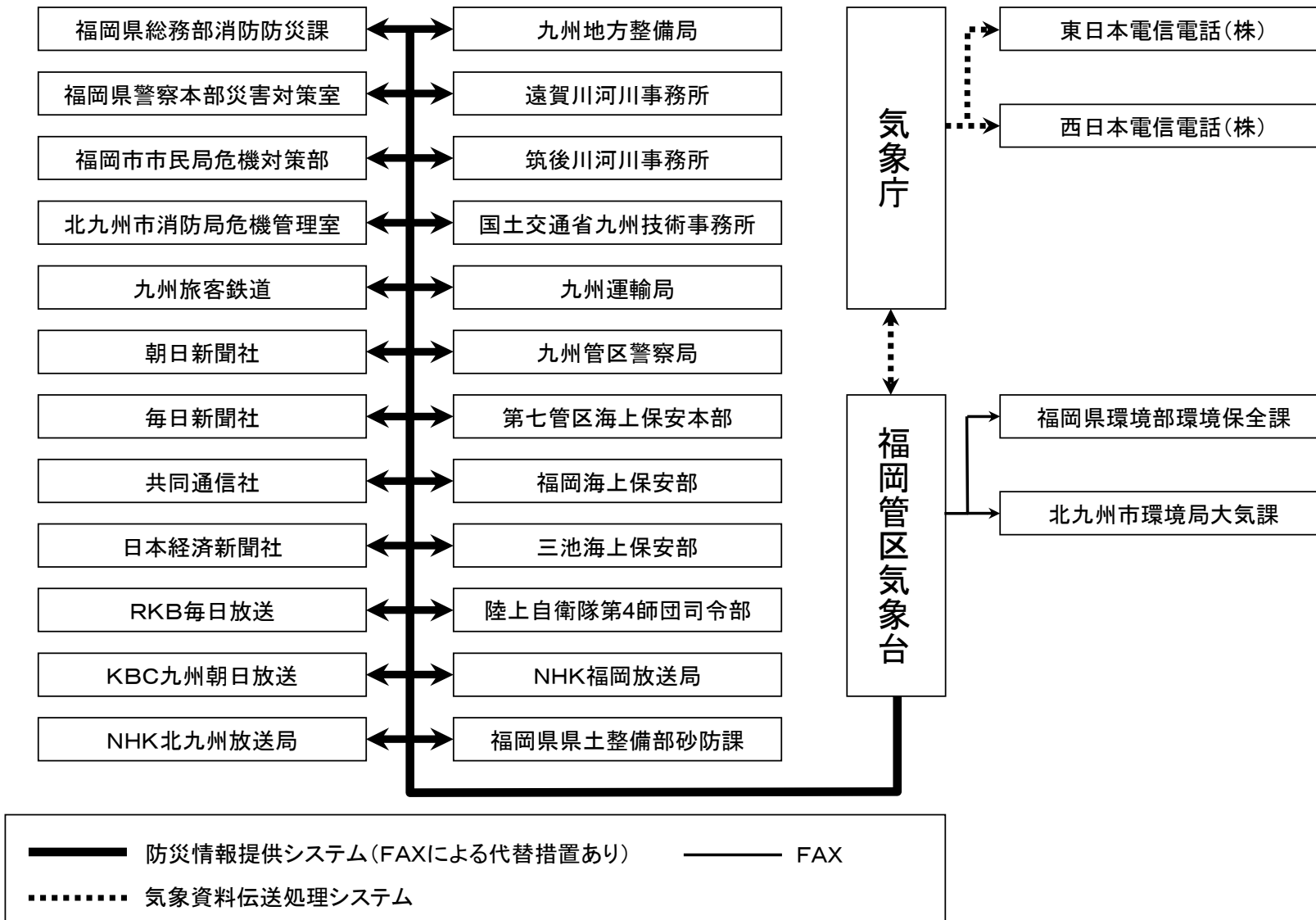
- 凡例
- 超短波回線
  - マイクロ回線
  - 警察署

平成21年度 多重通信回線系統図

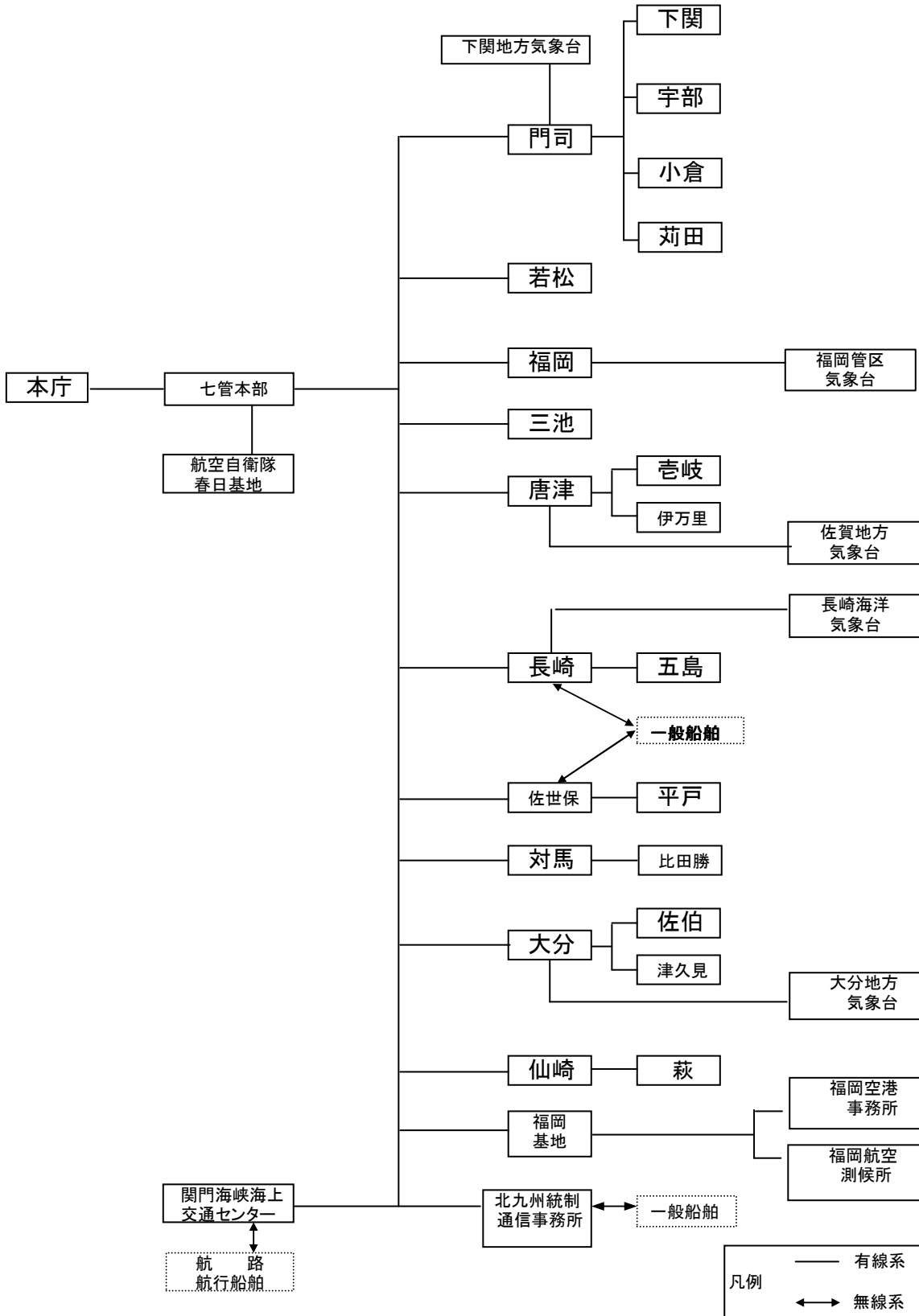


回線種別	一級回線 準一級回線	二級回線
デジタル128QAM回線 デジタル16QAM回線	══	══
デジタル4PSK回線	══	══
● 本局	⊗ 水資源 無線局	
◎ 事務所	⊕ 県無線局	
▲ 中継局	∟ 反射板(1枚)	
○ 出張所(治水)	⊥ 反射板(2枚)	
● 出張所(道路)		

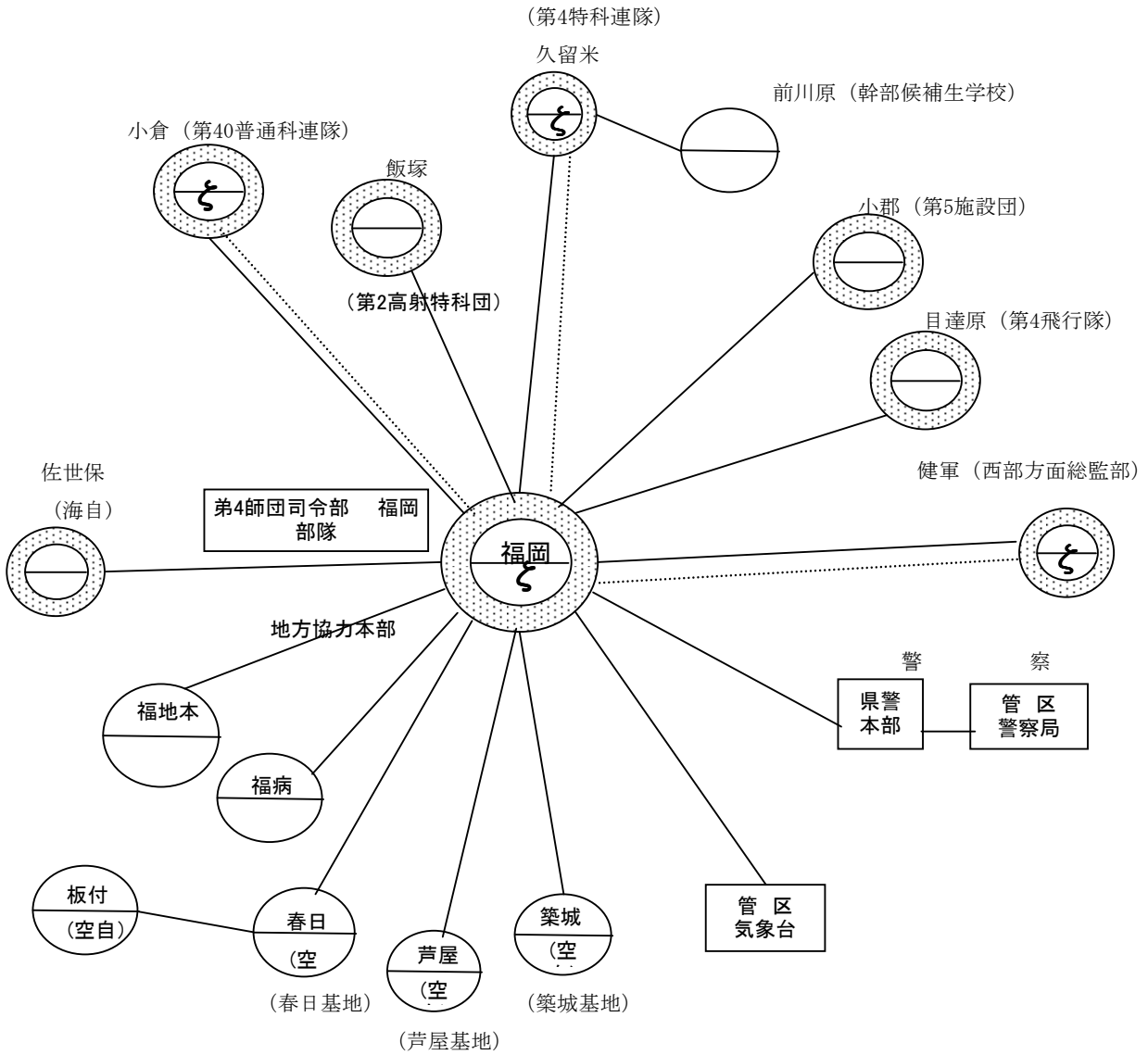
### 福岡管区気象台気象情報伝送系統図



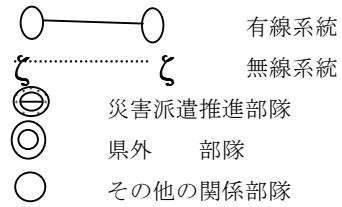
第七管区海上保安本部通信系統図



# 陸上自衛隊第4師団通信系統図



- (注) 1. 自衛隊部隊の相互間は専用の有線、無線網を構成している。
2. 緊急連絡のため自衛隊通信網の利用を要する場合はその都度調整(依頼)して利用することができる。





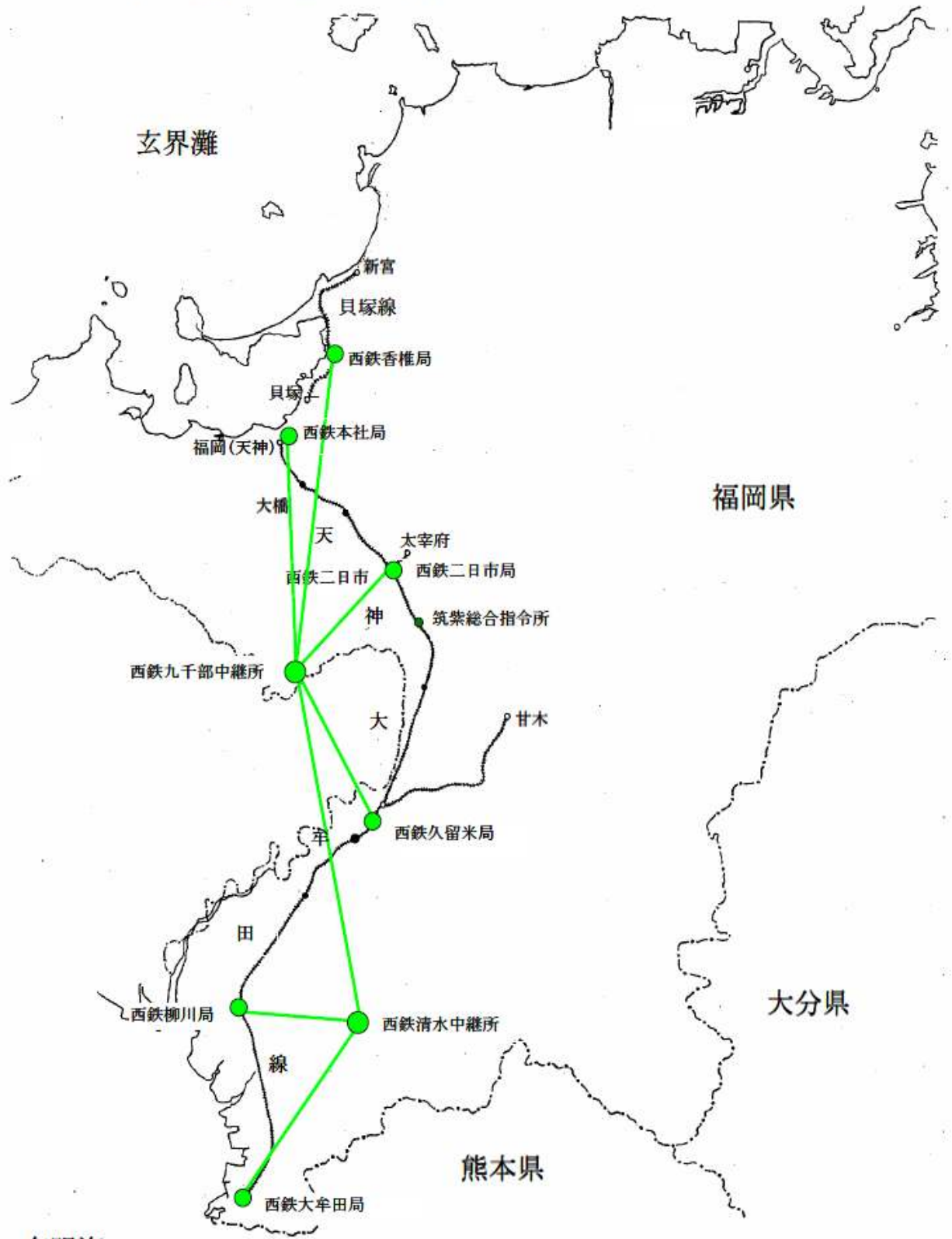
九州電力株式会社通信系統図



九州旅客鉄道株式会社無線系統図



# 西日本鉄道（株）無線局の位置図



凡例  
● — : マイクロ無線固定局及び回線

## 7 福岡県防災・行政情報通信ネットワーク電話番号一覧表

防災・行政電話番号 本庁  
 (かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方: 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
知事室	700	7000	
副知事室(防災担当)	〃	7001	
秘書室(知事室と切り替え)	〃	7000	
知事公舎	852	71	
〃 (F A X)	〃	75	
<b>【総務部】</b>			
部長室	700	7010	
次長室	〃	7011	
行政経営企画課	〃	7012	
人事課	〃	7013	
財政課 (F A X)	〃	7014	
県民情報広報課	〃	7016	
消防防災課			
課長席	〃	7020	
副課長席	〃	7021	
防災指導係	〃	7022	
消防係	〃	7023	
防災情報通信係	〃	7024	
〃	〃	7025	
F A X	〃	7390	
〃	〃	7391	
〃	〃	7392	
〃	〃	7393	
F A X (消防防災無線)	〃	7399	
統制室	〃	7026	
宿直室	〃	7027	
通信機械室	〃	7028	
災害対策本部室	〃	7500	
〃	〃	7501	
〃	〃	7502	
〃	〃	7503	
〃	〃	7504	
衛星回線無線室	〃	7510	
〃	〃	7511	
〃	〃	7512	
〃	〃	7513	
〃	〃	7514	
〃	〃	7515	
〃	〃	7516	
〃	〃	7517	
〃	〃	7518	
〃	〃	7519	
<b>【企画・地域振興部】</b>			
総合政策課	700	7032	
<b>【新社会推進部】</b>			
社会活動推進課	700	7092	
<b>【保健医療介護部】</b>			
部長室	700	7040	
保健医療介護総務課	〃	7042	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【福祉労働部】</b>			
福祉総務課	700	7082	
<b>【環境部】</b>			
環境政策課	700	7052	
<b>【商工部】</b>			
商工政策課	700	7062	
<b>【農林水産部】</b>			
部長室	700	7070	
農林水産政策課	〃	7072	
<b>【県土整備部】</b>			
部長室	700	7100	
県土整備総務課	〃	7102	
河川課	〃	7103	
F A X	〃	7396	
<b>【建築都市部】</b>			
建築都市総務課	700	7112	
<b>【会計管理局】</b>			
会計管理局会計課	700	7122	
<b>【教育庁】</b>			
総務課	700	7132	
<b>【企業局】</b>			
管理課	700	7142	
<b>【県警本部】</b>			
警備課	700	7202	
交通管制センター	〃	7203	
通信指令室	〃	7204	
<b>【県庁各課の庁内内線】</b>			
	700	XXXX	
※「県庁電話番号」の「内線」欄を参照			
例：消防防災課防災情報通信係	700	2488	

県庁では庁内内線電話の利用可能

防災・行政電話番号

出先機関(1)

農林事務所

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【農林事務所】</b>			
<b>福岡農林事務所</b>	(福岡西総合庁舎)		
所長室	801	700	
総務課	"	701	
FAX (  " )	"	760	
農政課長	"	<b>310</b>	
園芸畜産課長	"	<b>320</b>	
農地計画課長	"	<b>350</b>	
農地整備課長	"	705	
森林土木課	"	706	
林務課長	"	<b>340</b>	
災害和室	"	<b>374</b>	
<b>朝倉農林事務所</b>	(朝倉総合庁舎)		
所長	816	700	
	"	<b>200</b>	
総務課	"	701	
総務課長	"	<b>210</b>	
FAX (総務課)	"	760	
農政課長	"	<b>220</b>	
園芸畜産課長	"	703	
	"	<b>230</b>	
農地計画課長	"	<b>240</b>	
農地整備第一課長	"	<b>250</b>	
農地整備第二課長	"	<b>260</b>	
森林土木課長	"	706	
	"	<b>270</b>	
林務課長	"	<b>280</b>	
災害和室	"	<b>293</b>	
<b>八幡農林事務所</b>	(八幡総合庁舎)		
所長	702	700	
	"	<b>500</b>	
総務課長	"	701	
	"	<b>510</b>	
FAX (総務課)	"	760	
農政課長	"	702	
	"	<b>520</b>	
農地計画整備課長	"	<b>540</b>	
森林土木課長	"	708	
	"	<b>560</b>	
林務課長	"	<b>570</b>	
災害和室	"	<b>593</b>	

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>飯塚農林事務所</b>	(飯塚総合庁舎)		
所長	820	700	
	"	<b>400</b>	
総務課長	"	701	
	"	<b>410</b>	
FAX (総務課)	"	760	
農政課長	"	<b>420</b>	
園芸畜産課長	"	<b>430</b>	
農地計画課長	"	<b>440</b>	
農地整備課長	"	705	
	"	<b>450</b>	
森林土木課長	"	706	
	"	<b>460</b>	
林務課長	"	<b>470</b>	
<b>筑後農林事務所</b>			*
所長	803	<b>300</b>	
副所長	"	<b>301</b>	
総務課長	"	701	
	"	<b>310</b>	
庶務係	"	<b>311</b>	
会計係	"	<b>314</b>	
FAX (総務課)	"	760	
農政課	"	<b>320</b>	
地域農政係	"	<b>321</b>	
農産・金融係	"	<b>323</b>	
園芸畜産課	"	703	
	"	<b>330</b>	
園芸係	"	<b>331</b>	
畜産係	"	<b>333</b>	
特産係	"	<b>335</b>	
農地計画課	"	<b>340</b>	
管理係	"	<b>341</b>	
計画係	"	<b>343</b>	
農地係	"	<b>345</b>	
農地整備第一課	"	705	
	"	<b>350</b>	
県営第一係	"	<b>351</b>	
県営第二係	"	<b>357</b>	
県営第三係	"	<b>354</b>	
農地整備第二課	"	<b>360</b>	
県営第一係	"	<b>361</b>	
県営第二係	"	<b>363</b>	
森林土木課	"	706	
	"	<b>370</b>	
治山係	"	<b>371</b>	
林道係	"	<b>373</b>	
林務課	"	<b>380</b>	
林務係	"	<b>381</b>	
普及係	"	<b>383</b>	
災害和室	"	<b>394</b>	

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

出先機関(2)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

農林事務所・県土整備事務所

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
行橋農林事務所				<b>【県土整備事務所】</b>			
(行橋総合庁舎)				(粕屋総合庁舎)			
所長室	814	700		福岡県土整備事務所			
	〃	<b>400</b>		所長	810	710	
総務課	〃	701			〃	<b>400</b>	
	〃	<b>410</b>		総務企画課長	〃	711	
FAX ( 〃 )	〃	760			〃	<b>410</b>	
農政課	〃	702		FAX (総務企画課)	〃	761	
	〃	<b>420</b>		用地課長	〃	712	
〃 補佐席	〃	709			〃	<b>420</b>	
	〃	<b>423</b>		道路課長	〃	713	
農地整備第一課	〃	705			〃	<b>430</b>	
	〃	<b>450</b>		筑紫野古賀線 <sup>ハ</sup> バス建設室長	〃	<b>435</b>	
農地整備第二課	〃	708		河川砂防課長	〃	<b>440</b>	
	〃	<b>460</b>		都市施設整備課長	〃	<b>450</b>	
森林土木課	〃	706		建築指導課長	〃	<b>460</b>	
	〃	<b>480</b>		緊急連絡管建設事業室長	〃	<b>480</b>	
農地計画課	〃	<b>440</b>		災害和室	〃	<b>494</b>	
林務課	〃	<b>490</b>		久留米県土整備事務所			*
災害和室	〃	<b>503</b>		所長	811	710	
					〃	<b>211</b>	
				総務企画課長	〃	711	
					〃	<b>213</b>	
				総務企画係	〃	<b>215</b>	
				会計係	〃	<b>218</b>	
				FAX (総務企画課)	〃	761	
				用地課長	〃	712	
					〃	<b>221</b>	
				管理係	〃	<b>224</b>	
				用地係	〃	<b>225</b>	
				道路課長	〃	713	
					〃	<b>241</b>	
				維持係	〃	<b>245</b>	
				交通安全係	〃	<b>243</b>	
				建設係	〃	<b>235</b>	
				河川砂防課長	〃	<b>251</b>	
				河川係	〃	<b>252</b>	
				砂防係	〃	<b>237</b>	
				都市施設整備課長	〃	<b>231</b>	
				建築指導課長	〃	<b>265</b>	
				建設宅建業係	〃	<b>261</b>	
				建築審査係	〃	<b>262</b>	
				災害和室	〃	<b>414</b>	

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

出先機関(3)

県土整備事務所

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>柳川県土整備事務所</b> (柳川総合庁舎)			
所長室	812	710	
	〃	<b>500</b>	
総務企画課	〃	711	
	〃	<b>511</b>	
用地課	〃	712	
	〃	<b>521</b>	
道路課	〃	<b>530</b>	
FAX (道路課)	〃	761	
河川砂防課	〃	<b>540</b>	
都市施設整備課	〃	<b>552</b>	
建築指導課	〃	<b>570</b>	
災害和室	〃	<b>596</b>	
<b>直方県土整備事務所</b> (直方総合庁舎)			
所長	813	710	
	〃	<b>900</b>	
総務企画課長	〃	711	
	〃	<b>910</b>	
FAX (総務企画課)	〃	761	
用地課長	〃	<b>930</b>	
道路維持課長	〃	712	
	〃	<b>940</b>	
道路維持課維持係長	〃	<b>920</b>	
道路建設課長	〃	<b>950</b>	
河川砂防課長	〃	713	
	〃	<b>933</b>	
都市施設整備課長	〃	<b>935</b>	
建築指導課長	〃	<b>970</b>	
災害和室	〃	716	
	〃	<b>987</b>	
<b>行橋県土整備事務所</b> (行橋総合庁舎)			
所長	814	<b>300</b>	
総務企画課長	〃	711	
	〃	<b>310</b>	
FAX (総務企画課)	〃	761	
用地課長	〃	712	
	〃	<b>320</b>	
道路課長	〃	713	
	〃	<b>330</b>	
河川砂防課長	〃	<b>340</b>	
都市施設整備課長	〃	<b>350</b>	
建築指導課	〃	<b>361</b>	
災害和室	〃	716	
	〃	<b>384</b>	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>前原県土整備事務所</b> (糸島総合庁舎)			
所長	815	710	
	〃	<b>400</b>	
総務企画課長	〃	711	
	〃	<b>403</b>	
用地課長	〃	712	
	〃	<b>410</b>	
道路課長	〃	713	
	〃	<b>420</b>	
河川砂防課長	〃	<b>430</b>	
FAX (河川砂防課長)	〃	761	
建築指導課	〃	<b>441</b>	
災害和室	〃	<b>454</b>	
<b>朝倉県土整備事務所</b> (朝倉総合庁舎)			
所長	816	710	
	〃	<b>300</b>	
総務企画課長	〃	711	
	〃	<b>310</b>	
総務企画係長	〃	<b>311</b>	
用地課長	〃	712	
	〃	<b>320</b>	
管理係長	〃	<b>321</b>	
道路課長	〃	713	
	〃	<b>330</b>	
維持係長	〃	<b>331</b>	
FAX (道路課)	〃	761	
河川砂防課長	〃	<b>340</b>	
ダム対策室長	〃	<b>343</b>	
建築指導課長	〃	<b>350</b>	
災害和室	〃	<b>364</b>	
<b>八女県土整備事務所</b> (八女総合庁舎)			
所長室	817	<b>300</b>	
総務企画課	〃	711	
	〃	<b>310</b>	
FAX (総務企画課)	〃	761	
用地課	〃	712	
	〃	<b>320</b>	
道路課	〃	713	
	〃	<b>330</b>	
河川砂防課	〃	714	
	〃	<b>340</b>	
都市施設整備課	〃	<b>351</b>	
建築指導課	〃	<b>361</b>	
災害和室	〃	<b>380</b>	

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

出先機関(4)

県土整備事務所

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
北九州県土整備事務所 (八幡総合庁舎)			
所長	702	710	
副所長	〃	410	
総務企画課	〃	711	
	〃	430	
FAX ( 〃 )	〃	761	
用地課	〃	712	
	〃	451	
道路課	〃	713	
	〃	460	
河川砂防課	〃	470	
	〃	471	
都市施設整備課	〃	480	
建築指導課	〃	715	
	〃	441	
災害和室	〃	494	
飯塚県土整備事務所 (飯塚総合庁舎)			
所長	820	710	
	〃	300	
総務企画課長	〃	711	
	〃	310	
FAX (総務企画課)	〃	761	
用地課長	〃	712	
	〃	320	
道路維持課長	〃	330	
道路建設課長	〃	713	
	〃	350	
河川砂防課長	〃	340	
都市施設整備課長	〃	370	
建築指導課長	〃	360	
那珂県土整備事務所 (筑紫総合庁舎)			
所長	821	710	
	〃	200	
総務企画課長	〃	711	
	〃	210	
用地課長	〃	712	
	〃	220	
FAX (用地課)	〃	761	
道路課長	〃	713	
	〃	230	
河川砂防課長	〃	240	
都市施設整備課長	〃	250	
建築指導課長	〃	260	
災害和室	〃	293	

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

設置場所	局番	内線番号	備考
田川県土整備事務所			
所長	819	710	*
	〃	901	
副所長 (事務)	〃	902	
(技術)	〃	903	
総務企画課長	〃	711	
	〃	910	
土木主幹	〃	917	
総務企画係	〃	911	
	〃	912	
	〃	916	
会計係	〃	913	
	〃	914	
運転士席	〃	932	
用地課長	〃	712	
	〃	200	
FAX ( 〃 )	〃	761	
管理係	〃	201	
	〃	202	
用地係	〃	203	
	〃	204	
道路維持課長	〃	270	
維持係	〃	713	
	〃	211	
	〃	212	
	〃	219	
道路技術員	〃	217	
	〃	218	
交通安全係	〃	213	
	〃	214	
	〃	250	
道路建設課長	〃	210	
建設1係	〃	215	
	〃	216	
	〃	269	
建設2係	〃	231	
	〃	232	
河川砂防課長	〃	220	
河川係	〃	221	
	〃	222	
砂防係	〃	223	
	〃	224	
国道バイパス建設室長	〃	240	
道路改良係	〃	241	
	〃	242	
トンネル・橋梁係	〃	243	
	〃	244	
建築指導課長	〃	923	
〃 課	〃	920	
	〃	921	
災害和室	〃	265	

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

出先機関(5)

(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

県土整備事務所・保健福祉環境事務所

(同一局番内へのかけ方: 内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>大牟田県土整備事務所</b> (大牟田総合庁舎)			
所長	822	710	
	〃	<b>300</b>	
総務企画課長	〃	711	
	〃	<b>310</b>	
用地課長	〃	<b>320</b>	
FAX (用地課)	〃	761	
道路課長	〃	713	
	〃	<b>330</b>	
河川砂防課長	〃	<b>340</b>	
災害和室	〃	<b>393</b>	
<b>豊前県土整備事務所</b> (豊前総合庁舎)			
所長	823	<b>300</b>	
副所長	〃	710	
	〃	<b>301</b>	
総務企画課	〃	<b>311</b>	
用地課	〃	712	
	〃	<b>321</b>	
FAX (用地課)	〃	761	
道路課	〃	713	
	〃	<b>331</b>	
河川砂防課	〃	<b>346</b>	
建築指導課	〃	<b>350</b>	
災害和室	〃	<b>385</b>	
<b>宗像県土整備事務所</b> (宗像総合庁舎)			
所長	824	<b>300</b>	
副所長	〃	710	
	〃	<b>301</b>	
総務企画課	〃	711	
	〃	<b>310</b>	
用地課長	〃	712	
	〃	<b>320</b>	
FAX (用地課)	〃	761	
道路課長	〃	713	
	〃	<b>330</b>	
河川砂防課長	〃	<b>340</b>	
建築指導課	〃	<b>351</b>	
緊急連絡管建設事業室長	〃	<b>361</b>	
災害和室	〃	<b>373</b>	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【保健福祉環境事務所】</b>			
<b>筑紫保健福祉環境事務所</b> (筑紫総合庁舎)			
所長	821	<b>400</b>	
副所長	〃	<b>401</b>	
環境長	〃	<b>420</b>	
総務企画課長	〃	751	
	〃	<b>410</b>	
総務係	〃	<b>411</b>	
	〃	<b>412</b>	
企画指導係	〃	<b>413</b>	
	〃	<b>414</b>	
保護課長	〃	<b>403</b>	
保護課	〃	<b>415</b>	
	〃	<b>416</b>	
健康対策課長	〃	<b>430</b>	
健康増進係	〃	<b>431</b>	
	〃	<b>432</b>	
感染症係	〃	<b>433</b>	
	〃	<b>434</b>	
保健福祉課長	〃	<b>404</b>	
高齢者・児童家庭係	〃	<b>435</b>	
	〃	<b>436</b>	
	〃	<b>437</b>	
障害者福祉係	〃	<b>438</b>	
	〃	<b>439</b>	
	〃	<b>443</b>	
	〃	<b>445</b>	
衛生課長	〃	<b>402</b>	
食品衛生係	〃	<b>421</b>	
	〃	<b>422</b>	
生活衛生係	〃	<b>423</b>	
	〃	<b>424</b>	
環境課長	〃	<b>440</b>	
環境課	〃	<b>441</b>	
	〃	<b>442</b>	
検査課長	〃	<b>450</b>	
検査課	〃	<b>451</b>	
<b>粕屋保健福祉環境事務所</b>			
所長	900	71	
総務企画課	〃	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
<b>宗像保健福祉環境事務所</b> (宗像総合庁舎)			
所長・保健監	824	<b>200</b>	
総務企画課長	〃	751	
	〃	<b>210</b>	
保健福祉課	〃	<b>291</b>	
健康対策課	〃	<b>281</b>	
衛生課	〃	<b>221</b>	
環境課	〃	<b>231</b>	

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話



防災・行政電話番号

出先機関(6)

保健福祉環境事務所

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>朝倉保健福祉環境事務所</b> (朝倉総合庁舎)			
所長兼保健監	816	<b>400</b>	
総務企画課	〃	751	
副所長兼総務企画課長	〃	<b>410</b>	
環境長兼環境課長	〃	<b>403</b>	
衛生課長	〃	<b>420</b>	
保健福祉課長	〃	<b>460</b>	
健康対策課長	〃	<b>470</b>	
<b>糸島保健福祉環境事務所</b> (糸島総合庁舎)			
所長	815	<b>300</b>	
保健監	〃	<b>308</b>	
副所長兼総務企画課長	〃	<b>302</b>	
総務企画課(企画指導係)	〃	751	
	〃	<b>305</b>	
保健福祉課長	〃	<b>320</b>	
健康対策課長	〃	<b>340</b>	
衛生課長	〃	<b>332</b>	
環境長兼環境課長	〃	<b>330</b>	
<b>遠賀保健福祉環境事務所</b> #			
所長	901	71	
総務企画課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
連絡員室	〃	72	
<b>鞍手保健福祉環境事務所</b> (直方総合庁舎)			
所長	813	<b>300</b>	
保健監	〃	<b>301</b>	
副所長	〃	<b>302</b>	
総務企画課	〃	741	
〃 (総務係)	〃	<b>311</b>	
〃 (企画指導係)	〃	<b>315</b>	
保健福祉課(高齢・児童係)	〃	<b>321</b>	
〃 (障害者福祉係)	〃	<b>325</b>	
〃 (監査指導係)	〃	<b>330</b>	
保護課 (保護第1係)	〃	<b>347</b>	
〃 ( 〃 2係)	〃	<b>341</b>	
健康対策課	〃	<b>350</b>	
環境長	〃	<b>402</b>	
衛生課	〃	<b>410</b>	
環境課	〃	<b>420</b>	
<b>嘉穂保健福祉環境事務所</b> (飯塚総合庁舎)			
所長	820	<b>200</b>	
保健監	〃	<b>202</b>	
総務企画課	〃	<b>211</b>	
保健福祉課	〃	<b>223</b>	
衛生課	〃	<b>251</b>	
環境課	〃	<b>260</b>	
保護課	〃	<b>231</b>	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>田川保健福祉環境事務所</b> (田川総合庁舎)			
総務企画課	832	740	
	〃	<b>305</b>	
F A X (総務企画課)	〃	763	
保健福祉課	〃	<b>317</b>	
健康対策課	〃	<b>322</b>	
衛生課	〃	<b>382</b>	
環境課	〃	<b>385</b>	
検査課	〃	<b>324</b>	
保護第1課	〃	<b>331</b>	
保護第2課	〃	<b>341</b>	
保護第3課	〃	<b>351</b>	
保護第4課	〃	<b>361</b>	
保護第5課	〃	<b>371</b>	
<b>久留米保健福祉環境事務所</b> (久留米総合庁舎)			
所長	904-0 または 811-81	<b>300</b>	
		〃	
総務企画課長		<b>301</b>	
		〃	
〃 課	904	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
保健福祉課長		<b>340</b>	
		〃	
		<b>330</b>	
		〃	
健康対策課長	904-0 または 811-81	<b>320</b>	
衛生課長		〃	
		<b>360</b>	
		〃	
検査課長		<b>351</b>	
		〃	
環境課長		<b>351</b>	
		〃	
<b>八女保健福祉環境事務所</b> (八女総合庁舎)			
所長	817	<b>200</b>	
総務企画課	〃	751	
総務企画課長	〃	<b>210</b>	
保健福祉課長	〃	<b>220</b>	
健康対策課長	〃	<b>530</b>	
衛生課長	〃	<b>520</b>	
保護課長	〃	<b>230</b>	
環境課長	〃	<b>540</b>	

総合庁舎、#の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

## 出先機関(7)

(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

設置場所	局番	内線番号	備考
山門保健福祉環境事務所 (柳川総合庁舎)			
所長室	812	200	
副所長	〃	202	
総務企画課 総務係	〃	211	
企画指導係	〃	214	
健康対策課長	〃	240	
健康対策課	〃	241	
保健福祉課長	〃	220	
障害者福祉係	〃	222	
障害者高齢・児童家庭係	〃	223	
障害者監査指導係	〃	231	
衛生課長	〃	260	
衛生課	〃	261	
環境課長	〃	270	
環境課	〃	271	
京築保健福祉環境事務所 (行橋総合庁舎)			
所長	814	600	
保健監	〃	601	
副所長	〃	602	
総務企画課	〃	751	
総務企画課長	〃	610	
保健福祉課長	〃	660	
健康対策課長	〃	640	
衛生課長	〃	630	
保護第一課長	〃	670	
保護第二課長	〃	675	
環境課長	〃	620	

## 保健福祉環境事務所・県税事務所

(同一局番内へのかけ方: 内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
【県税事務所】			
博多県税事務所 (福岡東総合庁舎)			
所長	914-0 または 700-82	200	
		〃	
課税第一課長		210	
		〃	
〃 課	914	70	
課税第二課長		220	
		〃	
課税第三課長		310	
	914-0	〃	
〃 課	または	74	
収税第一課長	700-82	230	
		〃	
収税第二課長		240	
		〃	
F A X (課税第一課)	914	75	
東福岡県税事務所 (粕屋総合庁舎)			
所長	810	200	
副所長	〃	201	
課税第一課長	〃	210	
課税第二課長	〃	220	
収税第一課長	〃	230	
収税第二課長	〃	240	
収税第三課長	〃	250	
西福岡県税事務所 (福岡西総合庁舎)			
所長	801	200	
課税第一課長	〃	202	
〃 課	〃	731	
課税第二課長	〃	250	
収税第一課長	〃	210	
収税第二課長	〃	220	
収税第三課長	〃	230	
筑紫県税事務所 (筑紫総合庁舎)			
所長	821	300	
副所長	〃	731	
	〃	310	
課税課	〃	313	
収税第一課長	〃	320	
収税第二課長	〃	330	
北九州東県税事務所 (小倉総合庁舎)			
所長	830	730	
	〃	200	
課税第一課	〃	731	
	〃	211	
F A X ( 〃 )	〃	762	
北九州西県税事務所			
所長	911	70	
課税第一課 (総務係)	〃	71	
F A X ( 〃 )	〃	75	

総合庁舎では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話



防災・行政電話番号 出先機関(9)  
(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

ダム・中小企業振興事務所・教育事務所  
(同一局番内へのかけ方: 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【ダム管理出張所】</b>			
<b>日向神ダム</b>			
管理出張所	700	7400	
	〃	7401	
F A X	〃	7405	
<b>南畑ダム</b>			
管理出張所	700	7410	
	〃	7411	
F A X	〃	7415	
<b>力丸・犬鳴ダム</b>			
管理出張所	700	7420	
	〃	7421	
F A X	〃	7425	
<b>油木ダム</b>			
管理出張所	700	7430	
	〃	7431	
F A X	〃	7435	
<b>ます淵ダム</b>			
管理出張所	700	7440	
	〃	7441	
F A X	〃	7445	
<b>陣屋ダム</b>			
管理出張所	700	7450	
	〃	7451	
F A X	〃	7455	
<b>瑞梅寺ダム</b>			
管理出張所	700	7460	
	〃	7461	
F A X	〃	7465	
<b>山神・牛頸・北谷ダム</b>			
管理出張所	700	7470	
	〃	7471	
F A X	〃	7475	
<b>鳴淵・猪野ダム</b>			
管理出張所	700	7480	
	〃	7481	
F A X	〃	7485	
<b>福智山ダム</b>			
管理出張所	700	7490	
	〃	7491	
F A X	〃	7495	
<b>藤波ダム建設事務所</b>			
	700	7406	
	〃	7407	
F A X	〃	7408	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【中小企業振興事務所】</b>			
<b>福岡中小企業振興事務所</b>			
所長	940	71	
事務室	〃	70	
〃	〃	72	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>久留米中小企業振興事務所</b>			#
所長	941	71	
次長	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>北九州中小企業振興事務所</b>			#
事務室	942	70	
F A X ( 〃 )		75	
<b>飯塚中小企業振興事務所</b>			
所長	943	71	
事務室	〃	70	
F A X ( 所長室 )	〃	75	
<b>【教育事務所】</b>			
<b>福岡教育事務所</b>			
所長	950	71	
総務課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>北九州教育事務所</b>			
所長	955	71	
総務課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>北筑後教育事務所</b>			
所長	953	71	
総務課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>南筑後教育事務所</b>			*
所長	952	71	
総務課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>筑豊教育事務所</b>			*
所長	951	71	
総務課	〃	70	
教育指導室	〃	72	
F A X ( 〃 )	〃	75	
<b>京築教育事務所</b>			
所長	954	71	
総務課	〃	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	

\* # の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号 出先機関(10)  
(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

水産海洋技術センター・その他  
(同一局番内へのかけ方: 内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【水産海洋技術センター】</b>			
水産海洋技術センター			*
所長	920	72	
総務課	"	70	
FAX (  " )	"	75	
<b>有明海研究所</b>			
のり養殖課	921	70	
FAX (  " )	"	75	
資源増殖課	"	72	
休養室	"	73	
<b>豊前海研究所</b>			
庶務課	922	70	#
FAX (  " )	"	75	
<b>【東京事務所】</b>			
※かけ方: 79-048-300-340- 内線番号			
総務課		<b>712</b>	
FAX		750	
<b>【消防学校】</b>			
教官室	960	70	*
"	"	72	
FAX (  " )	"	75	
舎監室	"	71	
<b>【荻田港務所】</b>			
庶務課	970	70	
FAX (  " )	"	75	
<b>【流域下水道事務所】</b>			
(筑紫総合庁舎)			
所長室	821	<b>500</b>	
庶務課長	"	729	
"	"	<b>510</b>	
工務課長	"	<b>520</b>	
設備課長	"	<b>530</b>	
<b>【御笠川浄化センター】</b>			
中央監視室	990	70	
FAX (  " )	"	75	
事務室	"	71	

設置場所	局番	内線番号	備考
県庁	700	<b>XXXX</b>	
※「県庁電話番号」の「内線」欄を参照			
<b>【総合庁舎の各事務所の庁内内線】</b>			
田川総合庁舎	832	<b>XXX</b>	
直方総合庁舎	813	<b>XXX</b>	
飯塚総合庁舎	820	<b>XXX</b>	
八女総合庁舎	817	<b>XXX</b>	
柳川総合庁舎	812	<b>XXX</b>	
小倉総合庁舎	830	<b>XXX</b>	
豊前総合庁舎	823	<b>XXX</b>	
八幡総合庁舎	702	<b>XXX</b>	
朝倉総合庁舎	816	<b>XXX</b>	
行橋総合庁舎	814	<b>XXX</b>	
筑紫総合庁舎	821	<b>XXX</b>	
福岡東総合庁舎	914-0	<b>XXX</b>	
"	700-82	<b>XXX</b>	
福岡西総合庁舎	801	<b>XXX</b>	
糸島総合庁舎	815	<b>XXX</b>	
粕屋総合庁舎	810	<b>XXX</b>	
宗像総合庁舎	824	<b>XXX</b>	
大牟田総合庁舎	822	<b>XXX</b>	
久留米総合庁舎	904-0	<b>XXX</b>	
"	811-81	<b>XXX</b>	
※「固定短縮ダイヤル番号」の「登録番号」欄を参照			
<b>【吉塚合同庁舎の各事務所の庁内内線】</b>			
吉塚合同庁舎	700-81	<b>XXXX</b>	
※「吉塚合同庁舎電話番号」の「内線」欄を参照			

総合庁舎、\*の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

市町村(1)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【市町村】</b>			
<b>福岡市</b>			*
市民局防災・危機管理課	201	70	
F A X ( " )	"	75	
下水道局河川計画課	"	71	
保健福祉局総務課	"	72	
<b>大牟田市</b>			
防災無線室	202	70	
F A X ( " )	"	75	
当直室	"	72	
<b>久留米市</b>			
防災対策室	203	70	
F A X ( " )	"	75	
防災本部室	"	71	
中央監視室	"	72	
<b>久留米市田主丸総合支所</b>			
地域振興課	482	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>久留米市北野総合支所</b>			#
地域振興課	501	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>久留米市城島総合支所</b>			
地域振興課	521	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>久留米市三潁総合支所</b>			#
地域振興課	523	70	
会議室	"	71	
F A X ( " )	"	75	
宿直室	"	72	
<b>直方市</b>			
市民協働課	204	70	
F A X ( " )	"	75	
土木一課	"	71	
<b>飯塚市</b>			#
総務課	205	70	
F A X ( " )	"	75	
人事課秘書係	"	71	
宿直室	"	72	
<b>飯塚市穂波支所</b>			
総務課	426	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
管理人室	"	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>飯塚市庄内支所</b>			
総務課	427	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>飯塚市筑穂支所</b>			
総務課	425	70	
F A X ( " )	"	75	
日直室	"	71	
管理人室	"	72	
<b>飯塚市頼田支所</b>			
総務課	428	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>田川市</b>			*
総務防災課	206	70	
F A X ( " )	"	75	
土木課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>柳川市</b>			
安全安心課	207	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
警備員室	"	72	
<b>柳川市大和庁舎</b>			
総務調整課	562	71	
無線室	"	70	
F A X ( " )	"	75	
管理人室	"	72	
<b>柳川市三橋庁舎</b>			
総務調整課	563	70	
F A X ( " )	"	75	
生涯学習課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>嘉麻市</b>			#
総務課	423	70	
F A X ( " )	"	75	
管財課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>嘉麻市山田庁舎</b>			
総務課	208	70	
F A X ( " )	"	75	
福祉事務所保護課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>嘉麻市稲築庁舎</b>			#
総務課	422	70	
F A X ( " )	"	75	
建設部土木課	"	71	
宿直室	"	72	

\* #の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

市町村(2)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>嘉麻市嘉穂庁舎</b>			
総務課	424	70	
FAX (放送室)	〃	75	
倉庫	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>朝倉市</b>			
消防防災課	209	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
301会議室	〃	71	
当直室	〃	72	
<b>朝倉市朝倉地域行政センター</b>			
総務課	442	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
警備員室	〃	72	
<b>朝倉市杷木地域行政センター</b>			
総務課	441	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
警備員室	〃	72	
<b>八女市</b>			
総務課	210	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
宿直室	〃	72	
<b>八女市上陽支所</b>			#
総務管理課	542	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
旧建設課	〃	71	
休憩室	〃	72	
<b>大川市</b>			
総務課	212	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
3F会議室	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>行橋市</b>			
総務課	213	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
401会議室	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>豊前市</b>			#
総務課	214	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
無線室	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>中間市</b>			#
総務課	215	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
土木課	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>小郡市</b>			
総務課	216	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設管理課	〃	71	
農業振興課	〃	72	

#の機関では庁内内線電話の利用可能

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>筑紫野市</b>			
総務課	217	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
守衛室	〃	72	
<b>春日市</b>			
道路防災課	218	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
総務部長	〃	71	
中央監視室	〃	72	
<b>大野城市</b>			#
安全安心課消防防災担当	219	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
守衛室	〃	72	
<b>宗像市</b>			
総務課	220	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
維持課	〃	71	
警備室	〃	72	
<b>宗像市大島行政センター</b>			
総務課	365	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
総務課	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>太宰府市</b>			
協働のまち推進課	221	71	
FAX ( 〃 )	〃	75	
警備員室	〃	72	
<b>糸島市</b>			#
総務課	222	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
管理人室	〃	72	
<b>古賀市</b>			
総務課	223	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
宿直室	〃	72	
<b>福津市</b>			
生活安全課	362	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
建設課	〃	71	
警備員室	〃	72	
<b>福津市津屋崎庁舎</b>			
郷育推進課	363	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
機械室	〃	71	
警備員室	〃	72	
<b>うきは市</b>			#
総務課	481	70	
FAX ( 〃 )	〃	75	
総務課事業第1係・第2係	〃	71	
管理室	〃	72	
<b>筑後市</b>			#
地域支援課	664	74	

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号

市町村(3)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>宮若市</b>			
総務課	403	70	
FAX ( " )	//	75	
建設課	//	71	
宿直室	//	72	
<b>宮若市若宮総合支所</b>			
市民課	404	70	
FAX ( " )	//	75	
地域振興課	//	71	
宿直室	//	72	
<b>みやま市</b>			
総務課	561	70	
FAX ( " )	//	75	
土木課	//	71	
当直室	//	72	
<b>みやま市山川支所</b>			
無線室	564	70	
FAX ( " )	//	75	
第4会議室	//	71	
警備員室	//	72	
<b>みやま市高田支所</b>			
総務課	581	70	
FAX ( " )	//	75	
教育研究所	//	71	
宿直室	//	72	
<b>那珂川町</b>			#
環境防災課	305	70	
FAX ( " )	//	75	
建設課	//	71	
管理人室	//	72	
<b>宇美町</b>			
総務課	341	70	
FAX ( " )	//	75	
建設課	//	71	
宿直室	//	72	
<b>篠栗町</b>			
総務課	342	70	
FAX ( " )	//	75	
1階会議室	//	71	
警備員室	//	72	
<b>志免町</b>			#
生活環境課	343	70	
FAX ( " )	//	75	
地域整備課	//	71	
警備員室	//	72	
<b>須恵町</b>			
総務課	344	70	
FAX ( " )	//	75	
建設産業課	//	71	
警備員室	//	72	

#の機関では庁内内線電話の利用可能

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>新宮町</b>			*
総務課	345	70	
FAX ( " )	//	75	
生活振興課	//	71	
管理人室	//	72	
<b>久山町</b>			
総務課	348	70	
FAX ( " )	//	75	
控室	//	72	
<b>粕屋町</b>			
総務課	349	70	
FAX ( " )	//	75	
都市整備課	//	71	
管理人室	//	72	
<b>芦屋町</b>			
総務課	381	70	
FAX ( " )	//	75	
<b>水巻町</b>			
総務課	382	70	
FAX ( " )	//	75	
産業建設課	//	71	
警備員室	//	72	
<b>岡垣町</b>			
201会議室	383	70	
FAX ( " )	//	75	
地域づくり課	//	71	
警備員室	//	72	
<b>遠賀町</b>			
総務課	384	70	
FAX ( " )	//	75	
電話交換室	//	71	
警備員室	//	72	
<b>小竹町</b>			
総務課	401	70	
FAX ( " )	//	75	
建設課	//	71	
宿直室	//	72	
<b>鞍手町</b>			#
総務課	402	70	
FAX ( " )	//	75	
2F会議室	//	71	
宿直室	//	72	
<b>桂川町</b>			#
総務課	421	70	
FAX ( " )	//	75	
防災指令室	//	71	
管理人室	//	72	

斜体は庁内内線電話



防災・行政電話番号 市町村(4)

(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方: 内線番号のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>筑前町</b>			
まちづくり課	444	70	
FAX ( " )	"	75	
建設課	"	71	
警備員室	"	72	
<b>筑前町三輪総合支所</b>			
総務課	443	70	
FAX ( " )	"	75	
放送室	"	71	
警備員室	"	72	
<b>東峰村</b>			
総務課	446	70	
FAX (応接室)	"	75	
待機室	"	71	
宿直室	"	72	
<b>東峰村小石原支所</b>			
総務課	445	70	
FAX ( " )	"	75	
第1会議室	"	71	
警備員室	"	72	
<b>大刀洗町</b>			
総務課	503	70	
FAX ( " )	"	75	
建設課	"	71	
警備員室	"	72	
<b>大木町</b>			
総務課	522	70	
FAX ( " )	"	75	
建設課	"	71	
警備員室	"	72	
<b>広川町</b>			#
総務課	544	70	
FAX ( " )	"	75	
建設水道課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>香春町</b>			
総務課	601	70	
FAX ( " )	"	75	
住民課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>添田町</b>			
総務課	602	70	
FAX ( " )	"	75	
住民課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>福智町</b>			#
総務課	603	70	
FAX ( " )	"	75	
水道課	"	71	
宿直室	"	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>糸田町</b>			
総務課	604	70	
FAX ( " )	"	75	
福祉課	"	71	
当直室	"	72	
<b>川崎町</b>			
防災管財課	605	70	
FAX ( " )	"	75	
住宅管理課	"	71	
警備室	"	72	
<b>大任町</b>			
総務課	608	70	
FAX ( " )	"	75	
住民集会室	"	71	
宿直室	"	72	
<b>赤村</b>			
総務課	609	70	
FAX ( " )	"	75	
防災無線室	"	71	
宿直室	"	72	

#の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号 市町村(5)

(かけ方: 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方: 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>苅田町</b>			
総務課	621	70	
F A X ( " )	"	75	
施設建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>みやこ町</b>			
総務課	623	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>みやこ町犀川支所</b>			
総務課	622	70	
F A X ( " )	"	75	
産業課	"	71	
管理人室	"	72	
<b>みやこ町豊津支所</b>			
総務管理課	624	70	#
F A X ( " )	"	75	
宿直室	"	72	
<b>築上町</b>			
総務課	641	70	
F A X ( " )	"	75	
会議室	"	71	
宿直室	"	72	
<b>築上町築城支所</b>			
2F旧執務室	643	70	
F A X ( " )	"	75	
産業課農地整備係	"	71	
宿直室	"	72	
<b>吉富町</b>			
総務課	642	70	
F A X ( " )	"	75	
産業建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>上毛町</b>			
総務課	644	70	
F A X ( " )	"	75	
建設課	"	71	
宿直室	"	72	
<b>上毛町大平支所</b>			
総合窓口課	645	70	
F A X ( " )	"	75	
機械室	"	71	
宿直室	"	72	

#の機関では庁内内線電話の利用可能

斜体は庁内内線電話

防災・行政電話番号 消防機関(1)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>【消防機関】</b>			
<b>北九州市消防局</b>			
防災対策部指令センター	100	111	
〃	〃	112	
〃	〃	113	
〃	〃	114	
F A X	〃	115	
消防指令センター	101	70	
防災対策部防災課	〃	71	
F A X	〃	75	
<b>筑紫野太宰府消防本部</b>			
指令室	650	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
筑紫野消防署	〃	72	
<b>春日・大野城・那珂川消防本部</b>			
通信指令室	651	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
消防署	〃	72	
<b>宗像地区消防本部</b>			
指令室	652	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
総務課	〃	71	
警防課	〃	72	
<b>糸島消防本部</b>			#
指令室	653	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警備課	〃	71	
<b>粕屋南部消防本部</b>			*
指令センター	654	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
南部署	〃	71	
災害対策室	〃	72	
<b>粕屋北部消防本部</b>			
指令室	655	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
総務課	〃	72	
<b>中間市消防本部</b>			
指令室	656	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
事務室	〃	71	
待機室	〃	72	
<b>遠賀郡消防本部</b>			
指令室	657	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防係	〃	71	
次長	〃	72	

設置場所	局番	内線番号	備考
<b>久留米広域消防本部</b>			
情報指令課	658	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
総務課	〃	71	
情報指令課 機械室	〃	72	
<b>甘木・朝倉消防本部</b>			#
指令室	659	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警備第1課	〃	71	
総務課	〃	72	
<b>大牟田市消防本部</b>			#
指令室	661	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
予防課	〃	71	
警防課	〃	72	
<b>柳川市消防本部</b>			#
通信指令室	662	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
災害対策室	〃	72	
<b>八女消防本部</b>			#
指令室	663	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
総務課	〃	71	
行政事務室	〃	72	
<b>筑後市消防本部</b>			
指令室	664	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
予防課	〃	72	
<b>大川市消防本部</b>			
指令室	665	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
2 F 事務室	〃	71	
待機室	〃	72	
<b>みやま市消防本部</b>			#
通信室	666	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
<b>直方市消防本部</b>			
指令室	667	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
警防課	〃	71	
機械室	〃	72	
<b>飯塚地区消防本部</b>			
指令室	668	70	
F A X ( 〃 )	〃	75	
事務室	〃	71	
会議室	〃	72	

\* # の機関では庁内内線電話の利用可能



防災・行政電話番号 消防機関(3)

(かけ方： 78 - 局番 - 内線番号)

(同一局番内へのかけ方： 内線番号 のみ)

設置場所	局番	内線番号	備考	設置場所	局番	内線番号	備考
<b>福岡市消防局</b>				救急指導係長	130	6578	
局長	130	6501		係	//	6579	
総務部長	//	6502		普及啓発担当主査	//	6574	
総務課長	//	6510		情報管理課長	//	6580	
総務係長	//	6511		管理係長	//	6581	
係	//	6512		係	//	6583	
	//	6513		高度情報通信担当主査	//	6584	
	//	6514		システム管理係長	//	6591	
	//	6515		係	//	6592	
企画調査係長	//	6516		災害救急指令センター長	//	6585	
係	//	6517		指令管制係長	//	6589	
	//	6518		係	//	6587	
音楽隊隊長	//	6519		災害指令専任主査	//	6555	
財務係長	//	6521			//	6586	
係	//	6522		航空隊隊長	//	7120	
	//	6523		航空係	//	7121	
職員課長	//	6530		運航係	//	7122	
人事係長	//	6531		整備係	//	7123	
係	//	6532		予防部長	//	6504	
	//	6533		予防課長	//	6610	
厚生係長	//	6535		予防係長	//	6611	
係	//	6536		係	//	6612	
	//	6537			//	6613	
管理課長	//	6540			//	6614	
機械係長	//	6541		調査係長	//	6561	
係	//	6542		係	//	6562	
	//	6543		防火管理講習等担当主査	//	6672	
管財係長	//	6545		指導課長	//	6620	
係	//	6546		査察指導係長	//	6626	
	//	6547		係	//	6627	
消防学校長	//	7110		違反処理係長	//	6628	
校務係長	//	7112		係	//	6629	
係	//	7114		建築物係長	//	6621	
教育係長	//	7113		係	//	6622	
警防部長	//	6503			//	6623	
警防課長	//	6550		大規模建築物等担当主査	//	6631	
警防係長	//	6551		危険物係長	//	6615	
係	//	6552		係	//	6616	
	//	6553			//	6617	
	//	6554		石油コンビナート等担当主査	//	6991	
広域対策係長	//	6952		防災センター	//	7130	
係	//	6557		FAX (指令センター内)	//	6730	
救助係長	//	6575		災害救急指令センター内	131	70	
係	//	6576		FAX (指令センター内)	//	75	
消防団係長	//	6564		警防部警防課	//	71	
係	//	6565					
	//	6566					
救急課長	//	6570					
救急係長	//	6571					
係	//	6572					



## 8 災害時優先電話一覧表

電 話 番 号	所 管 先
092-641-4734	総務部消防防災課
092-643-3986	災 害 対 策 本 部
092-643-3987	〃
092-643-3988	〃
092-643-3989	〃
092-643-3990	〃 (ファクシミリ)
092-622-6393	企画・地域振興部市町村支援課
092-622-1907	総務部県民情報広報課
092-641-6657	企画・地域振興部総合政策課
092-622-6394	保健医療介護部保健医療介護総務課
092-622-1404	商工部商工政策課
092-641-4665	農林水産部農林水産政策課
092-622-1405	農林水産部漁業管理課
092-622-5108	県土整備部河川課
092-622-5107	県土整備部道路維持課
092-651-6599	県土整備部砂防課
092-622-0618	建築都市部建築都市総務課
092-641-3934	会計管理局会計課

(注) 災害時優先電話とは

災害が発生した場合、被災地等への通話が集中することから重要な通話を確保するため、通話を規制することがあるが、予め災害時優先電話として登録した電話から発信する通話については、優先的に取り扱われるもの。

## 9 非常通信依頼先一覧表

(平成21年12月現在)

機関名	所在地		連絡	
	郵便番号	住 所	電話番号	FAX
N T T 西 日 本 九 州	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東2丁目3-1	092-476-6161	092-418-2356
九州管区警察局福岡県通信部	〒812-8576	福岡市博多区東公園7番7号	092-641-4141(6073)	092-641-4141(6069)
福岡県警察本部	〒812-8576	福岡市博多区東公園7番7号	092-641-4141(3618)	092-641-4141(3619)
福岡管区気象台	〒810-0052	福岡市中央区大濠1丁目2-36	092-725-3600	092-771-2822
第七管区海上保安本部	〒801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931(3255)	093-321-8611
筑後川ダム統合管理事務所	〒830-0002	久留米市高野町1-2-2	0942-39-6651	0942-35-8242
筑後川河川事務所	〒830-8567	久留米市高野町1-2-1	0942-33-9131	0942-34-2855
遠賀川河川事務所	〒822-0013	直方市溝堀1-1-1	0949-22-1830	0949-22-2859
九州農政局有明海岸保全事業所	〒840-0041	佐賀市城内2丁目10-20	0952-22-4151	0952-29-7850
水資源機構筑後川局	〒830-0032	久留米市東町4-2-21	0942-34-7001	0942-37-8391
九州旅客鉄道	〒812-8566	福岡市博多区博多駅前3-25-21	092-474-2643	092-474-2785
西 日 本 鉄 道	〒810-8570	福岡市中央区天神1丁目11-17	092-734-1523	092-734-1524
日本赤十字社福岡県支部	〒815-8503	福岡市南区大楠3丁目1-1	092-523-1171	092-521-2552
N H K 福岡放送局	〒810-8577	福岡市中央区六本松1丁目1-10	092-724-2884	092-724-2882
N H K 北九州放送局	〒803-8555	北九州市小倉北区室町1丁目1-20	093-591-5018	093-591-5019
アール・ケー・ビー毎日放送	〒814-8585	福岡市早良区百道浜2丁目3-8	092-852-6607	092-852-6663
九州朝日放送	〒810-8571	福岡市中央区長浜1丁目1-1	092-752-5155	092-751-4574
テレビ西日本	〒814-8555	福岡市早良区百道浜2丁目3-2	092-852-5516	092-852-5616
福岡放送	〒810-8655	福岡市中央区清川2丁目2-8	092-532-1420	092-532-3072
エフエム福岡	〒810-8575	福岡市中央区渡辺通2丁目1-82	092-781-6185	092-713-0240
ティー・ヴィー・キュー九州放送	〒812-8570	福岡市博多区住吉2丁目3-1	092-262-0083	092-272-5906
C R O S S F M	〒802-8570	北九州市小倉北区古船場町9番11号	093-551-9119	093-533-3532
九州移動無線センター	〒810-0001	福岡市中央区天神1-1-1(7plus福岡)	092-725-8811	092-725-6066
九州電力福岡支店	〒810-0004	福岡市中央区渡辺通2丁目1-82	092-733-6541	092-733-6542
九州電力北九州支店	〒802-8521	北九州市小倉北区米町2丁目3-1	093-533-8591	093-533-9714
西部ガス福岡導管保安センター	〒812-0055	福岡市東区東浜1丁目10-75	092-633-2323	092-632-9101
西部ガス北九州支社導管保安センター	〒803-0828	北九州市小倉北区愛宕1丁目5-1	093-591-6611	093-591-6621
日本銀行福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神4丁目2-1	092-725-5511	092-732-1170
日本銀行北九州支店	〒802-0081	北九州市小倉北区紺屋町13-13	093-541-9113	093-512-1750
中小企業金融公庫福岡支店	〒810-0001	福岡市中央区天神1丁目13-2	092-781-2261	092-713-5219
福岡銀行	〒810-8727	福岡市中央区天神2丁目13-1	092-723-2335	092-712-4869
(社)日本アマチュア無線連盟福岡県支部	〒818-0137	太宰府市青葉台1-3-5	092-923-0577(自宅)	092-923-0577(自宅)
福岡法務局	〒810-8513	福岡市中央区舞鶴3-9-15	092-721-4601	092-724-2255
福岡県	〒812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3111	092-643-3117
<b>【福岡地区非常通信連絡会】</b> 事務局 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県総務部消防防災課内 TEL092-651-1111(内2488)				





( )は県防災行政無線電話番号&lt;発信番号 78-&gt;

機 関 名	電 話 番 号	機 関 名	電 話 番 号
海上自衛隊佐世保地方 総監部(ホレション)	0956-23-7111 (3223)	株式会社毎日新聞 西 部 本 社	093-541-3131
航空自衛隊西部航空 方面隊司令部(防衛部運用課)	092-581-4031 (984-71)	株式会社読売新聞 西 部 本 社	092-715-4311
<b>◎ 指定公共機関</b>		社団法人共同通信社 福 岡 支 社	092-781-4241
九州旅客鉄道株式会社 (広報課)	092-474-2541	熊本日日新聞社 福 岡 支 社	092-771-7374
西日本電信電話株式会社 福岡支店(設備部災害対策室)	092-474-6160	日刊工業新聞社西部支社	092-271-5711
NTTコミュニケーションズ株式会社 (ネットワーク事業部災害対策室)	03-5202-9909	時事通信社福岡支社	092-741-2536
NTTドコモ株式会社 (九州支社)	092-717-5511	株式会社テレビ西日本	092-852-5555
日本銀行福岡支店 (文書課)	092-725-5511	九州朝日放送株式会社	092-721-1234
日本赤十字社福岡県支部 (事業一課)	092-523-1171 (980-70)	株式会社福岡放送	092-532-1420
日本放送協会福岡放送局 (放送部)	092-724-2800 (982-70)	RKB毎日放送株式会社	092-852-6666
西日本高速道路株式会社九州支社 防災室(休日及び時間外)	092-717-1730 092-717-1600	株式会社ティー・ヴィー ・キュー九州放送	092-262-0019
郵便事業株式会社福岡支店	092-713-2421	株式会社エフエム福岡	092-533-0807
郵便局株式会社福岡中央郵便局	092-713-2411	株式会社CROSS FM	093-551-0770
日本通運株式会社 福岡支店(総務課)	092-291-7112	株式会社九州国際エフエム	092-724-7610
九州電力株式会社 (総務部管理グループ)	092-761-3031	福岡県水難救済会	092-631-1416
<b>◎ 指定地方公共機関</b>		福岡県医師会	092-431-4564
西日本鉄道株式会社 (庶務課)	092-734-1552	福岡県歯科医師会	092-771-3531
筑豊電気鉄道株式会社	093-243-5525	福岡県トラック協会	092-451-7878
戸畑共同火力株式会社	093-871-6931	福岡県LPガス協会	092-476-3838
西部瓦斯株式会社 (総務広報部庶務グループ)	092-633-2239	<b>◎その他機関</b>	
大牟田ガス株式会社	0944-53-1021	福岡県市長会 (事務局)	0940-36-0890
西日本瓦斯株式会社	0944-74-1414	福岡県町村会 (事務局)	092-651-1121
株式会社西日本新聞社 (総務部)	092-711-5171	福岡県消防長会 (事務局)	092-725-6511
株式会社朝日新聞 西 部 本 社	093-563-1131	福岡県消防協会 (事務局)	092-271-1275

## (2) 県出先機関連絡先電話番号(災害対策地方本部等関係)

( )は県防災行政無線電話番号&lt;発信番号78&gt;

		保健福祉環境事務所 (救 助・防疫救護班)	
福岡 福岡地方本部	092-735-6121 (801-701)	筑 紫	092-513-5581 (821-751)
		糸 島	092-322-3269 (815-751)
		粕 屋	092-939-1500 (900-70)
		宗 像・遠 賀(本庁舎)	0940-36-2045 (824-751)
朝 倉 両筑地方本部	0946-22-2730 (816-701)	北 筑 後	0946-22-4184 (816-751)
八 幡 北九州地方本部	093-601-8851 (702-701)	宗 像・遠 賀 (遠賀分庁舎)	093-201-4161 (901-70)
飯 塚 筑豊地方本部	0948-23-4145 (820-701)	嘉 穂・鞍 手	0948-21-4911 (820-211)
		田 川	0947-42-9311 (832-740)
筑 後 筑後地方本部	0942-52-5642 (803-701)	南 筑 後	0943-22-6971 (817-751)
行 橋 京築地方本部	0930-23-0380 (814-701)	京 築	0930-23-2244 (814-751)

県土整備事務所 (県土整備建築班)		管 轄 区 域	
		市	郡
那 珂	092-513-5561 (821-711)	春 日 大 野 城 筑 紫 野 太 宰 府	筑 紫
前原支所	092-322-2961 (815-711)	前 原	
福 岡	092-641-0161 (810-711)	福 岡 古 賀	粕 屋
宗像支所	0940-36-2005 (824-711)	宗 像 福 津	
朝 倉	0946-22-3910 (816-711)	朝 倉	朝 倉
久留米	0942-44-5222 (811-711)	久 留 米 小 郡	三 井
		う き は	
北九州	093-691-2761 (818-711)	北 九 州 中 間	遠 賀
直 方	0949-22-5608 (813-711)	直 方 宮 若	鞍 手
飯 塚	0948-23-4159 (820-711)	飯 塚 嘉 麻	嘉 穂
田 川	0947-42-9111 (819-711)	田 川	田 川
南筑後	0944-41-5112 (822-711)	大 牟 田	
柳川支所	0944-72-4155 (812-711)	柳 川	三 潯
		大 川 み や ま	
八 女	0943-22-6982 (817-711)	八 女 筑 後	八 女
行橋支所	0930-23-1747 (814-711)	行 橋	京 都
京 築	0979-82-3350 (823-311)	豊 前	築 上

## (3)市町村防災担当課連絡先電話番号

## ア 福岡地方本部(福岡農林事務所)管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
福岡市	防災・危機管理課	福岡市中央区天神1-8-1	092-711-4056	092-725-6589	78-201-70
筑紫野市	総務課	筑紫野市二日市西1-1-1	092-923-1111	092-923-0183	78-217-70
春日市	道路防災課	春日市原町3-1-5	092-584-1111	同左	78-218-70
大野城市	安全安心課	大野城市曙町2-2-1	092-580-1899	092-501-2211	78-219-70
宗像市	総務課	宗像市東郷1-1-1	0940-36-5050	0940-36-1121	78-220-70
太宰府市	協働のまち推進課	太宰府市観世音寺1-1-1	092-921-2121	同左	78-221-71
前原市	総務課	前原市前原西1-1-1	092-323-1111	092-323-1123	78-222-70
古賀市	総務課	古賀市駅東1-1-1	092-942-1111	092-942-1125	78-223-70
福津市	生活安全課	福津市中央1-1-1	0940-43-8107	0940-42-1111	78-362-70
那珂川町	環境防災課	筑紫郡那珂川町西隈1-1-1	092-953-2211	同左	78-305-70
宇美町	総務課	糟屋郡宇美町宇美5-1-1	092-932-1111	〃	78-341-70
篠栗町	総務課	糟屋郡篠栗町大字篠栗4855-5	092-947-1111(313)	092-947-3437	78-342-70
志免町	生活環境課	糟屋郡志免町志免中央1-1-1	092-935-1001	同左	78-343-70
須恵町	総務課	糟屋郡須恵町大字須恵771	092-932-1151	〃	78-344-70
新宮町	総務課	糟屋郡新宮町緑ヶ浜1-1-1	092-963-1730	〃	78-345-70
久山町	総務課	糟屋郡久山町大字久原3632	092-976-1111	〃	78-348-70
粕屋町	総務課	糟屋郡粕屋町駕与丁一丁目1-1	092-938-2311	092-938-5778	78-349-70
二丈町	総務課	糸島郡二丈町大字深江1360	092-325-1111	同左	78-462-70
志摩町	総務課	糸島郡志摩町大字初30	092-327-1111	092-327-2466	78-463-70

## イ 両筑地方本部(朝倉農林事務所)管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
久留米市	防災対策室	久留米市城南町15-3	0942-30-9074	0942-30-9000	78-203-70
小郡市	総務課	小郡市小郡255-1	0942-72-2111	同左	78-216-70
うきは市	総務課	うきは市吉井町新治316	0943-75-3111	0943-75-3120	78-481-70
朝倉市	消防防災課	朝倉市菩提寺412-2	0946-22-1111	同左	78-209-70
筑前町	まちづくり課	朝倉郡筑前町篠隈373	0946-42-6609	〃	78-444-70
東峰村	総務課	朝倉郡東峰村大字宝珠山6425	0946-72-2311	〃	78-446-70
大刀洗町	総務課	三井郡大刀洗町大字富多819	0942-77-0101	〃	78-503-70

ウ 北九州地方本部(八幡農林事務所)管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
北九州市	危機管理室地域防災課	北九州市小倉北区内1-1	093-582-2110	093-582-3823	78-101-71
中間市	総務課	中間市中間1-1-1	093-244-1111	093-246-4325	78-215-70
芦屋町	総務課	遠賀郡芦屋町幸町2-20	093-223-0881	093-223-5292	78-381-70
水巻町	総務課	遠賀郡水巻町頃末北1-1-1	093-201-4321	同左	78-382-70
岡垣町	総務課	遠賀郡岡垣町野間1-1-1	093-282-1211(233)	〃	78-383-70
遠賀町	総務課	遠賀郡遠賀町大字今古賀513	093-293-1234	〃	78-384-70

エ 筑豊地方本部(飯塚農林事務所)管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
直方市	市民協働課	直方市殿町7-1	0949-25-2223	0949-25-2233	78-204-70
飯塚市	総務課	飯塚市新立岩5-5	0948-22-5500(224)	0948-22-2868	78-205-70
田川市	総務防災課防災安全対策室	田川市中央町1-1	0947-44-2000(319)	同左	78-206-70
宮若市	総務課	宮若市宮田29-1	0949-32-0511	0949-32-0510	78-403-70
嘉麻市	総務課	嘉麻市上臼井446-1	0948-62-5660	同左	78-423-70
小竹町	総務課	鞍手郡小竹町大字勝野3349	09496-2-1212	09496-2-1282	78-401-70
鞍手町	総務課	鞍手郡鞍手町大字中山3705	0949-42-2111	同左	78-402-70
桂川町	総務課	嘉徳郡桂川町大字土居424-1	0948-65-1100	〃	78-421-70
香春町	総務課	田川郡香春町大字高野994	0947-32-2511	〃	78-601-70
添田町	総務課	田川郡添田町大字添田2151	0947-82-1231	0947-82-4000	78-602-70
糸田町	総務課	田川郡糸田町1975-1	0947-26-1231	0947-26-1234	78-604-70
川崎町	防災管財課	田川郡川崎町大字田原789-2	0947-72-3000(231)	同左	78-605-70
大任町	総務課	田川郡大任町大字大行事3067	0947-63-3000	〃	78-608-70
赤村	総務課	田川郡赤村大字内田1188	0947-62-3000	〃	78-609-70
福智町	総務課	田川郡福智町金田937-2	0947-22-0555	〃	78-603-70

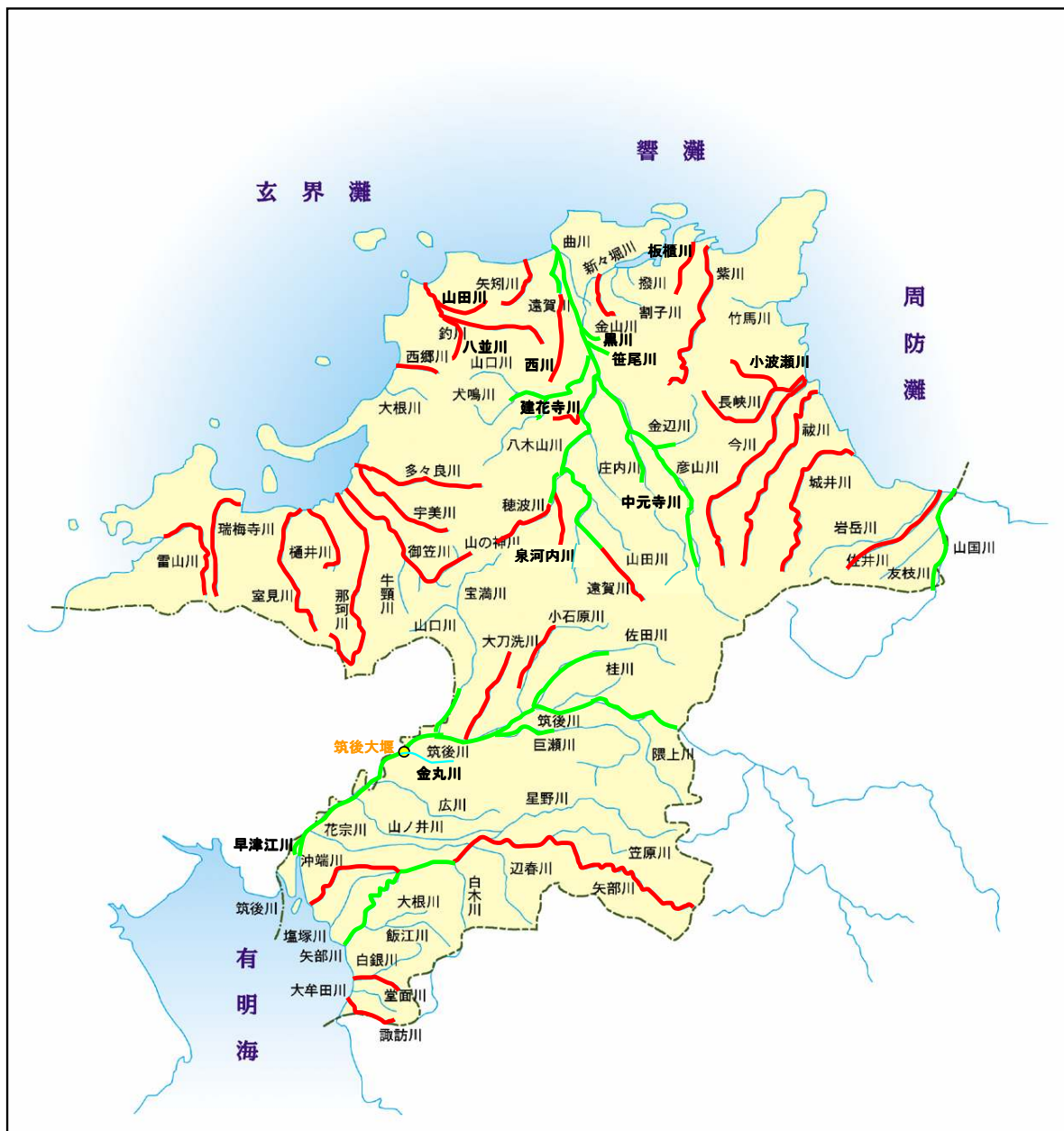
才 筑後地方本部(筑後農林事務所)管内

市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
大牟田市	安心安全課	大牟田市有明町2-3	0944-41-2894	0944-41-2222	78-202-70
柳川市	安全安心課	柳川市本町87-1	0944-77-8153	同左	78-207-70
八女市	総務課	八女市本町647	0943-23-1111	〃	78-210-70
筑後市	地域支援課	筑後市大字山ノ井898	0942-53-4111(151)	〃	78-664-74
大川市	総務課	大川市大字酒見256-1	0944-87-2101	〃	78-212-70
みやま市	総務課	みやま市瀬高町小川5	0944-64-1502	0944-63-6111	78-561-70
大木町	総務課	三潁郡大木町大字八町牟田255-1	0944-32-1035	0944-32-1013	78-522-70
黒木町	総務課	八女郡黒木町大字今1314-1	0943-42-1111	同左	78-541-70
立花町	総務課	八女郡立花町大字原島95-1	0943-23-5141	〃	78-543-70
広川町	総務課	八女郡広川町大字新代1804-1	0943-32-1111	0943-32-1440	78-544-70
矢部村	総務課	八女郡矢部村大字北矢部10528	0943-47-3111	同左	78-545-70
星野村	総務課	八女郡星野村13102-1	0943-52-3111	〃	78-546-71

力 京築地方本部(行橋農林事務所)管内

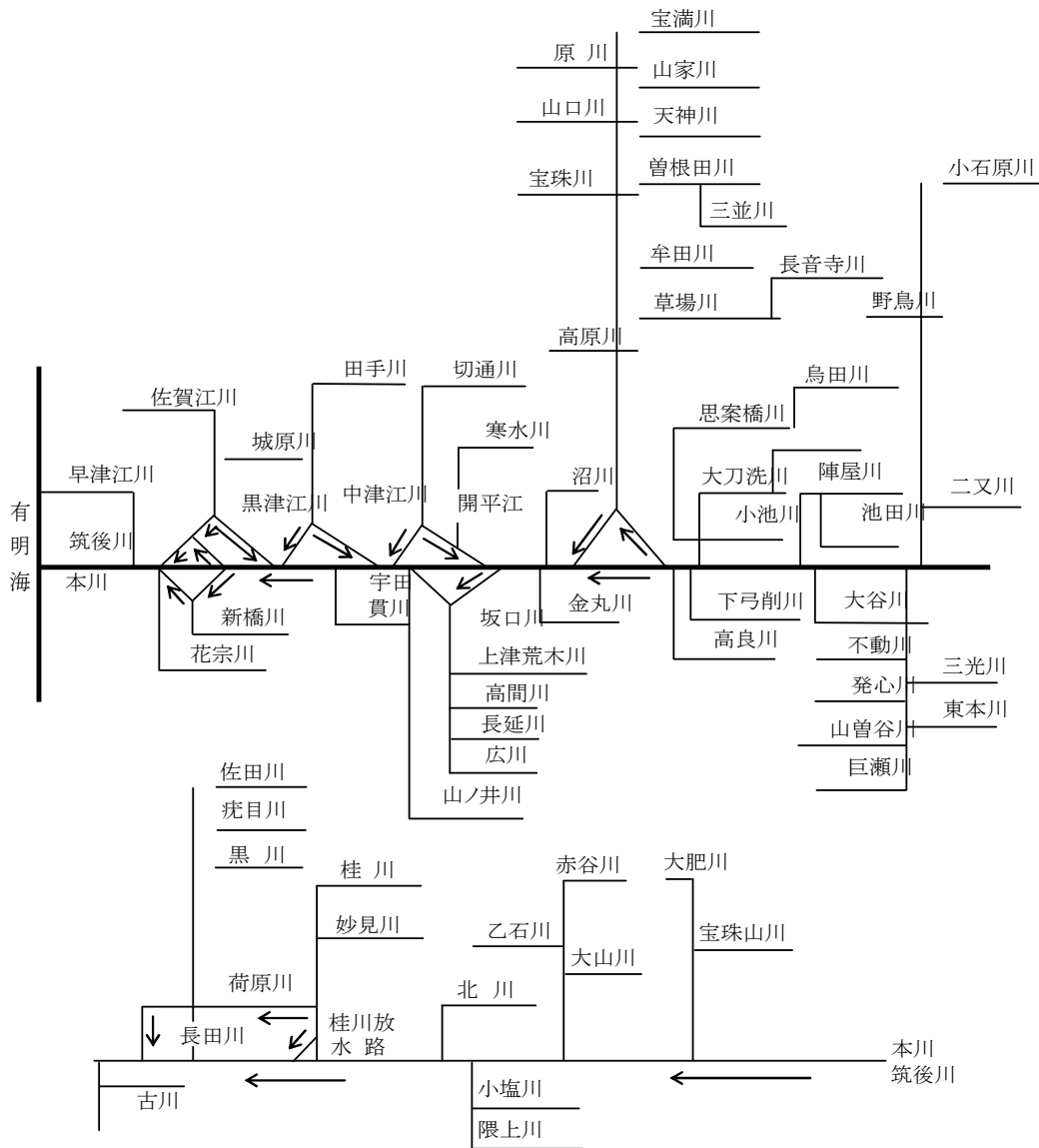
市町村名	通信窓口	所在地	電話番号		防災行政無線
			昼間	緊急時	
行橋市	総務課	行橋市中央1-1-1	0930-25-1111	同左	78-213-70
豊前市	総務課	豊前市大字吉木955	0979-82-1111	0979-83-2480	78-214-70
苅田町	総務課	京都郡苅田町富久町1-19-1	093-434-1112	093-434-1111	78-621-70
みやこ町	総務課	京都郡みやこ町勝山上田960	0930-32-2511	同左	78-623-70
吉富町	総務課	築上郡吉富町大字広津226-1	0979-24-1122	〃	78-642-70
上毛町	総務課	築上郡上毛町大字垂水1321-1	0979-72-3111	〃	78-644-70
築上町	総務課	築上郡築上町大字椎田891-2	0930-56-0300	〃	78-641-70

11 福岡県河川図



## 1 2 主要河川水系図

### イ。筑後川水系図

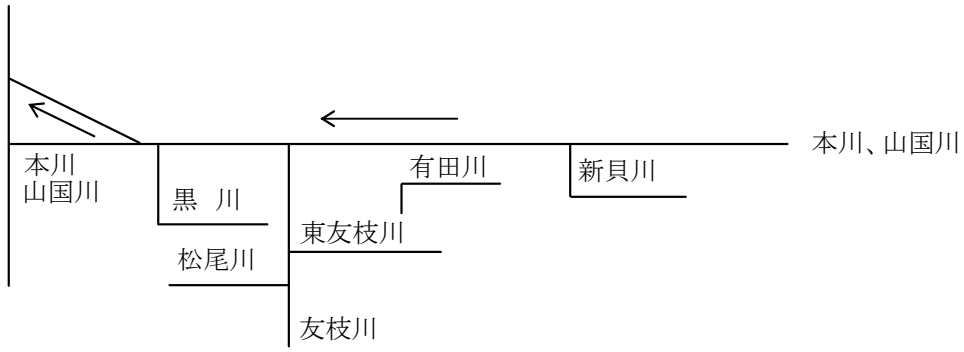


(河川課)

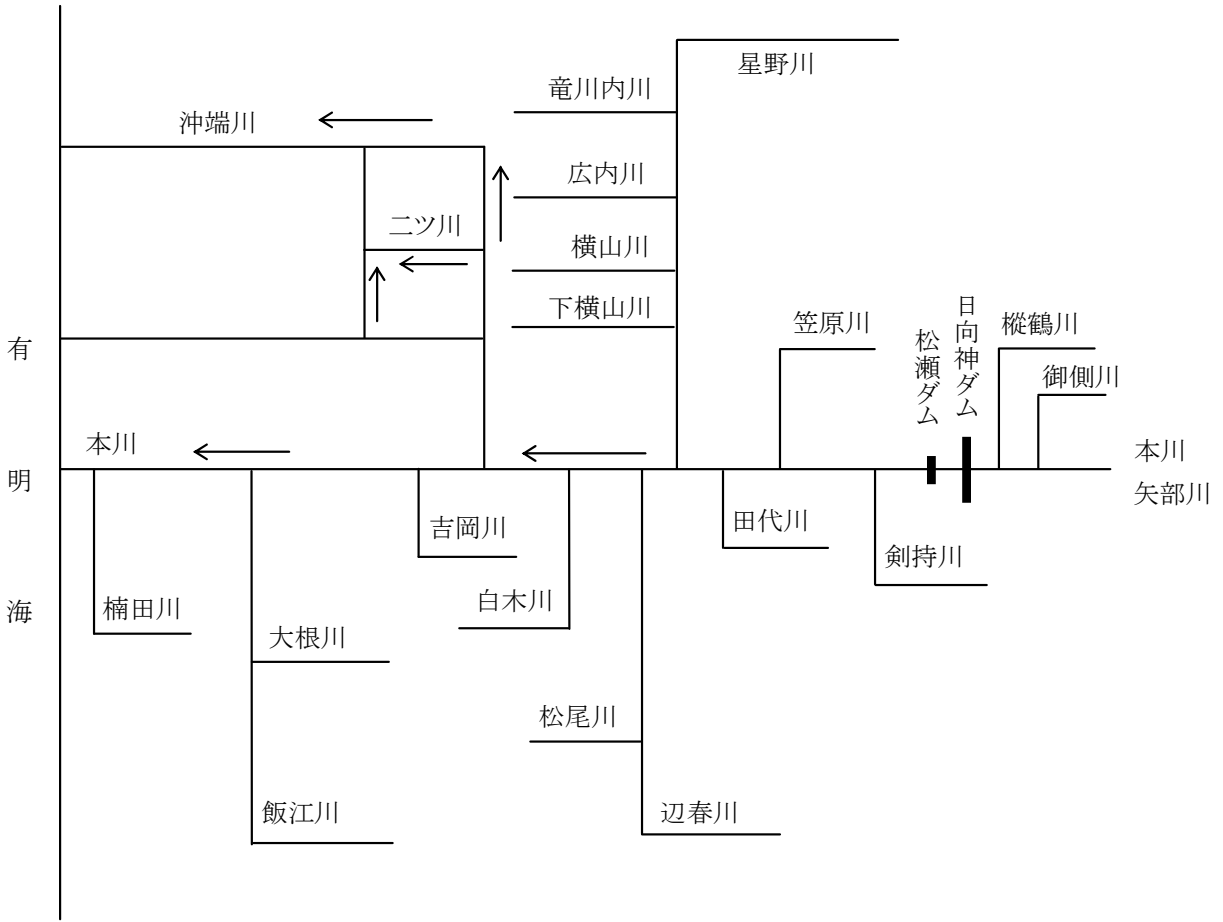




ハ. 山国川水系図



ニ. 矢部川水系図



13 多目的ダム一覧表

(平成22年3月31日現在)

区分	級別	水系名	河川名	ダム名	所在地	ダム型式	ダム目的	総事業費 (百万円)	ダム諸元		集積面積 (k m <sup>2</sup> )	湛水面積 (k m <sup>2</sup> )	貯水池諸元		かんがい面積 (ha)	実調 建設 年度	完成 年度	ダムサイト地質
									堤高(m)	頂長(m)			堤体積(千 m <sup>3</sup> )	集積面積 (k m <sup>2</sup> )				
完 成 ダ ム	1	矢部川	矢部川	日向神	八女市	G	F.P.N	4,780	79.5	146	234.6	84.3	1.115	27,900	23,900	S 29 S 31	S 34	輝石角閃 安山岩
	1	遠賀川	八木山川	力丸	宮若市	G	F.W.I	2,060	49.5	160.5	96	34.1	0.79	13,200	12,500	S 34 S 36	S 40	凝灰石 砂岩頁岩
	2	那珂川	那珂川	南畑 (再開発)	筑紫郡那珂川町	G	F.N.W. P	2,290 -3,300	63.5	220.4	185	27.5	0.27	5,000 -6,000	4,560 -5,560	S 30 S 34 (S61) 花崗岩	S 40 (S61)	斑状黒雲母 花崗岩
	2	今川	今川	油木	田川郡添田町	G	F.N.W. I	5,810	54.6	218	175	32.6	0.93	18,200	17,450	S 35 S 43 S 43 S 45	S 46	黒雲母花崗岩 角閃岩
	2	紫川	紫川	ます湖	北九州市小倉南区	G	F.N.W	3,430	60	205.5	138	18.5	0.74	13,600	13,200	S 43 S 48	S 48	千枚岩
	1	遠賀川	中元寺川	陣屋	田川郡添田町	G	F.N.W. I	3,402	48.5	205	130	12.6	0.14	2,650	2,450	S 42 S 43	S 49	黒雲母花崗岩
	2	瑞梅寺川	瑞梅寺川	瑞梅寺	糸島市	G	F.N.W	7,953	64	337.5	242.6	7.2	0.118	2,420	2,270	S 44 S 46	S 48	結晶片岩
	1	筑後川	山口川	山神	筑紫野市	GR	F.N.W	9,429	59	307.5	G 186.7 R 11.0	9.1	0.175	2,980	2,800	S 43 S 46	S 54	花崗閃緑岩
	2	御笠川	牛頸川	牛頸	大野城市	R	F.N	17,900	52.7	383	1,065	4.37	0.23	2,280	2,100	S 47 S 52	H 3	黒雲母花崗閃緑岩
	1	遠賀川	犬鳴川	犬鳴	宮若市	G	F.N.W. I	24,800	76.5	230	230	6.1	0.231	5,000	4,850	S 45 S 47	H 6	緑色片岩
	2	御笠川	山の神川	北谷	太宰府市	G	F.N.W	8,700	39	145	64	0.48	0.02	251	231	— S63	H 11	花崗岩 花崗斑岩
	2	多々良川	猪野川	猪野	糟屋郡久山町	G	F.N.W	29,600	79.9	260	301	5.5	0.23	5,110	4,910	S 54 S 62	H 12	緑色片岩 黒色片岩
	2	多々良川	鳴瀬川	鳴瀬	糟屋郡篠栗町	G	F.N.W	38,800	67.4	308	402	6.8	0.193	4,400	4,160	S 53 S 54	H 14	かんらん岩 角閃岩
	1	遠賀川	福地川	福智山	直方市	G	F.N.W	21,500	64.5	255	201	4.7	0.125	2,710	2,560	S 50 S 54	H 16	泥質岩 ホルンフェルス
1	筑後川	巨瀬川	藤波	うきは市	R	F.N	34,500	52	295	1,056	21.7	0.21	2,950	2,450	S 45 S 51	—	凝灰角礫岩 泥質砂礫岩 安山岩	
2	那珂川	那珂川	五カ山	筑紫郡那珂川町	G	F.N.W. U	105,000	102.5	556	906	18.9	1.3	40,200	39,700	S 58 S 63	—	花崗岩	
2	祓川	祓川	伊良原	京都郡みやこ町	G	F.N.W	67,800	83	340	483	36.8	1.22	28,700	27,500	S 49 H 2	—	花崗岩	

注 1) ダムの型式略字  
 G : 重力式コンクリートダム  
 R : ロックフェイスダム  
 GR : 重力とロックフェイスの複合  
 I : 工水  
 F : 洪水調節  
 P : 発電  
 W : 上水  
 N : 不特定  
 U : 濁水処理用水

14 水防資材一覧表（県土整備事務所、市町村別）H21.10現在

県土整備事務所管内	県土整備事務所名 市町村名	トラック	小型又はジープ	一輪車	リヤカー	船	無線機	カケヤ	スコップ	ハンマ	タコ	ツルハシ	カキ板	クワ	カマ	ザル	ノコギリ	トビロ	ベンチ	照明灯	麻袋	ビニール袋	杭丸太	竹	鉄線	ビニールシート	ロープ(巻)	縄(ビニールひも)	吹	備考	
福岡	県土整備事務所						8	26	8		5	9	11	17		1	2		4		5,750	50			19	20					
	福岡市						437	542	42					362								150,474	13,040			2,038	183	1,522			
	古賀市		3	2			17	6	12	10		5	2	21	5	5	3	3	3	1,500	3,200	150		30	46	10	10				
	宇美町	2	5				46	15	59					5		3	30	2	11		2,000	700		50	50	2	22	520			
	篠栗町	2						8	21	1	1	1	8	1	5	2	2	1	2	2		7,200	500		50	200	5	12			
	志免町						21		20	4				20				20				7,000	100		200	20	25	45			
	須恵町	3					42	2	13	9		1	5	6	24		11		2			1,000	100		2	91	19	41			
	新宮町		9				9	8	18	5		5		5		5			14	15		3,100	180			15		2			
	久山町	1	3	3				6	33	5		12	10	3	15	10	5		3	7		2,600	180		4	30	10	8	180		
	粕屋町	1		1				10	12	6		8		4	7		6	2	6			3,700	340			25	10		250		
	(市町村計)	9	20	6			135	492	730	82	1	32	25	36	444	17	37	56	32	38	1,500	180,274	15,290		336	2,515	264	1,662	950		
合計	9	20	6			135	500	756	90	1	37	34	47	461	17	38	58	32	42	1,500	186,024	15,340		336	2,534	284	1,662	950			
福岡原支所	県土整備事務所(支所)	1	5				2	7	14	5	2	5		5	20	2	4		10	2		3,850	365	20	40	150	65	65			
	前原市	1					50	7	20	10		6		6	30			12	9	14		12,500	460		12	150	19	50			
	二丈町	1					15	30	30	6				30		6	12	15	5			15,000	900		10	250	20	180			
	志摩町	1					7	30	25	2		7		7	37		32	31		7	100	15,000	500		30	180	25	60			
	(市町村計)	3					72	67	75	18		13		13	97		38	55	24	26	100	42,500	1,860		52	580	64	290			
	合計	4	5				74	74	89	23	2	18		18	117	2	42	55	34	28	100	46,350	2,225	20	92	730	129	355			
久留米	県土整備事務所	1	4	6			7	10	84	16	2	50	3	10	23	29	9		13			9,000	214		5	192	3	4			
	久留米市	15	1	87		8	173	171	602	148		172	3	142	260		187	1	120	43		88,800	4,585		180	1,409	304				
	小郡市			10			15	35	113	16		11		25		16		13	1			12,400	407		15	40	20		420		
	うきは市	4	2	1			79	22	63	11		9		6	48	43	37	18	12	6		7,000	790		200	32	7	39			
	大刀洗町	1					10	45	4		14		2	10		6		2				2,900	250		3	15	3				
	(市町村計)	20	3	98		8	267	238	823	179		206	3	150	343	43	246	19	147	50		111,100	6,032		398	1,496	334	39	420		
合計	21	7	104		8	274	248	907	195	2	256	6	160	366	72	255	19	160	50		120,100	6,246		403	1,688	337	43	420			
南筑後	県土整備事務所	1	10	2			6	6	27	1	4	15	23	5	13		3		4	10		2,400	385		1	13	14			オノ7	
	大牟田市	2	29	10			62	118	176	85		11		148		55	7	135	10			48,450	1,280		180	469	477	14		オノ110	
	(市町村計)	2	29	10			62	118	176	85		11		148		55	7	135	10			48,450	1,280		180	469	477	14		オノ110	
合計	3	39	12			68	124	203	86	4	26	23	5	161		58	7	139	20		50,850	1,665		181	482	491	14		オノ117		

県土整備事務所管内	県土整備事務所名 市町村名	トラック	小型 又は ジープ	一輪車	リヤカー	船	無線機	カケヤ	スコップ	ハンマ	タコ	ツルハン	カキ板	クワ	カマ	ザル	ノコギリ	トビロ	ベンチ	照明灯	麻袋	ビニール袋	杭丸太	竹	鉄線	ビニールシート	ロープ (巻)	縄 (ビニールひも)	吹	備考	
△柳川後支所▽	県土整備事務所 (支所)	1					2	11	59	10	6	10		6	41		5	1	4			8,000	460		100	88	23	15			
	柳川市			3				28	80	48	2	23			25		14	7	12	4		11,660	240		1	121	21				
	大川市							35	119	21					21				35			10,500	350		210	35	14	70			
	みやま市			4			7	36	135	15	16	18		17	26		2		3	3		25,450	468		65	140	29				
	大木町	1		7			1	5	17	4					2	1	2	22	6	11		4,500	81		25	1,750	5	3			
	(市町村計)	1		14			8	104	351	88	18	41		17	74	1	18	29	56	18		52,110	1,139		301	2,046	69	73			
	合計	2		14			10	115	410	98	24	51		23	115	1	23	30	60	18		60,110	1,599		401	2,134	92	88			
直方	県土整備事務所	1					2	4	30	2		28	4		14		8	1	2	4		2,000	70		2	112	5	2			
	直方市	10	46	5		8	25	19	74	3		1	3	2	19		9	6	5	3		1,150	100		1	40	3	5	500		
	宮若市	2		11			16	13	37	10	4	25	25	22	54	15	7	20		25	200	6,000	280		50	120	33		500		
	小竹町			7		1	5	27	5		11	10	10	10		5	8	10	7			1,000	80		10	25	6	3			
	鞍手町	2		2		1	10	3	9	1					3		4	4	4	10		900	50			50	14				
	(市町村計)	14	46	25		10	51	40	147	19	4	37	38	34	86	15	25	38	19	45	200	9,050	510		61	235	56	8	1,000		
	合計	15	46	25		10	53	44	177	21	4	65	42	34	100	15	33	39	21	49	200	11,050	580		63	347	61	10	1,000		
京築	県土整備事務所	1	4	10			3	9	9	3		2	2	2	12		4		2	9		3,300	350		11	20		5			
	豊前市	3		1			2	6	28	4		5		6	8		2	15	2	4	50	2,000	10		1	5	3	10			
	吉富町	1		3	2		4	10	30	15		10	10	2	25	10	15		9	15		2,500	150		3	11	6				
	上毛町			3			7	10	19	5		7		9	36		17	6	9	7		5,300	8		8	6	8	6			
	築上町	2	1	7			14	16	40	23		69	25	23	18	32	11		13	8	20	4,700	290		8	23	13	30			
	(市町村計)	6	1	14	2		27	42	117	47		91	35	40	87	42	45	21	33	34	70	14,500	458		20	45	30	46			
合計	7	5	24	2		30	51	126	50		93	37	42	99	42	49	21	35	43	70	17,800	808		31	65	30	51				
△京行築橋支所▽	県土整備事務所 (支所)	1		5			4	3	28	7		20		11	18	4	12	1	16	20		3,300	90		9	15	4	35			
	行橋市						2	14	37					8	4		16		3	20		18,000	400			50	5				
	苅田町	1	2				10	15	28			9		8						2		6,500	328			114	27				
	みやこ町	3	2				10	41	8		1	14		19		16			14	9	60	5,200	150		140	116	2	13	300		
	(市町村計)	4	4				12	39	106	8		10	14	16	23		32		17	31	60	29,700	878		140	280	34	13	300		
	合計	5	4	5			16	42	134	15		30	14	27	41	4	44	1	33	51	60	33,000	968		149	295	38	48	300		

県土整備事務所管内	県土整備事務所名 市町村名	トラック	小型又はジープ	一輪車	リヤカー	船	無線機	カケヤ	スコップ	ハンマ	タコ	ツルハシ	カキ板	クワ	カマ	ザル	ノコギリ	トビロ	ベンチ	照明灯	麻袋	ビニール袋	杭丸太	竹	鉄線	ビニールシート	ロープ(巻)	縄(ビニールひも)	吹	備考	
朝倉	県土整備事務所	1					9	16	42	8		4	18		5	27	3	10	12			3,600	430		110	8	23	22		鉄杭75	
	朝倉市			5			11	15	121	38		7	52	48	57	27	25		24	10		3,300	984		6	116	31			鉄杭710	
	筑前町			2			10	4	21	5		2	4	1	31		7		13	7		2,500	120		8	50	7	2			
	東峰村	2	2	3			16	3	15	7		4	1	5	6	4	6		6	6	200	300	20			10	8	6			
	(市町村計)	2	2	10			37	22	157	50		13	57	54	94	31	38		43	23	200	6,100	1,124		14	176	46	8		鉄杭710	
合 計	3	2	10			46	38	199	58		17	75	54	99	58	41	10	55	23	200	9,700	1,554		124	184	69	30		鉄杭785		
八女	県土整備事務所	1		2			8	7	20	2		2			8		2		7	2		1,600	170		1	50	10				
	八女市						8	16	60	13		20		8	20		4		4	4		4,000	310			4		80	900		
	筑後市	2		5				7	42	2	3	8	3		6	53	3		1	1		1,900	392			17	5			鋼杭50	
	黒木町			10	1		58	25	127	16		14	10	25	28	53	10	77	5	2		12,000	200		21	100	15	18			
	立花町			4			36	16	32	15		4		13			14		7	3		500	500		3	100	7	20	300		
	広川町	1		3			32	15	25	4		6	2	5	12		8	12	5	3		3,000	180		18	55	5	5	30		
	矢部村	1	1	1			45	6	15			3	10	10	5		20	10	5	10		2,000	50			30	3	2			
	星野村						10		44			44		10				15		3		1,000					1				
	(市町村計)	4	1	23	1		189	85	345	50	3	99	25	71	71	106	59	114	27	26		24,400	1,632		42	306	36	125	1,230	鋼杭50	
合 計	5	1	25	1		197	92	365	52	3	101	25	71	79	106	61	114	34	28		26,000	1,802		43	356	46	125	1,230	鋼杭50		
北九州	県土整備事務所	1	7				6	3	20				10		10		2	2	2	1		6,900	40		2	35	6	1			
	北九州市						438	164	680	109		99	77	61	289	221	138	25	48			25,215	5,732		293	1,340	234	387			
	中間市						5	15	43	4		22		7	14	7			2			1,500			3	25	9				
	芦屋町						20	15	43		3	15	6		57		4		5	4		2,000	80		4	8		15			
	水巻町			3			28	5	15			2		6	20	18				3		2,000				20					
	岡垣町	1					12	12	25	7					40			14		7		3,000	150			20	2		100		
	遠賀町	1				9	10	4	27	6		2			5		2	10	4	5		1,200	75		2	45	12	5			
	(市町村計)	2		3		9	513	215	833	126	3	140	83	74	425	246	144	49	59	19		34,915	6,037		302	1,458	257	407	100		
	合 計	3	7	3		9	519	218	853	126	3	140	93	74	435	246	146	51	61	20		41,815	6,077		304	1,493	263	408	100		
北九州支所	県土整備事務所(支所)	1		1			2	5	33	9	2	1		4	29	16	3		5		1,000	1,200	145		50	25	20	30			
	宗像市	1		4			54	21	50	15		30		16	4	32	3		2	2	200	7,900	4,250			342	12	27			
	福津市	1	1	12			64	9	30	12		23		15	6	21	9		6	1		8,200	900		4	89	15	6			
	(市町村計)	2	1	16			118	30	80	27		53		31	10	53	12		8	3	200	16,100	5,150		4	431	27	33			
	合 計	3	1	17			120	35	113	36	2	54		35	39	69	15		13	3	1,200	17,300	5,295		54	456	47	63			

県土整備事務所管内	県土整備事務所名 市町村名	トラック	小型又はジープ	一輪車	リヤカー	船	無線機	カケヤ	スコップ	ハンマ	タコ	ツルハシ	カキ板	クワ	カマ	ザル	ノコギリ	トビロ	ベンチ	照明灯	麻袋	ビニール袋	杭丸太	竹	鉄線	ビニールシート	ロープ(巻)	縄(ビニールひも)	吹	備考	
田川	県土整備事務所	1	8			1	12	3	49	8	2	7					4	15	6	6		2,000	80		4	5	12	11			
	田川市	1	4	3		3	87	52	147	7		10	30	13	159	44	12	120	3	18	4,160	300	189		7	100	28	46			
	香春町	2	2	1		1	22	5	25	3				2	1			1	3	2		4,000	200		50	21	5	7			
	添田町	2	16	2			38	19	26	9		5	5	5	11	5	16	3	3	9		2,800	250			60	5	2			
	糸田町	1	2	11			4	5	25	2		2			5		2		5	24	10	1,000			1	20	2	10			
	川崎町	2		10			36	3	20	4		4	2	5	20	18	15	1	3	12		1,000	100		1	50	5	7			
	大任町	1		4			4	9	10					8	10		3	10	10	10		1,000	30		5	15	1	4			
	赤村		2	1			8	2	8	5							5	6		3		1,410	218		1	20	5	3			
	福智町	2	2	8			49	22	90	9			3	12	39		20	4		15	40	4,950	200		3	206	12	33	90		
	(市町村計)	11	28	40		4	248	117	351	39		21	40	45	245	67	73	145	27	93	4,210	16,460	1,187		68	492	63	112	90		
合計	12	36	40		5	260	120	400	47	2	28	40	45	245	67	77	160	33	99	4,210	18,460	1,267		72	497	75	123	90			
飯塚	県土整備事務所	1	3	5			5	17	79	10		15	25	20	5	49	13		9	2		4,700	250		10	4	35	20			
	飯塚市	9	46	20	1	25	71	40	174	30	12	25	47	15	47	82	7	36	17	13	1,080	5,450	965		21	320	37	16	600		
	嘉麻市	6	92	13			72	29	161	13		19	58	18	46	69	20	73	20	25		7,000	390		33	150	62	26	100		
	桂川町	4		5			8	10	28	7		7	16	4	12	28	6	3	7	2	680	1,900	150		6	35	4	10	340		
	(市町村計)	19	138	38	1	25	151	79	363	50	12	51	121	37	105	179	33	112	44	40	1,760	14,350	1,505		60	505	103	52	1,040		
	合計	20	141	43	1	25	156	96	442	60	12	66	146	57	110	228	46	112	53	42	1,760	19,050	1,755		70	509	138	72	1,040		
那珂	県土整備事務所	1					4	6	41			20		12	5		2		5			3,600	114			10	4				
	筑紫野市	1		4			10	40	61	8		7			45		5			21		3,050	182		5	111	3	12			
	春日市	1			2		14	3	18	11		13		7	8	5	6	10	10	3		2,000	18			38	5	5			
	大野城市	1		1	1		15	5	50	5		3			10		4	2	2	3		6,000	50		2	50	5	5	20		
	太宰府市	1		6			13	6	59	5		2	2		30	10	2	2	1	2	250	1,800	20			46	1	29			
	那珂川町	2		4	1		20	16	33	10		8		5	14		9		6	4		6,400	60		50	300	10	10			
	(市町村計)	6		15	4		72	70	221	39		33	2	12	107	15	26	14	19	33	250	19,250	330		57	545	24	61	20		
合計	7		15	4		76	76	262	39		53	2	24	112	15	28	14	24	33	250	22,850	444		57	555	28	61	20			
県土整備事務所計	14	41	31		1	72	115	561	89	18	184	94	86	220	127	75	32	97	60	1,000	61,200	3,213	20	345	746	244	210				
市町村計	105	273	312	8	56	1,962	1,758	4,875	907	41	851	443	630	2,359	815	881	659	690	489	8,550	619,259	44,412		2,035	11,579	1,884	2,943	5,150			
合計	119	314	343	8	57	2,034	1,873	5,436	996	59	1,035	537	716	2,579	942	956	691	787	549	9,550	680,459	47,625	20	2,380	12,325	2,128	3,153	5,150			

## 15 消防機関の化学消防自動車及び化学消火薬剤備蓄状況調

平成21年4月1日現在

区分 団体区分	化学消防自動車数 (台)	液体 (kl)	粉末 (kl)	化学消火剤種別					
				蛋白系		合成界面 活性剤等 Kl	粉末		
				3%型 kl	6%型 kl		炭酸水 素ナリウム kg	重炭酸 カリウム kg	りん酸 塩類等 kg
北九州市	6	36.69	975	28.65		8.04	220		755
福岡市	7	45.00		43.00		2.00			
大牟田市	1	5.00				5.00			
直方市	1	0.20				0.20			
柳川市		1.06		0.12		0.94			
筑後市		0.09		0.01		0.08			
大川市	1	1.96		0.12	0.10	1.74			
行橋市		0.06		0.04	0.02				
中間市	1	0.52				0.52			
みやま市		0.18				0.18			
荏田町	1	0.32				0.32			
糸島消防	1	1.74				1.74			
八女消防	2	3.16		0.20		2.96			
筑紫野太宰府消防		0.83				0.83			
飯塚消防	1	5.40		1.20		4.20			
春日大野城那珂川消防	1	0.90		0.90					
田川消防	1								
久留米広域消防	1	3.43				3.43			
京築消防	1	6.00				6.00			
直方鞍手消防	1	1.50				1.50			
甘木朝倉消防	1	0.72		0.16		0.56			
粕南消防	2	0.76		0.32		0.44			
宗像消防	1	0.58				0.58			
粕北消防	1	0.53				0.53			
遠賀消防	1	0.18		0.03	0.15				

## 16 航空自衛隊の化学消防車及び給水車等の現況

型式	数	積載原液量等
化学消防車A-MB-1	6	(薬液) 375リットル (水) 3,600リットル
化学消防車A-MB-2	5	(薬液) 480リットル (水) 4,800リットル
化学消防車A-MB-3	3	(薬液) 650リットル (水) 10,500リットル
普通消防車	9	
給水車(4000GAL)	3	
給水車(1000GAL)	2	
水タンク車(5t)	5	
水タンク(1t)トレーラー	6	
化学消防車小計	14	A-MB-1, 2, 3の総計
普通消防車小計	9	
給水車等小計	16	給水車、水タンク車及び水タンクトレーラーの合計
小計	39	春日、芦屋、築城基地及び高良台分屯基地の数



17 空中消火用資機材保有状況一覧

資 機 材 名		保 有	保 管 場 所 等
散布装置 (基)	700リットル型以上	5	田川地区消防本部
	700リットル型未満	21	北九州市消防局(3) 福岡市消防局(4) 久留米広域消防本部(5) 八女消防本部(3) 田川地区消防本部(1) 添田町英彦山運動公園(5)
水槽 (基)	3000リットル型以上	6	粕屋北部消防本部(2) 添田町英彦山運動公園(1) 福岡市消防局(1) 北九州市消防局(2)
	1001リットル型以上 3000リットル型未満	1	田川地区消防本部(1)
	1000リットル型未満	13	粕屋北部消防本部(4) 八女消防本部(9)
混 合 機 (台)		2	田川地区消防本部(1) 添田町英彦山運動公園(1)
攪 拌 機 (台)		3	八女消防本部(1) 添田町英彦山運動公園(1) 田川地区消防本部(1)
粉 碎 機 (台)		1	添田町英彦山運動公園(1)
動 力 ポ ン プ (台)		6	粕屋北部消防本部(4) 田川地区消防本部(1) 添田町英彦山運動公園(1)
薬 剂 (kg)	M A P		
	SUPER MAP		
	F R - S	4,400	八女消防本部(1,500) 田川地区消防本部(2,900)
	C M C	260	八女消防本部(260)
	着 色 剤	10	八女消防本部(10)
	ホ ー レ ッ ク ス		
空中消火用離着陸場		60	北九州市消防局(5) 福岡市消防局(9) 粕屋北部消防本部(1) みやま市消防本部(4) 八女消防本部(21) 田川地区消防本部(16) 春日・大野城・那珂川消防本部(3) 添田町英彦山運動公園(1)

散布装置保管場所及び型式一覧表

	管轄消防本部（局）名	型 式	保有	保 管 場 所	
700リットル型 以上	田川地区消防本部	(株)高島製中型7001	5	田川地区消防本部 田川市大字川宮 1570 Tel0947-44-0650	
700リットル型 未満	北九州市消防局	ハンビ-バケットモデル 1214	2	北九州市消防航空隊 北九州市小倉南区空港北町6番地 Tel093-475-6701	
		ハンビ-バケットモデル 1518	1	小倉南消防署 北九州市小倉南区若園 5-1-3 Tel093-951-4373	
	福岡市消防局	ビッグデッパ-モデル 140	2	福岡市消防航空隊 福岡市博多区東光寺上半道橋（福岡空港内） Tel092-451-3119	
		ハンビ-バケットモデル 1214	2		
	久留米広域消防本部	久留米市消防本部	ビッグデッパ-モデル 140	1	久留米市消防署善道寺出張所 久留米市善道寺町飯田 970-1 Tel0942-47-0119
			ビッグデッパ-モデル 140	2	久留米西部河川防災ステーション 久留米市大善寺町藤吉 434 Tel0942-42-3242
ビッグデッパ-モデル 140			2	浮羽消防署 久留米市田主丸町鷹取 682-1 Tel0943-72-4193	
八女消防本部	八女消防本部	ビッグデッパ-モデル 140	3	八女東消防署 八女市黒木町大字桑原 817 Tel0943-42-0119	
田川地区消防本部	田川地区消防本部	ビッグデッパ-モデル 140	1	田川地区消防本部 田川市大字川宮 1570 Tel0947-44-0650	

空中消火用資器材（散布装置は除く）保管場所一覧表

管轄消防本部名	保 管 場 所	管轄消防本部名	保 管 場 所
北九州市消防局	小倉南消防署 北九州市小倉南区若園 5-1-3 Tel093-951-4373	粕屋北部消防本部	粕屋北部消防本部 古賀市今在家 167-1 Tel092-944-0131
	北九州市消防航空隊 北九州市小倉南区空港北町6番地 （北九州空港内） Tel093-475-6701	八女消防本部	八女東消防署 八女市黒木町大字桑原 817 Tel0943-42-0119
田川地区消防本部 田川市大字川宮 1570 Tel0947-44-0650			

### 18 空中消火用離着陸場一覧表

管轄消防本部名	空中消火用離着陸場名	地名・地番	保有		
北九州市消防局	門司海浜公園	北九州市門司区大字猿喰	5		
	平尾台(自然の郷駐車場)	北九州市小倉南区平尾台1-1-1			
	永犬丸中央公園	北九州市八幡西区大字永犬丸			
	響灘訓練場	北九州市若松区響町一丁目			
	九州国際大学若松グランド	北九州市若松区大字蟹住			
福岡市消防局	勝馬国民休暇村グランド	福岡市東区大字勝馬 1803-1	9		
	三日月霊園多目的広場	福岡市東区香椎			
	背振ダム	福岡市早良区大字板屋 357-13			
	脇山中央公園	福岡市早良区大字脇山 2473-4			
	福岡市消防学校	福岡市早良区西入部 1-5-10			
	筑前高校グランド	福岡市西区大字千里 111-1			
	今津運動広場	福岡市西区大字今津字津本			
	西部運動公園	福岡市西区飯盛荒木 385			
桧原運動公園	福岡市南区桧原 5-30-1				
粕屋北部消防本部	粕屋北部消防本部グランド	古賀市今在家 167-1	1		
みやま市消防本部	瀬高中学校	みやま市瀬高町下庄 1864-1	4		
	清水山運動広場	みやま市瀬高町本吉 1089-1			
	ニコニコのり北側空地	みやま市高田町下楠田 2152-10			
	山川中学校	みやま市山川町立山 1690			
八女消防本部	福島中学校グランド	八女市本村 430	15		
	福島高等学校グランド	八女市吉田 1581-1			
	八女市勤労者体育センター 北部スポーツ公園	八女市本字立山			
	立花町体育館グランド	八女市立花町谷川 1140			
	光友小学校運動場	八女市立花町谷川 1058			
	広川中学校運動場	八女郡広川町大字久泉 837-1			
	竜光寺公園広川球場	八女郡広川町大字新代 1519-1			
	豊岡町民運動場	八女市黒木町本分 1602-1			
	グリーンピア八女多目的運動公園	八女市黒木町木屋 10905			
	春の山公園	八女市上陽町北川内 1121			
	北川内小・中学校運動場	八女市上陽町北川内 910			
	星野中学校	八女市星野村田の原 9511			
	星野村総合グランド	八女市星野村麻生 10780-35			
	矢部村民グランド	八女市矢部村北矢部鬼塚			
	矢部小学校グランド	八女市矢部村北矢部 10516-1			
田川地区消防本部	田川地区消防組合	田川市大字川宮 1570	16		
	サクラ物流(株)	田川市大字伊加利 2204-1			
	麻生ラファージュセメント(株) 田川工場	田川市大字弓削田 2800			
	英彦山運動公園	田川郡添田町大字津野			
	県立英彦山青年の家グランド	田川郡添田町大字英彦山 3218			
	金田中学校グランド	田川郡福智町神崎 918			
	彦山川河川敷左岸	田川郡福智町市場千寄			
	上野橋下赤池グランド	田川郡福智町上野橋河川敷			
	赤村コミュニティ広場	田川郡赤村大字内田 1188			
	赤小学校グランド	田川郡赤村大字赤 4581-1			
	中津原小学校グランド	田川郡香春町大字中津原 812			
	糸田町民グランド	田川郡糸田町 3786			
	川崎町野球場	田川郡川崎町大字安真木 1348-2			
	川崎町陸上競技場	田川郡川崎町大字安真木 1348-2			
	福智町方城グランド	田川郡福智町伊方			
	大任中学校グランド	田川郡大任町大字今任原 30			
	春日・大野城・那珂川消防本部	春日市立市民スポーツセンター グランド		春日市大谷 6-28	3
		大野城総合公園グランド		大野城市大字乙金 618-12	
平野中学校グランド		大野城市つつじヶ丘 4-1-1			
計			53		

19 給水車保有機関名及び数量調（陸上自衛隊）

平成21年12月1日現在

機関名	種別	能力	数量
福岡駐屯地	1 t 水タンクトレーラー	1 t	19
〃	水タンク車	5 t	6
小倉駐屯地	1 t 水タンクトレーラー	1 t	9
飯塚駐屯地	〃	1 t	14
小郡駐屯地	〃	1 t	12
〃	散水車	1 t	1
久留米駐屯地	1 t 水タンクトレーラー	1 t	27
計			88

20 給水用機械保有調（陸上自衛隊）

平成21年12月1日現在

種別	能力	保有量	所在地
浄水セット逆浸透型	3.5 t/h	4両	春日市大和町5丁目12 陸上自衛隊 第4後方支援連隊補給隊 (福岡駐屯地)

21 市町村給水車及び給水タンク保有状況一覧表

平成21年3月31日現在

地域	市町村	給水車		トラック						給水タンク					
		1t	2t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	0.75t	0.5t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t
福岡 生活圏	福岡市		2		4		2			1			24	11	175
	筑紫野市														8
	大野城市							2						6	
	宗像市											4	2	10	
	太宰府市							1						12	
	前原市												2		
	古賀市												1	1	2
	福津市							1						10	1
	宇美町													5	4
	篠栗町												2		
	志免町														1
	新宮町														3
	久山町										1			2	
	粕屋町										2	1		1	
	二丈町								1						5
	志摩町								1					2	
	宗像地区 水道企業団 春日那珂川 水道企業団					1									2
北九州 生活圏	北九州市											17		34	
	行橋市										6			5	2
	豊前市										2				
	中間市	1												1	
	水巻町													1	3
	岡垣町													2	2
	苅田町													2	
	吉富町														1
	築上町										1		1		
	上毛町														2
筑後 生活圏	大牟田市			1	2	1	7							1	8
	久留米市		2		2								9	1	3
	柳川市													2	3
	朝倉市													3	4
	筑後市										3				
	大川市													1	2
	うきは市					1								1	
	東峰村				1						1			3	3
	立花町														2
	広川町				1										5
	星野村				1									1	1
	みやま市													1	
	福岡県南 水道企業団								1						

地域	市町村	給水車			トラック						給水タンク					
		1t	2t	3t	2t	1.5t	1.25t	1t	0.75t	0.5t	2t	1.5t	1.2t	1t	0.5t	
筑豊 生活圏	直方市	1											5	1	8	
	飯塚市										1		5	7	2	
	田川市												3		10	
	嘉麻市						1				1			5	4	
	宮若市				1										9	
	小竹町														1	
	鞍手町														3	
	桂川町				1										1	
	香春町											2			1	
	糸田町														1	
	川崎町													11	3	
	大任町								1						2	
	福智町					2						3			1	1

## 22 救急業務実施体制の状況

※「平成20年 消防年報」(福岡県) 統計資料 第7-1表「救急業務実施体制の状況」から引用

区 分	管内面積 (20年3月31日現在)	管内人口 (20年3月31日現在)	救急自動車台数				救急 隊数	救命士 運用隊 数	救 急 隊 員 数						救 命 士 運 用 開 始 年 月 日
			保有数	内非常用		内 高規格			合 計	うち資格者・修了者			専 任	兼 任	
				内高規格	救命士					標準課程	救 急 II 課程				
県 計	4,976.66	5,030,818	173	28	16	151	143	133	2,394	578	809	561	816	1,578	26本部
北 九 州 市	487.72	982,836	24	4	4	24	20	20	282	127	17	98	221	61	H4.7.1
福 岡 市	340.96	1,375,292	30	5	4	30	25	25	705	96	213	143	189	516	H4.7.2
大 牟 田 市	81.55	129,549	4	1	-	3	3	3	82	17	29	10	35	47	H11.8.1
久 留 米 広 域	434.15	426,098	17	3	2	16	14	14	182	49	84	31	53	129	H9.4.1
直 方 市	61.78	58,852	3	-	-	3	3	2	34	9	16	9	9	25	H10.11.1
筑 後 市	41.85	48,560	3	-	-	2	3	2	27	7	16	1	8	19	H12.8.1
大 川 市	33.61	39,270	2	-	-	1	2	1	16	4	9	3	16	-	H13.9.1
行 橋 市	69.83	71,852	3	-	-	3	2	2	38	11	20	6	22	16	H11.4.1
中 間 市	15.98	46,740	3	1	-	2	2	2	30	9	17	3	-	30	H9.10.1
苅 田 町	46.60	34,291	2	-	-	2	2	2	30	8	18	4	-	30	H11.4.1
柳 川 市	76.90	73,929	4	-	-	3	3	3	49	14	19	9	8	41	H13.4.1
糸 島 地 区	216.12	100,527	4	-	-	3	4	4	42	17	12	13	22	20	H8.4.8
八 女 地 区	520.44	92,270	8	-	-	6	8	8	117	28	50	35	-	117	H8.2.1
筑 紫 野 太 宰 府	117.36	166,826	6	2	1	5	4	4	42	21	10	7	18	24	H11.4.1
飯 塚 地 区	369.38	192,864	7	1	1	5	6	4	69	15	29	16	41	28	H5.10.1
み や ま 市	105.12	42,971	3	1	-	2	2	2	41	6	18	17	8	33	H13.6.21
春日大野城那珂川	116.02	251,848	6	1	1	6	5	5	45	30	15	-	45	-	H10.1.1
田 川 地 区	363.65	142,482	7	2	-	5	5	5	95	16	50	21	16	79	H6.10.1
京 築 広 域	449.87	87,783	6	1	1	5	5	4	95	15	15	41	-	95	H9.4.1
直方鞍手広域	189.75	58,735	5	1	-	3	4	4	78	12	17	18	12	66	H8.6.2
甘木朝倉広域	365.84	91,529	7	1	-	5	6	4	75	15	37	23	25	50	H11.3.1
粕屋南部	145.70	185,437	6	2	-	5	4	4	53	14	24	9	30	23	H9.1.1
宗像地区	172.36	150,640	5	1	1	5	4	4	36	18	10	8	9	27	H6.11.12
粕屋北部	61.02	81,327	4	1	1	4	3	2	66	9	33	23	9	57	H8.7.1
遠賀中間広域	93.10	98,310	4	-	-	3	4	3	65	11	31	13	20	45	H12.12.21

平成21年4月1日現在

医 療 機 関 数							人口10万人 当たりの救急医 療機関数	現場到着 平均所要 時間 (分)	収容平均 所要時間 (分)	救急出場件数			区 分
合 計	救急告示医療機関					その他の 医療機関				平成19年中	平成18年中	対前年 増減率 (%)	
	小 計	国公立	公 的	私 的	病 院								
4,758	139	19	7	109	4	4,619	2.8	6.3	26.2	202,131	201,991	0.1	県 計
1,090	17	4	1	12	-	1,073	1.7	5.2	24.3	46,040	46,795	△1.6	北 九 州 市
1,532	39	4	2	32	1	1,493	2.8	6.0	24.6	57,749	57,662	0.2	福 岡 市
150	9	1	1	6	1	141	6.9	6.2	26.8	5,718	5,689	0.5	大 牟 田 市
430	10	-	-	10	-	420	2.3	5.9	21.4	9,642	9,121	5.7	久 留 米 広 域
58	2	-	1	1	-	56	3.4	5.6	26.9	2,977	2,987	△0.3	直 方 市
47	1	1	-	-	-	46	2.1	7.1	24.6	1,680	1,546	8.7	筑 後 市
29	3	-	-	2	1	26	7.6	4.7	22.6	1,273	1,165	9.3	大 川 市
55	1	-	-	1	-	54	1.4	6.8	24.3	2,925	2,875	1.7	行 橋 市
32	-	-	-	-	-	32	-	5.7	25.8	2,253	2,265	△0.5	中 間 市
26	1	-	-	1	-	25	2.9	6.8	27.4	1,489	1,391	7.0	苅 田 町
62	2	-	-	2	-	60	2.7	7.2	28.3	2,363	2,389	△1.1	柳 川 市
77	5	1	-	4	-	72	5.0	7.3	29.9	3,125	3,187	△1.9	糸 島 地 区
78	5	1	-	4	-	73	5.4	7.0	29.1	3,427	3,517	△2.6	八 女 地 区
110	2	-	1	1	-	108	1.2	6.9	25.4	5,831	5,867	△0.6	筑 紫 野 太 宰 府
157	5	-	1	4	-	152	2.6	6.3	26.0	9,516	9,630	△1.2	飯 塚 地 区
27	1	-	-	1	-	26	2.3	9.1	30.1	1,439	1,315	9.4	み や ま 市
178	6	-	-	5	1	172	2.4	7.0	26.0	8,604	8,310	3.5	春日大野城那珂川
131	6	3	-	3	-	125	4.2	8.3	36.1	7,699	7,586	1.5	田 川 地 区
63	-	-	-	-	-	63	-	6.5	30.4	4,017	3,845	4.5	京 築 広 域
44	3	2	-	1	-	41	5.1	6.3	32.5	2,851	2,910	△2.0	直 方 鞍 手 広 域
69	4	-	-	4	-	65	4.4	8.2	33.0	3,435	3,534	△2.8	甘 木 朝 倉 広 域
82	10	-	-	10	-	72	5.4	8.3	30.9	6,584	6,798	△3.1	粕 屋 南 部
108	3	-	-	3	-	105	2.0	8.0	29.8	4,891	4,906	△0.3	宗 像 地 区
51	1	1	-	-	-	50	1.2	7.5	25.0	2,749	2,773	△0.9	粕 屋 北 部
72	3	1	-	2	-	69	3.1	7.3	26.7	3,854	3,928	△1.9	遠 賀 中 間 広 域



## 23 災害拠点病院一覧表

(基幹災害医療センター・地域災害医療センター)

区分	二次医療圏名	医療機関名	DMAT 指定	病床数	所在地	電話番号	ヘリポートの状況		
							敷地内外	区分	病院からの距離
基幹災害医療センター		国立病院機構九州医療センター	○	700	福岡市中央区地行浜1-8-1	092-852-0700	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	済生会福岡総合病院	○	384	福岡市中央区天神1-3-46	092-771-8151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡大学病院	○	915	福岡市城南区七隈7-45-1	092-801-1011	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	福岡・糸島	九州大学病院	○	1,275	福岡市東区馬出3-1-1	092-641-1151	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	福岡・糸島・筑紫	福岡赤十字病院		509	福岡市南区大楠3-1-1	092-521-1211	敷地外	公共用	5.0km
地域災害医療センター	福岡・糸島	福岡和白病院		317	福岡市東区和白丘2-2-75	092-608-0001	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	粕屋	国立病院機構福岡東医療センター		591	古賀市千鳥1-1-1	092-943-2331	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	粕屋	福岡青洲会病院		213	糟屋郡粕屋町長者原300-1	092-939-2519	敷地外	緊急時	3.0km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立八幡病院	○	439	北九州市八幡東区西本町4-18-1	093-662-6565	敷地外	緊急時	1.3km
地域災害医療センター	北九州	北九州市立医療センター		636	北九州市小倉北区馬借2-1-1	093-541-1831	敷地外	緊急時	0.5km
地域災害医療センター	北九州	健和会大手町病院		635	北九州市小倉北区大手町15-1	093-592-5511	敷地外	緊急時	2.0km
地域災害医療センター	北九州、京築	北九州総合病院	○	360	北九州市小倉南区湯川5-10-10	093-921-0560	敷地外	公共用	11.0km
地域災害医療センター	北九州、宗像	産業医科大学病院		618	北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1	093-603-1611	敷地内	緊急時	
地域災害医療センター	北九州市、直方・鞍手	九州厚生年金病院		575	北九州市八幡西区岸の浦1-8-1	093-641-5111	屋上	緊急時	
地域災害医療センター	久留米、甘木・朝倉	久留米大学病院	○	1,180	久留米市旭町67	0942-35-3311	屋上	非公共用	
地域災害医療センター	久留米、八女・筑後	聖マリア病院	○	1,354	久留米市津福本町422	0942-35-3322	敷地外	非公共用	2.5km
地域災害医療センター	有明	大牟田市立総合病院		350	大牟田市宝坂町2-19-1	0944-53-1061	敷地外	緊急時	0.3km
地域災害医療センター	飯塚、直方・鞍手	飯塚病院	○	1,116	飯塚市芳雄町3-83	0948-22-3800	敷地外	緊急時	0.1km
地域災害医療センター	田川	田川市立病院		342	田川市大字糺1700-2	0947-44-2100	敷地外	緊急時	2.5km

(平成21年12月31日現在)

## 24 福岡県内の血液センター一覧表

名称	所在地	電話番号
福岡県赤十字血液センター	筑紫野市大字上古賀1-2-1	092-921-1400
福岡県北九州赤十字血液センター	北九州市八幡西区相生町15-1	093-631-1211
日本赤十字社九州血液センター	久留米市宮の陣3丁目4-12	0942-31-8900

## 2 5 災害時の医療救護活動に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の医療救護班は、甲の要請に基づく医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、医療救護活動の円滑な実施を図るため、医療救護班の編成、派遣その他医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

(1) 乙内部の医療救護組織及び指揮命令系統

(2) 各医療救護組織の業務

(3) 医療救護活動の実施方法

ア 災害状況の把握方法、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式

イ 応援医療救護班を含めた医療救護班の現地指揮者

ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容

エ 医療救護班の輸送体制

オ 訓練計画

カ その他必要な事項

2 乙は、医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

（医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。

3 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

(1) 傷病者の選別（トリアージ）

(2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定

(3) 傷病者に対する医療救護及び助産救護

(4) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

（医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する医療救護班に対する指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する医療救護班の意見を尊重するものとする。

（医療救護班の輸送）

第6条 甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

（医療費）

第8条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第9条 乙は、医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の参加者中、傷病者が発生した場合の医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

(1)医療救護班の編成及び派遣に必要な費用

(2)医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費

(3)医療救護班員が医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4)救護所が設置された医療機関において、医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費

(5)前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町村及び郡市区医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する医療救護活動が、この協定に準じて郡市区医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成9年2月18日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡  
乙 社団法人 福岡県医師会  
代表者 福岡県医師会長 松田 一夫

## 災害時の医療救護活動に関する協定実施細目

福岡県を甲とし、社団法人福岡県医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成9年2月18日付けで締結した災害時の医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき双方協議の上、次の事項について合意した。

（救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する医療救護班の派遣要請は、福岡県知事（災害対策本部等）から福岡県医師会長に対して行うことを原則とする。

- 2 派遣要請は災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。
- 3 協定第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で医療救護班を派遣する必要があった場合をいうが、甲の承認は、原則として市町村からの派遣要請があった場合に限るものとする。

（医療救護活動の報告）

第2条 乙は協定第2条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後、速やかに、各医療救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第4条 協定第10条第1号及び第2号に規定する医療救護班に係る費用については、乙が各医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

- 2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給請求書」（第6号様式）により、乙が各医療救護班分を取りまとめ、甲に申請するものとする。
- 3 協定第10条第4号に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、当該医療機関が「物件損傷等報告書」（第7号様式）を添付し、乙が各医療救護班分を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第5条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として災害対策基本法に定める額とする。

- 2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。
- 3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。
- 4 協定第10条第4号に規定する実費弁償の額は、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成9年2月18日

甲	福岡県		
	代表者	福岡県知事	麻生 渡
乙	社団法人	福岡県医師会	
	代表者	福岡県医師会長	松田 一夫

## 2 6 災害時の歯科医療救護活動に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、甲が災害時に行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（医療救護班の派遣）

第2条 甲は、福岡県地域防災計画に基づき、医療救護活動を実施する上で、必要があると認めた場合は、乙に対し、歯科医療救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

3 乙は、緊急やむを得ない事情により、甲の要請を受ける前に歯科医療救護班を編成し、派遣した場合は、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合、甲が承認した乙の歯科医療救護班は、甲の要請に基づく歯科医療救護班とみなすものとする。

（災害医療救護計画）

第3条 乙は、歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護の実施に関し、以下の項目を内容とする災害医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

（1）乙内部の歯科医療救護組織及び指揮命令系統

（2）各歯科医療救護組織の業務

（3）歯科医療救護活動の実施方法

ア 歯科診療所等の被災状況の把握、連絡体制、具体的応援要請、出動指令方式

イ 応援歯科医療救護班を含めた歯科医療救護班の現地指揮者

ウ 携帯医薬品、医療資器材等の内容

エ 歯科医療救護班の輸送体制

オ 訓練計画

カ その他必要な事項

2 乙は、災害医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の災害医療救護計画書を提出するものとする。

（歯科医療救護班の業務）

第4条 乙が派遣する歯科医療救護班は、甲又は市町村が避難所又は災害現場等に設置する救護所において、歯科医療救護を行うことを原則とする。

2 甲は、必要と認めた場合は、前項に規定する救護所のほか、被災地周辺の歯科医療救護活動が可能な医療機関に救護所を設置できる。

3 歯科医療救護班の業務は、次のとおりとする。

（1）歯科医療を要する傷病者に対する応急措置

（2）前号の傷病者の収容歯科医療機関への転送の可否及び転送順位の決定

（3）転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導並びに被災住民に対する歯科保健指導

（4）身元確認作業に関する協力

（歯科医療救護班に対する指揮命令等）

第5条 乙が派遣する歯科医療救護班に対する指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。この場合、甲が指定する者は、乙が派遣する歯科医療救護班の意見を尊重するものとする。

（歯科医療救護班の輸送）

第6条 甲は、歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護班の輸送について、必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第7条 乙が派遣する歯科医療救護班が使用する医薬品等は、当該歯科医療救護班が携行するもののほか、甲が供給について必要な措置を講ずるものとする。

(医療費)

第8条 災害現場の救護所等における医療費は、無料とする。

2 後方での収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(研修及び訓練)

第9条 乙は、歯科医療救護に関する会員の研修に努めるとともに、甲から要請があった場合は、甲が実施する合同訓練に協力するものとする。また、当該訓練の実施中に、傷病者が発生した場合の歯科医療救護を併せ担当するものとする。

(実費弁償等)

第10条 甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に必要な次の費用は、甲が負担するものとする。

(1) 歯科医療救護班の編成及び派遣に必要な費用

(2) 歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の医薬品等の実費

(3) 歯科医療救護班員が歯科医療救護活動において、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

(4) 救護所が設置された医療機関において、歯科医療救護活動により生じた施設及び設備の損傷についての実費

(5) 前各号に該当しない費用であって、この協定を実施するために必要とした実費

(市町村及び郡市区歯科医師会との調整)

第11条 甲は、災害対策基本法及び市町村地域防災計画等に基づき市町村が実施する歯科医療救護活動が、この協定に準じて郡市区歯科医師会の協力を得て円滑に実施されるよう、市町村に対して必要な調整を行うものとする。

2 乙は、前項の規定による市町村の歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、郡市区歯科医師会に対し、必要な調整を行うものとする。

(細目)

第12条 この協定に定めるもののほか、この協定を実施するために必要な事項は、別に甲及び乙が協議して定める。

(協議)

第13条 この協定に定めがない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。

ただし、この協定の満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らの意思表示がないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以降同様とする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成10年9月18日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 社団法人 福岡県歯科医師会

代表者 福岡県歯科医師会長 持山彌之助

## 災害時の歯科医療救護活動に関する協定実施細目

福岡県を甲とし、社団法人福岡県歯科医師会を乙として、甲乙両当事者は、平成10年9月18日付けで締結した災害時の歯科医療救護活動に関する協定（以下「協定」という。）第12条に基づき双方協議の上、次の事項について合意した。

（救護班の派遣要請）

第1条 協定第2条第1項に規定する甲の乙に対する歯科医療救護班の派遣要請は、福岡県知事（災害対策本部等）から福岡県歯科医師会長に対して行うことを原則とする。

2 派遣要請は、災害発生場所、日時及び概要を明らかにした文書によって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等迅速な方法で行い、文書の提出はその後において行うことができる。

3 協定第2条第3項に規定する緊急やむを得ない事情とは、県災害対策本部等が設置されていない段階で歯科医療救護班を派遣する必要がある場合をいうが、甲の承認は、原則として市町村からの派遣要請があった場合に限るものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第2条 乙は、協定第2条の規定により歯科医療救護班を派遣したときは、歯科医療救護活動終了後、速やかに、各歯科医療救護班ごとの「歯科医療救護活動報告書」（第1号様式）、「歯科医療救護班員名簿」（第2号様式）及び「医薬品等使用報告書」（第3号様式）を取りまとめ、甲に報告するものとする。

（事故報告）

第3条 乙は、協定第2条の規定に基づく歯科医療救護活動において、救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により、速やかに甲に報告するものとする。

（歯科医療救護班に係る実費弁償等の請求）

第4条 協定第10条第1号及び第2号に規定する歯科医療救護班に係る費用については、乙が、各歯科医療救護班分を取りまとめ、「実費弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定第10条第3号に規定する扶助金については、乙が、各歯科医療救護班ごとに支給を受けようとする者の「扶助金支給申請書」（第6号様式）を取りまとめ、甲に申請するものとする。

3 協定第10条第4号に規定する救護所が設置された医療機関における施設・設備の損傷に係る実費については、乙が、各歯科医療救護班ごとに当該医療機関の「物件損傷等報告書」（第7号様式）を取りまとめ、甲に請求するものとする。

（実費弁償の額等）

第5条 協定第10条第1号に規定する実費弁償の額は、原則として災害対策基本法に定める額とする。

2 協定第10条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医薬品等に係る購入価格とする。

3 協定第10条第3号に規定する扶助金の支給については、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

4 協定第10条第4号に規定する実費弁償の額は、災害対策基本法の規定に準ずるものとする。

（支払）

第6条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに実費弁償等を乙に対し支払うものとする。

上記のとおり、合意の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成10年9月18日

甲	福岡県		
	代表者	福岡県知事	麻生 渡
乙	社団法人	福岡県歯科医師会	
	代表者	福岡県歯科医師会長	持山彌之

## 27 二種感染症指定医療機関一覧表

医療機関名	住所	感染症病床数	電話
福岡市立こども病院感染症センター	福岡市中央区唐人町2-5-1	22	092-713-3111
北九州市立医療センター	北九州市小倉北区馬借2-1-1	16	093-541-1831
田川市立病院	田川市大字楠1700-2	8	0947-44-2100
聖マリア病院	久留米市津福本町422	6	0942-35-3322
筑後市立病院	筑後市大和和泉917-1	2	0942-53-7511

(平成21年3月31日現在)

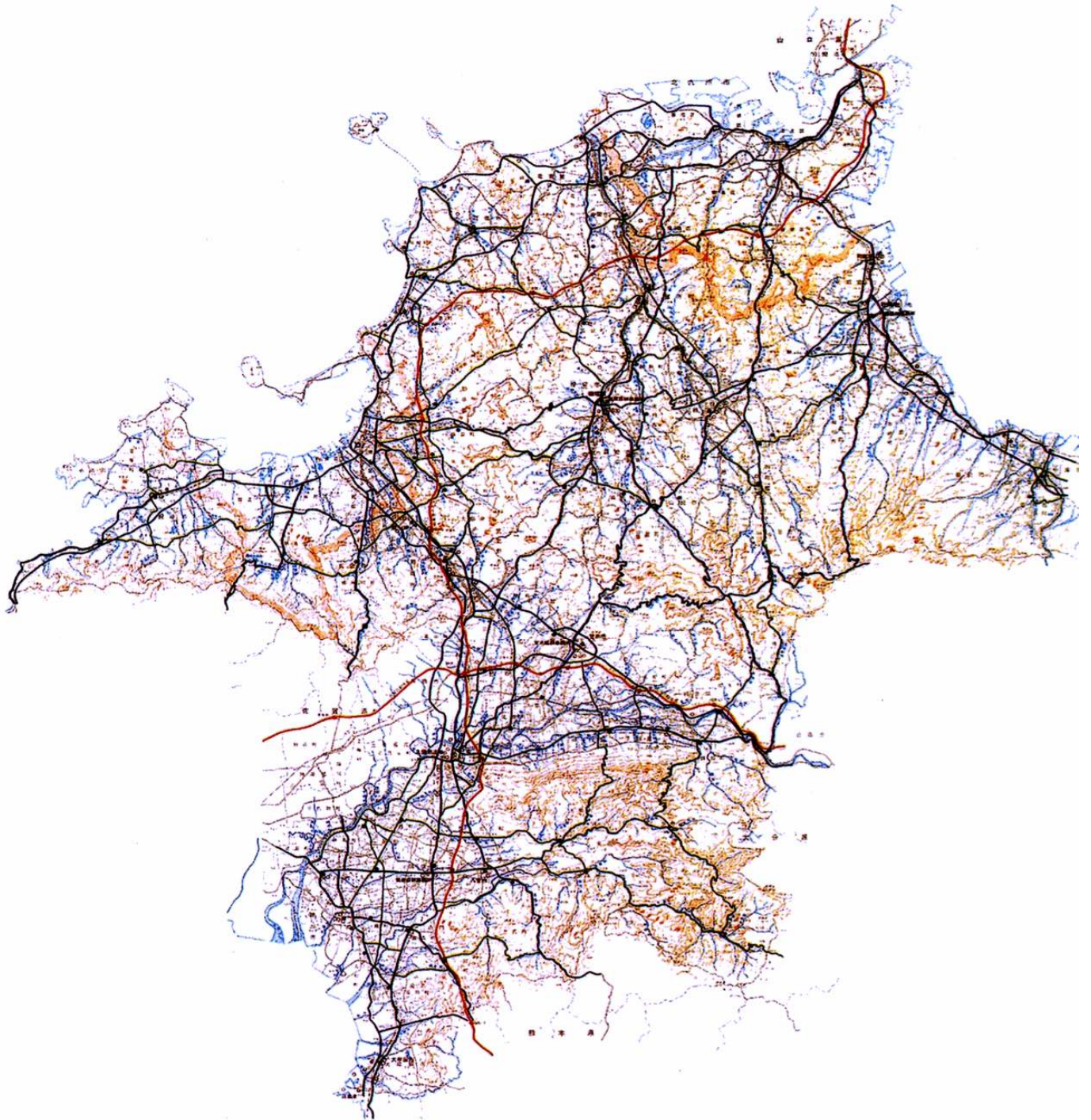
## 28 緊急交通路一覧表

地域	種別	道路名	距離(km)	選定理由	予備路線
福岡地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道202号	67.1	佐賀・長崎方面からの緊急輸送	福岡前原道路
	海上輸送	国道3号	161.9	博多港(箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
		市道千鳥橋吾人線	3.2	博多港(中央埠頭・箱崎埠頭)等からの緊急輸送	
	航空輸送	県道会原比恵線	7.3	福岡空港等からの緊急輸送	国道3号
国道3号		161.9	陸自福岡駐屯地、空自春日原基地からの緊急輸送		
北九州地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		国道10号	70.4	大分・宮崎方面からの緊急輸送	
	海上輸送	国道10号	70.4	苅田港、宇島港等からの緊急輸送	
		国道199号	46.7	小倉港、門司港等からの緊急輸送	
	航空輸送	国道10号	70.4	北九州空港、空自築城基地等からの緊急輸送	
県道北九州芦屋線	8.9	空自芦屋基地からの緊急輸送	国道3号		
筑後地域	陸上輸送	九州縦貫自動車道	133.6	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道3号	161.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
		九州横断自動車道	31.3	大分・長崎方面等からの緊急輸送	
	海上輸送	国道209号	26.9	大牟田港、三池港からの緊急輸送	
		航空輸送	県道藤山国分1丁田線	1.9	陸上自久留米駐屯地からの緊急輸送
国道3号	161.9	陸上小郡駐屯地等からの緊急輸送			
筑豊地域	陸上輸送	国道200号	82.4	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	国道3号
		国道201号	79.9	本州、九州中・南部方面等からの緊急輸送	九州縦貫自動車道
	海上輸送	国道201号	79.9	博多港、苅田港からの緊急輸送	
		航空輸送	県道飯塚福岡線	2.0	陸上自衛隊飯塚駐屯地からの緊急輸送

※各国道の延長は、バイパスを含む県内延長距離を計上

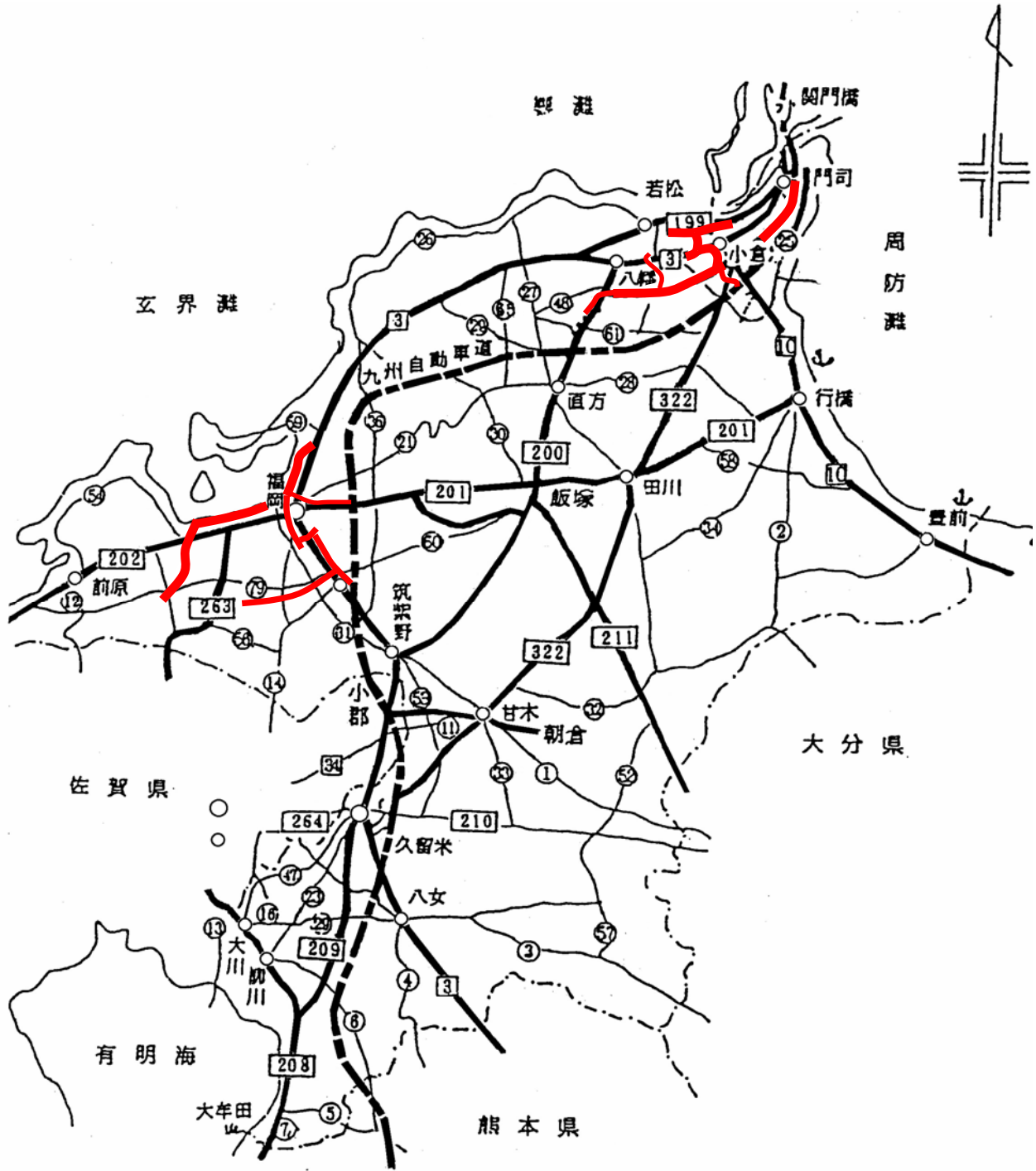


## 29 緊急輸送ネットワーク図



拠 点 の 分 類	記 号	凡 例	
県 庁 舎	□	1次ネットワーク	高 速 (都市高速)
地方生活圏中心都市庁舎	◎		そ の 他
市 町 村 庁 舎	●	2次ネットワーク	
そ の 他 拠 点	○	その他道路(港湾管理、農道等)	

主要道路網図



- 高速自動車道
- 都市高速道路
- 一般道路
- 主要地方道

## ( 主 要 路 線 表 )

(平成20年4月1日現在)

道 路 種 別	路 線 名	路線 番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
一般国道	2号		北九州市門司区(県界) ~ 門司区(3号迄)	2.3	
	3号		北九州市門司区 ~ 八女郡立花町(県界)	140.4	
	10号		北九州市小倉北区(3号分岐) ~ 築上郡吉富町(県界)	65.4	
	198号		門司港 ~ 北九州市門司区	0.6	
	199号		北九州市門司区 ~ 北九州市八幡西区	46.4	
	200号		北九州市八幡西区 ~ 筑紫野市	89.0	
	201号		福岡市博多区 ~ 行橋市	83.5	
	202号		福岡市博多区 ~ 糸島郡二丈町	81.9	
	208号		大牟田市(県界) ~ 大川市(県界)	41.1	
	209号		大牟田市 ~ 久留米市	27.0	
	210号		久留米市 ~ 浮羽郡浮羽町(県界)	43.0	
	211号		朝倉郡宝珠山村(県界) ~ 北九州市八幡西区	48.1	
	263号		福岡市城南区 ~ 福岡市早良区(県界)	19.8	
	264号		久留米市(県界) ~ 久留米市	2.6	
	322号		北九州市小倉北区 ~ 久留米市	115.5	
	385号		柳川市 ~ 福岡市博多区	35.4	
	386号		朝倉郡杷木町 ~ 筑紫野市	42.3	
	389号		大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	4.0	
	442号		八女郡矢部村 ~ 大川市	69.3	
	443号		大川市 ~ 山門郡山川町(県界)	21.9	
495号		遠賀郡芦屋町 ~ 糟屋郡新宮町	68.5		
496号		行橋市 ~ 京都郡犀川町	38.2		
497号		福岡市 ~ 前原市	14.3		
500号		京都郡犀川町 ~ 小郡市	55.9		
高 速 自 動 車 国 道	関門自動車道		門司区(県界) ~ 門司区黒川	7.0	
	九州縦貫自動車道		門司区黒川 ~ 大牟田市(県界)	126.3	
	九州横断自動車道		小郡市(県界) ~ 朝倉郡朝倉町	31.5	
主 要 地 方 道	豊前万田線	1	豊前市 ~ 築上郡新吉富村(県界)	1.3	
	豊前耶馬溪線	2	豊前市 ~ 豊前市(県界)	9.2	
	大牟田植木線	3	大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	7.9	
	玉名八女線	4	八女郡立花町(県界) ~ 八女市	15.1	
	大牟田南関線	5	大牟田市 ~ 大牟田市(県界)	5.4	
	玉名立花線	6	八女郡立花町(県界) ~ 立花町	0.7	
	筑紫野インター線	7	筑紫野市 ~ 筑紫野市	2.4	
	馬田場頓田線	8	甘木市 ~ 甘木市	3.2	
	室木下有木若宮線	9	鞍手郡鞍手町 ~ 宮田町	8.3	
	南関大牟田北線	10	大牟田市(県界) ~ 大牟田市	10.4	
	有毛引野線	11	北九州市 ~ 北九州市	12.4	
	前原富士線	12	前原市 ~ 前原市(県界)	15.7	
	黒木鹿北線	13	八女郡黒木町 ~ 黒木町(県界)	3.8	
	鳥栖朝倉線	14	小郡市 ~ 朝倉郡朝倉町	21.9	
	佐賀八女線	15	三潞郡城島町(県界) ~ 八女市	13.6	
	吉富本耶馬溪線	16	築上郡吉富町 ~ 吉富町(県界)	12.3	
	久留米基山筑紫野線	17	久留米市 ~ 筑紫野市	8.3	
	大牟田川副線	18	大牟田市 ~ 大川市(県界)	31.2	
	諸富西島線	19	大川市(県界) ~ 三潞郡城島町	4.4	
	佐賀大川線	20	大川市(県界) ~ 大川市	1.4	
	福岡直方線	21	福岡市博多区 ~ 直方市	45.3	
	田川直方線	22	田川市 ~ 直方市	27.2	
	久留米柳川線	23	久留米市 ~ 柳川市	19.4	
	福岡東環状線	24	福岡市東区 ~ 福岡市博多区	20.2	
	門司行橋線	25	北九州市門司区 ~ 行橋市	46.3	
	北九州芦屋線	26	北九州市若松区 ~ 遠賀郡芦屋町	7.8	

道路種別	路線名	路線番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
主 要 地方道	直方芦屋線	27	直方市 ~ 遠賀郡芦屋町	19.3	
	直方行橋線	28	直方市 ~ 行橋市	33.0	
	直方宗像線	29	直方市 ~ 宗像市	13.8	
	飯塚福岡線	30	飯塚市 ~ 宗像郡福岡町	27.2	
	福岡筑紫野線	31	福岡市中央区 ~ 筑紫野市	19.0	
	犀川豊前線	32	京都郡犀川町 ~ 豊前町	32.9	
	甘木田主丸線	33	甘木市 ~ 浮羽郡田主丸町	8.7	
	行橋添田線	34	行橋市 ~ 田川郡添田町	29.1	
	筑紫野古賀線	35	筑紫野市 ~ 古賀市	38.4	
	小倉停車場線	36	小倉停車場 ~ 北九州市小倉北区	0.2	
	小倉港町線	37	小倉港 ~	0.6	
	戸畑停車場線	38	戸畑停車場 ~ 北九州市戸畑区	0.4	
	苅田港線	39	苅田港 ~ 京都郡苅田町	0.3	
	直方停車場	40	直方停車場 ~ 直方市	0.5	
	伊田停車場線	41	田川伊田停車場 ~ 田川市	0.6	
	飯塚停車場線	42	飯塚停車場 ~ 飯塚市	0.2	
	博多停車場線	43	博多 " ~ 福岡市博多区	1.1	
	博多港線	44	博多港 ~	0.8	
	福岡空港線	45	福岡空港 ~ 福岡市博多区	3.0	
	久留米停車場線	46	久留米停車場 ~ 久留米市	1.9	
	久留米城島大川線	47	久留米市 ~ 大川市	19.7	
	中間引野線	48	中間市 ~ 北九州市八幡西区	4.8	
	大野城二丈線	49	大野城市 ~ 糸島郡二丈町	36.3	
	八幡戸畑線	50	北九州市八幡東区 ~ 戸畑	7.1	
	曾根鞆ヶ谷線	51	北九州市小倉南区 ~ 北九州市八幡東区	13.1	
	八女香春線	52	八女市 ~ 田川郡香春町	80.1	
	久留米筑紫野線	53	久留米市 ~ 筑紫野市	29.7	
	福岡志摩前原線	54	福岡市西区 ~ 前原市	36.9	
	宮田遠賀線	55	鞍手郡宮田町 ~ 遠賀郡遠賀町	16.4	
	福岡早良大野城線	56	福岡市西区 ~ 大野城市	25.2	
	浮羽石川内線	57	浮羽郡浮羽町 ~ 八女郡矢部村	20.3	
	椎田勝山線	58	築上郡椎田町 ~ 築上郡勝山町	21.6	
	志賀島和白線	59	福岡市東区 ~ 福岡市東区	13.2	
	飯塚大野城線	60	飯塚市 ~ 大野城市	34.6	
	小倉中間線	61	北九州市小倉南区 ~ 中間市	21.3	
	北九州小竹線	62	北九州市八幡東区 ~ 鞍手郡小竹町	29.0	
	長行田町線	63	北九州市小倉南区 ~ 北九州市小倉北区	9.5	
	苅田採銅所線	64	京都郡苅田町 ~ 田川郡香春町	26.4	
	筑紫野筑穂線	65	筑紫野市 ~ 嘉穂郡筑穂町	21.0	
	桂川下秋月線	66	嘉穂郡桂川町 ~ 甘木市	22.5	
田川桑野線	67	田川市 ~ 嘉穂郡嘉穂町	28.9		
福岡大宰府線	68	福岡市東区 ~ 太宰府市	14.6		
宗像玄海線	69	宗像市 ~ 宗像郡玄海町	12.1		
田主丸黒木線	70	浮羽郡田主丸町 ~ 八女郡黒木町	30.2		
新門司港大里線	71	新門司港 ~ 北九州市門司区	9.5		
黒川白野江東本町線	72	北九州市門司区 ~ 門司区	10.8		
直方水巻線	73	直方市 ~ 遠賀郡水巻町	18.4		
宮田小竹線	74	鞍手郡宮田町 ~ 鞍手郡小竹町	10.1		
若宮玄海線	75	鞍手郡若宮町 ~ 宗像郡玄海町	18.1		
筑紫野大宰府線	76	筑紫野市 ~ 太宰府市	8.2		
筑紫野三輪線	77	筑紫野市 ~ 朝倉郡三輪町	13.6		
添田小石原線	78	田川郡添田町 ~ 朝倉郡小石原村	14.9		
朝倉小石原線	79	朝倉郡朝倉町 ~ 朝倉郡小石原村	17.7		
甘木朝倉田主丸線	80	浮羽郡田主丸町 ~ 朝倉郡朝倉町	16.1		

道路種別	路線名	路線番号	起 点 終 点 <注1>	実延長 km	備考
主 要 地方道	久留米浮羽線	81	久留米市 ~ 浮羽郡浮羽町	24.8	
	久留米立花線	82	久留米市 ~ 八女郡立花町	11.9	
	大和城島線	83	山門郡大和町 ~ 三潁郡城島町	15.4	
	三潁上陽線	84	三潁郡三潁町 ~ 八女郡上陽町	19.2	
	福岡志摩線	85	福岡市 ~ 糸島郡志摩町	13.6	
	久留米筑後線	86	久留米市 ~ 筑後市	14.3	
	岡垣宮田線	87	遠賀郡岡垣町 ~ 鞍手郡宮田町	15.5	
	久留米小郡線	88	久留米市 ~ 小郡市	20.0	
	瀬高久留米線	89	山門郡瀬高町 ~ 久留米市	15.9	
	穂波嘉穂線	90	嘉穂郡穂波町 ~ 嘉穂郡嘉穂町	13.0	
	志免須恵線	91	粕屋郡志免町 ~ 粕屋郡須恵町	7.2	
	宗像篠栗線	92	宗像市 ~ 粕屋郡篠栗町	37.6	
	大牟田高田線	93	大牟田市 ~ 三池郡高田町	16.1	
	高田山川線	94	三池郡高田町 ~ 山門郡山川町	6.2	
	添田赤池線	95	田川郡添田町 ~ 田川郡赤池町	14.7	
	八女瀬高線	96	八女市 ~ 山門郡瀬高町	15.5	
	福岡宗像玄海線	97	宗像郡福岡町 ~ 宗像市	13.9	
	中間宮田線	98	中間市 ~ 鞍手郡宮田町	14.1	
	大川大木線	99	大川市 ~ 三潁郡大木町	6.8	
	大日寺潤野飯塚線	100	飯塚市 ~ 飯塚市	5.6	
浮羽草野久留米線	151	浮羽郡浮羽町 ~ 久留米市	22.1		

(注1：起終点の地名については認定時の地名による)

道路種別	路線名	起 点 終 点 <注1>	延長 km	備考
都市高速道路	福岡都市高速道路			
	1号線	福岡市東区香住ヶ丘 ~ 西区福重	18.0	
	2号線	福岡市博多区千代 ~ 太宰府市水城	13.2	
	3号線	福岡市博多区東光 ~ 博多区豊	0.6	
	4号線	福岡市東区箱崎ふ頭 ~ 東区蒲田	6.9	
	5号線	福岡市博多区月隈 ~ 早良区野芥(※)	13.1	
	北九州高速道路			
	1号線	北九州小倉南区長野 ~ 小倉北区下到津	9.2	
	2号線	北九州市小倉北区許斐町 ~ 戸畑区川代	4.3	
	3号線	北九州市小倉北区菜園場 ~ 小倉北区東港	1.8	
	4号線	北九州市門司区春日町 ~ 八幡西区茶屋の原	31.8	
	5号線	北九州市八幡東区東田 ~ 八幡東区神山町	2.4	

※野芥出入口は平成20年4月19日開通

### 30 防災関係機関ヘリコプター保有状況

(福岡県を管轄する機関保有) 平成21年12月現在

関係機関・部隊名		機種・形式等	機数	備考
陸上自衛隊	第4師団第4飛行隊	OH-6 (4人乗り)	3機(小型)	目達原(佐賀県)
		UH-1 (13人乗り)	3機(小型)	〃
	西部方面航空隊 西方ヘリ隊	OH-6 (4人乗り)	3機(小型)	目達原(佐賀県)
		UH-1 (13人乗り) UH-60 (14人乗り)	8機(中型) 5機(中型)	〃 〃
		CH-47 (36人乗り)	5機(大型)	高遊原(熊本県)
航空自衛隊 春日ヘリ空輸隊 芦屋救難隊		CH-47J (55人乗り) UH-60J (12人乗り)	3機(大型) 3機(中型)	春日基地(福岡空港) 芦屋基地
海上自衛隊(大村航空隊)		SH-60J (8人乗り)	9機(中型)	大村(長崎県)
第七管区海上保安本部		ベル412 (15人乗り) 「はまちどり1号」 「はまちどり2号」 ベル212 (11人乗り) 「おおほり」	2機(中型)  1機(中型)	福岡空港  巡視船ちくぜん搭載
九州地方整備局		ベル412EP (8人乗り) 「はるかぜ」	1機(中型)	福岡空港 【九千部山及び古月山にヘリ画像受信基地局を整備】
県警察本部地域課航空隊		ベル206L4 (7人乗り) 「さちかぜ」 AS365N2 ドーファンII (13人乗り) 「とびうめ1号」 ベル412EP (15人乗り) 「とびうめ2号」	1機(小型)  1機(中型)  1機(中型)	福岡空港 〃 〃
北九州市消防局消防航空隊		AS365N2 ドーファンII (14人乗り) 「きたきゅう」	1機(中型)	北九州空港
福岡市消防局消防航空隊		AS365N3 ドーファンII (14人乗り) 「ゆりかもめ」 AS365N2 ドーファンII (13人乗り) 「ほおじろ」	1機(中型)  1機(中型)	福岡空港 〃
合 計		小型	機	
		中型	機	
		大型	機	
		合計	機	

### 3 1 災害発生時におけるヘリコプター出動に関する覚書

福岡県総務部長（以下「甲」という。）と福岡市消防局長（以下「乙」という。）とは、福岡市保有ヘリコプターの出動を乙に要請することに関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、福岡県内における水害、火災、地震その他の災害に際し、福岡県が、福岡市保有ヘリコプターによる情報収集等を行うことで、市町村を包括する広域の地方公共団体として、迅速かつ的確な災害対策を講じることに資することを目的とする。

（出動要請）

第2条 甲は、福岡県広域航空消防応援実施要綱第3条の2で定められた担当区域を基準として、乙に次の事項を明らかにしてヘリコプターの出動要請を行うものとする。

- （1）要請日時
- （2）災害の発生日時、場所及び災害の概要
- （3）要請する活動の概要

（出動決定）

第3条 乙は、前条の要請に基づいてヘリコプターを出動することが可能と判断した場合には、甲に出動を決定したことの連絡を行うものとする。

（出動の中断）

第4条 乙は、乙の都合でヘリコプターを復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、甲と協議のうえヘリコプターの出動を中断することができる。

（経費負担）

第5条 第3条によるヘリコプターの出動は、乙の経費負担において行う。

（協議）

第6条 この覚書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成12年3月1日

（甲） 福岡県総務部長 吉 田 哲

（乙） 福岡市消防局長 松 原 克 彦

（注）福岡県は同様の覚書を北九州市消防局と取り交わしている。

### 3 2 ヘリコプターテレビ電送システムにおいて撮影した映像情報の提供に関する覚書

福岡県総務部長（以下「甲」という。）と福岡市消防局長（以下「乙」という。）とは、福岡市保有のヘリコプターに搭載したヘリコプターテレビ電送システムを活用して撮影した映像情報の提供について、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、福岡県内における災害に際し、乙が「福岡県広域航空消防応援実施要綱（平成元年4月1日施行）」及び「災害発生時におけるヘリコプター出動に関する覚書（平成12年3月1日締結）」に基づき出動し、ヘリコプターテレビ電送システムにより撮影した映像情報（以下「ヘリテレ映像」という。）を甲に提供することにより、福岡県が実施する災害対策に資するとともに、その映像を甲が報道機関に提供することにより、災害時における防災上の広報を図ることを目的とする。

（ヘリテレ映像の提供要請）

第2条 甲は、災害の発生に際し、必要と認めるときは、乙に対しヘリテレ映像の提供を要請するものとする。

（ヘリテレ映像の提供）

第3条 乙は前条の要請に基づき、業務に支障のない範囲において、甲に対しヘリテレ映像を提供するものとする。ただし、乙の事情により提供しないことができる。

（ヘリテレ映像の報道機関への提供基準）

第4条 甲は自らの責任において、乙から提供されたヘリテレ映像を、あらかじめ覚書を締結した報道機関へ提供することができる。

2 報道機関への提供は、風水害、地震、大規模な林野火災、鉄道災害、航空機災害、海上油流出災害等社会的に影響の大きい災害で、ヘリテレ映像を県民へ提供することにより、災害対策上有効と認められる場合とする。

3 甲は、報道機関へヘリテレ映像を提供する際は、事前に乙に連絡するものとする。

（協議）

第5条 この覚書に定めのない事項について定める必要が生じたとき、又は、この覚書に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定める。

この覚書の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成12年12月1日

（甲） 福岡県総務部長 滝本純生

（乙） 福岡市消防局長 斎藤重義

（注）福岡県は同様の覚書を北九州市消防局と取り交わしている。



### 3 3 災害時における臨時離着陸場一覧表

#### 福岡農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) m×長さ
1	福岡市	東区大字勝馬1803-1	志賀島国民休暇村グラウンド	(財)国民休暇村協会	100×60
2	"	中央区城内1-4	平和台陸上競技場	舞鶴公園管理事務所	192×118
3	"	南区柏原4-47-1	柏陵高校グラウンド	県立柏陵高校	150×110
4	"	早良区百道浜3丁目2	百道中央公園	早良区役所	110×90
5	"	西区小戸2丁目2700	小戸公園	福岡市住宅都市局	270×210
6	"	西区大字今津字津本	今津運動広場	"	110×110
7	"	西区飯盛荒木385	西部運動公園	"	150×70
8	"	西区大字千里111-1	筑前高校グラウンド	県立筑前高校	175×100
9	"	西区大字西浦	西ノ浦漁港埋立地	福岡市農林水産局	60×60
10	"	西区玄界島	玄界島多目的広場	"	33×40
11	"	西区大字能古725	能古島運動広場	福岡市財政局	115×55
12	"	早良区大字小笠木403	早良高校グラウンド	県立早良高校	165×165
13	"	東区香椎駅東4丁目65-7	東福岡高校グラウンド	東福岡高校	200×100
14	"	西区大字小呂島	小呂島ヘリポート	福岡市水産農林局	30×30
15	"	早良区大字板屋357-13	背振ダム	福岡市水道局	110×70
16	"	早良区西入部171-8	福岡市消防学校	福岡市消防局	178×98
17	筑紫野市	針摺東4-6-1	筑紫野中学校グラウンド	筑紫野市教育委員会	101×130
18	"	大字阿志岐264	筑紫野市陸上競技場	"	130×180
19	太宰府市	青山3-4-1	太宰府東小学校グラウンド	太宰府東小学校	63×100
20	"	国分2-10-1	国分小学校グラウンド	国分小学校	55×110
21	"	連歌屋1-2-1	太宰府小学校グラウンド	太宰府小学校	60×100
22	"	大字向佐野90	水城西小学校グラウンド	水城西小学校	72×108
23	"	高雄2-3855	太宰府南小学校グラウンド	太宰府南小学校	90×110
24	"	観世音寺3-11-1	学業院中学校グラウンド	学業院中学校	80×90
25	"	五条4-9-1	太宰府中学校グラウンド	太宰府中学校	90×150
26	"	向佐野3-9-1	太宰府西中学校グラウンド	太宰府西中学校	72×156
27	"	大字北谷941-1	北谷運動公園	太宰府市社会教育課	75×120
28	大野城市	大字乙金618-12	総合公園多目的グラウンド	大野城市	120×200
29	"	中1丁目20-1	御陵中学校グラウンド	御陵中学校	125×70
30	"	つつじヶ丘4-1-1	平野中学校グラウンド	平野中学校	150×90
31	春日市	大字6丁目28	市民スポーツセンターグラウンド	春日市	100×100
32	"	大字大池白水209	白水大池公園多目的広場	"	120×90
33	"	原町3-1-4	県営春日公園球技場	県那珂県土整備事務所	60×150
34	"	平田台5-1	春日運動広場	春日市	90×125
35	"	那珂川町大字中原54-1	市立西スポーツセンターグラウンド	"	104×104
36	"	日の出町3-1-10	日の出小学校グラウンド	日の出小学校	60×110
37	宗像市	陵厳寺1丁目13-1	城山中学校グラウンド	市教育委員会	80×80
38	"	城西ヶ丘6丁目15-1	河東中学校グラウンド	"	100×100
39	"	久原400	宗像ユリックス芝生公園	総合公園管理公社	70×100
40	"	江口965	玄海中学校グラウンド	市教育委員会	63×125
41	"	地島428	地島小学校グラウンド	"	33×39
42	"	鐘崎776-4	鐘崎漁村広場	宗像市	76×100
43	"	大島771-3	大島運動場	"	100×100
44	那珂川町	片縄北1-4-1	福岡女子商業高校グラウンド	福岡女子商業高校	130×106
45	"	大字理金544	南畑小学校グラウンド	那珂川町	56×66
46	"	恵子1-1	岩戸北小学校グラウンド	"	60×80
47	"	片縄北1-15-1	片縄小学校グラウンド	"	70×90
48	"	松木2-134	安德小学校グラウンド	"	50×76
49	"	五郎丸1-11	安德北小学校グラウンド	"	56×120
50	"	上梶原1-1-1	安德南小学校グラウンド	"	66×130
51	"	仲3-19-1	那珂川中学校グラウンド	"	70×70
52	"	上梶原1-2-1	那珂川南中学校グラウンド	"	60×100
53	"	那珂川町片縄西3-26-1	那珂川北中学校グラウンド	"	120×90
54	宇美町	宇美東3-7-1	宇美東小学校グラウンド	町教育委員会	80×55
55	"	桜原1-1-1	桜原小学校グラウンド	"	90×70
56	"	大字井野425	井野小学校グラウンド	"	70×55
57	"	宇美5-4-1	宇美中学校グラウンド	"	75×60
58	"	若草2-1-1	宇美東中学校グラウンド	"	100×80
59	"	大字井野52-1	宇美商業高校グラウンド	宇美商業高校	135×120
60	"	原田3-1-1	寺浦運動広場	宇美町	100×60
61	"	原田3-1-1	原田小学校グラウンド	"	70×105
62	篠栗町	大字津波黒498	篠栗北中学校グラウンド	篠栗北中学校	98×180
63	"	大字金出3350-2	県社会教育総合センターグラウンド	県社会教育総合センター	70×143
64	"	大字尾仲671	勢門小学校グラウンド	勢門小学校	90×100
65	"	大字篠栗4697	篠栗中学校グラウンド	篠栗中学校	100×104
66	"	大字若杉1091	総合運動公園多目的グラウンド	町教育委員会	150×100
67	志免町	志免中央1-8-1	志免中央小学校グラウンド	志免中央小学校	90.7×117
68	"	志免東1丁目1番1号	志免東小学校グラウンド	志免東小学校	101×109
69	"	別府2丁目4番1号	志免西小学校グラウンド	志免西小学校	92×189
70	"	大字吉原556	志免南小学校グラウンド	志免南小学校	62×88
71	"	片峰4-4-1	志免中学校グラウンド	志免中学校	126×155
72	"	志免東4-4-1	志免東中学校グラウンド	志免東中学校	150×142
73	須恵町	大字上須恵1170	須恵町民健康広場	町教育委員会	89×95
74	新宮町	大字上府1247-2	新宮中学校グラウンド	新宮中学校	100×124
75	"	大字相島322-3	相島小学校/相島埋立地	町教育委員会	100×110
76	"	社の宮2-13	社の宮グラウンド	"	100×140

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 中mx長さ
77	古賀市	中央2-866-2	市立球技場	古賀市	105×77
78	"	久保107	古賀中学校グラウンド	"	100×120
79	"	千鳥4-4-1	古賀北中学校グラウンド	"	130×120
80	"	籐内564-1	古賀東中学校グラウンド	"	100×140
81	"	薦野1840-2	小野公園	"	100×100
82	"	青柳町587-1	古賀グリーンパーク	"	150×90
83	久山町	大字久原3632	総合グラウンド	久山町	90×130
84	"	大字山田210	山田小学校グラウンド	山田小学校	90×140
85	"	大字久原3553-3	久山中学校グラウンド	久山中学校	90×120
86	"	大字久原3473-3	久原小学校グラウンド	久原小学校	70×90
87	粕屋町	大字長者原126	福岡魁誠高校グラウンド	福岡魁誠高校	100×150
88	"	若宮2-2-1	粕屋中央小学校グラウンド	粕屋中央小学校	110×70
89	"	大字仲原1707	粕屋中学校グラウンド	粕屋中学校	140×125
90	"	大字江辻430	粕屋東中学校グラウンド	粕屋東中学校	120×180
91	"	大字仲原2445	粕屋西小学校グラウンド	粕屋西小学校	80×80
92	"	大字仲原1367	仲原小学校グラウンド	仲原小学校	100×92
93	"	大字戸原10	大川小学校グラウンド	大川小学校	106×60
94	"	駕与丁1-1-1	粕屋町役場	粕屋町	150×110
95	"	大字戸原188-1	粕屋中央スポーツ公園	町教育委員会	150×110
96	"	駕与丁3-1010	駕与丁グラウンド	"	100×80
97	福津市	花見が丘2丁目10-1	福岡中学校グラウンド	市教育委員会	92×155
98	"	津丸663	福岡東中学校グラウンド	"	53×115
99	"	上西郷779-1	福津市総合運動公園芝生広場	市総合運動公園管理公社	55×145
100	"	津屋崎1丁目5-16	津屋崎中学校グラウンド	市教育委員会	100×110
101	"	津屋崎8丁目4-1	津屋崎小学校グラウンド	"	60×90
102	"	勝浦1706-1	あんずの里運動公園	福津市	65×93
103	糸島市	前原東2-2-6	前原小学校グラウンド	前原小学校	75×120+50×70
104	"	前原南1-17-1	前原南小学校グラウンド	前原南小学校	80×110
105	"	神在1112	加布里小学校グラウンド	加布里小学校	60×120
106	"	波多江駅北4-12-1	波多江小学校グラウンド	波多江小学校	80×90
107	"	川付847	長糸小学校グラウンド	長糸小学校	50×100
108	"	蔵持810-1	雷山小学校グラウンド	雷山小学校	50×60
109	"	高祖814	怡土小学校グラウンド	怡土小学校	80×90
110	"	篠原西2-2-1	前原中学校グラウンド	前原中学校	110×140
111	"	井田658	前原東中学校グラウンド	前原東中学校	100×120
112	"	荻浦578-1	前原西中学校グラウンド	前原西中学校	110×120
113	"	曾根68-1	糸島市勤労者体育センター(グラウンド)	市勤労者体育センター	70×120+80×90
114	"	二丈深江	二丈中学校グラウンド	二丈中学校	110×145
115	"	二丈福井	福吉中学校グラウンド	福吉中学校	80×110
116	"	二丈石崎	曲り田スポーツ公園	糸島市	90×90
117	"	二丈吉井4232-20	福吉しおさい公園	"	65×70
118	"	志摩小金丸1836	志摩中学校グラウンド	志摩中学校	100×200
119	"	志摩御床2165-1	引津小学校グラウンド	引津小学校	100×80
120	"	志摩姫島1093-2	姫島漁港施設用地(埋立地)	糸島市	100×70
121	"	志摩初198	可也小学校グラウンド	可也小学校	70×70

朝倉農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 中mx長さ
1	久留米市	宮ノ陣町五郎丸字屋敷	宮ノ陣橋上流グラウンド	国土交通省	50×100
2	"	南1丁目3-1	附中グラウンド	福岡教育大学	70×100
3	"	南1丁目1	久留米商業高校グラウンド	久留米市	70×100
4	"	御井町1360-5	南筑高校グラウンド	"	70×100
5	"	善導寺町与田450	善導寺小学校グラウンド	"	50×50
6	"	山本町耳納1069-1	屏水中学校グラウンド	"	50×70
7	"	草野町矢作496	草野小学校グラウンド	"	50×60
8	"	安武町武島776-1	安武小学校グラウンド	"	50×60
9	"	荒木町荒木1500	荒木小学校グラウンド	"	50×60
10	"	大善寺宮本385-1	筑邦西中学校グラウンド	"	50×70
11	"	荒木町荒木1918-1	荒木中学校グラウンド	"	70×70
12	"	小森野町1232	小森野橋下流河川敷	国土交通省	50×40
13	"	東櫛原町干満601	久留米大学ヘリポート	久留米大学	25×28
14	"	北野町塚島277	北野中学校グラウンド	久留米市	70×110
15	"	北野町中520-1	北野小学校グラウンド	"	80×100
16	"	北野町高良1801	弓削小学校グラウンド	"	60×50
17	"	北野町大城128	大城小学校グラウンド	"	40×45
18	"	北野町八重亀164	金島小学校グラウンド	"	40×50
19	"	北野町今山74	北野町体育センターグラウンド	"	70×80
20	"	田主丸町田主丸65-1	田主丸中学校グラウンド	"	100×50
21	"	城島町橋津743-2	ふれあい広場	市教育委員会	19, 496㎡
22	"	城島町橋津740	城島町駐車場	久留米市	60×80
23	"	三瀬町西牟田4407	西牟田小学校グラウンド	"	85×81. 3
24	"	大善寺町藤吉434	久留米西部河川防災ステーション	"	25×25
25	朝倉市	平塚1508-6	南陵中学校グラウンド	朝倉市教育委員会	80×86
26	"	矢野竹861-2	あまぎ水の文化村 グリーンスポーツゾーン	朝倉市	165×165
27	"	長谷山50	秋月小学校グラウンド	朝倉市教育委員会	70×78
28	"	堤1430-1	甘木中学校グラウンド	"	120×140
29	"	杷木池田873	杷木球場	"	110×90

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾×長さ
30	朝倉市	杷木池田822-1	杷木中学校グラウンド	朝倉市教育委員会	80×140
31	"	杷木星丸1175	松末小学校グラウンド	"	50×90
32	"	杷木林田626	杷木小学校グラウンド	"	100×79
33	"	杷木久喜宮865-1	久喜宮小学校グラウンド	"	50×70
34	"	杷木志波4669-1	志波小学校グラウンド	"	50×70
35	"	杷木古賀1765	朝羽高等学校グラウンド	福岡県教育委員会	100×205
36	"	宮野2030	比良松中学校グラウンド	朝倉市教育委員会	90×130
37	"	田中宇崩岸520-231	田中の浜グラウンド	"	90×130
38	"	須川2680	朝倉東小学校グラウンド	"	80×120
39	"	大庭3594	大福小学校グラウンド	"	90×130
40	"	宮野2003-1	朝倉球場	"	120×130
41	小郡市	吹上1045	立石中学校グラウンド	立石中学校	122×100
42	"	小郡772	大原中学校グラウンド	大原中学校	175×103
43	"	福童668	小郡中学校グラウンド	小郡中学校	158×85.6
44	"	小郡2277	陸上自衛隊小郡駐屯地	陸上自衛隊小郡駐屯地	120×70
45	"	小坂井288	小郡小学校グラウンド	小郡小学校	86×83
46	"	八坂456-1	味坂小学校グラウンド	味坂小学校	63×47
47	"	ニタ316	御原小学校グラウンド	御原小学校	80×37.6
48	"	吹上968-2	立石小学校グラウンド	立石小学校	100×40
49	"	カ武1012	三国小学校グラウンド	三国小学校	85×57
50	"	大保1394	大原小学校グラウンド	大原小学校	160×91.7
51	"	小郡2409-4	東野小学校グラウンド	東野小学校	80×80
52	"	八坂26-1	宝城中学校グラウンド	宝城中学校	115.7×95
53	"	美鈴が丘5-15-1	三国中学校グラウンド	三国中学校	160×169
54	筑前町	新町400-1	三輪小学校グラウンド	筑前町教育委員会	80×50
55	"	久光1600	三輪中学校グラウンド	筑前町教育委員会	80×100
56	"	高上597-1	三輪グラウンド	筑前町教育委員会	80×90
57	"	三箇山1164-24	第2野の花学園グラウンド	第2野の花学園	50×60
58	"	三並1357-1	三並小学校グラウンド	筑前町教育委員会	80×50
59	"	中牟田145-1	中牟田小学校グラウンド	筑前町教育委員会	130×63
60	"	東小田436-1	東小田小学校グラウンド	筑前町教育委員会	80×80
61	"	東小田3539-1	夜須中学校グラウンド	筑前町教育委員会	100×80
62	東峰村	大字小石原868-1	小石原小学校グラウンド	小石原小学校	70×90
63	"	大字小石原868-2	小石原村民グラウンド	村教育委員会	70×150
64	"	大字宝珠山27-2	宝珠山小学校グラウンド	宝珠山小学校	50×100
65	"	大字福井2296-4	東峰中学校グラウンド	東峰中学校	60×100
66	"	大字福井950-1	宝珠山村民グラウンド	村教育委員会	100×100
67	大刀洗町	大字本郷755-1	本郷小学校グラウンド	町教育委員会	40×80
68	"	大字守部465	大堰小学校グラウンド	"	50×80
69	"	大字本郷515	大刀洗中学校グラウンド	"	80×150
70	"	大字本郷4120-1	大刀洗町運動公園	"	140×200
71	うきは市	大字千年263-1	千年小学校グラウンド	千年小学校	80×80
72	"	吉井町1088	吉井小学校グラウンド	吉井小学校	70×80
73	"	大字福益666-1	福富小学校グラウンド	福富小学校	60×90
74	"	大字八和田774	江南小学校グラウンド	江南小学校	70×60
75	"	吉井町983-1	吉井町中央公民館	町中央公民館	90×60
76	"	吉井町499-1	浮羽東高校グラウンド	浮羽東高校	120×100
77	"	大字生葉658	浮羽高校グラウンド	浮羽高校	120×100
78	"	大字千年1166	吉井町ｽﾀｰﾌﾞｲﾝﾀﾞｰ多目的ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ	市教育委員会	60×100
79	"	大字朝田421	浮羽勤労者体育センター	うきは市	80×80
80	"	大字山北783	町立大春トリムセンター	"	100×100
81	"	大字古川468-3	大石小学校グラウンド	"	88×45
82	"	大字東隈上344-1	浮羽中学校グラウンド	"	130×110

#### 八幡農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾×長さ
1	北九州市	門司区不老町1丁目1番	門司競輪場	市産業経済局	65×65
2	"	" 大字猿喰	新門司海浜公園	門司区役所	170×90
3	"	" 白野江3丁目3番	海上保安学校門司分校	海上保安学校	100×50
4	"	" 西海岸1丁目3番	門司西海岸	市港湾空港局	450×160
5	"	" 門司区大里新町2-5	新小文字病院	新小文字病院	21×21
6	"	小倉北区大字馬島	馬島	小倉北消防団第9分団	130×60
7	"	" 大字藍島本村港	藍島	"	20×20
8	"	" 浅野三丁目10	浅野	市港湾空港局	36×36
9	"	" 城内3番	勝山公園	小倉北区役所	80×60
10	"	" 三萩野三丁目1番	三萩野公園	小倉北区役所	90×72
11	"	小倉南区空港北町6番	北九州空港	北九州空港事務所	2500×60
12	"	" 大字新道寺平尾台	三菱マテリアル	三菱マテリアル(株)九州事業所	75×120
13	"	" 北方5丁目1-1	陸上自衛隊小倉駐屯地	陸上自衛隊小倉駐屯地	120×60
14	"	若松区東小石町3番	響南運動場	市企画文化局	100×75
15	"	" 響灘地区埋立地2区画	響灘埋立地	市環境局	20×20
16	"	" 大字安屋	グリーンパーク広場	グリーンパーク緑地管理事務所	120×120
17	"	" 白島7	白島石油備蓄基地	白島石油備蓄(株)	15×12
18	"	八幡東区大谷一丁目2番	大谷球場	市企画文化局	70×50
19	"	" 東田二丁目2番11号	東田(北九州イノベーションギャラリー)	北九州イノベーションギャラリー	50×40
20	"	八幡西区大字永犬丸	永犬丸中央公園	八幡西区役所	75×60
21	"	" 医生ヶ丘1番	産業医科大学グラウンド	産業医科大学	70×50

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 中mx長さ
22	北九州市	八幡西区大字本城	本城運動場	市企画文化局	120×70
23	"	戸畑区西鞘ヶ谷20番	鞘ヶ谷陸上競技場	"	90×60
24	"	" 仙水町1-1	九州工業大学グラウンド	九州工業大学	90×60
26	中間市	岩瀬3丁目4-1	中間北中学校グラウンド	中間北中学校	110×90
27	"	大字垣生510	中間中学校グラウンド	中間中学校	120×60
28	"	弥生2丁目1-1	中間西小学校グラウンド	中間西小学校	120×80
29	"	長津1丁目26-1	中間小学校グラウンド	中間小学校	90×60
30	"	中尾4丁目2-1	中間東小学校グラウンド	中間東小学校	90×60
31	"	大字上底井野825	底井野小学校グラウンド	底井野小学校	120×60
32	芦屋町	大字芦屋3540	芦屋競艇場	芦屋町	200×100
33	"	西浜町	芦屋港湾	県港湾課	500×80
34	"	白浜町3786	芦屋小学校グラウンド	町教育委員会	70×100
35	"	浜口町5-55	芦屋東小学校グラウンド	"	80×100
36	"	大字山鹿2853	山鹿小学校グラウンド	"	60×100
37	"	中の浜10-74	芦屋中学校グラウンド	"	90×100
38	"	大字山鹿道明ヶ浦239	町総合体育グラウンド	"	80×120
39	"	遠賀川河川敷	祇園町遠賀川緑地	遠賀川河川事務所	55×113
40	水巻町	吉田東3丁目5-1	吉田小学校グラウンド	吉田小学校	120×100
41	"	頃末北4丁目13-1	頃末小学校グラウンド	頃末小学校	100×60
42	"	中央17-1	水巻中学校グラウンド	水巻中学校	120×130
43	"	猪熊1丁目10番	みどりんぱーく	水巻町	90×96
44	"	遠賀川河川敷	水巻遠賀川緑地	遠賀川河川事務所	29×200
45	遠賀町	大字鬼津	島門小学校グラウンド	島門小学校	80×80
46	"	大字別府	遠賀中学校グラウンド	遠賀中学校	90×110
47	"	大字広渡	遠賀総合運動公園	町教育委員会	100×200
48	"	大字上別府	遠賀南中学校グラウンド	遠賀南中学校	80×110
49	岡垣町	野間3-1-1	岡垣中学校グラウンド	岡垣中学校	130×100
50	"	中央台6-204-2	岡垣町民総合グラウンド	町教育委員会	150×100
51	"	東山田1丁目16-1	山田小学校グラウンド	山田小学校	100×60
52	"	山田峠2丁目5番1号	岡垣東中学校グラウンド	岡垣東中学校	100×180
53	"	吉木西1-17-5	吉木小学校グラウンド	吉木小学校	100×82
54	"	大字原865	内浦小学校グラウンド	内浦小学校	63×91

#### 飯塚農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 中mx長さ
1	直方市	殿町7-1地先	遠賀川河川敷運動場	直方市	280×90
2	"	大字頓野 4097-2地先	直方第二中学校運動場	市教育委員会	290×130
3	"	大字上新入2429-1	西部運動公園	"	80×120
4	"	大字頓野2535-7	頓野公園	直方市	87×80
5	"	大字永満寺1463-5	福智山ろく花公園駐車場	"	80×40
6	"	大字中泉1182-1	直方市中泉市民球場	市教育委員会	91×91
7	飯塚市	津島282	陸上自衛隊飯塚駐屯地	防衛庁	300×200
8	"	立岩	遠賀川河川敷	遠賀川河川事務所	200×70
9	"	伊岐須550-4	労働福祉事業団総合せき損センター	労働福祉事業団	120×68
10	"	芳雄町16-7	遠賀川飯塚地区河川防災ステーション	遠賀川河川事務所	25×20
11	"	長尾1340	筑穂グラウンド	市教育委員会	100×80
12	"	長尾903-1	筑穂中学校グラウンド	"	100×80
13	"	大分1985-1	大分小学校グラウンド	"	120×90
14	"	大分1985-1	筑穂総合運動場	"	185×100
15	"	平恒54	徳波総合運動場	"	90×120
16	"	南尾240	徳波東中学校グラウンド	"	60×110
17	"	若菜249-2	若菜小学校グラウンド	"	60×70
18	"	高田701	高田小学校グラウンド	"	30×50
19	"	薬市163-1	薬市小学校グラウンド	"	70×60
20	"	椋本16-2	椋本小学校グラウンド	"	"
21	"	平恒1021	平恒小学校グラウンド	"	"
22	"	椿250	徳波西小学校グラウンド	"	"
23	"	綱分1000-1	庄内中学校グラウンド	"	130×60
24	"	有安1-22	庄内小学校グラウンド	"	90×80
25	"	有安1-2	庄内グラウンド	"	160×90
26	"	有安958-18	庄内工業団地グラウンド	"	200×90
27	"	鹿毛馬2255	頼田運動場	"	95×150
28	田川市	大字伊田2745-2	田川市民球場	市教育委員会	90×90
29	嘉麻市	上山田502-36	嘉麻市立上山田小学校運動場	嘉麻市	120×90
30	"	口春615	稲築西小学校グラウンド	市教育委員会	100×75
31	"	平1429-1	稲築東小学校グラウンド	"	100×80
32	"	口春629	稲築中学校グラウンド	"	110×75
33	"	平1536	稲築東中学校グラウンド	"	125×125
34	"	鴨生328	嘉穂養護学校グラウンド	"	75×50
35	"	岩崎1318-1	志耕館高校グラウンド	"	220×80
36	"	岩崎1180-1	嘉麻市稲築町スポーツプラザ	"	60×140
37	"	上白井775	嘉麻市上白井野球場	"	110×110
38	"	下白井1041	嘉麻市下白井グラウンド	"	145×145
39	"	千手1253-1	千手小学校グラウンド	"	3,084㎡
40	嘉麻市	泉河内617	泉河内小学校グラウンド	市教育委員会	1,822㎡
41	"	馬見587	足白小学校グラウンド	"	3,306㎡
42	"	宮吉533	宮野小学校グラウンド	"	8,990㎡

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾mx長さ
43	嘉麻市	上西郷376	嘉穂中学校グラウンド	市教育委員会	16,373㎡
44	"	大隈町659	嘉麻市嘉徳野球場	"	100×100
45	"	牛隈2233	牛隈小学校グラウンド	牛隈小学校	100×100
46	"	上西郷1482-1	嘉麻市総合運動公園	市教育委員会	70×100
47	桂川町	大字土師1969-1	第1町民グラウンド	桂川町	100×100
48	"	大字土居552	桂川小学校グラウンド	"	80×90
49	"	土師28-1	東小学校グラウンド	"	70×110
50	"	大字吉隈430-53	桂川町総合グラウンド	"	120×140
51	小竹町	大字勝野3540	小竹南小学校グラウンド	町教育委員会	60×90
52	"	大字新多466-1	小竹西小学校グラウンド	"	90×100
53	"	大字御徳1375	小竹北小学校グラウンド	"	85×100
54	"	大字御徳656	小竹中学校グラウンド	"	100×100
55	"	大字勝野1757	町総合運動公園内グラウンド	小竹町	113×100
56	鞍手町	大字小牧2226	町民グラウンド	町教育委員会	160×90
57	宮若市	宮田4705-1	宮田中学校	宮田中学校	50×90
58	"	芹田9	宮田西中学校グラウンド	宮田西中学校	70×90
59	"	磯光1317-1	宮田光陵中学校グラウンド	宮田光陵中学校	150×100
60	"	宮田3461	宮田南小学校グラウンド	宮田南小学校	40×50
61	"	龍徳1464	宮田北小学校グラウンド	宮田北小学校	50×50
62	"	下有木837	笠松小学校グラウンド	笠松小学校	50×50
63	"	磯光1888-6	宮田小学校グラウンド	宮田小学校	50×70
64	"	磯光567	宮田東小学校グラウンド	宮田東小学校	50×50
65	"	金丸417-1	若宮中学校グラウンド	若宮中学校	65×110
66	"	福丸304-1	若宮小学校グラウンド	若宮小学校	70×90
67	"	高野501	市民グラウンド	宮若市	60×80
68	"	宮永11-1	若宮西小学校グラウンド	若宮西小学校	55×110
69	"	山口2580	山口小学校グラウンド	山口小学校	40×85
70	"	脇田394-1	吉川小学校グラウンド	吉川小学校	60×180
71	"	三ヶ畑420	若宮南小学校グラウンド	若宮南小学校	60×100
72	"	乙野	宮若市総合運動公園	宮若市	176×96
73	香春町	採銅所6095	採銅所小学校運動場	採銅所小学校	7,223㎡
74	"	香春751	香春小学校運動場	香春小学校	9,367㎡
75	"	高野758	勾金小学校運動場	勾金小学校	5,560㎡
76	"	中津原812	中津原小学校運動場	中津原小学校	7,800㎡
77	"	香春152	香春中学校運動場	香春中学校	8,555㎡
78	"	高野1431	勾金中学校運動場	勾金中学校	10,180㎡
79	"	高野1390	香春町総合運動公園	町教育委員会	14,304㎡
80	添田町	大字添田1333	添田小学校グラウンド	添田町	3,385㎡
81	"	大字庄952	添田町サンスポーツランド	"	6,430㎡
82	"	大字津野1500	英彦山運動公園	"	12,000㎡
83	福智町	金田962	金田小学校グラウンド	福智町	7,776㎡
84	"	神崎918	金田中学校グラウンド	"	5,360㎡
85	"	神崎1056-1	金田球場	"	10,350㎡
86	"	神崎1098-1	金田ふれあいスポーツ公園多目的広場	"	14,799㎡
87	"	金田1159-1	ふれあいイベント広場	"	4,956㎡
88	"	上野2622	上野小学校グラウンド	"	100×80
89	"	市場334	市場小学校グラウンド	"	100×100
90	"	市場336	赤池中学校グラウンド	"	100×100
91	"	赤池976-7	赤池グラウンド	"	125×80
92	"	彦山川河川敷	彦山川中元寺川合流点河川敷	遠賀川河川事務所	50×400
93	"	赤池970-8	赤池球場	福智町	50×80
94	"	伊方3862	方城中学校グラウンド	"	100×96
95	"	伊方3922	伊方小学校グラウンド	"	77×75
96	"	弁城1936	弁城小学校グラウンド	"	70×70
97	"	伊方4478-4	方城グラウンド	"	130×80
98	糸田町	糸田町3256	糸田小学校グラウンド	糸田小学校	100×59
99	"	糸田町2349	糸田中学校グラウンド	糸田中学校	100×108
100	"	糸田町3786	町民グラウンド	糸田町	120×180
101	川崎町	大字川崎3670	川崎中学校グラウンド	川崎中学校	70×80
102	"	大字川崎517	鷹峰中学校グラウンド	鷹峰中学校	40×40
103	"	大字池尻1150	池尻中学校グラウンド	池尻中学校	40×50
104	"	大字田原714	川崎小学校グラウンド	川崎小学校	80×90
105	"	大字川崎248	川崎東小学校グラウンド	川崎東小学校	80×110
106	"	大字安真木4917	真崎小学校グラウンド	真崎小学校	40×50
107	"	大字川崎1348-2	運動公園グラウンド	川崎町	200×100
108	"	大字池尻923	池尻小学校グラウンド	池尻小学校	5,763㎡
109	大任町	大字今任原30	大任中学校グラウンド	大任中学校	50×100
110	"	大字大任事3038	大任小学校グラウンド	大任小学校	50×50
111	"	大字今任原4110	今任小学校グラウンド	今任小学校	50×50
112	赤村	大字内田1188	赤村住民センターコミュニティ広場	村教育委員会	80×100
113	"	大字赤4581-1	赤小学校グラウンド	赤小学校	100×100
114	"	大字赤4577	赤中学校グラウンド	赤中学校	100×130

筑後農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾mx長さ
1	大牟田市	笹林町1-1-1	笹林公園	大牟田市	80×55~80
2	"	黄金町1-123	記念グラウンド	市教育委員会	190×85

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 中mx長さ
3	八女市	鶴池302	岡山小学校グラウンド	岡山小学校	130×63
4	"	本村430	福島中学校グラウンド	福島中学校	85×107
5	"	馬場540	南中学校グラウンド	南中学校	107×90
6	"	山内769	川崎小学校グラウンド	川崎小学校	95×73
7	"	本2736-8	八女市サッカー場	市教育委員会	98×159
8	"	吉田654-1	長峰小学校	長峰小学校	88×98
9	"	黒木町本分1602-1	八女市豊岡運動場	八女市	90×100
10	"	黒木町木屋10905	グリーンピア八女グラウンド	西洋フード・コンパースグループ(株)	62×62
11	"	上陽町北川内927	北川内小中学校グラウンド	北川内小中学校	130×70
12	"	上陽町上横山4486	横山中学校	横山中学校	50×50
13	"	上陽町北川内1121-3	春の山公園	市教育委員会	100×100
14	"	上陽町上横山1847	サロジ池自然公園	"	35×50
15	"	立花町上辺春1180	上辺春小学校グラウンド	上辺春小学校	50×80
16	"	立花町白木6680	筑南中学校グラウンド	筑南中学校	70×100
17	"	立花町谷川1130	立花町民運動場	八女市	80×90
18	"	矢部村北矢部字鬼塚	矢部村民運動場(第1)	市教育委員会	90×60
19	"	矢部村北矢部字宮ノ尾	矢部小学校グラウンド	"	70×60
20	"	矢部村北矢部鬼塚地中	村民グラウンド	"	70×90
21	"	星野村9511	星野中学校グラウンド	星野中学校	70×80
22	"	星野村2400	小野小学校グラウンド	小野小学校	40×40
23	"	星野村6924-1	椋谷小学校グラウンド	椋谷小学校	30×60
24	"	星野村12059-1	星野小学校グラウンド	星野小学校	60×60
25	"	星野村15880	仁田原小学校グラウンド	仁田原小学校	30×60
26	"	星野村13083	池の山グラウンド	市教育委員会	75×90
27	大川市	大字大野島2923・2794の9の地先	筑後川総合運動公園グラウンド	大川市	200×100
28	"	大字上巻385	大川中央公園グラウンド	"	240×300
29	柳川市	恵美須町28	柳河小学校グラウンド	市教育委員会	56×56
30	"	本町84	城内小学校グラウンド	"	58×65
31	"	矢留本町21	矢留小学校グラウンド	"	40×75
32	"	下宮永町374	東宮永小学校グラウンド	"	35×90
33	"	有明町1750	両開小学校グラウンド	"	70×75
34	"	田脇810	昭代第1小学校グラウンド	"	80×65
35	"	西浜武1490	昭代第2小学校グラウンド	"	50×60
36	"	金納455	蒲池小学校グラウンド	"	100×60
37	"	三橋町藤吉502	藤吉小学校グラウンド	"	60×100
38	"	三橋町柳河460-1	矢ヶ部小学校グラウンド	"	45×80
39	"	三橋町百町735-1	ニツ河小学校グラウンド	"	50×105
40	"	三橋町垂見1610	垂見小学校グラウンド	"	50×124
41	"	三橋町中山352	中山小学校グラウンド	"	50×66
42	"	本城町82-2	柳城中学校グラウンド	"	75×110
43	"	上宮永町645-2	柳南中学校グラウンド	"	110×150
44	"	西浜武1494	昭代中学校グラウンド	"	80×100
45	"	金納455	蒲池中学校グラウンド	"	80×80
46	"	三橋町垂見580-1	三橋中学校グラウンド	"	120×179
47	"	大和町鷹ノ尾106	大和B&G海洋センターグラウンド	"	80×90
48	"	上宮永町46-4	柳川市民グラウンド	"	100×100
49	"	大和町大坪366	有明総合グラウンド(いこいの家広場)	"	100×100
50	"	三橋町正行431-2	三橋グラウンド	"	100×100
51	"	橋本町389	学童農園(むつごろうランド)	"	95×95
52	"	上宮永町22-1	有明地域観光物産公園	柳川市	60×62
53	"	本町142	伝習館高校グラウンド	県教育委員会	70×100
54	筑後市	大字羽犬塚80	羽犬塚中学校グラウンド	羽犬塚中学校	101×180
55	"	大字水田1046-1	筑後中学校グラウンド	筑後中学校	120×137
56	"	大字蔵敷724	筑後北中学校グラウンド	筑後北中学校	180×101
57	大木町	大字八町牟田623	木佐木小学校グラウンド	木佐木小学校	80×70
58	"	大字上牟田口128-1	大木町運動公園グラウンド	町教育委員会	102×114
59	"	大字奥牟田250	大莞小学校グラウンド	大莞小学校	80×50
60	"	大字上八院1234	大木中学校グラウンド	大木中学校	90×110
61	"	大字前半田753	大溝小学校グラウンド	大溝小学校	80×80
62	みやま市	上庄61	上庄小学校グラウンド	上庄小学校	70×60
63	"	下庄1373	下庄小学校グラウンド	下庄小学校	100×60
64	"	大江1726	大江小学校グラウンド	大江小学校	100×70
65	"	太神801	南小学校グラウンド	南小学校	90×70
66	"	大草1596-1	清水小学校グラウンド	清水小学校	75×60
67	"	長田3228-2	水上小学校グラウンド	水上小学校	75×70
68	"	本郷1314	本郷小学校グラウンド	本郷小学校	65×60
69	"	長田3371	東山中学校グラウンド	東山中学校	100×70
70	"	下庄1885	瀬高中学校グラウンド	瀬高中学校	200×75
71	"	尾野1690	山川中学校グラウンド	山川中学校	70×80
72	"	尾野1943-1	山川東部小学校グラウンド	山川東部小学校	50×50
73	"	重富121	山川南部小学校グラウンド	山川南部小学校	50×80
74	"	立山1444-9	みやま市山川農村広場	市教育委員会	80×90
75	"	岩津326	高田中学校グラウンド	高田中学校	120×120
76	"	舞鶴257-1	飯江小学校グラウンド	飯江小学校	50×50
77	"	海津966	竹海小学校グラウンド	竹海小学校	50×80
78	"	原1041	岩田小学校グラウンド	岩田小学校	50×80
79	"	下楠田1443	二川小学校グラウンド	二川小学校	80×130
80	"	江浦611	江浦小学校グラウンド	江浦小学校	40×70
81	"	黒崎開582	開小学校グラウンド	開小学校	60×70

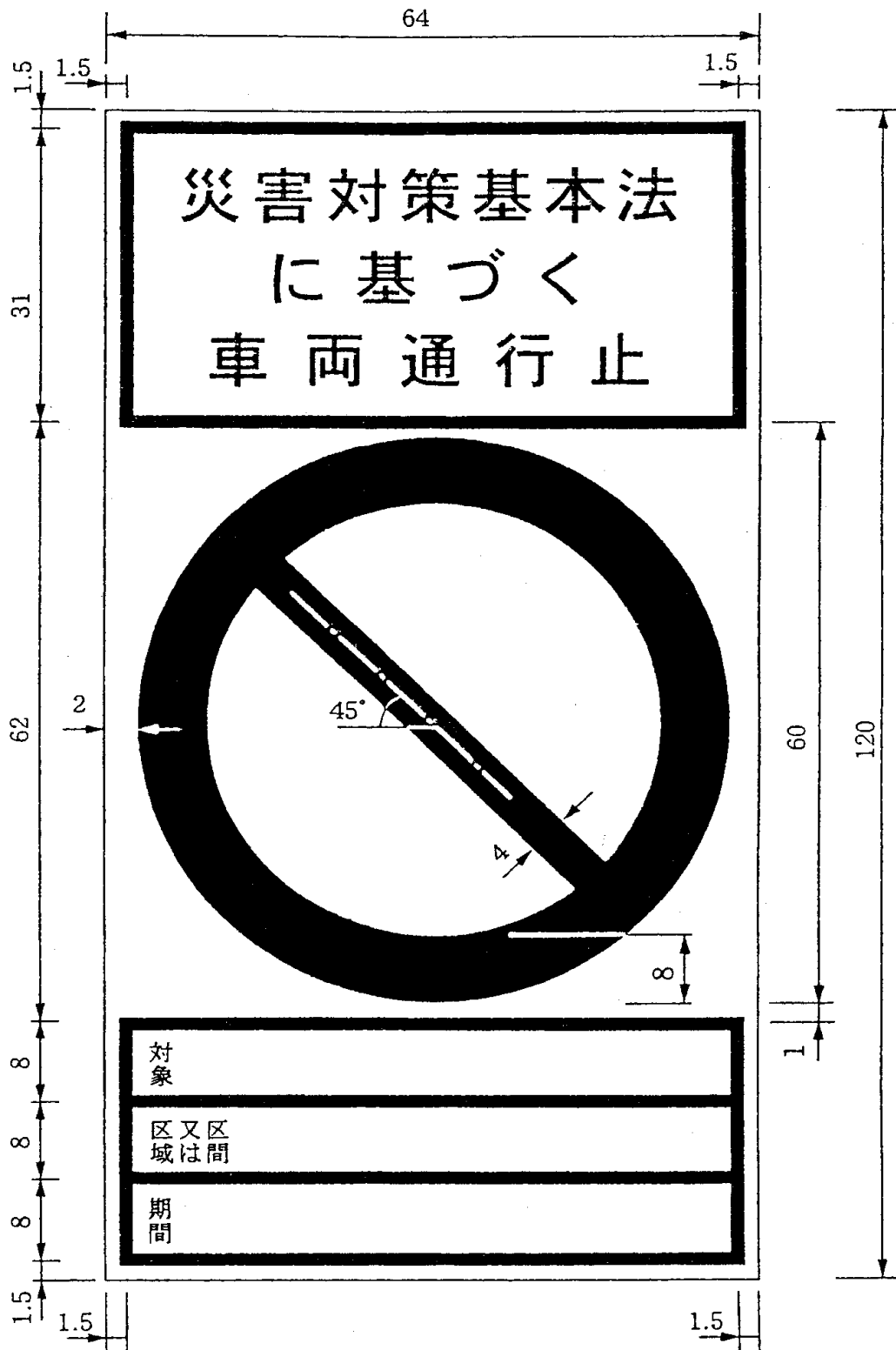
番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾mx長さ
82	みやま市	濃施650-1	みやま市立農村運動広場	市教育委員会	75×90
83	広川町	大字新代1519-1	広川球場	広川町	80×80
84	"	大字久泉837	広川中学校グラウンド	"	200×85
85	"	大字久泉306	広川町運動公園	"	70×55

行橋農林事務所管内

番号	市町村名	所在地	臨時離着陸場名	施設管理者	備考(広さ) 巾mx一島さ
1	行橋市	大橋2-11-1	中山グラウンド	市教育委員会	140×140
2	"	大字養島841-1	養島小学校グラウンド	"	80×80
3	"	大字今井896-1	今元中学校グラウンド	"	100×80
4	"	大字稲童3104	仲津中学校グラウンド	"	80×70
5	"	西泉5-7-1	泉中学校グラウンド	"	100×140
6	"	大字長尾530	椿市小学校グラウンド	"	70×70
7	"	南大橋2-5-1	行橋南小学校グラウンド	"	100×140
8	"	大字宝山857	今川小学校グラウンド	"	80×80
9	"	大字天生田545	中京中学校グラウンド	"	80×85
10	"	大字延永6	長峡中学校グラウンド	"	100×100
11	"	大字文久3759	行橋総合公園グラウンド	"	253×117
12	"	大字稲童852	新田原グラウンド	"	127×148
13	"	大字二塚584	みやこの苑グラウンド	行橋市	120×106
14	豊前市	大字下川底81-5	南部グラウンド	豊前市	90×70
15	"	大字八屋2232-1	八屋小学校グラウンド	八屋小学校	90×70
16	"	大字赤熊1363-1	八屋中学校グラウンド	八屋中学校	150×80
17	"	大字赤熊750	宇島小学校グラウンド	宇島小学校	75×65
18	"	大字三毛門976-1	三毛門小学校グラウンド	三毛門小学校	90×70
19	"	大字中村392	角田中学校グラウンド	角田中学校	60×90
20	"	大字四郎丸417-2	山田小学校グラウンド	山田小学校	60×50
21	"	大字吉木1122-1	千束中学校グラウンド	千束中学校	100×80
22	"	大字久路土1191-1	黒土小学校グラウンド	黒土小学校	70×100
23	"	大字大村1186	天地山公園多目的運動公園	豊前市	150×225
24	"	大字薬師寺221-1	横武小学校グラウンド	横武小学校	60×80
25	"	大字下河内81-9	合岩小学校グラウンド	合岩小学校	50×70
26	"	大字中村943-1	角田小学校グラウンド	角田小学校	50×70
27	荻田町	富久町1-4-9	南原小学校グラウンド	南原小学校	50×70
28	"	大字稲光357	白川小学校グラウンド	白川小学校	90×70
29	"	長浜町46	臨海総合グラウンド	荻田町	100×100
30	みやこ町	犀川本庄620	犀川小学校グラウンド	犀川小学校	100×65
31	"	犀川本庄763	犀川中学校グラウンド	犀川中学校	75×100
32	"	犀川末江500-3	犀川運動公園運動場	町教育委員会	100×200
33	"	勝山宮原378-1	勝山運動公園	"	90×90
34	"	豊津1118	豊津グラウンド	"	135×120
35	吉富町	大字広津665	吉富小学校グラウンド	吉富小学校	80×107
36	"	大字直江612	吉富中学校グラウンド	吉富中学校	150×153
37	築上町	大字寒田1219	寒田小学校グラウンド	寒田小学校	50×60
38	"	大字本庄1688	上城井小学校グラウンド	上城井小学校	60×60
39	"	大字袈裟丸379	下城井小学校グラウンド	下城井小学校	50×70
40	"	大字小山田2320	小山田小学校グラウンド	小山田小学校	50×50
41	"	大字船迫1354	船迫小学校グラウンド	船迫小学校	50×60
42	"	築城388	築城小学校グラウンド	築城小学校	100×100
43	"	大字高塚787-1	浜宮グラウンド	築上町	120×100
44	上毛町	安雲837-1	総合グラウンド	町教育委員会	16,018㎡
45	"	西友枝1512	西友枝小学校グラウンド	西友枝小学校	50×40
46	"	東下1272-1	大池公園多目的運動広場	町教育委員会	90×100
47	"	東上2782	東上小学校グラウンド	"	30×70
48	"	上唐原1265	唐原小学校グラウンド	唐原小学校	70×40
49	"	東下1467	友枝小学校グラウンド	友枝小学校	80×80

3 4 緊急通行車両関係資料

(1) 災害時における交通の規制に係る標示の様式 (災害対策基本法施行規則第5条関係)



- 備考 1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。  
 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。  
 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。  
 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。



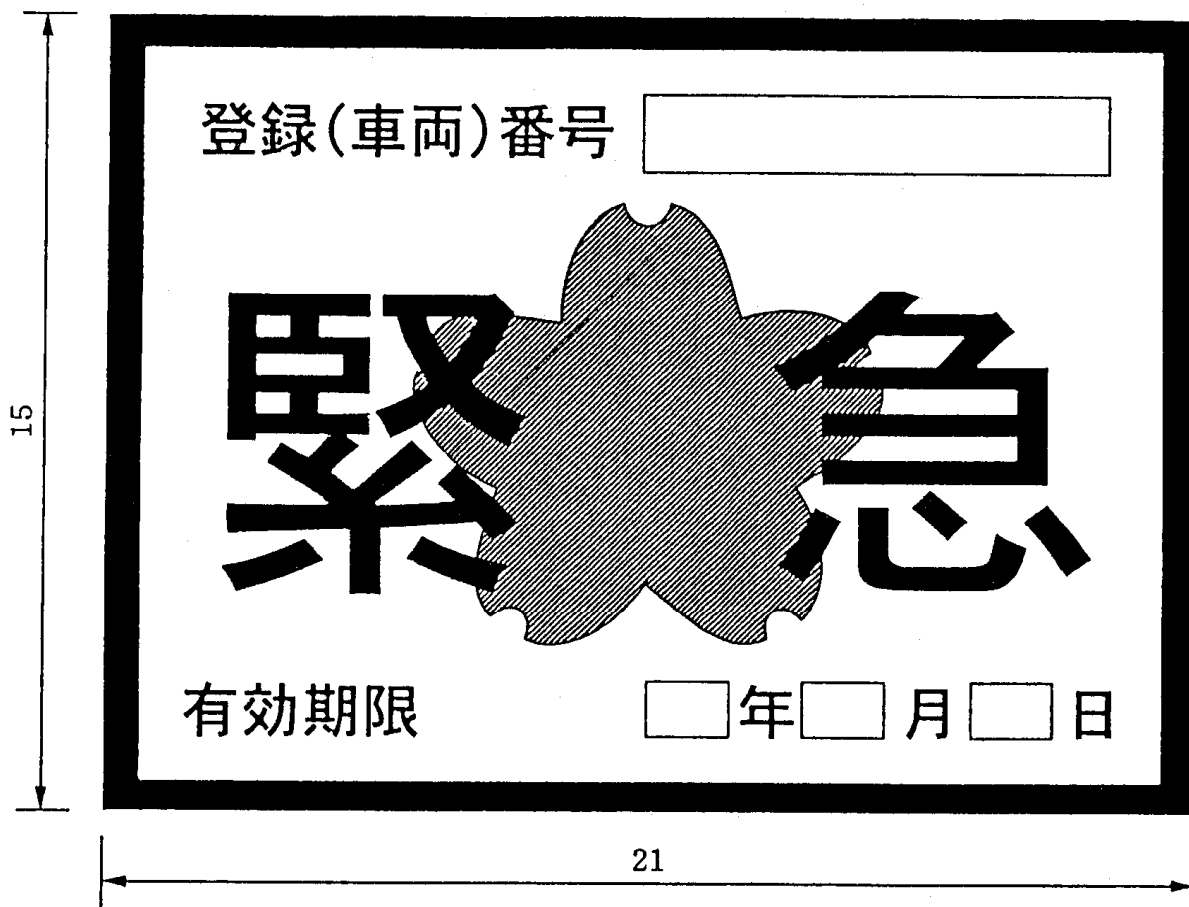
(2) 緊急通行車両事前届出書・緊急通行車両事前届出済証

災害応急対策用 緊急通行車両事前届出書 福岡県公安委員会 殿 申請者 住所 (電話) 氏名 印 年 月 日		災害応急対策用 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 福岡県公安委員会 印
番号に表された 車面の用途 (緊急輸送を行なう車両にあつては、輸送人員又は品名)		
使用者 住所 ( ) 局 番 氏名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は、2 通作成し、申請者が緊急通行車両として使用することを疎明する書類及び自動車検査証の写しをそれぞれ 1 通添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は警察本部交通規制課に提出してください。		
(注) 1 災害発生時には、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続きを受けてください。 2 本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損した場合には、公安委員会 (警察本部又は警察署経由) に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両として使用される車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。		

(3) 緊急通行車両確認申請書 (県に申請の場合)

災害応急対策用  緊 急 通 行 車 両 確 認 申 請 書  年 月 日  福岡県知事 殿  <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">                     申請者 住所 電話 氏名                 </div> <div style="text-align: right;"> </div> </div>			
番号標に表示されている番号 (車両ナンバー)			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
出発地		目的地	
備考			
(注) この申請書は、申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類及び自動車検査証の写しを添付の上、総務部消防防災課又は農林事務所に提出して下さい。  ※例 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類一県との協定書の写し等			

(4) 標章（災害対策基本法施行規則第6条関係）



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画線が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(5) 緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 (印) 公安委員会 (印)	
番号標に表示されている番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)			
使用者	住 所	( ) 局 番	
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

### 35 港湾、漁港、避泊港一覧表

#### (1) 港湾一覧表

港名	港格	管理者
北九州港	特定重要港湾	北九州市長
博多港	特定重要港湾	福岡市長
苅田港	重要港湾	福岡市長
三池港	重要港湾	〃
宇島港	地方港湾	〃
大牟田港	〃	〃
若津港	〃	〃
芦屋港	〃	〃
大島港	地方港湾（避難港）	〃

特定重要港湾 2港  
 重要港湾 2港  
 地方港湾 5港（内 避難港 1港）  
 計 9港

#### 北九州港整備計画

##### 1 公共埠頭計画

新門司南地区	新門司北地区	白野江地区	田野浦地区	西海岸地区
(-7.5)岸壁2バース 260m	(-7.5)岸壁1バース 180m	(-14)岸壁2バース 660m (うち1バース耐震強化岸壁) (-13)岸壁2バース 600m (-7.5)岸壁2バース 260m	(-9)岸壁2バース 440m	(-11)岸壁1バース 210m
日明地区	戸畑地区	黒崎地区	響灘東地区	響灘西地区
(-7.5)岸壁2バース 260m (-5.5)岸壁3バース 300m	(-5.5)岸壁1バース 100m	(-7.5)岸壁2バース 260m	(-13)岸壁2バース 520m (-7.5)岸壁2バース 260m	(-12)岸壁1バース 250m (耐震強化岸壁)

- 2 危険物取扱施設計画  
新門司南地区 (-4.5~9)ドルフィン6バース (うち1バース公共)
- 3 旅客船埠頭計画  
砂津地区 (-12)岸壁1バース 350m
- 4 水域施設計画  
白野江航路 水深-14m 幅員400m  
砂津航路 水深-12m 幅員250m  
安瀬航路 水深-17m 幅員350~700m
- 5 小型船だまり計画 田野浦船だまり等11箇所
- 6 臨港交通施設計画  
臨港道路 2~4車線 13路線
- 7 港湾環境整備施設計画  
緑地 233ha  
海浜 800m
- 8 マリーナ計画  
響灘東地区 防波堤660m 小型さん橋 6基  
レクリエーション施設用地 8ha
- 9 廃棄物処理計画  
新門司港地区 廃棄物処理用地 49ha  
響灘西地区 廃棄物処理用地 233ha
- 10 外郭施設計画  
新門司南地区 第3防波堤 1,070m  
白野江地区 白野江防波堤 100m  
響灘東地区 東第1防波堤 900m (工事中)

## 北九州港現有施設概要（公共）

### ■けい留施設

岸壁	-4.5	45バース	-8.0	7バース
	-5.0	10バース	-9.0	13バース
	-5.5	30バース	-10.0	28バース
	-6.0	10バース	-11.0	10バース
	-7.1	1バース	-12.0	3バース
	-7.3	1バース	-15.0	2バース
	-7.5	14バース	計	174バース

（内1バース耐震強化岸壁）

### ■荷さばき保管施設

上屋	42棟	141,265㎡
貯木場	3個所	451,574㎡
野積場	73個所	262,150㎡

### ■船舶補給施設

給水設備 給水栓 294栓

### ■港務通信施設

国際海上超短波無線電話（V. H. F）  
きたきゅうしゅうポートラジオ  
16チャンネル（呼出用）  
12. 14. 20. 22チャンネル（一般通信用）

## 博多港整備計画

### 1. 公共ふ頭計画

アイランドシティ地区	60,000トン級(-15)	2バース（耐震強化岸壁）	うち1バース一部供用中
須崎ふ頭地区	30,000トン級(-12)	2バース	整備中

### 2. フェリー及び旅客船ふ頭計画

中央ふ頭地区	70,000トン級(-10)	1バース（旅客船用）
	16,000トン級(-10)	1バース（耐震強化岸壁）
	5,000トン級(-7.5)	2バース（耐震強化岸壁）

### 3. 水域施設計画

中央航路	水深	-12	～-15	幅員	300～430m
東航路	水深	-15		幅員	430m
アイランドシティ航路泊地	水深	-15			108ha
アイランドシティ～香椎パークポート地区泊地	水深	-5.5	～-15		429ha
中央ふ頭～須崎ふ頭地区泊地	水深	-10	～-12		57ha

## 博多港現有施設概要

### ■けい留施設

岸壁	-15.0	1バース
	-14.0	1バース
	-13.0	2バース
	-12.0	3バース
	-11.0	4バース
	-10.0	6バース
	-7.5	28バース
	-6.5	1バース
	-5.5	23バース
	-5.5未満	3バース
	計	72バース

### ■コットハーバー

陸域面積	38,000㎡
水域面積	82,000㎡
浮さん橋	188隻
艇置場	350隻

### ■荷さばき保管施設

上屋	29ヶ所	82,498㎡
野積場	69ヶ所	1,244,340㎡
貯木場	61ヶ所	74,104㎡
荷役機械（ガントリークレーン）		9基
荷役機械（ニューマチックアンローダー）		6基

本港地区		南港地区	
航路(-13.0)	巾350	泊地(-10.0)	4.3ha
泊地(-13.0)	55.1ha		
緑地	4.4ha		
小型船だまり整備			
新松山地区		松山地区	
岸壁(-13.0)	1バース 泊地(-13.0) 26.1ha		
岸壁(-12.0)	1バース 泊地(-12.0) 10.2ha		
岸壁(-7.5)	1バース 泊地(-7.5) 6.2ha		
岸壁(-5.5)	5バース 泊地(-5.5) 9.0ha		
工業用地	36.6ha		
港湾関連用地	45.1ha		
ふ頭用地	55.2ha		
緑地	20.0ha		

### 荻田港現有施設概要

#### ■けい留施設

岸壁	-13.0	1バース
	-10.0	5バース
	-7.5	8バース
	-6.5	1バース
	-5.5	6バース
	-4.5	14バース
計		35バース
物揚場	-4.0	150m
	-3.0	781m
	-2.0	614m
計		1,545m

#### ■荷さばき保管施設

上屋	2棟	5,788m <sup>2</sup>
貯木場(水面)		416,624m <sup>2</sup>
野積場		618,312m <sup>2</sup>
荷さばき地		69,603m <sup>2</sup>

#### ■緑地

100,823m<sup>2</sup>

#### ■港務通信施設

国際海上超短波無線電話(V. H. F)  
 かんだポトラジオ  
 16チャンネル(呼出用)  
 12. 14. 20. 22. チャンネル(一般通信用)  
 12. 14. 20. 22. チャンネル(一般通信用)

### 三池港港湾整備計画

水域施設		船渠地区	
航路(-10.0)	巾72	緑地	0.2ha
内港北地区			
岸壁(-10.0)	2バース		
岸壁(-7.5)	1バース		
泊地(-10.0)	26.2ha		
ふ頭用地	8.3ha		
緑地	1.1ha		
四山地区			
小型船だまり	190隻収容(物揚場、船揚場、小型栈橋)		
ふ頭用地	2.0ha		
緑地	0.8ha		

### 三池港現有施設概要

#### ■けい留施設

岸壁	-10.7	1バース(公共)
	-10.7	3バース(専用)
	-8.5	4バース(専用)
栈橋	-10.7	1バース(専用)
	-7.5	1バース(専用)
	-7.0	5バース(専用)
	-6.3	1バース(専用)
	-5.5	1バース(専用)
	±0.0	1バース(専用)
物揚場	±0.0	80m(公共)

#### ■荷さばき保管施設

上屋	8棟	15,185m <sup>2</sup>	(一)
倉庫	9棟	15,542m <sup>2</sup>	(一)
貯炭場		167,000m <sup>2</sup>	(専)
貯木場		67,238m <sup>2</sup>	(一)
野積場		35,207m <sup>2</sup>	(一)
		33,200m <sup>2</sup>	(専)
荷さばき地		15,040m <sup>2</sup>	(公共)

#### ■緑地

3,648m<sup>2</sup>

#### ※備考

: 一般使用可能  
 : コークス専用使用

## (2) 漁港一覧表

(筑前海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
大 島	2	福 岡 県
津 屋 崎	2	〃
沖 の 島	4	〃
小 呂 島	4	〃
奈 多	1	福 岡 市
弘	1	〃
浜 崎 今 津	1	〃
唐 泊	2	〃
西 浦	2	〃
玄 界	2	〃
志 賀 島	2	〃
博 多	特 3	〃
平 松	1	北 九 州 市
脇 之 浦	1	〃
脇 田	1	〃
岩 屋	1	〃
馬 島	1	〃
藍 島	2	〃
柏 原	1	芦 屋 町
波 津	2	岡 垣 町
地 島	1	宗 像 市
神 湊	2	〃
鐘 崎	2	〃
勝 浦	1	福 津 市
福 間	1	〃
新 宮	1	新 宮 町
相 島	2	〃
芥 屋	1	糸 島 市
姫 島	1	〃
野 北	2	〃
岐 志	2	〃
船 越	2	〃
加 布 里	2	〃
深 江	1	〃
大 入	1	〃
鹿 家	1	〃
福 吉	1	〃

(有明海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
沖 端	2	福 岡 県
三 又	1	大 川 市
若 津	1	〃
大 野 島	1	〃
新 田	1	〃
上 新 田	1	〃
久 間 田	1	柳 川 市
両 開	1	〃
東 宮 永	1	〃
黒 崎	1	大 牟 田 市
有 明	1	柳 川 市
皿 垣 開	1	〃
中 島	2	〃
江 浦	1	み や ま 市

(豊前海区)

漁 港 名	種 別	管 理 者
宇 島	2	福 岡 県
曾 根	1	北 九 州 市
柄 杓 田	2	〃
簀 島	1	行 橋 市
杳 尾	1	〃
長 井	1	〃
稻 童	1	〃
八 屋	1	豊 前 市
松 江	1	〃
吉 富	2	吉 富 町
西 角 田	1	築 上 町
椎 田	1	〃
西 八 田	1	〃
八 津 田	1	〃

- ※ ・第1種漁港…その利用範囲が地元の漁業を主とするもの。  
 ・第2種漁港…その利用範囲が第1種漁港よりも広く第3種漁港に属しないもの。  
 ・特定3種漁港…その利用範囲が全国的なもので、水産業の振興上特に重要な漁港で、政令で定めるもの。  
 ・第4種漁港…漁船の避難上特に必要なもの。



(3) 避泊港の所在地及び収容能力一覧表

港名	荒天時避泊の適否 (立地条件)	避泊可能船舶の限度 (隻)				もよりの避難港およびそれまでの距離
		汽 船		小型船舶	漁 船	
		500 <sup>t</sup> 以下	500 <sup>t</sup> 以下	200 <sup>t</sup> 以下		
関門港・若松区を除く	(1) 門司区、下関区は背面山地により南北の風はさえぎれ、屈曲した水路により外洋からの波浪の直接の浸入がないので、超大型台風以下は避難港として利用可能、西よりの風は門司側、東よりの風のときは下関側の風浪が高いので小型船舶は風向により適宜移動避泊する必要がある。 (2) 小倉、田の浦、西山区は風向により外洋からの浸入波がある。西よりの風は田の浦、東よりの風では小倉西山区は 避泊可能。 (3) 部埼および六連泊地は大型船の避泊地であるが、台風が接近する場合は最適ではなく他港に避難を要する。 (4) 下関漁港内は漁船、小型船舶の避難地である。	約 30	約 40	約 350	約 300	笠戸湾 約60マイル 仙崎湾 約70マイル 伊万里湾 約100マイル
関若門松港区	外洋から直接波浪の浸水することがなく避難港として好適である。	約 40	約 30	約 300		油谷湾 42マイル 博多約 50マイル
福博岡多港湾	北寄りの風のときは外洋からの波浪、うねりの影響を受ける残島以西の海面は大型船の錨泊に適している。 北寄りの風のときは志賀島南側、西寄りの風のときは宮の浦の前面がよい。 港内船だまりは500トン以下の小型船の避泊に適している。	約 100	約 40	約 200	約 500	六連島 53マイル 呼子 29マイル
大島港	北や西の風には完全に防がれており、東や南の風は防波堤にまもられているので200トン以下の小型船の避難港として適している。	約 6		約 20	約 70	六連島 28マイル
相島港	内港は狭く、利用船は限られているが泊地は北の風を防ぎ、500トン以下の船に適する。	約 5		約 20	約 15	
三池港	島原海湾随一の避難港で、内港は大型船、船渠内は中型船以下の避泊に適す。	約 5	約 4	約 20	約 50	大牟田 約 2マイル 長洲 約 6マイル 島原 約 14マイル
大牟田港	大牟田川の河口港で干潮時には小型漁船以外は入港不能、船だまりは機帆船、内港は小型漁船避泊可能である。			約 7	約 90	三池 約2マイル
若津港	筑後川河口の上流約4マイルの河川港で、水流の変化が大きく、水路不案内船は適しないが随所に入江があり、機帆船、漁船等の避泊可能			約 5	約 50	三池 17マイル 大牟田 14マイル
長州港	自動車航走船の発着港で、機帆船、小型船の避泊可能	約 2		約 3	約 40	三池 6マイル 島原 9マイル

### 36 福岡県保有船

所 属	船 名	トン数	碇泊港	船 質	備 考
漁業管理課	しんぷう	114	博多港	アルミニウム合金	漁業取締船
水産海洋技術センター	げんかい	119	〃	鋼	漁業調査取締船
〃	つくし	19	〃	アルミニウム合金	漁業調査取締船
有明海研究所	ありあけ	7.9	沖端港	F R P	漁業取締船
〃	ずいよう	4.7	〃	F R P	漁業調査船
〃	ちくご	2	〃	F R P	漁業調査船
豊前海研究所	ぶぜん	31	宇ノ島港	全軽合金	漁業調査取締船

### 37 海上自衛隊艦艇保有数及び輸送力の基準

種 別	数 量	輸 送 力 の 基 準
掃海艇 (うわじま型)	3 隻	搭乗可能人員100名、搭載可能物資15トン
交通艇	1 隻	搭乗可能人員30名、搭載可能物資2トン

(海上自衛隊下関基地)

注(1) 搭乗可能人員及び搭載可能物資は、いずれか一つの場合

(2) 海上平穏の場合における1日以内の輸送力の基準を示すものであって、日数、気象状況、物資の形状等によって変動する。

### 38 海上保安庁保有巡視船艇等・航空機・資機材一覧表

#### (1) 巡視船艇等

部署名	所在地 (電話)	所属船艇		用途
		船名	トン数	
第七管区 海上保安本部	北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 (093-321-2931)	はやしお	31	測量船
門司海上保安部	北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 (093-321-3215)	くにさき きくち きよたき はやなみ さとざくら もじかぜ はたかぜ きよかぜ はやぎく せきうん	960 350 105 113 26 24 24 26 27 50	巡視船 " 消防艇 巡視艇 " " " " " " 灯台見回り船
門司海上保安部 荏田海上保安部 署	京都郡荏田町港町 (093-436-3356)	みやぎく	24	巡視艇
若松海上保安部	北九州市若松区本町1丁目 (093-761-2497)	もくれん わかかぜ さたかぜ やまざくら せきひかり	26 26 26 26 21	巡視艇 " " " 灯台見回り船
福岡海上保安部	福岡市博多区沖浜町1-22 (092-281-5865)	ちくぜん はかた あそ らいざん ふよう とびうめ こちかぜ	3,238 1,300 770 195 26 21 26	巡視船 " " " 巡視艇 " "
三池海上保安部	大牟田市新港町1 (0944-53-0521)	すいれん いけかぜ	26 26	巡視艇 "

#### (2) 航空機

基地	所在地	番号	型式
第七管区海上保安 本部福岡航空基地	福岡市博多区東光寺上半道橋 (092-441-8315)	MA860	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		MA866	中型飛行機ビーチクラフト式B350型
		MH756	中型回転翼航空機ベル式412型
		MH908	中型回転翼航空機ベル式412型
福岡海上保安部 (ちくぜん)	福岡市博多区沖浜町1-22 (092-281-5865)	MH594	中型回転翼航空機 ベル212型

(3) 海上災害対策資機材の現況調

海上保安部署	巡視船艇	救命設備				消防設備					油防除資材		
		作業艇 (隻)	高速 機動艇 (隻)	ゴム ボート (隻)	漁索 発射器 (式)	消防 ポンプ (台)	可搬式 消防ポ ンプ (台)	泡消火 原液 (%)	空 気 呼吸器 (式)	防火衣 (着)	オイル フェンス (m)	油処 理剤 (%)	油吸着 材 (kg)
門 司	くにさき												
	きくち			1									
	はやなみ												
	もじかぜ												
	はたかぜ												
	きよかぜ												
	はやぎく												
	さとぎくら												
	きよたき												
	基 地												400
計												400	
荻 田	みやぎく												
	計												
若 松	わかかぜ												
	さたかぜ												
	やまぎくら												
	もくれん												
	基 地												166
計												166	
福 岡	ちくぜん												
	はかた			4									
	あそ			1									
	らいざん												
	こちかぜ												
	ふよう												
	とびうめ												
	基 地												180
計		2		16								180	
三 池	いけかぜ												
	すいれん												
	基 地												305
計												305	
総 計		2	3					10,540			600		1,051

※油処理剤、油吸着材は船艇搭載分を含む。

### 3 9 福岡県沿岸における旅客船就航状況（定期航路）一覧表

(平成22年1月現在)

航路名	事業者名	運行状況	使用船舶				備考
			船名	総トン数	船質	旅客定員	
新門司 ～神戸	阪九 フェリー(株)	1日1航海	フェリーせつつ	15,188	鋼	810	カーフェリー
			フェリーすおう	15,188	〃	810	〃
新門司 ～泉大津	阪九 フェリー(株)	1日1航海	やまと つくし	13,353 13,353	鋼 〃	667 667	カーフェリー 〃
新門司 ～大阪南港	(株)名門大洋 フェリー	1日2航海	フェリーふくおか2	9,788	鋼	877	カーフェリー
			フェリーきょうと2	9,788	〃	877	〃
			フェリーおおさか	9,479	〃	814	〃
			フェリーきたきゅうしゅう	9,476	〃	814	〃
北九州 ～徳島 ～東京	オーシャン トランス(株)	1日1航海	お-しゃんい-すと	11,523	鋼	401	カーフェリー
			お-しゃんうえすと	11,522	〃	401	〃
			お-しゃんさうす	11,114	〃	148	〃
			お-しゃんの-す	11,114	〃	148	〃
小倉 ～松山	関西汽船(株)	1日1航海	フェリーくるしま	4,277	鋼	756	カーフェリー
			フェリーはやとも2	4,238	〃	756	〃
藍島 ～小倉	北九州市	1日3航海	こくら丸	74	鋼	165	
若松 ～戸畑	北九州市	1日7航海	第十七わかと丸	43	鋼	170	
			くき丸	19	〃	110	
百道(サザン) ～海の中道 ～博多駅前	安田産業 汽船(株)	1日8航海	オーシャンライナー5	19	FRP	94	
			マリンライナー	19	軽合金	72	
			マリンライナー2	19	軽合金	84	
下関 ～門司	関門汽船(株)	1日4航海	しいがる	19	軽合金	70	
			大海	19	FRP	89	
			わかば	19	FRP	99	
			すずかぜ	17	FRP	59	
			伊織	19	FRP	79	
下関 ～小倉	関門海峡 フェリー(株)	1日1航海	フェリーふく彦	680	鋼	250	カーフェリー
博多 ～比田勝 (上対馬)	九州郵船(株)	1日1航海	フェリーげんかい	675	鋼	202	カーフェリー
博多 ～壱岐 ～対馬	九州郵船(株)	フェリー 1日1航海 ジェットフォイル 1日2航海	フェリーちくし	1,926	鋼	753	カーフェリー
			ニューつしま	1,776	〃	570	〃
			ヴィーナス	163	軽合金	263	ジェットフォイル
			ヴィーナス2	163	〃	259	〃
博多～西戸崎 ～大岳 ～志賀島	福岡市	1日1航海	きんいん1	120	軽合金	162	
			きんいん2	120	〃	162	
			きんいん3	145	〃	180	
玄海島 ～博多	福岡市	1日7航海	ニューげんかい	105	軽合金	125	
能古 ～姪浜	福岡市	1日2航海	フラワーのこ	199	鋼	300	カーフェリー
			レインボーのこ	177	〃	200	〃
小呂島 ～姪浜	福岡市	1日1～2航海	ニューおろしま	73	軽合金	60	
福江～青方 ～博多	野母商船(株)	1日1航海	太古	1,272	鋼	350	カーフェリー
大島 ～神湊	宗像市	1日7航海	おおしま	194	鋼	211	カーフェリー
			しおかぜ	87	軽合金	180	〃
相島 ～新宮	新宮町	1日5～6航海	しんぐう	74	軽合金	164	
姫島 ～岐志	糸島市	1日4航海	ひめしま	39	FRP	90	
地島 ～鐘崎	宗像市	1日5～6航海	ニューじのしま	55	軽合金	100	
島原 ～大牟田	島原鉄道(株)	1日5航海	島鉄1号	19	軽合金	76	高速船
			島鉄2号	19	FRP	66	〃

#### 40 救助船一覧表

地区名	救難所名	船名	トン数	建造年度
北九州	苅田	おおたか	12.25	平成20年
福岡	小呂島	第2なみゆき	17.00	昭和60年
	西浦	満応丸	14.00	平成3年
3 隻				

#### 41 最近5年間の福岡県関係海難事故発生状況

区分	年	発生隻数	遭難人員	全損隻数	死亡 行方不明者数
門司	16	30	208	6	0
	17	28	132	3	1
	18	42	207	4	4
	19	35	361	1	0
	20	42	218	1	0
若松	16	19	62	3	0
	17	15	64	1	0
	18	14	58	1	0
	19	19	84	2	0
	20	17	38	1	0
福岡	16	37	127	1	3
	17	28	76	2	0
	18	34	99	1	0
	19	40	303	4	0
	20	26	54	2	0
三池	16	24	74	1	0
	17	9	13	0	1
	18	16	70	1	0
	19	20	15	3	0
	20	7	8	0	0
計	16	110	471	11	3
	17	80	285	6	2
	18	106	434	7	4
	19	114	763	10	0
	20	92	318	4	0

(「海上保安統計年報」より)

## 4 2 危険物施設数

(各年3月31日現在)

区 分		平成20年	平成19年	対前年比	
				増減数	増減率 (%)
合 計	施 設	13,801	14,289	△ 488	△ 3.4
製 造 所	施 設	174	177	△ 3	△ 1.7
貯 蔵 所	施 設	9,183	9,553	△370	△ 3.9
	屋内貯蔵所	1,607	1,629	△ 22	△ 1.4
	屋外タンク貯蔵所	2,095	2,289	△ 194	△ 8.5
	屋内タンク貯蔵所	328	338	△ 10	△ 3.0
	地下タンク貯蔵所	2,295	2,372	△ 77	△ 3.2
	簡易タンク貯蔵所	20	20	-	-
	移動タンク貯蔵所	2,304	2,347	△ 43	△ 1.8
	屋外貯蔵所	534	558	△ 24	△ 4.3
取 扱 所	施 設	4,444	4,559	△ 115	△ 2.5
	給油取扱所	2,474	2,539	△ 65	△ 2.6
	第1種販売取扱所	44	48	△ 4	△ 8.3
	第2種販売取扱所	26	26	-	-
	移送取扱所	20	20	-	-
	一般取扱所	1,880	1,926	△ 46	△ 2.4

43 主な高圧ガス特性一覧表

ガス名及び化学式(刻印)	ガスの主な性質					容器内の状態 (気液)及びガス圧力 (35°Ckg/cm <sup>3</sup> G)	緊急用具及び注意事項			
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲 (空気中、容量%)	許容濃度 (ppm)		人体への影響	中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
アクリロニトリル※ C <sub>2</sub> H <sub>3</sub> C <sub>3</sub> N	可・毒	1.8	無色 苦扁桃臭	3.0~17.0	20	窒息性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
アクロレイン C <sub>3</sub> H <sub>4</sub> O	可・毒	1.8	無色 刺激臭	2.0~31.0	0.1	刺激性	液 (常温で液体)	換気 大量の水	検知器	防毒マスク 火気厳禁
亜鉛化窒素 N <sub>2</sub> O	支	1.5	無色 かすかな芳香			麻酔性	液 約118	換気	石けん水	可燃物に注意
アセチレン C <sub>2</sub> H <sub>2</sub>	可	0.9	無色 エーテル臭	2.5~81.0		麻酔性	溶解 15.5(15°C)	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
アセトアルデヒド※ CH <sub>3</sub> CHO	可・毒	1.5	無色 刺激臭	4.0~60.0	100	刺激性	液 (常温で液体)	換気 大量の水	検知器	防毒マスク 火気厳禁
亜硫酸ガス SO <sub>2</sub>	不・毒	2.3	無色 刺激臭		5	刺激性	液 約4.4	消石灰 換気 大量の水	アンモニア(白煙) 検知器	防毒マスク
アルゴン Ar	不	1.4	無色 無臭			なし	気・液 150		石けん水	
アンモニア NH <sub>3</sub>	可・毒	0.6	無色 刺激臭	16.0~25.0	25	刺激性	換気 約13	大量の水	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク ゴム手袋 火気厳禁
一酸化炭素 CO	可・毒	1.0	無色 無臭	12.5~74	50	窒息性	気 150	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
一酸化窒素 NO	不・毒	1.0	無色 刺激臭		25	刺激性	気 150	換気	リトマス試験紙 (青→赤)検知器	防毒マスク
エタン C <sub>2</sub> H <sub>6</sub>	可	1.0	無色 無臭	3.0~12.5		麻酔性	液	換気	石けん水	火気厳禁
エチルベンゼン※ C <sub>2</sub> H <sub>10</sub>	可・毒	3.7	無色 芳香臭	1.0~6.7	100	麻酔性	液 (常温で液体)	換気		防毒マスク 火気厳禁
エチレン C <sub>2</sub> H <sub>4</sub>	可	1.0	無色 甘味臭	2.7~36.0		麻酔性	液 約83	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
エチルアミン※ C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> N H <sub>2</sub>	可・毒	1.6	無色 アンモニア臭	3.5~14.0	10	刺激性	液	換気	塩酸(白煙)	防毒マスク 火気厳禁
塩化エチル※ C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> Cl	可	2.2	無色 刺激臭	3.8~15.4		麻酔性	液 1.5(40°C)	換気		火気厳禁
塩化ビニル C <sub>2</sub> H <sub>5</sub> Cl	可	2.2	無色 甘味臭	3.6~23.0		麻酔性	液 約4.5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
塩化水素 HCl	不・毒	1.3	無色 刺激臭		5	刺激性	液 約62	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 (白煙)	防毒マスク ゴム手袋
塩素 Cl <sub>2</sub>	支・毒	2.5	無色 刺激臭		1	刺激性	液 約8.9	消石灰 カセイソーダ	アンモニア水 (白煙)	防毒マスク ゴム手袋
空気 Air	支	1.0	無色 無臭			なし	気 150		石けん水	
クロルメチル CH <sub>3</sub> Cl	可・毒	1.8	無色 エーテル臭	8.1~17.4	100	麻酔性	液 約6.6	アンモニア水 大量の水 換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
クロロブレン※ C <sub>4</sub> H <sub>5</sub> Cl	可・毒	—	無色 エーテル臭	4.0~20.0	25	麻酔性	液 (常温で液体)	換気		防毒マスク 火気厳禁
酸化エチレン C <sub>2</sub> H <sub>4</sub> O	可・毒	1.5	無色 エーテル臭	3.0~80.0	50	麻酔性	液 約1.5	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁 爆発性
酸化プロピレン C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> O	可・毒	2.0	無色 エーテル臭	2.8~37.0	100	麻酔性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
酸素 O <sub>2</sub>	支	1.1	無色 無臭		—	液は凍傷に注意	気・液 150	換気	石けん水	油脂類注意 可燃物
シアン水素 HCN	可・毒	0.9	無色 苦扁桃臭	5.6~40.0	10	窒息性	液 約0.5	消石灰 換気 大量の水	検知紙 検知器	防毒マスク 火気厳禁
ジエチルアミン※ C <sub>4</sub> H <sub>11</sub> N	可・毒	2.5	無色 アンモニア臭	1.8~10.0	25	刺激性	液 (常温で液体)	換気	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク 火気厳禁
シクロプロパン H <sub>2</sub> C=C <sub>2</sub> H <sub>4</sub>	可	1.5	無色 無臭	2.4~10.4	—	麻酔性	液	換気		火気厳禁
水素 H <sub>2</sub>	可	0.07	無色 無臭	4.0~75.0	—	なし	気 150	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
炭素ガス CO <sub>2</sub>	不	1.5	無色 無臭		—	なし(濃度が高いと窒息性)	液 約120	換気	石けん水	窒息注意
窒素 N <sub>2</sub>	不	1.0	無色 無臭		—	液は凍傷に注意 (濃度が高いと窒息性)	気・液 150	換気	石けん水	窒息注意
天然ガス(メタン) CH <sub>4</sub>	可	0.6	無色 無臭	5.0~15.0	—	なし	気・液 150	換気	石けん水	火気厳禁
トリメチルアミン (CH <sub>3</sub> ) <sub>3</sub> N	可・毒	2.0	無色 アンモニア臭	2.0~11.6	10	刺激性	液 約2	換気 大量の水	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク 火気厳禁
二酸化窒素 NO <sub>2</sub>	支・毒	2.8	無色 刺激臭		5	刺激性	液	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁



ガス名及び化学式(刻印)	ガスの主な性質						容器内の状態 (気液)及びガス圧力 (35°Ckg/cm3 G)	緊急用具及び注意事項		
	種別	ガスの比重	色及び臭	爆発範囲 (空気中、容量%)	許容濃度 (ppm)	人体への影響		中和剤、希釈剤など	ガス漏れの検知方法	保護具、注意事項など
二硫化炭素※ CS2	可・毒	2.6	無色 特有の不快感	1.3~50.0	20	麻痺性	液 (常温で液体)	換気	検知器	防毒マスク 火気厳禁
ネオン NE	不	0.7	無色 無臭			なし	気 150		石けん水	
フッ素 F2	支・毒	1.3	緑黄色 刺激臭		1	刺激性	気・液	換気 アルカリ(ソーダ灰)大量の水	検知器	防毒マスク ゴム手袋
ブタン C2H10	可	2.0	無色 無臭	1.6~8.5	—	なし	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
ブタジエン C4H6	可	1.9	無色 無臭	2.0~12.0	—	麻痺性	液 約3	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
ブテン C4H6	可	2.0	無色 無臭	1.6~10.0	—	麻痺性	液	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロパン C3H8	可	1.6	無色 無臭	2.1~9.5	—	なし	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロピレン C3H6	可	1.5	無色 無臭	2.0~11.0	—	なし	液 約10	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
プロピルメチル C3H7	可	3.3	無色 クロロフォルム臭	10.0~15.0	15	麻痺性	液 約2	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
フロン 12 CCl2F2	不		無色 芳香臭			なし	液 7.6		石けん水	裸火にふれると有毒ガス発生
フロン 22 CHClF2	不		無色 芳香臭			なし	液 12.9		石けん水	同上
フェリウム He	不	0.1	無色 無臭			なし	液 150		石けん水	
ペンゼン※ C6H6	可・毒	2.7	無色 芳香臭	1.3~7.1	10	麻痺性	液 (常温で液体)	換気	石けん水 検知器	防毒マスク 火気厳禁
ホスゲン COCl2	不・毒	3.3	無色 青草色		0.05	窒息性 猛毒ガス	液 1.7	消石灰 換気 アルカリ	アンモニア水 (白煙)	窒息注意 防毒マスク
メチルアセチレン CH3O C H	可	1.4	無色 無臭	1.7~16.0		麻痺性	液	換気		火気厳禁
モノメチルアミン CH3N H2	可・毒	1.1	無色 アンモニア臭	4.9~20.7	10	麻痺性	液 約5	換気	石けん水 検知器	火気厳禁
硫化水素 H2S	可・毒	1.2	無色 腐卵臭	4.0~44.0	10	窒息性 刺激性	液 約4	換気 大量の水	塩酸(白煙) 検知器	防毒マスク 火気厳禁 直接肌にふれると火傷
モノシラン SiH4	燃・毒	1.1	無色 胸の悪くなる臭	1.37~(100)	5	刺激性	液 約25	換気 大量の水	検知器 検知紙	防毒マスク 火気厳禁
ホスフィン PH3	燃・毒	1.2	無色 腐魚臭	1.6上限不明	0.3	刺激性	気 単体~80、混合	過マンガン酸カリ 消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
アルシン AsH3	燃・毒	2.7	無色 にんにく臭	5.1~68	0.05	中枢神経系 障害	気 混合~150 (液 単体~35)	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
ジボラン B2H6	燃・毒	0.95	無色 ビタミン臭	0.84~93.3	0.1	血液内臓障害 猛毒ガス	気 混合~150 (液 単体~15)	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
セレン化水素 H2Se	燃・毒	2.8	無色 にんにく臭	12.5~63	0.05	脳・腎臓・肝臓 障害	気 混合~150	過マンガン酸カリ 消石灰	検知器	空気呼吸器着用
モノゲルマン GeH4	燃・毒	2.7	無色 刺激臭	2.28~100	0.2	脳・内臓障害	気 単体~4、混合~150	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
ジシラン Si2H6	燃・毒	2.2	無色 刺激臭	0.5~100		血液障害	気 単体~3、混合~	過マンガン酸カリ	検知器	空気呼吸器着用
五フッ化ヒ素 AsF5	毒	5.9	無色 刺激臭	—	0.2mg/m3 (as As)	刺激性	気 混合~100 (液 単体~2.5)	消石灰	石けん水 検知器	ガスを止める以外に消化法なし
五フッ化リン PF5	毒	4.3	無色 刺激臭	—		刺激性	気 約16	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化リン PF3	毒	3.1	無色	—		刺激性	気 約76	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化窒素 NF3	毒	2.5	無色 無臭	—	10	刺激性	気 約50	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
三フッ化ホウ素 BF3	毒	2.4	無色 刺激臭	—	0.3	大量吸入で 酸欠症状	気 単体~90、混合	除去不能	検知器	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
四フッ化硫黄 SF4	毒	3.7	無色 刺激臭	—	0.1	呼吸器系	気 約75	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ
四フッ化ケイ素無色 SiF4	毒	3.6	無色 窒素性臭気	—	0.2mg/m3 (as F)	呼吸器系	気 約10	消石灰	検知器 (HF用)	防毒マスク ゴム手袋 保護メガネ

付記

1 ガス名

・※付のガスは法令上の定義では、一般流通過程で高圧ガスではないが、製造又は有機合成の工程では高圧ガスの製造に該当するものである。  
・○印は容器につめられて「高圧ガス」として市販されているガス。

2 種別

可・・・可燃性ガス 支・・・支燃性ガス 不・・・不燃性ガス 毒・・・毒ガス

3 爆発範囲

防災指針第1週(日本科学会編1979.6)参照した。

4 許容濃度

1978年ACGIH(アメリカ政府工業衛生会議)発表のもの。

許容濃度200ppm以下の数値を記載。

5 容器内の状態

気・・・気体(ガス) 液・・・液体  
ガスの圧力は35°Cでのゲージ圧力の概略値をあげた。  
「常温での液体」・・・沸騰が20°C(大気圧)以上のもの。

### 44 毒物劇物製造業者一覧表

平成21年12月1日現在

地区	製造所名称	製造所所在地	
北九州市	株式会社九州ネギシ	北九州市門司区新門司3丁目67番地の24	
	日本アルコール販売株式会社福岡支店門司事業所	北九州市門司区新門司3丁目36番地	
	中国精油株式会社新門司工場	北九州市門司区新門司2丁目-1	
	黒崎化学工業株式会社	北九州市八幡西区夕原町5番15号	
	株式会社新菱	北九州市八幡西区大字藤田2447番地の1	
	ワイテック株式会社黒崎出張所	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	株式会社エービーアイコーポレーション黒崎工場	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	ダイヤニトリックス株式会社黒崎工場	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	三菱化学株式会社 黒崎事業所	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	日本化成株式会社 黒崎工場	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	株式会社キューリンパーセル	北九州市八幡西区鷹の巣1丁目8番8号	
	日本液炭株式会社 黒崎工場	北九州市八幡西区黒崎城石1番1号	
	九州運輸建設株式会社輸送事業所輸送センター	北九州市八幡西区洞北町3番11号	
	小倉合成工業株式会社	北九州市小倉北区東港一丁目4番8号	
	ジャパンファインプロダクツ株式会社北九州工場	北九州市小倉北区東港2丁目3番1号	
	ダイソー株式会社 小倉工場	北九州市小倉北区高見台8番1号	
	(社)北九州市小倉医師会北九州中央臨床検査センター	北九州市小倉北区中島1-19-17	
	TOTO株式会社小倉第二工場	北九州市小倉南区朽網東5丁目1番1号	
	日揮触媒化成工業株式会社北九州事業所	北九州市若松区北湊町13番2号	
	AGCエスアイテック株式会社	北九州市若松区北湊町13番1号	
	株式会社新菱	北九州市若松区南二島5丁目1番10号	
	弘田化学工業株式会社九州工場	北九州市若松区南二島2丁目22番15号	
	九州運輸建設株式会社二島工場	北九州市若松区南二島2-12-16	
	環境テクス株式会社 ひびき研究所	北九州市若松区向洋町10-21	
	日本コークス工業株式会社北九州事業所	北九州市若松区響町一丁目3番地	
	株式会社ジェイ・リライツ	北九州市若松区響町1丁目62番地の17	
	高野興産株式会社 ひびき事業所	北九州市若松区響町1丁目62-19	
	株式会社セイシン企業 響灘工場	北九州市若松区安瀬66-10	
	九州化学工業株式会社戸畑工場	北九州市戸畑区大字中原先の浜46-70	
	新日鐵化学株式会社 九州製造所	北九州市戸畑区大字中原先の浜地先埋立地	
	光和精錬株式会社 戸畑製造所	北九州市戸畑区大字中原先の浜46-93 新日本製鐵株式会社八幡製鉄所戸畑構内	
	株式会社シーケム	北九州市戸畑区大字中原46-80	
	旭化成ケミカルズ株式会社 戸畑化成基地	北九州市戸畑区大字中原46-160	
	チソファインテクノ株式会社 戸畑工場	北九州市戸畑区大字中原先の浜46-70	
	株式会社テツゲン八幡支店強酸センター	北九州市戸畑区大字戸畑字名古屋464-10新日本製鐵(株)八幡製鐵所構内	
	日産化学株式会社戸畑工場	北九州市戸畑区大字戸畑255-15	
	北九州地区	相互薬工株式会社 福岡工場	中間市大字上底井野字菅根ヶ崎408-1
		株式会社エービーアイコーポレーション吉富事業所	築上郡吉富町大字小祝955番地
		株式会社ルミカ北九州工場	遠賀郡遠賀町大字上別府字花園891番地
	福岡市	株式会社遠藤化学工業所	福岡市博多区上牟田3-9-26
大井産業株式会社榎田工場		福岡市博多区榎田1-7-12	
株式会社アサヒ化工		福岡市南区高木2丁目25-4	
タイキ薬品工業株式会社 福岡工場		福岡市東区東浜一丁目9番4号	
九州電力株式会社 資材燃料部		福岡市中央区渡辺通2丁目1番82号	
昭永ケミカル株式会社福岡工場		福岡市中央区荒津2丁目3番8号	
シンコーケミカル・ターミナル株式会社博多事業所		福岡市中央区荒津2丁目3-8	
福岡地区	高杉製薬株式会社	粕屋郡粕屋町大字仲原2617	
	株式会社クリンライフ	粕屋郡粕屋町大字上大隈265番地の1	
	株式会社九州ワコー	粕屋郡久山町猪野737-6	
	有限会社サンウッド	粕屋郡須恵町大字植木412-3	
	ダイワテック株式会社	粕屋郡新宮町上府776番9	
	イワタ三福岡ガスセンター株式会社	粕屋郡志免町別府東3-1-7	
	日本アルコール販売株式会社福岡支店伊賀事業所	糟屋郡粕屋町大字戸原字高田229番地	
筑豊地区	ビーオーケミカル株式会社	糟屋郡粕屋町大字戸原字ハル142	
	ミヤキ産業有限公司	糟屋郡須恵町大字植木1341	
	株式会社ビジョンマルチメディアテクノロジー	筑紫野市上古賀3-2-16	
	立山化成株式会社 九州工場	田川市大字楠字西ヶ浦2082番地3	
	呉共同機株式会社化成部	田川市伊加利白鳥工業団地D-2-1	
	日本パーカラージング株式会社 九州第一工場	鞍手郡鞍手町大字古門590の5	
	エスケー化研株式会社九州工場	嘉穂郡桂川町吉隈大谷429の26	
筑後地区	日本マレニット株式会社九州支社	筑後市大字和泉343番地	
	大成薬品工業株式会社筑後工場	筑後市大字熊野字屋敷998-1	
	ユニオンペイント株式会社福岡工場	八女郡広川町大字日吉523-18	
	ニチバンメディカル株式会社	朝倉郡筑前町大字野町字禪門橋1713	
	田中藍株式会社	久留米市瀬下町93	
	協友アグリ株式会社甘木工場	朝倉市甘木2343	
	大牟田市	三井化学株式会社 大牟田工場	大牟田市浅牟田町30番地
三井化学ファイン株式会社大牟田工場		大牟田市浅牟田町30番地	
室町ケミカル株式会社		大牟田市新勝立町1-38-5	
三池港硫酸センター		大牟田市新港町1-54	
関東化学株式会社大牟田工場		大牟田市新開町2	
有明興産株式会社ホルムアルデヒド工場		大牟田市新開町2	
有限会社三成化学工業所		大牟田市七浦町58-3	
五興化成工業株式会社 大牟田工場		大牟田市合成町37番地	
山本化成株式会社 大牟田工場		大牟田市合成町1番地	
株式会社大牟田高圧ガスセンター	大牟田市大浦町16-1		
三池化学株式会社	大牟田市亀谷町168		

## 4 5 一般ガス事業者一覧表

平成21年4月1日現在

事業者または支店名	所在地	電話番号	供給区域
西部瓦斯(株) 本社(防災保安部)	福岡市博多区千代1-17-1	092-633-3730	福岡市、春日市、大野城市、糸島市、古賀市、宗像市、朝倉市、福津市、甘木市、筑紫郡那珂川町、糟屋郡粕屋町、糟屋郡志免町、糟屋郡新宮町
〃 福岡導管保安センター	〃 東区東浜1-10-75	092-633-2323	
〃 福北工場	〃 東区東浜2-9-118	092-841-0931	
〃 北九州支社(総務部)	北九州市小倉北区愛宕1-5-10	093-591-6600	北九州市、中間市、宮若市、遠賀郡水巻町、遠賀郡遠賀町、遠賀郡芦屋町、遠賀郡岡垣町、京都郡苅田町
〃 北九州導管保安センター	〃 小倉北区愛宕1-5-1	093-591-6611	
〃 北九州工場	〃 若松区響町1-26	093-751-0911	
西日本ガス(株) 本社工場	柳川市大字新外町89-2	0944-74-1414	柳川市、八女市
〃 八女工場	八女市大字立野145-2	0944-23-5008	
久留米ガス(株)	久留米市本町2-14	0942-36-2601	久留米市
大牟田瓦斯(株)	大牟田市泉町4-5	0944-53-1021	大牟田市
直方ガス(株)	直方市新町2-5-22	0949-22-2496	直方市、小竹町
飯塚ガス(株)	飯塚市横田677-2	0948-22-8646	飯塚市
筑紫ガス(株)	筑紫野市紫2-12-10	092-923-3111	筑紫野市、太宰府市、小郡市、筑前町
中間ガス(株)	中間市池田1-4-1	093-245-2881	中間市
高松瓦斯(株)	遠賀郡水巻町頃末北4-6-1	093-201-6055	遠賀郡水巻町

#### 4 6 火薬類製造所一覧表

(H22. 3. 31現在)

所在地区	所在地	製造所(者)名	製品名	電話番号
福岡地区	糟屋郡篠栗町	西日本花火(有)	打上煙火	(092)947-0095
北九州地区	北九州市小倉南区	(株)ワキノアートファクトリー	〃	(093)451-2500
筑豊地区	宮若市	西日本花火(有)	〃	(0949)52-1612
筑後地区	みやま市	野田賢志	〃	(0944)22-5128
	〃	(有)筑後屋 花火工業所	〃	(0944)67-2610
	〃	筒井正穂	〃	(0944)67-0764
	〃	高口房敏	〃	(0944)67-2475
	〃	塚本典利	打上煙火	(0944)67-2967
	〃	筒井隆仁	〃	(0944)67-2934
	〃	筒井久人	玩具煙火	(0944)67-2021
〃	筒井富雄	〃	(0944)67-2220	

#### 4 7 火薬類貯蔵施設概要

(H22. 3. 31現在)

所在地区	所在地	火薬庫の種類別棟数					計	
		1級	2級	3級	実包	煙火		玩具
福岡地区	福岡市中央区			1				1
	福岡市博多区			3				3
	筑紫野市			1				1
	糸島市	1		1				2
	糟屋郡 篠栗町	2				5		7
	糟屋郡 須恵町	2						2
(小計)		5		6		5		16
北九州地区	北九州市門司区	11		1		1		13
	北九州市小倉南区	5				6		11
	京都郡 苅田町	4	1	5				10
	遠賀郡 岡垣町				1			1
	(小計)		20	1	6	1	7	
筑豊地区	飯塚市	10		1	1			12
	田川市	3						3
	宮若市	11			1	4		16
	田川郡 川崎町	4						4
	(小計)		28		1	2	4	
筑後地区	朝倉市	2						2
	大牟田市	2						2
	筑後市					1		1
	八女市					1	10	11
	みやま市				1	4	8	13
	(小計)		4			1	6	18
合計		57	1	13	4	22	18	115

#### 48 火葬場所在地、名称、処理能力一覧表

所在地	名称	処理能力(体/日)	備考(火葬炉数)
(筑紫保健福祉環境事務所管内) 筑紫野市大字山家字浦田3745-1 筑紫郡那珂川町大字上梶原字梶原ハル529-43	筑慈苑 華石苑	27 6	12基 2基
(粕屋保健福祉環境事務所管内) 古賀市青柳145番地1 糟屋郡新宮町大字相島字久保1245の1	古賀葬祭場 新宮町立相島火葬場	64 1	16基 1基
(宗像・遠賀保健福祉環境事務所管内) 宗像市大字大井1548 宗像市大島2984-3 遠賀郡遠賀町大字上別府1996	浄楽苑宗像斎場 宗像市大島火葬場 天生園	12 1 18	4基 1基 6基
(北筑後保健福祉環境事務所管内) 朝倉市杷木志波梅迫746-5 朝倉市甘木大堤4-6 小郡市大保514番地の1 三潞郡大木町大字上八院1654 うきは市小塩4958-1 久留米市高良内町4030-1 久留米市田主丸町森部1307-1	香華苑 朝倉市宮火葬場 河北苑 大木町宮火葬場 浄光苑 久留米市斎場 霊峰苑	6 18 9 6 4 30 5	3基 4基 5基 2基 2基 11基(10基+汚物炉1基) 3基
(糸島保健福祉環境事務所管内) 糸島市二丈石崎400	糸島斎場	14	6基(5基+汚物炉1基)
(嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管内) 直方市大字上新入字広江2430-14 鞍手郡鞍手町大字中山字幸ノ浦3397 宮若市宮田2771-1 宮若市高野611 飯塚市大字大日寺736 飯塚市長尾字清久654 嘉麻市牛隈1702-2	直方市火葬場天翔館 鞍手町宮葬斎場 宮若市立宮田火葬場 宮若市立若宮火葬場 飯塚斎場 筑穂園 嘉麻市嘉麻葬場	8 6 6 2 13 12 16	4基 3基 3基 1基 6基 3基 5基(4基+汚物炉1基)
(田川保健福祉環境事務所管内) 田川市大字伊加利2191	田川地区斎場	20	6基
(南筑後保健福祉環境事務所管内) 大川市大字中古賀字東築切1095-1 八女市大字今福字東原1350-1 八女市黒木町今1621-2 八女市上陽町北川内字中野山3611 八女市星野村井手の上5447-1 八女市矢部村北矢部5267-5 みやま市山川町立山字上青々1463-3 みやま市瀬高町下庄579	大川市斎場 八女西部斎場東原園 若山斎場 八女市上陽斎場 菅堅木火葬場 矢部村斎場 有明広域葬斎場有峰苑 瀬高葬斎場	12 10 8 2 3 4 20 9	3基 6基 2基 1基 1基 1基 4基 4基(3基+汚物炉1基)
(京築保健福祉環境事務所管内) 行橋市大字上稗田1200-1 豊前市大字大西1135-5 京都郡みやこ町木井馬場1515-3 京都郡苅田町大字南原1127 京都郡みやこ町豊津874 京都郡みやこ町勝山松田1698-1 築上郡上毛町大字宇野平床1236-5 築上郡築上町大字築城1784	行橋市宮火葬場やすらぎ苑 豊前市斎場 みやこ町犀川葬斎場 苅田町宮火葬場かんだ苑 みやこ町豊津火葬場 みやこ町勝山火葬場 築上東部火葬場 清浄園	24 15 6 24 2 2 6 4	4基 3基 2基 4基 1基 1基 2基 2基
(北九州市管内) 北九州市門司区大字猿喰1342-8 北九州市八幡西区本城5丁目6番1号	北九州市立東部斎場 北九州市立西部斎場	60 60	15基 15基
(福岡市管内) 福岡市南区大字捨原6丁目1-1 福岡市西区玄界島字中西744-2	福岡市葬祭場 福岡市立玄界島火葬場	64 3	25基 1基
(大牟田市管内) 大牟田市黄金町2丁目210番地	大牟田市葬斎場	18	7基(6基+汚物炉1基)

49 ごみ焼却施設一覧表

平成 21年12月1日現在

	市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (t/日)	
1	北九州	北九州市		日明工場	平成 3年3月	全連	200 × 3炉	
2		〃		新門司工場	平成19年3月	全連	240 × 2炉	
3		〃		皇后崎工場	平成10年7月	全連	270 × 3炉	
4	福岡	福岡市		西部工場	平成 4年3月	全連	250 × 3炉	
5		〃		南部工場	昭和56年3月	全連	300 × 2炉	
6		〃		臨海工場	平成13年3月	全連	300 × 3炉	
7		〃		玄界島焼却場	平成 8年3月	固バ	2 × 1炉	
8		株式会社福岡クリーンエナジー		株式会社福岡クリーンエナジー 東部工場	平成17年8月	全連	300 × 3炉	
9		宗像市		宗像市一般廃棄物処理場	平成14年3月	機バ	3 × 1炉	
10		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	須恵町・粕屋町・篠栗町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉	
11		糸島地区消防厚生施設組合	前原市・志摩町・二丈町	糸島クリーンセンター	平成12年3月	全連	100 × 2炉	
12		岡	大野城・太宰府環境施設組合	大野城市・太宰府市	大野城環境処理センター	昭和55年2月	全連	90 × 2炉
平成 6年3月						90 × 1炉		
13	玄界環境組合		古賀市・宗像市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年3月	全連	130 × 2炉	
14	〃		宗像清掃工場	平成15年6月	全連	80 × 2炉		
15		筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	筑紫野市・小郡市・基山町	クリーンヒル宝満	平成20年3月	全連	125 × 2炉	
16	久留米	久留米市		上津クリーンセンター	平成 5年3月	全連	100 × 3炉	
17		大川市		大川市清掃センター	平成 4年8月	流・准連	45 × 2炉	
18		うきは久留米環境施設組合	うきは市・久留米市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉	
19	甘木・朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	朝倉市・東峰村・筑前町・久留米市・大刀洗町	サン・ポート	平成14年12月	全連	60 × 2炉	
20	有明	柳川市		クリーンセンター	平成 3年3月	准連	50 × 2炉	
21		大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉	
22		大牟田リサイクル発電(株)		大牟田リサイクル発電	平成14年12月	流動	315 × 1炉	
23		みやま市		清掃センター	平成 6年3月	機バ	25 × 2炉	
24	八女・筑後	八女東部広域衛生施設組合	八女市	八女東部環境センター	平成 6年3月	機バ	10 × 2炉	
25		八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・久留米市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	全連	110 × 2炉	
26	飯塚	飯塚市		飯塚クリーンセンター	平成10年4月	全連	90 × 2炉	
27		ふくおか県央環境施設組合	嘉麻市・飯塚市	ごみ燃料化センター	平成14年8月	RDF	54 × 1炉	
28		飯塚市・桂川町衛生施設組合	桂川町・飯塚市	桂苑	平成 6年3月	流・准連	37 × 2炉	
29		嘉麻市		嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	准連	20 × 2炉	
30	田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町・糸田町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	准連	65 × 2炉	
31		〃	福智町	下田川じん荼清掃センター	昭和50年3月	機バ	20 × 2炉	
32		田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・大任町・赤村・添田町	田川郡東部じん荼処理センター	平成 7年12月	機バ	22 × 2炉	
33	直方・鞍手	宮若市外二町じん荼処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉	
34	京	苅田エコプラント	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉	
35	築上	築上町		ごみ固形燃料化施設(ウイズアース)	平成12年3月	RDF	25 × 1炉	
36	築	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	昭和58年3月	准連	35 × 2炉	
				計	36施設		8628	

全連・・・全連続  
 准連・・・准連続  
 機バ・・・機械化パッチ  
 固バ・・・固定パッチ

## 50 下水道処理施設一覧表

平成 21年12月1日現在

	市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (kl/日)
1	北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町 岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成 8年3月	標脱	220
2	福岡	福岡市		中部中継所	昭和63年4月	下水圧送	250
3		春日・大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	春日大野城浄化センター	平成 8年3月	高負荷	69
4		宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷・脱窒素	70
5		糸島地区消防厚生施設組合		筑泉荘	平成7年3月	高負荷・脱窒素	163
6		宗像清掃施設組合	宗像市・福津市	宗像浄化センター	昭和54年11月	標脱	130
7		須恵町外二ヶ町清掃施設組合	須恵町・粕屋町・篠栗町	酒水園	昭和57年3月	標脱	100
8		古賀市		海津木苑	昭和58年5月	標脱	67
9		久留米	両筑衛生施設組合	筑紫野市・太宰府市・筑前町 大刀洗町・久留米市・小郡市	両筑苑	昭和57年10月	標脱
10		うきは久留米衛生施設組合	うきは市・久留米市	耳納衛生センター	平成 6年3月	標脱	91
11	甘木・朝倉	朝倉市		汚泥再生処理センター	平成19年2月	膜分離	73
12	有明	大川柳川衛生組合	大川市・柳川市	筑水園	平成 6年6月	高負荷	195
13		みやま市		飯江川衛生センター	平成10年12月	高負荷・膜分離	90
14		大牟田市		東部環境センター	平成15年3月	高負荷・脱窒素	359
15	八女・筑後	大木町		おおき循環センター	平成18年10月	嫌気消化高負荷	38
16		筑後市		筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75
17		八女市		八女市自給肥料供給施設	昭和55年8月	液肥堆肥化	6
18		〃		星野村自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	6
19		〃		黒木町衛生センター清流園	昭和61年12月	好二段	33
20		八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	八女中部衛生センター	昭和63年3月	標脱	110
21	飯塚	飯塚市		飯塚市環境センター	平成 7年3月	高負荷・脱窒素	99
22		ふくおか県央環境施設組合	嘉麻市・飯塚市・小竹町	汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷・膜分離	146
23		嘉麻市		嘉麻浄化センター	平成 9年 3月	高負荷・脱窒素	60
24		飯塚市・桂川町衛生施設組合	飯塚市・桂川町	穂波苑	平成15年3月	高負荷・膜分離	152
25	田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町 糸田町・福智町	乙女環境センター	平成 2年3月	高負荷	225
26		〃		下田川クリーンセンター	平成 3年3月	高負荷・膜分離	70
27		田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・大任町・赤村・添田町	田川郡東部衛生センター	昭和60年3月	標脱	70
28	直方・鞍手	直方市		直方市向鶴浄園し尿処理場	昭和40年4月	嫌気消化	90
29		鞍手町		鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45
30		宮若市		緑水園	平成 9年 2月	高負荷・膜分離	97
31	京築	行橋市		音無苑	昭和60年12月	標脱	130
32		苅田町		苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100
33		築上町		築上町有機液肥製造施設	平成 6年3月	液肥堆肥化	23
34		豊前広域環境施設組合	豊前市・みやこ町・築上町	豊前広域環境センター	平成 6年3月	高負荷・膜分離	96
35		吉富町外1町環境衛生事務組合	吉富町・上毛町	周防苑	昭和49年3月	好気消化	20
計				35施設			3868

## 5 1 九州・山口9県災害時相互応援協定

### (趣 旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）において、大規模な災害が発生し、被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、九州・山口9県相互間の応援を円滑に行うために必要な事項について定めるものとする。

### (応援項目)

第2条 応援項目は、次のとおりとする。

- 一 災害応急措置に必要な職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難・収容施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 その他災害応急措置の応援のため必要な事項

### (協定の運用体制)

第3条 本協定の円滑な運用を図るため、幹事県及び副幹事県を置く。

- 2 幹事県は、本協定の定めるところにより、協定運用の総合調整に当たる。
- 3 副幹事県は、幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合において、幹事県の事務を代行する。
- 4 幹事県及び副幹事県は、別に定める九州・山口9県の輪番によるものとし、その任期は1年とする。
- 5 各県は本協定の運用に関する総合連絡担当部局及び前条各号に定める応援項目ごとの担当部局をあらかじめ定め、災害が発生したときは、総合連絡担当部局を通じ速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

### (応援要請手続等)

第4条 応援を受けようとする被災県は、災害の状況及び必要とする応援内容を明らかにして、直ちに電話又はファクシミリ等により関係県に対して応援を要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 2 前項の応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容を被災県に通知するものとする。
- 3 前2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、第2条各号に定める応援項目ごとに別に定める。
- 4 被災県は、第1項の規定により関係県に対して個別に応援要請をするいとまがないときは、幹事県に対して一括して応援を要請できるものとする。
- 5 幹事県は、前項の規定により応援要請を一括して受けたときは、速やかに各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。
- 6 被災県以外の県は、災害の実態に照らし特に緊急を要し、第1項又は第4項の要請ができない状況にあると判断されるときは、同項の要請を待たないで、幹事県の調整の下に必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、同項の要請があったものとみなす。

### (応援部隊の指揮等)

第5条 応援部隊は、応急措置の実施については、応援を受ける県の指揮の下に行動するものとする。

- 2 応援を受けるべき被災県が指揮不能の場合は、応援部隊は幹事県の調整の下に行動するものとする。



(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として応援を受けた県の負担とする。

2 応援を受けた県が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた県から要請があった場合には、応援した県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の各県の任務)

第7条 幹事県は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に定める事務を行う。

一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。

二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。

三 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。

四 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務。

2 第3条第5項に定める各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

(適用)

第9条 この協定は、平成7年11月8日から適用する。

この協定の締結を証するため、各県知事記名押印のうえ、各1通を保管する。

平成7年11月8日

福岡県知事  
佐賀県知事  
長崎県知事  
熊本県知事  
大分県知事  
宮崎県知事  
鹿児島県知事  
沖縄県知事  
山口県知事

## 九州・山口 9 県災害時相互応援協定運営要領

(趣 旨)

第 1 条 この要領は、九州・山口 9 県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）の運営に関し、必要な総括的事項を定めるものとする。

(幹事県及び副幹事県等)

第 2 条 協定第 3 条第 4 項の規定に基づき定める幹事県及び副幹事県の輪番は、会計年度ごとに別表第 1 のとおりとする。

2 幹事県及び副幹事県が共に被災した場合は、各県は、協議の上、必要に応じ速やかに次期幹事県又は副幹事県を臨時の幹事となる県として選定するものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第 3 条 協定第 3 条第 5 項の規定に基づき定める協定の運用に関する各県の総合連絡担当部局は別表第 2 のとおりとする。

2 前項の総合連絡担当部局は、協定第 2 条第 6 号に定める事項を併せて担当することとする。

(応援要請に係る手続等の細目)

第 4 条 協定第 4 条各項（第 3 項を除く。）の規定に基づく応援の要請、通知等は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて行うものとする。

2 協定第 4 条第 3 項の規定に基づく応援要請に係る手続等の細目は、協定第 2 条第 1 号から第 5 号までに規定するものについては応援内容ごとに別に定める実施要領等による。

3 被災県は、協定第 2 条第 6 号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。

一 協定第 2 条第 2 号から第 5 号までの応援項目以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあっては、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあっては、必要とする応援の具体的内容

4 前項の要請を受けた関係県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして被災県に対して通知を行うものとする。

一 その他の物的応援を実施しようとする場合にあっては、提供、貸与等の対象となる物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段

二 その他の物的応援以外の応援を実施しようとする場合にあっては、応援の具体的内容

(経費の負担基準)

第 5 条 協定第 6 条第 1 項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

一 職員の派遣に係る次の経費

ア 応援をした県が定める規定により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額

イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費

二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費

三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）

五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費

2 協定第 6 条第 2 項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。

この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることを妨げないものとする。

(職員の公務災害補償)

第 6 条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員公務災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによるものとする。

附 則

この要領は、平成7年11月8日から施行する。

別表第1 幹事県及び副幹事県の任期及び輪番

任 期	幹 事 県	副幹事県
平成20年度	大 分 県	鹿 児 島 県
平成21年度	宮 崎 県	沖 縄 県
平成22年度	鹿 児 島 県	山 口 県
平成23年度	沖 縄 県	福 岡 県
平成24年度	山 口 県	佐 賀 県
平成25年度	福 岡 県	長 崎 県
平成26年度	佐 賀 県	熊 本 県
平成27年度	長 崎 県	大 分 県
平成28年度	熊 本 県	宮 崎 県

(注) 平成29年度以降は、上記輪番を繰り返すものとする。

別表第2 各県の総合連絡担当部局

福 岡 県	総 務 部	消防防災課
佐 賀 県	統 括 本 部	消 防 防 災 課
長 崎 県	防災危機管理監	危機管理防災課
熊 本 県	総 務 部	危機管理・防災消防総室
大 分 県	生活環境部	防災危機管理課
宮 崎 県	総務部危機管理局	危 機 管 理 課
鹿 児 島 県	危機管理局	危機管理防災課
沖 縄 県	知事公室	防災危機管理課
山 口 県	総 務 部	防災危機管理課

## 九州・山口災害時応援の職員派遣に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」(以下、「協定」という。) 第4条第3項の規定に基づき、協定第2条第一号の「災害応急措置に必要な職員の派遣」に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当部局)

第2条 協定第3条第5項に基づき定める担当部局は、別表第1のとおりとする。

(派遣の形態)

第3条 派遣の形態は、公務出張とし、その期間は最長1月程度とする。

(応援要請)

第4条 被災県は、協定第4条第1項に基づき応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- 一 業務内容
- 二 職員の種類及び人数
- 三 派遣場所
- 四 派遣期間

(資料交換)

第5条 各県は、災害対策基本法第33条により内閣総理大臣に提出する資料を相互に交換するものとする。

なお、その内容は、昭和38年4月20日総審第75号総理府総務副長官通達によるものとする。

(その他)

第6条 この実施細目に定めのない事項については、各県が協議して定めるものとする。

### 別表第1 担当部局

福 岡 県	総 務 部 人 事 課
佐 賀 県	経 営 支 援 本 部 職 員 課
長 崎 県	総 務 部 人 事 課
熊 本 県	総 務 部 人 事 課
大 分 県	総 務 部 人 事 課
宮 崎 県	総 務 部 人 事 課
鹿 児 島 県	総 務 部 人 事 課
沖 縄 県	総 務 部 人 事 課
山 口 県	総 務 部 人 事 課

## 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく飲料水の提供に係る応援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第2条に規定する飲料水の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 被災県に対する応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 応援職員の派遣
- (2) 被災状況の情報収集
- (3) 応援給水のための連絡調整
- (4) 応急復旧のための連絡調整
- (5) 厚生省、日本水道協会等の関係機関との連絡調整
- (6) 給水に係る衛生措置等の指導
- (7) その他飲料水の提供に関し必要な事項

(連絡担当部局)

第3条 飲料水の提供に関する応援の実施のための連絡担当部局（以下「連絡担当部局」という。）を別表1のとおり定めるものとする。

(応援要請手続等)

第4条 協定第4条第1項の規定による要請を受けた関係県の連絡担当部局は、その旨を速やかに幹事県の連絡担当部局に連絡するものとする。

- 2 協定第4条第4項の規定による要請を受けた幹事県の連絡担当部局は、その旨を同条第5項の規定による通報と併せて、各県の連絡担当部局に連絡するものとする。
- 3 幹事県は、この実施細目の実施について、必要に応じ、各県に対し応援の要請ができるものとする。

(応援対策本部の設置)

第5条 幹事県は、必要に応じて、被災県に隣接する県等の協力を得て、被災地又は被災地に隣接する市町村等に応援対策本部を設置するものとする。

- 2 幹事県は、前項の規定により応援対策本部を設置した場合には、速やかに各県の連絡担当部局に連絡するものとする。
- 3 応援対策本部は、第2条に定める応援の総合調整を業務とし、その遂行に当たっては被災県との連携の下に行うものとする。
- 4 応援対策本部の業務の指揮は、幹事県が行い、当該業務の役割分担については、幹事県の定めるところによる。

(応援職員等)

第6条 幹事県は、応援に必要な職員について、あらかじめ各県と協議するものとする。

- 2 各県は、速やかに応援を行うために、あらかじめ応援体制を検討しておくとともに、別表2に掲げる応援資機材等について、必要に応じ、応援職員に携行させるものとする。

(応援期間)

第7条 幹事県は、各県が行う応援の期間について、被災県と協議の上、定めるものとする。

(応援能力の報告)

第8条 各県は、応援可能資機材等について、年度末現在の保有状況等を別記様式により調査し、翌年度の5月末までに幹事県に報告するものとする。

(水道事業者等への協力依頼)

第9条 各県は、災害発生時において、速やかに応援ができるよう水道事業者等と事前に応援体制について協議しておくものとする。

- 2 各県は、必要に応じて、水道事業者等に応援を依頼するものとする。

(情報の収集)

第10条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、情報を収集するものとする。

- (1) 連絡担当部局の連絡体制
- (2) 災害時における応援可能な資機材の整備

- (3) 水道事業者等に対する緊急時連絡体制
- (4) 応援対策本部設置時における携帯機器等の整備
- (5) 給水拠点（水道地図等）の情報
- (6) その他必要と認められる情報

2 各県は、前項第5号に規定する事項を把握したときは、当該事項を記載した図面等を幹事県及び副幹事県に提出するものとする。当該事項に変更が生じたときも同様とする。

（会議の開催）

第11条 幹事県は、この実施細目における内容確認及び意見交換のため、必要があるときは、各県の連絡担当部局の会議を開催するものとする。

（協 議）

第12条 この実施細目に定める事項について疑義が生じた場合又はこの実施細目に定めのない事項については、各県協議の上、定めるものとする。

附 則 この実施細目は、平成16年4月1日から施行する。

別表1

連 絡 担 当 部 局 一 覧 表

		作成時点 平成20年4月1日	
県 名	部 局 課 名		
福 岡 県	県土整備部	水資源対策課水道整備室	
佐 賀 県	健康福祉本部	生活衛生課	
長 崎 県	環境部	水環境対策課	
熊 本 県	環境生活部	水環境課	
大 分 県	生活環境部	環境保全課	
宮 崎 県	福祉保健部	衛生管理課	
鹿 児 島 県	保健福祉部	生活衛生課	
沖 縄 県	福祉保健部	薬務衛生課	
山 口 県	環境生活部	生活衛生課	

## 九州・山口9県災害時相互応援協定（食料の提供）に基づく実施細則

（目的）

第1条 この実施要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定(以下「協定」という。) 第2条第2号のうち「食料の提供」について、応援を円滑に行うために必要な事項を定めるものとする。

（種類）

第2条 協定第2条第2号に定める食料は、次のとおりとする。

- (1) 精米、即席麺、おにぎり、弁当、パン、缶詰、育児用調整粉乳
- (2) 特別要請に基づく、生鮮食品（野菜、肉、魚など）
- (3) 関係県における特に応援に適した食料（牛乳など）

（担当部局）

第3条 協定第3条に基づき定める担当部局は、別表のとおりとする。

（応援要請の手続き）

第4条 協定第4条第1項若しくは第4項に基づく応援要請は、次の事項明らかにするものとする。

- (1) 必要とする食料名及びその数量
- (2) 輸送ルート及び輸送手段
- (3) 集積場所
- (4) 受入希望日時
- (5) その他必要な事項

2 協定第4条第2項若しくは第5項に基づく応援内容の通知は、次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 応援する食料名及びその数量
- (2) 輸送ルート及び輸送手段
- (3) 搬入場所
- (4) 到着予定日時
- (5) 輸送責任者及び連絡先

（応援期間）

第5条 各県の応援期間については、被災県の状況に応じて、協定第3条第1項に基づく幹事県（以下「幹事県」という。）が被災県と協議の上、定めるものとする。

（情報の交換）

第6条 各県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、次の事項について、定期的に情報収集を行うものとする。

- (1) 食料関係機関、事業者のリストアップ
- (2) 食料調達可能数量
- (3) 食料の集積拠点場所
- (4) その他必要と認められる情報

2 幹事県は、前項において収集された情報の確認及び意見交換のため、年1回をめぐりに9県会議を開催するものとする。

（協議）

第7条 この実施要領に定めていない事項又は内容に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

別表 九州・山口9県災害時相互応援協定（食料の提供）における各県の担当部局

福岡県	農 林 水 産 部	水田農業振興課	鹿児島県	農 政 部	農 産 園 芸 課
佐賀県	農林水産商工本部	企画・経営グループ	沖縄県	農 林 水 産 部	流 通 政 策 課
長崎県	農 林 部	農 産 園 芸 課	山口県	健 康 福 祉 部	厚 政 課
熊本県	農 林 水 産 部	農林水産政策課			
大分県	農 林 水 産 部	農政水産企画課			
宮崎県	農 政 水 産 部	農 産 園 芸 課			

平成21年4月1日現在

## 生活必需品の提供についての細部要領

(趣旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「応援協定」という。）第2条に規定する応援項目のうち「生活必需品の提供」の実施について必要な事項を定める。

(対象品目)

第2条 提供の対象とする物資は次に掲げるものとする。

- (1) 毛布
- (2) タオル
- (3) 下着
- (4) トレーニングウェア
- (5) ゴザ・敷物

2 前項に定めのない物資であっても、提供の可能な場合は提供の対象とする。

(応援の範囲)

第3条 応援の範囲は次に掲げる業務とする。

- (1) 生活必要物資の収集
- (2) 被災県の受入拠点又は受入指定場所までの輸送

(連絡窓口)

第4条 応援協定第3条第5項に規定する各県の担当部局は別表1のとおりとする。

(要請手続き等)

第5条 応援協定第4条第1項の規定により応援を受けようとする被災県は、次の事項を示して、関係県に応援を要請するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする物資の品目及び数量
- (3) 受入拠点又は受入指定場所及び当該受入場所までの経路
- (4) 他の応援項目の要請状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 第1項の規定により応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容について、次の事項を被災県に通知するものとする。

- (1) 応援物資の品目及び数量
- (2) 応援部隊の人数、出発時刻及び到着予定時刻
- (3) 輸送責任者

(応援部隊の誘導)

第6条 応援を受ける被災県は、受入拠点又は受入指定場所に誘導員を待機させ、応援部隊の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第7条 応援協定第6条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、物資の購入費及び輸送費とする。

(各種資料の整備)

第8条 生活必需品の提供に関する各種資料のうち次に掲げるものについては、毎年継続的に見直し整備するものとする。

- (1) 担当課及び責任者等名簿（別表1）
- (2) 備蓄物資の品目及び数量（別表2）
- (3) 調達可能物資の品目及び数量（別表3）
- (4) 受入拠点一覧（別表4）
- (5) 受入拠点位置図（別表5）

(その他)

第9条 この細部要領に定める事項について疑義が生じた場合又はこの細部要領に定めのない事項に



については、各県協議の上、定めるものとする。

担 当 課

県 名	部 局 名	課 名	電 話 番 号
福 岡 県	福 祉 労 働 部	福 祉 総 務 課	代 092-651-1111 直 092-643-3244 FAX 092-643-3245
佐 賀 県	健 康 福 祉 本 部	地 域 福 祉 課	代 0952-24-2111 直 0952-25-7053 FAX 0952-25-7264
長 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	代 095-824-1111 直 095-895-2410 FAX 095-895-2570
熊 本 県	健 康 福 祉 部	健 康 危 機 管 理 課	代 096-383-1111 直 096-333-2239 FAX 096-387-0167
大 分 県	福 祉 保 健 部	地 域 福 祉 推 進 室	代 097-536-1111 直 097-506-2622 F A X 097-506-1732
宮 崎 県	福 祉 保 健 部	福 祉 保 健 課	代 0985-24-2111 直 0985-26-7075 FAX 0985-26-7326
鹿 児 島 県	保 健 福 祉 部	社 会 福 祉 課	代 099-286-2111 直 099-286-2824 FAX 099-286-5568
沖 縄 県	文 化 環 境 部	県 民 生 活 課	代 098-866-2333 直 098-866-2187 FAX 098-866-2789
山 口 県	健 康 福 祉 部	厚 政 課	代 083-922-3111 直 083-933-2710 FAX 083-933-2739

平成 21 年 4 月 1 日現在

## 九州・山口9県災害時相互応援協定に基づく避難・収容施設 及び住宅の提供に係る応援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」(以下「協定」という。)第2条第3項の「避難・収容施設及び住宅の提供」の事項について応援が円滑に実施されるよう、実施細目に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象避難・収容施設及び住宅の提供)

第2条 応援の対象となる避難・収容施設及び住宅は、それぞれ、県及び市町村指定避難・収容施設(以下「指定避難・収容施設」という。)、県営及び市町村営住宅(以下「県営住宅等」という。)及び応急仮設住宅とする。

(担当部局)

第3条 本細目に係る応援のうち、住宅を除く避難・収容施設の提供については協定の総合担当部局において施設所管部局との連絡調整に当たるものとし、住宅の提供については別表第1に掲げる各部局が担当するものとする。

(県営住宅等の空室数の把握)

第4条 九州各県及び山口県(以下「各県」という。)は被災時に提供できる県営住宅等の市町村別、種別別空室の状況について把握しておくものとする。

(応援要請)

第5条 応援実施の要請に当たっては、住宅の提供を要請する県(以下「要請県」という。)は、住宅の提供の要請を受けた県(以下「応援県」という。)に対し、次の事項を電話等により明らかにし、後日速やかに応援要請書(様式1号)を送付するものとする。

(1) 提供希望戸数

(2) 入居世帯別人員数

(3) その他必要事項

2 前項各号の応援要請を受けたときは、直ちに必要な受入体制を整備とともに、応援内容を要請県に電話等により連絡し、後日応援通知書(様式2号)を送付するものとする。

3 応援県は、被災者を受け入れた場合は、当該被災者の入居先県営住宅等の名称、住所等について、要請県に対し通知するものとする。

(入居条件等)

第6条 入居の条件については、原則として次のとおりとする。

(1) 入居期間は、原則として1年以内とし、具体的には、応援県と要請県で入居者の事情等を考慮し決定するものとする。

(2) 入居期間中の家賃、敷金については免除するものとする。

(応急仮設住宅の提供)

第7条 各県は、被災者に対し応急仮設住宅として提供できる建物があれば提供可能戸数等について把握しておくものとする。

(応急仮設住宅の建設場所)

第8条 応急仮設住宅は、原則として被災県内において建設するものとする。

(応急仮設住宅の建設要員の派遣)

第9条 応急仮設住宅の建設要員の派遣等については、要請県及び応援県が協議して決めるものとする。

(指定避難・収容施設)

第10条 指定避難・収容施設については、避難が緊急性を伴うことから、隣接県が必要に応じ、お互いに応援可能と思われる指定避難・収容施設について資料交換するものとする。

(その他)

第11条 この実施細目に定めのない事項については、9県が協議して定めるものとする。

別表第1 各県担当部局 (住宅提供に係る事項)

県名	部(局)	課	電話	FAX
福岡県	建築都市部	県営住宅課	092-643-3739	092-643-3753
佐賀県	県土づくり本部	建築住宅課	0952-25-7368	0952-25-7316
長崎県	土木部	住宅課	095-894-3102	095-894-3464
熊本県	土木部	住宅課	096-333-2550	096-384-5472
大分県	土木建築部	公営住宅室	097-506-4684	097-506-1779
宮崎県	県土整備部	建築住宅課	0985-26-7196	0985-20-5922
鹿児島県	土木部	建築課住宅政策室	099-286-3735	099-286-5637
沖縄県	土木建築部	住宅課	098-866-2418	098-866-2800
山口県	土木建築部	住宅課	083-933-3880	083-933-3899

\*避難・収容施設に係る事項は九州・山口各県の消防防災主管課（協定別表2）が担当する。

## 緊急輸送路（道路）の確保についての実施要領

（趣 旨）

第1条 この実施要領は、「九州・山口9県災害時相互応援協定」（以下「協定」という。）第2条第4項の「緊急輸送路及び輸送手段の確保」のうち道路に関し必要な事項を定め、被災時における救援活動のための緊急輸送路を確保するものとする。

（幹線路線の指定）

第2条 各県は、あらかじめ緊急輸送路となる道路（以下「幹線路線」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（代替路線の指定）

第3条 各県は、幹線路線が被災し通行不能となる場合を想定して、あらかじめこれに代わる道路（以下「代替路線」という。）を指定し、その確保に努めるものとする。

（道路管理者への要請）

第4条 各県は、幹線路線及び代替路線の道路管理者が県以外であるときは、確保に必要な区間を管理する道路管理者に対し、確保の要請を行うとともに、必要な協力を行うものとする。

（一覧表及び図面の作成）

第5条 幹線路線及び代替路線について一覧表及び図面を作成し、各県相互に保有するものとする。

（緊急輸送路を補完する路線）

第6条 各県は、必要に応じて、第2条及び第3条の路線の外、緊急輸送路を補完する各県内にある道路を指定し、その確保に努めるものとする。この場合において、当該道路の道路管理者が県以外であるときは、第4条の規定を準用する。

（連絡担当課）

第7条 各県の連絡担当課は、別表のとおりとする。ただし、次条第2項に定める応援のうち輸送手段の確保に係るものについては、協定の総合連絡担当部局において各輸送手段の所管部局との連絡調整を担当するものとする。

（輸送手段、道路啓開等の措置）

第8条 輸送手段及び道路啓開に関し必要な場合には、必要とする応援の具体的内容を示して他県に対し人員、車両及び資機材等の提供又はあつせんを求めることができる。

（その他）

第9条 この実施要領に定めのない事項は、各県が協議して定める。

別表1 各県担当課一覧表

平成20年4月1日現在

県名	部(局)	課	電 話	F A X
福岡県	県土整備部	道路維持課	092-643-3656	092-643-3658
佐賀県	交通政策部	道路課	0952-25-7156	0952-25-7276
長崎県	土木部	道路維持課	095-894-3144	095-820-0683
熊本県	土木部	道路保全課	096-333-2504	096-384-6121
大分県	土木建築部	道路整備促進室	097-506-4584	097-506-1746
宮崎県	県土整備部	道路保全課	0985-26-7182	0985-26-7316
鹿児島県	土木部	道路維持課	099-286-3568	099-286-5623
沖縄県	土木建築部	道路管理課	098-866-2665	098-866-2790
山口県	土木建築部	道路整備課	083-933-3686	083-933-3689

## 海上緊急輸送路等の確保に関する実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下『協定』という。）第8条の規定に基づき、協定第2条第4号に掲げる緊急輸送路及び輸送手段の確保の海上部門（以下『海上緊急輸送路等の確保』という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(相互応援の基本的方針)

第2条 海上緊急輸送路等の確保に関する相互応援については、被災県の要請に基づき各県で調達可能な船舶の斡旋を協力することをその第一義的な目的とする。

2 被災県が、輸送手段として必要とする船舶については、被災県で調達可能な船舶を第一次的に使用し、必要船舶数に不足が生じる等被災県独自では十分に応急措置が実施できない場合において、各県に応援を要請するものとする。

(緊急輸送体制の整備)

第3条 各県は、大量の人流・物流が可能な輸送拠点となる港湾及び漁港施設(以下『輸送基地』という。)として、大型船舶の接岸が可能な岸壁・栈橋・水深等の施設条件と陸上アクセスとも整合する立地条件を満たすものを指定するものとする。この場合、各県は、当該施設管理者の了解を事前に受けておくものとする。

2 各県が輸送手段として予定する船舶は、旅客定期航路の予備船等を活用するものとする。この場合、各県は、旅客船事業者の了解を事前に受けておくものとする。

3 各県は、前二項の輸送体制の確保を図るため、別表第1の輸送基地一覧及び別表第2の船舶一覧を作成し、保管しておくものとする。

(連絡窓口)

第4条 応援協定第3条第5項に規定する各県の担当部局は、別表第3のとおりとする。

(応援要請)

第5条 応援を受けようとする県は、次の事項を明らかにして電話・ファクシミリ等により関係県に対して要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

- 一 被害状況
- 二 使用する輸送基地の概要
- 三 輸送内容の概要
- 四 必要とする船舶の種類等
- 五 応援の期間
- 六 その他必要な事項

2 前項の規定により応援要請を受けた県は、実施しようとする応援内容について次の事項を被災県に通知するものとする。

- 一 就航しようとする船舶の種類等
- 二 船舶の出発時刻及び到着予定時刻
- 三 その他必要な事項

(船舶の確保)

第6条 被災県は、船舶の確保について管轄の地方運輸局と協議のうえ各県に応援を要請するものとする。

2 応援県は、前項の要請に基づき管轄の地方運輸局と協議のうえ、県内の旅客船事業者に対する船舶調達の斡旋に関し、協力するものとする。

3 被災県は、前項の斡旋に基づき前項の旅客船事業者に対し、船舶就航の要請を行うものとする。

(輸送基地の確保)

第7条 第3条第1項に定める輸送基地の確保については、被災県において事前に当該輸送基地の施設管理者と使用に関する協議を行うとともに、当該施設の利害関係者の協力を経たうえで管轄の地方運輸局に対し協力要請を行うものとする。

2 前条第2項に定める旅客船事業者は、管轄の地方運輸局に対し航路の届出又は申請を行い、当該地方運輸局の受理又は許可を受けるものとする。

(応援船舶等の誘導)

第8条 被災県は、第3条第1項に定める輸送基地に誘導員及び要員を待機させ、応援船舶の誘導に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 協定第5条第1項の規定により、応援を受けた被災県が負担すべき経費は、輸送に要した経費とするものとする。

(その他)

第10条 この要領の実施に関し必要な事項及びこの要領に定めのない事項は、各県が協議して定めるものとする。

附 則

この要領は平成7年11月8日から施行する。

九州・山口9県災害時相互応援（海上緊急輸送路等の確保）各県担当部局

県名	部局名	課名	電話番号
福岡県	県土整備部	企画交通課	代 092-651-1111 直 092-643-3696 FAX 092-643-3646
佐賀県	統括本部	消防防災課	代 0952-24-2111 直 0952-25-7026 FAX 0952-25-7262
長崎県	地域振興部	交通政策課	代 095-824-1111 直 095-895-2065 FAX 095-895-2561
熊本県	地域振興部	交通対策総室	代 096-383-1111 直 096-333-2164 FAX 096-385-4815
大分県	企画振興部	総合交通対策課	代 097-536-1111 直 097-506-2153 FAX 097-506-1731
宮崎県	県民政策部	総合交通課	代 0985-24-2111 直 0985-26-7037 FAX 0985-24-1383
鹿児島県	企画部	交通政策課	代 099-286-2111 直 099-286-2455 FAX 099-286-5533
沖縄県	企画部	交通政策課	代 098-866-2111 直 098-866-2045 FAX 098-866-2448
山口県	総務部	防災危機管理課	代 083-922-3111 直 083-933-2367 FAX 083-933-2408

平成21年4月1日現在

## 九州・山口9県災害時相互応援協定に係る医療支援に関する実施細目

(趣 旨)

第1条 この実施細目は、九州・山口9県災害時相互応援協定（以下「応援協定」という。）第2条第5号に規定する医療支援（以下「支援」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(支援の内容)

第2条 支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 医療救護活動に係る要員の派遣

(2) 被災患者の受入れ

(3) 医薬品等の提供

(派遣の種類及び編成)

第3条 前条第1号に定める派遣の種類は、医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班とする。

2 前項に定める班の一班当たりの編成基準は、次のとおりとする。ただし、本文の規定によることが困難である県は、当該基準に準拠しながら、別に編成を行うことができる。

(1) 医療救護班医師1名、看護婦2名、その他2名

(2) 保健指導班保健婦2名、その他1名

(3) 薬剤管理班薬剤師2名

(派遣の班数)

第4条 前条に定める医療救護班、保健指導班又は薬剤管理班の派遣班数の基準は、各県の実状により、それぞれ1～3班とする。ただし、各県は災害の規模その他の事情により、本文基準に拠らず派遣することができるものとする。

(応援要請手続等の細目)

第5条 被災県が応援を要請するときは、前3条に定める支援の内容、派遣の種類及び編成並びに派遣の班数に関する事項を明らかにして要請を行うものとする。

(派遣班の活動及び1班当たりの活動期間)

第6条 派遣班員は、被災県知事の指揮下で、その応急活動に従事するものとし、各班の活動期間は概ね1週間とする。

2 前項の活動期間は、各県独自で別に定めることができるものとする。

(医薬品等の提供)

第7条 各県は、初動期（被災後48時間以内をいう。以下同じ。）の医療救護等のために、医薬品等を備蓄するものとし、初動期後の医療救護等に必要な医薬品等の供給体制を確保するとともに、被災県からの要請に応じて、医薬品等を搬送するものとする。

2 医薬品等の搬送は、被災県が要請する種類及び数量を、被災県が予め定める集積所まで、各県（被災県を除く。）が行うものとする。

(マニュアルの作成)

第8条 各県は、前5条に定める要員の派遣等の実施について、それぞれ別にマニュアルを作成するものとする。

(支援の期間)

第9条 この実施細目による支援の期間は、災害発生後2月以内の期間とするが、引き続いて被災県の要請があるときは、各県（被災県を除く。）は当該期間を延長するものとする。

2 前項の場合において、被災県が要請を行うときは、延長する期間を示すものとする。

(各県の担当部局)

第10条 応援協定第3条第5項に基づき定める医療支援の担当部局は別表第1のとおりとする。

(被災患者の受入れ)

第11条 各県は、被災患者受入れのため、あらかじめ次の事項のいずれかに該当する医療機関を調査し別に定める調査資料を相互に交換するものとする。

(1) 一般病床100床以上の病院

(2) ICU、手術室、人工透析装置、人工心肺装置等災害医療に対応できる施設又は設備を有する病院

(その他団体との協定等)

第12条 各県は、この実施細目を履行するに当たり、その他団体との協定等が必要になる場合、それぞれ個別に協定等を締結するように努めるものとする。

(協 議)

第13条 この実施細目の実施に関し必要な事項及びこの実施細目に定めのない事項は、各県が別に協議して定めるものとする。

(適 用)

第14条 この実施細目は、平成7年11月8日から適用する。

別表第1 (第10条関係)

各県の担当部局

区 分		医務に関するもの	薬務に関するもの
福 岡 県	保険医療介護部	医療指導課	薬務課
佐 賀 県	健康福祉本部	医務課	薬務課
長 崎 県	福祉保健部	医療政策課	薬務行政室
熊 本 県	健康福祉部	医療政策総室	薬務課
大 分 県	福祉保健部	医務課	薬務室
宮 崎 県	福祉保健部	医療薬務課	医療薬務課
鹿 児 島 県	保健福祉部	保健医療福祉課	薬務課
沖 縄 県	福祉保健部	医務・国保課	薬務衛生課
山 口 県	健康福祉部	医務保険課	薬務課

平成21年4月1日現在



## 5 2 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第8条第2項第12号の規定又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第3条第4項及び第172条第4項の規定並びに第32条第2項第6号及び第182条第1項の規定による地方公共団体相互の広域的な連携協力に関する基本指針の内容に基づき、地震等による大規模災害が発生した場合又は武力攻撃事態等若しくは緊急処理事態において、各ブロック知事会で締結する災害時の相互応援協定若しくは国民の保護に関する相互応援協定（以下「災害時等の相互応援協定」という。）又は都道府県間で個別に締結する災害時等の相互応援協定では被災者等（避難住民及び大規模災害、武力攻撃災害等（武力攻撃災害及び緊急処理事態における災害をいう。以下同じ。）における被災者をいう。）の避難、救援等の対策が十分に実施できない場合に、地震等による大規模災害が発生した都道府県又は国民の保護のための措置又は緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）を実施するため応援を必要とする都道府県（以下「被災県等」という。）の要請に基づき、全国知事会の調整の下に行われる広域応援を、迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(広域応援)

第2条 被災県等は、次の表の自ら所属するブロック知事会以外のブロック知事会を構成する都道府県に対し、全国知事会を通じて広域応援（以下「広域応援」という。）を要請することができる。

ブロック知事会名	構成都道府県名
北海道東北地方知事会	北海道 青森県 秋田県 岩手県 山形県 宮城県 福島県 新潟県
関東地方知事会	東京都 群馬県 栃木県 茨城県 埼玉県 千葉県 神奈川県 山梨県 静岡県 長野県
中部圏知事会	富山県 石川県 岐阜県 愛知県 三重県 長野県 静岡県 福井県 滋賀県
近畿ブロック知事会	福井県 三重県 滋賀県 京都府 大阪府 奈良県 和歌山県 兵庫県 徳島県
中国地方知事会	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
四国知事会	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方知事会	福岡県 佐賀県 長崎県 大分県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県 山口県

2 所属するブロック知事会（以下「ブロック」という。）が複数ある都道府県については、被災県等からの広域応援が要請された場合、重複しているブロックの間で協議のうえ、いずれかのブロックに属するものとして対応すべきことを決定するものとする。

(ブロックによる広域応援の連絡調整)

第3条 広域応援を円滑に実施するため、各ブロックに幹事県及び副幹事県（以下「幹事県等」という。）を置く。

2 幹事県は、原則として前条第1項に掲げる各ブロックの会長都道府県又は常任世話人県をもって充てる。ただし、ブロック内の協議により、会長都道府県又は常任世話人県以外の都道府県を幹事県とした場合は、この限りでない。

3 幹事県は、被災県等に対する広域応援を速やかに行うため、ブロック内の総合調整を行うものとする。

4 幹事県が被災等によりその事務を遂行できない場合に備え、各ブロックは、協議のうえ、副幹事県を決定しておくものとする。

5 幹事県等がともに被災等によりその事務を遂行できなくなったブロックは、当該ブロック内で速やかに協議のうえ、幹事県に代って職務を行う都道府県（以下「幹事代理県」という。）を決定し、幹事代理県となった都道府県はその旨を全国知事会に報告するものとする。

6 各ブロックの幹事県は、幹事県等を定めたときはその都道府県名を毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。幹事県又は副幹事県を変更したときも同様とする。

7 全国知事会は、前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(連絡窓口)

第4条 各都道府県は、広域応援に関する連絡担当部局をあらかじめ定め、毎年4月末日までに全国知事会に報告するものとする。

2 各都道府県は、連絡担当部局を変更した場合には、速やかに全国知事会に報告するものとする。

3 全国知事会は、第1項及び前項による報告を受けた場合には、その状況を取りまとめのうえ、速やかに各都道府県に連絡するものとする。

(広域応援の内容)

第5条 広域応援の内容は、被災地等における住民の避難、被災者等の救援・救護、武力攻撃災害等への対処及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらの斡旋とする。

(広域応援の要請)

第6条 被災県等は、広域応援を要請しようとするときは、速やかに自らが所属するブロックの幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援の内容に関する次の事項を記載した文書を提出するものとする。ただし、いとまがない場合は、電話又はファクシミリ等により広域応援の要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

(1) 資機材及び物資等の品目並びにそれらの数量

(2) 施設、提供業務の種類又は斡旋の内容

(3) 職種及び人数

(4) 応援区域又は場所及びそれに至る経路

(5) 応援期間（見込みを含む。）

(6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項の連絡及び要請を受けた幹事県は、速やかに、被災県等の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

3 全国知事会は、前項の連絡を受けたときは、速やかに、各ブロックと調整を行ったうえで、被災県等に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県等及び被災県等に、広域応援の内容を連絡するものとする。

4 広域応援計画で被災県等を応援することとされた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

5 第1項による要請をもって、被災県等から各都道府県に対して広域応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第7条 広域応援を行った都道府県が当該広域応援に要した経費は、原則として広域応援を受けた被災県等の負担とする。

ただし、被災県等と広域応援を行った都道府県との間で協議した結果、合意が得られた場合については、この限りではない。

2 被災県等は、費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときは、広域応援を行う都道府県に当該費用の一時繰替え（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁を求めることができるものとする。

3 被災県等は、前項の繰替え支弁がなされたときは、原則として年度内に繰替え支弁をした都道府県に対し繰戻しをしなければならない。

(隣接県に対する応援要請)

第8条 被災県等は、隣接するブロックの一部の都道府県に対し応援を要請することができる。この場合において、被災県等は、応援を要請する都道府県名を指定して行うものとする。

- 2 前項の応援（以下「ブロック外応援」という。）については、第5条、第6条（第3項を除く。）及び第7条の規定を準用する。
- 3 全国知事会は、被災県等が指定した都道府県に対し、ブロック外応援の内容を伝えるとともに、協力方を要請するものとする。
- 4 前項の要請を受けた都道府県は、最大限その責務を果たすよう努めなければならない。

（他の協定との関係）

第9条 この協定は、都道府県が各ブロック知事会及び個別に締結する災害時等の相互応援協定を妨げるものではない。

（訓練の実施）

第10条 各都道府県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時実施するものとする。

（その他）

第11条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、全国知事会会長が別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書に全国知事会会長及び各ブロックの会長又は常任世話人が記名し、全国知事会においてこれを保有するとともに、各都道府県に対しその写しを交付するものとする。

平成19年7月12日

全 国 知 事 会 会 長  
福 岡 県 知 事  
北 海 道 東 北 地 方 知 事 会 会 長  
秋 田 県 知 事  
関 東 地 方 知 事 会 会 長  
茨 城 県 知 事  
中 部 圏 知 事 会 会 長  
愛 知 県 知 事  
近 畿 ブ ロ ッ ク 知 事 会 会 長  
滋 賀 県 知 事  
中 国 地 方 知 事 会 会 長  
広 島 県 知 事  
四 国 知 事 会 常 任 世 話 人  
高 知 県 知 事  
九 州 地 方 知 事 会 会 長  
長 崎 県 知 事

### 5 3 九州 9 都市災害時相互応援に関する協定

北九州市、福岡市、佐賀市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市及び那覇市（以下「九都市」という。）は、いずれかの市域において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第 1 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第 2 条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、次の事項を明らかにし、第 5 条に定める連絡担当部局を通じて、口頭又は文書により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第 1 号から第 3 号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第 4 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 前項において、口頭より応援を要請した場合は、後日、速やかに文書を送付するものとする。

（応援の実施）

第 3 条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 前条の規定にかかわらず、九都市の市域において地震等の大規模な災害が発生したことが明らかなる場合は、その他の都市が自主的判断により緊急応援活動を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第 4 条 応援に要した経費は、原則として応援要請都市の負担とする。

2 応援を受けた都市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を受けた都市から要請があった場合には、応援した都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第 5 条 九都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第 6 条 九都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年 1 回地域防災計画その他の参考資料を相互に交換するものとする。

（協議）

第 7 条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、九都市が協議して定めるものとする。

（その他）

第 8 条 この協定の締結を証するため、本協定書 9 通を作成し、各都市は記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

附 則

この協定は、平成 7 年 12 月 28 日から効力を生ずる。

平成 7 年 12 月 28 日

福岡県北九州市小倉北区内 1 番 1 号  
北九州市 代表者 北九州市長  
福岡県福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号  
福岡市 代表者 福岡市長  
佐賀県佐賀市栄町 1 番 1 号  
佐賀市 代表者 佐賀市長  
長崎県長崎市桜町 2 番 22 号  
長崎市 代表者 長崎市長

熊本県熊本市手取本町1番1号  
熊本市 代表者 熊本市長  
大分県大分市荷揚町2番31号  
大分市 代表者 大分市町  
宮崎県宮崎市橘通西一丁目1番1号  
宮崎市 代表者 宮崎市長  
鹿児島県鹿児島市山下町11番1号  
鹿児島市 代表者 鹿児島市長  
沖縄県那覇市泉崎一丁目1番1号  
那覇市 代表者 那覇市長

## 九州9都市災害時相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、九州9都市災害時相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第7条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 協定第5条により九都市は、相互応援のための連絡担当部局名、担当責任者及び同補助者の職、氏名、電話番号その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡する。

2 前項の取りまとめの事務局は、九州地区都市防災連絡協議会の当該年度開催都市をもって充てる。（応援職員の派遣に要する経費負担等）

第3条 協定第4条第1項に定める経費のうち、協定第1条第4号に定める職員（以下「応援職員」という。）の派遣に要する経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 応援要請都市が負担する経費の額は、応援をした都市（以下「応援都市」という。）が定める規定により算定した当該応援職員の旅費の額及び諸手当の額の範囲内とする。
  - (2) 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。
  - (3) 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復の途中において生じたものについては応援都市が賠償の責めに任ずる。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、応援職員の派遣に要する経費については、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。
- 2 応援職員は、応援都市名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。
- 3 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食糧等を携行するものとする。
- 4 応援要請都市は、災害の状況に応じ、応援職員に対する宿舎のあっせんその他の便宜を供与する。（救援物資等経費の支払方法）

第4条 応援都市は、協定第4条第2項に定める応援に要する経費を一時繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額について、応援要請都市に請求する。

(1) 備蓄物資及び調整物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(2) 車両、舟艇及び機械器具等については、借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

2 前項に定める請求は、応援都市の市長名による請求書（関係書類添付）により、担当部局を経由して応援要請都市の市長に請求する。

3 前2項の規定により難しいときは、応援要請都市及び応援都市が協議して定める。

附 則

この実施細目は、協定の発効日から適用する。

## 5 4 1 8 大都市災害時相互応援に関する協定

札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、東京都、川崎市、横浜市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、北九州市及び福岡市（以下「大都市」という。）は、大都市において災害が発生し、災害を受けた都市（以下「被災都市」という。）独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請にこたえ、災害を受けていない都市が友愛的精神に基づき、相互に救援協力し、被災都市の応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類は、次のとおりとする。

- （1）食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
- （2）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資器材及び物資の提供
- （3）救援及び救助活動に必要な車両及び舟艇等の提供
- （4）救助及び応急復旧に必要な医療系職、技術系職、技能系職等職員の派遣
- （5）前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 応援を要請する都市（以下「応援要請都市」という。）は、原則として、次の事項を明らかにし、第5条に定める連絡担当部局を通じて、口頭、電話又は電信により応援を要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- （3）前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- （4）応援場所及び応援場所への経路
- （5）応援の期間
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（実施）

第3条 応援を要請された都市は、極力これに応じ救援に努めるものとする。

2 被災都市以外の都市は、通信の途絶等により被災都市との連絡が取れない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的な判断により応援を行うことができるものとする。3 自主出動した都市は、応援内容等を被災都市に速やかに連絡する。

4 自主出動した都市は、応援に必要な情報の収集をし、その情報を被災都市に提供する。また、応援活動にあつては、自律的活動に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として応援を要請する都市の負担とする。

2 前条第2項に定める応援に要した経費の負担は、応援を受けた都市と応援した都市（以下「応援都市」という。）が協議して定める。

3 応援要請都市が、第1項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援要請都市から要請があった場合は、応援都市は、一時繰替支弁するものとする。

（連絡担当部局）

第5条 大都市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（資料の交換）

第6条 大都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年1回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第7条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、大都市が協議して定めるものとする。

第8条 この協定を証するため、本協定書18通を作成し、各都市は記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

- 1 この協定は、平成2年2月22日から効力を生ずる。
- 2 「11大都市災害時相互応援に関する協定」は、廃止する。  
(中略)
- 1 この協定は、平成19年4月1日から効力を生ずる。

## 5 5 福岡県消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、福岡県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）の消防相互応援について必要な事項を定め、県内において大規模災害時が発生した場合に相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

(地域並びに代表消防機関及び地域代表消防機関の設置)

第2条 福岡県内を次に掲げる地域に区別するものとする。

(1) 北九州地域

北九州市、行橋市、中間市、京築広域市町村圏事務組合、遠賀・中間地域広域行政事務組合及び荇田町の区域

(2) 筑豊地域

飯塚地区消防組合、福岡県田川地区消防組合、直方市及び直方鞍手広域市町村圏事務組合の区域

(3) 福岡地域

福岡市、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、筑紫野太宰府消防組合、春日・大野城・那珂川消防組合、糸島地区消防厚生施設組合、粕屋南部消防組合、宗像地区消防組合及び粕屋北部消防組合の区域

(4) 筑後地域

久留米市、大牟田市、大川市、柳川市三橋町大和町消防厚生事業組合、筑後市、八女地区消防組合、瀬高町外二町消防組合及び福岡県南広域消防組合の区域

2 この協定による相互応援を円滑に実施するため、代表消防機関を、前項に掲げる地域にそれぞれ地域代表消防機関を設置するものとし、代表消防機関及び地域代表消防機関（以下「代表消防機関等」という。）にはそれぞれ代行消防機関を選定しておくものとする。

(対象となる災害)

第3条 この協定において、相互応援の対象とする大規模災害等とは、次に掲げる災害のうち大部隊若しくは特殊な消防隊、資機材等の応援を必要とするものをいう。

(1) 大規模な林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他の特殊火災

(2) 地震、風水害その他大規模災害

(3) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

(応援可能消防隊の登録)

第4条 各市町村は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録しておくものとする。

(応援要請の種別)

第5条 応援要請の種別は、災害の規模等により次のとおり区分するものとする。

(1) 第一要請

第2条第1項に規定する地域内の市町村等に対して行う応援要請

(2) 第二要請

第一要請に加えて、他の地域の市町村等に対して行う応援要請

(応援要請の方法)

第6条 応援要請は、原則として第一要請、第二要請の順に行うものとする。ただし、特殊に必要な場合は、この限りでない。

2 応援要請は、災害の発生地を管轄する市町村等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町村等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援に必要な事項を明確にして行うものとする。

3 前項の要請については、第2条第2項に規定された代表消防機関等を通じて行うものとする。



4 第一要請又は第二要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県に対して要請した旨を通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第7条 前条の規定により応援の要請を受けた応援側の長又は消防長は、消防隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき又はやむを得ない理由により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて要請側の長又は消防庁に通知するとともに、福岡県に通報するものとする。

3 要請側に隣接する応援側の長又は消防長、及び要請側の地域代表消防機関が属する市町村等の長又は当該地域代表消防機関の消防長は、第3条に規定する大規模災害等の発生に際し、要請側の長又は消防長と連絡が取れない場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、前条に規定する応援要請を持ついとまがないと認められるときには、同条第2項の要請を待たないで、先行調査のため、必要な消防隊（以下「先遣隊」という。）を派遣することができるものとする。

4 前項の規定により、先遣隊の派遣を決定した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関等を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援等の中断)

第8条 応援側の都合で応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防庁は、要請側の長又は消防長と協議のうえ応援を中断することができるものとする。

2 先遣隊を派遣した応援側の都合で先遣隊を復帰させるべき事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、先遣隊の派遣を中断することができるものとする。この場合においては、先遣隊の派遣を中断した応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を通じて福岡県に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第9条 応援隊は、消防組織法第47条の規定に基づき要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第10条 応援に関し要した経費については、次の各号に定めるところにより負担するものとする。

(1) 応援側の負担する経費

- ア 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- イ 消防職員及び消防団員の給与その他の給付に関する経費
- ウ 消防職員及び消防団員が負傷、疾病又は死亡した場合における補修費及び賞じゅつ金等
- エ 交通事故における損害賠償費等
- オ 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

(2) 要請側の負担する経費

前項に掲げる経費以外の経費

2 前項に定める費用負担について疑義を生じた場合は、当該市町村等において協議のうえ決定するものとする。

(航空消防応援)

第11条 この協定の規定にかかわらず、航空消防の応援については、別に定める要綱によるものとする。

(改廃)

第12条 この協定の改廃は、協定市町村等の長の協議により行うものとする。

(委任)

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町村等の消防長が協議して定める。

## 附 則

- 1 この協定は、平成18年10月10日から効力を生じる。
- 2 平成14年8月1日付けで関係市町村等の間において連結した福岡県消防相互応援協定（以下「旧協定」という。）は、その効力を失う。ただし、その協定の効力が生じる日前に行われた消防相互応援に関する経費の負担については、旧協定第10条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 この協定の連結を証するため、本書5通を作成し、記名押印のうえ、福岡県消防防災安全課、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県消防長会及び財団法人福岡県消防協会に保管を依頼するとともに、市町村等はその写しを各1通保管するものとする。

平成18年10月10日

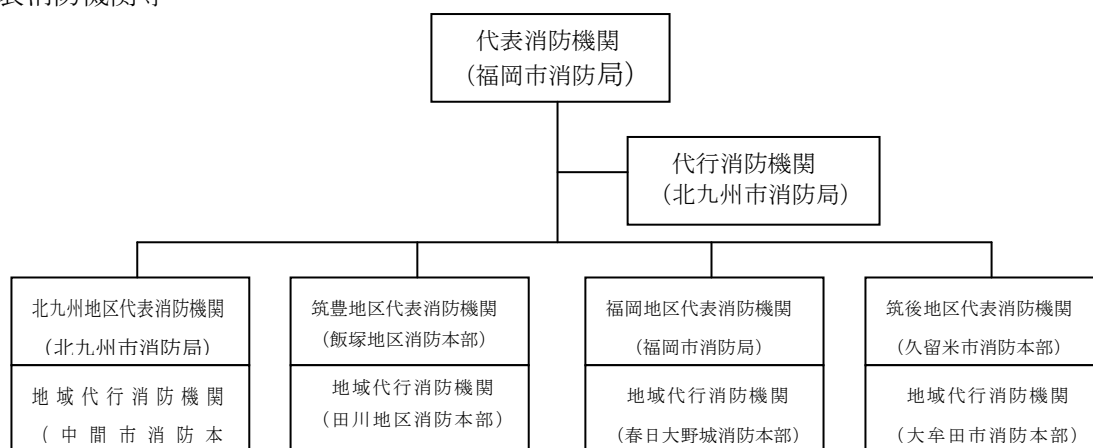
北九州市長 福岡市長、大牟田市長、久留米市長、直方市長、飯塚市長、田川市長、柳川市長、嘉麻市長、朝倉市長、八女市長、筑後市長、大川市長、行橋市長、豊前市長、中間市長、小郡市長、筑紫野市長、春日市長、大野城市長、宗像市長、太宰府市長、前原市長、古賀市長、那珂川町長、宇美町長、篠栗町長、志免町長、須恵町長、新宮町長、久山町長、粕屋町長、福津市長、芦屋町長、水巻町長、岡垣町長、遠賀町長、小竹町長、鞍手町長、宮若市長、桂川町長、筑前町長、東峰村長、二丈町長、志摩町長、うきは市長、大刀洗町長、大木町長、黒木町長、立花町長、広川町長、矢部村長、星野村長、瀬高町長、山川町長、高田町長、香春町長、添田町長、福智町長、糸田町長、川崎町長、大任町長、赤村長、苅田町長、みやこ町長、築上町長、吉富町長、上毛町長、飯塚地区消防組合長、福岡県田川地区消防組合管理者、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合理事長、八女地区消防組合管理者、京築広域市町村圏事務組合長、筑紫野太宰府消防組合管理者、春日・大野城・那珂川消防組合長、直方・鞍手広域市町村圏事務組合長、遠賀・中間地域広域行政事務組合、糸島地区消防厚生施設組合長、瀬高町外二町消防組合長、粕屋南部消防組合長、宗像地区消防組合長、粕屋北部消防組合長、福岡県南広域消防組合長

## 福岡県消防相互応援協定の概要

### ① 対象とする災害

- イ) 大規模な林野災害、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- ロ) 地震、風水害その他大規模災害
- ハ) 航空機事故、列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事故

### ② 代表消防機関等



### ③ 応援可能消防隊の登録

- イ) 各消防本部は、応援出動が可能な消防隊をあらかじめ登録し、応援要請に備えている。この2以上の消防本部が合同して1の消防隊を登録することもできる。
- ロ) 県内の消防団についても同様に各団1隊以上の登録がなされている。消防団については、地域内の応援としている。

### ④ 応援要請

- イ) 応援要請の種別は、次のとおりで原則として順に行うものとしている。
  - a 第一要請  
現在締結している隣接市町村との消防相互応援協定でも対応が困難な場合、地域内の市町村等に対して行う応援要請
  - b 第二要請  
第一要請における消防力でも、なお火災の防ぎよが困難な場合、地域内の市町村等に対して行う応援要請
- ハ) 応援要請の方法は、発災地の市町村等の長又は消防長から他の市町村等の長又は消防長に対し、代表消防機関等を通じて行う。
- ハ) 応援要請を行った要請側の長又は消防長は、福岡県にその旨を通報する。

### ⑤ 応援隊等の派遣

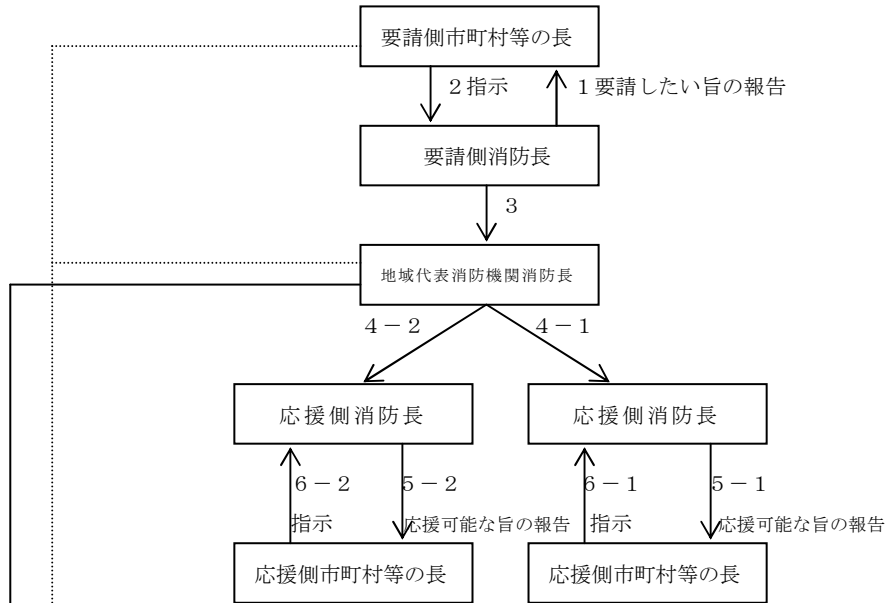
応援要請に基づき応援隊を派遣するほか、大規模災害等の発生に際し、災害発生地との長又は消防長と連絡が取れない場合、特に緊急を要し、応援要請を待ついとまがないと認められるときは、災害発生地隣接の消防本部及び災害発生地の地域代表消防本部は先遣隊を派遣できる。⑥ 経費の負担

応援側の負担する経費は次のとおりで、それ以外については要請側負担となっている。

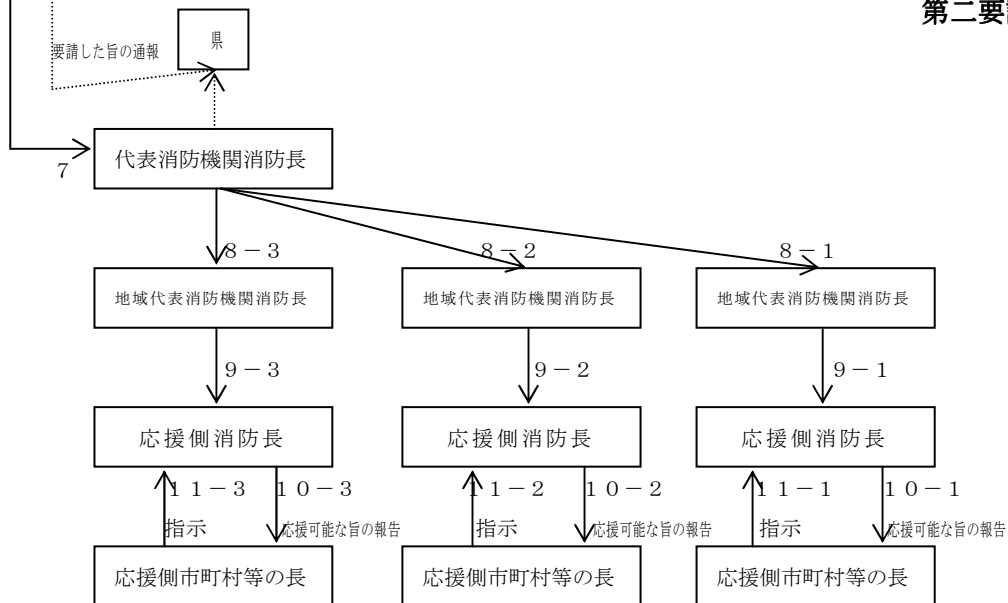
- a 消防機械器具の燃料費（補給燃料を除く）及び小破損の修理費
- b 消防職・団員の給与その他の給付に関する経費
- c 消防職・団員が負傷、疾病または死亡した場合における補償費及び賞じゅつ金等
- d 交通事故における損害賠償補償費等
- e 応援側の重大な過失により発生した事故に要する経費

⑦ 応援要請の方法、要請ルート

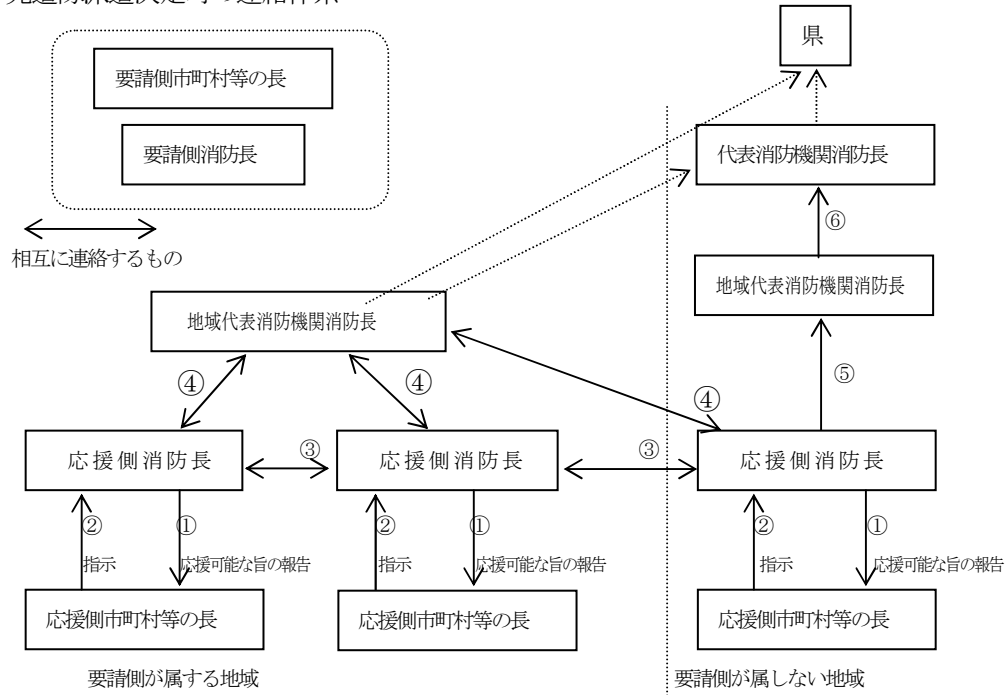
第一要請



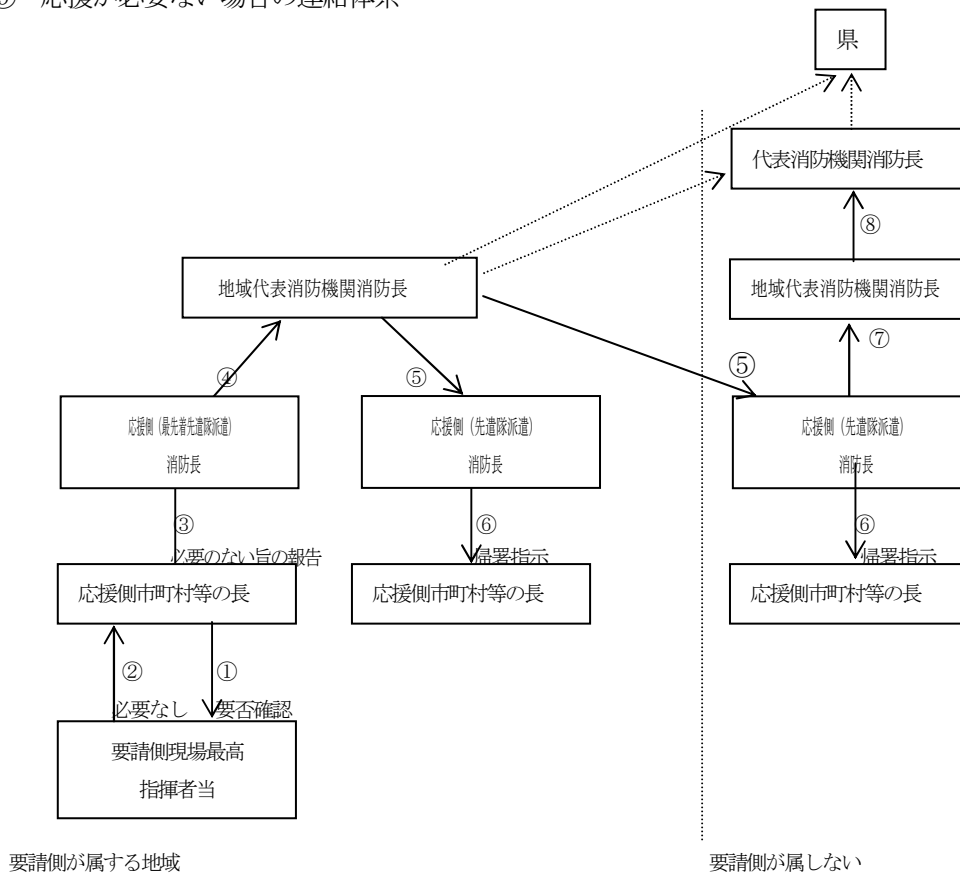
第二要請



⑧ 先遣隊派遣決定時の連絡体系



⑨ 応援が必要ない場合の連絡体系



# 消防相互応援協定の締結状況

## ●県内統一協定

番号	協定名	協定締結機関名	締結年月日 最近改正年月日	協定の対象となる災害種別						
				全ての 災害	特定の災害					
					火災	風水害	救急	救助	その他	
1	福岡県消防相互応援協定	福岡県内68市町村及び14消防組合	平成元年 3月25日 平成18年10月10日	○						

## ●県内協定

番号	協定名	協定締結機関名	締結年月日 最近改正年月日	協定の対象となる災害種別						
				全ての 災害	特定の災害					
					火災	風水害	救急	救助	その他	
1	飯塚市(旧穎田町)、小竹町相互応援協定	飯塚市(旧穎田町)、小竹町	昭和26年11月1日	○						
2	筑紫野市、小郡市、筑前町消防相互応援協定	筑紫野市、小郡市、筑前町	昭和33年6月16日	○						
3	筑後市、大木町消防相互応援協定	筑後市、大木町	昭和34年11月15日	○						
4	筑後市、八女市消防相互応援協定	筑後市、八女市	昭和34年11月15日	○						
5	筑後市、広川町消防相互応援協定	筑後市、広川町	昭和34年11月15日	○						
6	筑後市、柳川市消防相互応援協定	筑後市、柳川市	昭和34年11月15日	○						
7	大木町、久留米市消防相互応援協定	大木町、久留米市	昭和37年6月1日	○						
8	大川市、久留米市消防相互応援協定	大川市、久留米市	昭和37年6月16日	○						
9	柳川市、大木町消防相互応援協定	柳川市、大木町	昭和37年6月26日	○						
10	直方市、北九州市消防相互応援協定	北九州市、直方市	昭和38年2月10日	○						
11	朝倉市、朝倉郡各町村消防相互応援協定	朝倉市、東峰村、筑前町	昭和38年12月1日	○						
12	二市一町消防相互応援協定	飯塚市、嘉麻市、桂川町	昭和39年2月15日	○						
13	直方市、宮若市消防相互応援協定	直方市、宮若市	昭和39年10月1日	○						
14	北九州市、苅田町消防相互応援協定	北九州市、苅田町	昭和39年11月1日	○						
15	朝倉市、大刀洗町消防相互応援協定	朝倉市、大刀洗町	昭和39年11月18日 平成18年3月20日	○						
16	北九州市、中間市消防相互応援協定	北九州市、中間市	昭和40年4月1日	○						
17	田川市、嘉麻市、川崎町消防相互応援協定	田川市、嘉麻市、川崎町	昭和40年6月28日 平成19年8月1日	○						
18	久留米市、うきは市消防相互応援協定	久留米市、うきは市	昭和40年11月1日	○						
19	中間市・鞍手町消防相互応援協定	中間市、鞍手町	昭和40年12月1日	○						
20	中間市・水巻町消防相互応援協定	中間市、水巻町	昭和40年12月1日	○						
21	直方市・鞍手町消防相互応援協定	直方市、鞍手町	昭和40年12月1日	○						

番号	協 定 名	協定締結機関名	締結年月日 最近改正年月日	協定の対象となる災害種別						
				全ての 災害	特 定 の 災 害					
					火 災	風水害	救 急	救 助	その他	
22	遠賀町・鞍手町消防相互応援協定	遠賀町、鞍手町	昭和40年12月25日 平成18年11月13日	○						
23	久留米市、朝倉市消防相互応援協定	久留米市、朝倉市	昭和41年2月15日 平成18年3月20日	○						
24	うきは市、朝倉市消防相互応援協定	うきは市、朝倉市	昭和41年2月15日	○						
25	中間市、遠賀町消防相互応援協定	中間市、遠賀町	昭和42年7月12日	○						
26	消防組織法第39条に基づく柳川市および大川市間の消防相互応援協定	大川市、柳川市	昭和42年8月1日	○						
27	遠賀郡内各町消防相互応援協定	水巻町、芦屋町、遠賀町、岡垣町	昭和43年1月1日	○						
28	消防組織法第39条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県小郡市間の消防相互応援協定	大刀洗町、小郡市	昭和43年7月17日	○						
29	消防組織法第21条に基づく福岡県三井郡大刀洗町と福岡県久留米市間の消防相互応援協定	大刀洗町、久留米市	昭和43年7月17日 平成17年1月31日	○						
30	消防組織法第39条に基づく福岡県久留米市と福岡県小郡市間の消防相互応援協定	久留米市、小郡市	昭和44年8月1日	○						
31	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と福岡県筑後市間の消防相互応援協定	久留米市、筑後市	昭和44年8月1日	○						
32	筑豊地区常備消防相互応援協定	直方市、飯塚地区、田川地区、直方鞍手広域	昭和47年10月16日 昭和54年3月1日	○						
33	消防組織法第39条に基づく大川市及び大木町間の消防相互応援協定	大川市、大木町	昭和47年11月1日	○						
34	福岡県柳川市及び福岡県みやま市の消防相互応援協定	柳川市、みやま市	昭和47年11月20日	○						
35	消防組織法第39条に基づく福岡県大牟田市と福岡県みやま市の消防相互応援協定	大牟田市、みやま市	昭和48年5月22日 平成19年1月29日	○						
36	福岡県筑後市と福岡県みやま市の消防相互応援協定	筑後市消防、みやま市消防	昭和48年8月10日	○						
37	行橋市、豊前市、築上郡、京都市消防相互応援協定	行橋市、豊前市及び築上郡(築上・上毛・吉富町)、京都市(苅田、みやこ町)	昭和51年12月1日	○						
38	宗像市と鞍手町との消防相互応援協定	宗像市、鞍手町	昭和52年10月1日 平成19年4月1日	○						
39	宗像市と宮若市との消防相互応援協定	宗像市、宮若市	昭和52年10月1日 平成19年4月1日	○						
40	福津市と宮若市との消防相互応援協定	福津市、宮若市	昭和52年10月1日 平成19年4月1日	○						
41	宗像市と岡垣町の消防相互応援協定	宗像市、岡垣町	昭和52年10月1日	○						
42	福岡県田川地区消防組合、京築広域市町村圏事務組合消防相互応援協定	田川地区消防、京築広域圏消防	昭和54年4月1日 平成19年12月1日	○						
43	遠賀・中間地域広域行政事務組合、直方・鞍手広域市町村圏事務組合、宗像地区事務組合常備消防相互応援協定	遠賀・中間広域消防、宗像地区消防、直方・鞍手広域消防	昭和54年6月1日 平成19年7月10日	○						
44	福岡都市圏市町消防相互応援協定	福岡都市圏9市10町6消防組合	昭和55年3月1日 平成18年10月10日	○						
45	中間市、遠賀・中間地域広域行政事務組合応援協定	中間市、遠賀中間広域消防	昭和55年12月1日 平成6年5月1日	○						
46	中間市、直方鞍手広域市町村圏事務組合応援協定	中間市、直方鞍手広域消防	昭和55年12月26日	○						
47	遠賀・中間地域広域行政事務組合と北九州市との消防相互応援協定	北九州市、遠賀中間広域消防	昭和57年6月1日	○						

番号	協 定 名	協定締結機関名	締結年月日 最近改正年月日	協定の対象となる災害種別						
				全ての 災害	特 定 の 災 害					
					火 災	風水害	救 急	救 助	その他	
48	高速自動車道における消防相互応援協定	福岡県内インター所在17消防本部	昭和61年10月15日 平成18年10月10日							○
49	飯塚地区消防組合、筑紫野大宰府消防組合消防相互応援協定	飯塚地区消防、筑紫野大宰府消防	昭和62年11月1日	○						
50	飯塚地区消防組合、粕屋南部消防組合消防相互応援協定	飯塚地区消防、粕屋南部消防	昭和63年10月17日	○						
51	直方・鞍手広域市町村圏事務組合、粕屋南部消防組合消防相互応援協定	直方鞍手広域、粕屋南部	平成元年5月1日	○						
52	消防組織法第21条第2項の規定に基づく福岡県うきは市と星野村間の消防相互応援協定	うきは市、星野村	平成2年12月1日	○						
53	福岡県田川地区消防組合、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合消防相互応援協定	田川地区消防、甘木・朝倉消防	平成5年6月1日 平成19年12月1日	○						
54	消防組織法第21条第2項の規定に基づく添田町、東峰村消防相互応援協定	添田町、東峰村	平成5年8月1日	○						
55	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合、飯塚地区消防組合消防相互応援協定	飯塚地区、甘木朝倉広域	平成6年12月1日	○						
56	行橋市、京築広域市町村圏事務組合、苅田町消防相互応援協定	行橋市、苅田町、京築広域圏消防	平成7年6月19日	○						
57	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と福岡県広川町間の消防相互応援協定	久留米市、広川町	平成8年1月1日	○						
58	大刀洗町、筑前町消防相互応援協定	大刀洗町、筑前町	平成12年7月1日 平成17年3月22日	○						
59	宮若市、小竹町、鞍手町消防相互応援協定	宮若市、小竹町、鞍手町	平成元年7月1日	○						
60	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と福岡県八女市間の消防相互応援協定	久留米市、八女市		○						
61	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と福岡県星野村間の消防相互応援協定	久留米市、星野村		○						
62	北九州市と福岡県田川地区消防組合との消防相互応援協定	北九州市、田川地区消防	平成18年4月1日	○						
63	有明海沿岸道路における消防相互応援協定	大牟田消防、大川消防、柳川消防、みやま市消防	平成21年3月14日							○
64	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、筑後市	平成21年4月1日	○						
65	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、大川市	平成21年4月1日	○						
66	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、柳川市	平成21年4月1日	○						
67	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、八女地区消防	平成21年4月1日	○						
68	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、筑紫野大宰府消防組合	平成21年4月1日	○						
69	隣接常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、甘木・朝倉広域市町村圏事務組合	平成21年4月1日	○						
70	常備消防相互応援協定	筑紫野大宰府消防、甘木・朝倉消防	平成21年4月1日	○						



●県外協定

番号	協定名	協定締結機関名	締結年月日		協定の対象となる災害種別						
			最近改正年月日	全ての 災害	特定の災害						
					火災	風水害	救急	救助	その他		
1	消防組織法第21条に基づく福岡県早良町と佐賀県富士町間の消防相互応援協定	福岡県早良町(現福岡市)、佐賀県富士町(現佐賀市)	昭和42年6月16日		○						
2	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と佐賀県鳥栖市間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県鳥栖市	昭和42年6月16日		○						
3	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と佐賀県みやき町間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県みやき町	昭和42年6月16日		○						
4	消防組織法第39条に基づく福岡県大川市と佐賀県佐賀市間の消防相互応援協定	大川市、佐賀県佐賀市	昭和42年6月16日		○						
5	消防組織法第39条に基づく福岡県大川市と佐賀県川副町間の消防相互応援協定	大川市、佐賀県川副町(現佐賀市)	昭和42年6月16日		○						
6	消防組織法第39条に基づく福岡県大川市と佐賀県神埼市間の消防相互応援協定	大川市、佐賀県神埼市	昭和42年6月16日		○						
7	消防組織法第21条に基づく福岡県那珂川町と佐賀県鳥栖市間の消防相互応援協定	那珂川町、佐賀県鳥栖市	昭和42年6月16日		○						
8	消防組織法第21条に基づく福岡県那珂川町と佐賀県みやき町間の消防相互応援協定	那珂川町、佐賀県みやき町	昭和42年6月16日		○						
9	消防組織法第21条に基づく福岡県那珂川町と佐賀県吉野ヶ里町間の消防相互応援協定	那珂川町、佐賀県吉野ヶ里町	昭和42年6月16日		○						
10	消防組織法第39条に基づく福岡県小郡市と佐賀県鳥栖市間の消防相互応援協定	小郡市、佐賀県鳥栖市	昭和42年6月16日		○						
11	消防組織法第39条に基づく福岡県小郡市と佐賀県基山町間の消防相互応援協定	小郡市、佐賀県基山町	昭和42年6月16日		○						
12	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と佐賀県みやき町間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県みやき町	昭和42年6月16日		○						
13	消防組織法第21条に基づく福岡県久留米市と佐賀県神埼市間の消防相互応援協定	久留米市、佐賀県神埼市	昭和42年6月16日		○						
14	消防組織法第21条に基づく福岡県前原市と佐賀県佐賀市間の消防相互応援協定	前原市、佐賀県佐賀市	昭和42年6月16日		○						
15	消防組織法第21条に基づく福岡県豊前市と大分県中津市間の消防相互応援協定	豊前市、大分県中津市	昭和44年4月30日		○						
16	消防組織法第21条に基づく福岡県吉富町と大分県中津市間の消防相互応援協定	吉富町、大分県中津市	昭和44年4月30日		○						
17	消防組織法第21条に基づく福岡県上毛町と大分県中津市間の消防相互応援協定	上毛町、大分県中津市	昭和44年4月30日 平成18年4月1日		○						
18	消防組織法第21条第2項の規定に基づく福岡県東峰村と大分県日田市間の消防相互応援協定	東峰村、大分県日田市	昭和44年4月30日		○						
19	朝倉市と大分県日田市間の消防相互応援協定	朝倉市、大分県日田市	昭和44年4月30日		○						
20	日田市とうきは市間の消防相互応援協定	うきは市、大分県日田市	昭和44年4月30日 平成18年10月10日		○						
21	消防組織法第21条第2項の規定に基づく福岡県矢部村と大分県日田市間の消防相互応援協定	矢部村、大分県日田市	昭和44年4月30日		○						

番号	協 定 名	協定締結機関名	締結年月日 最近改正年月日	協定の対象となる災害種別						
				全ての 災害	特 定 の 災 害					
					火 災	風 水 害	救 急	救 助	その他	
22	消防組織法第21条第2項の規定に基づく福岡県星野村と大分県日田市間の消防相互応援協定	星野村、大分県日田市	昭和44年4月30日	○						
23	下関市と北九州市の消防相互応援協定	北九州市消防、山口県下関市消防	昭和49年1月17日 平成17年4月1日	○						
24	大牟田市、荒尾市、南関町及び有明消防組合消防相互応援協定	大牟田市、熊本県荒尾市、南関町、有明広域行政事務組合	昭和52年2月1日	○						
25	佐賀・福岡県隣接消防相互応援協定	糸島消防、佐賀県唐津市消防本部	昭和58年4月10日	○						
26	福岡市と佐賀県三瀬村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定	福岡市、佐賀県三瀬村(現佐賀市)、神埼地区消防事務組合	昭和42年6月16日 平成2年4月1日	○						
27	福岡市と佐賀県脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定	福岡市、佐賀県脊振村(現神埼市)、神埼地区消防事務組合	昭和42年6月16日 平成2年4月1日	○						
28	中津市消防本部、京築広域市町村圏事務組合消防相互応援協定	京築広域圏消防、大分県中津市消防	昭和61年10月1日 平成18年3月17日	○						
29	福岡大分県境隣接常備消防相互応援協定	八女消防、大分県日田玖珠広域市町村圏事務組合	昭和62年3月20日	○						
30	福岡・熊本近隣常備消防相互応援協定	八女消防、みやま市消防、熊本県有明広域行政事務組合、山鹿植木広域行政事務組合	昭和62年3月25日	○						
31	隣接常備消防相互応援協定	甘木・朝倉消防、大分県日田玖珠広域行政事務組合	平成2年2月26日	○						
32	福岡市と佐賀県東脊振村及び神埼地区消防事務組合との消防相互応援協定	福岡市、佐賀県東脊振村(現吉野ヶ里町)、神埼地区消防事務組合	昭和42年6月16日 平成2年4月1日	○						
33	福岡・佐賀両県境地域に係る高速自動車における消防相互応援協定	久留米広域、筑紫野大宰府消防、佐賀県鳥栖三養基消防事務組合	平成3年10月25日 平成21年4月1日							○
34	佐賀空港周辺航空機災害消防相互応援協定	柳川市、大川市、佐賀県佐賀中部広域連合	平成10年3月16日 平成12年4月1日							○
35	消防組織法第21条第2項の規定に基づく福岡県二丈町と佐賀県唐津市間の消防相互応援協定	二丈町、佐賀県唐津市	平成11年10月25日	○						
36	福岡・熊本両県境地域に係る高速自動車道における消防相互応援協定	筑後市消防、八女消防、みやま市消防、大牟田市消防、熊本県有明広域行政事務組合	平成19年1月29日							○
37	福岡県田川地区消防組合、大分県中津市消防本部の消防相互応援協定	田川地区消防、大分県中津市消防本部	平成16年9月1日 平成19年12月1日	○						
38	防災応援協定	筑前町、滋賀県野洲市、高知県香南市	平成20年4月1日	○						
39	隣接常備消防相互応援協定	田川地区消防、大分県日田玖珠広域行政事務組合消防	平成17年9月1日 平成19年12月1日	○						
40	隣接常備消防相互応援協定	大川市、佐賀県佐賀中部広域連合	平成19年4月1日	○						
41	隣接常備消防相互応援協定	大川市、佐賀県神埼地区消防事務組合	平成19年7月1日	○						
42	消防組織法第39条に基づく久留米市町村圏事務組合と鳥栖・三養基消防事務組合の常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、佐賀県鳥栖・三養基消防事務組合	平成21年4月1日	○						
43	消防組織法第39条に基づく久留米市町村圏事務組合と日田玖珠広域消防組合の常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、大分県日田玖珠広域消防組合	平成21年4月1日	○						
44	消防組織法第39条に基づく久留米市町村圏事務組合と神埼地区消防事務組合の常備消防相互応援協定	久留米広域市町村圏事務組合、佐賀県神埼地区消防事務組合	平成21年4月1日	○						

●業務協定（消防相互応援協定以外の官公庁間の協定）

番号	協定名	協定締結機関名	締結年月日		協定の対象となる災害種別						
			最近改正年月日	全ての災害	特定の災害						
				火災	風水害	救急	救助	その他			
1	航空自衛隊と築城基地隣接市町村との消防相互協定	行橋市、豊前市、築上郡(築上、上毛、吉富町)、京都郡(苅田、みやこ町)、航空自衛隊築城基地	昭和35年6月1日		○						
2	新北九州空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	北九州市、苅田町、北九州空港事務所	昭和46年6月21日 平成18年3月16日	○							
3	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	福岡市、福岡空港事務所	昭和47年1月18日 平成12年10月27日		○		○	○	○		
4	福岡海上保安部と福岡市との船舶消火等に関する業務協定	福岡市、福岡海上保安部	昭和47年12月22日		○		○	○	○		
5	門司海上保安部と北九州市との船舶消火等に関する業務協定	北九州市、門司海上保安部	昭和49年9月5日		○					○	
6	若松海上保安部と北九州市との船舶消火等に関する業務協定	北九州市、若松海上保安部	昭和49年9月5日		○					○	
7	航空自衛隊築城基地と京築広域圏消防本部との消防に関する協定	京築広域圏消防、航空自衛隊築城基地	昭和54年3月31日		○						
8	都市ガス災害対策に関する申し合わせ	福岡市消防局、西部ガス株式会社福岡支店	昭和56年5月1日 平成18年12月25日		○					○	
9	ガス事故防止に関する申し合わせ	柳川市消防、九州電力(株)福岡支店大牟田営業所、西日本瓦斯(株)	昭和56年7月28日		○		○	○	○		
10	苅田町(苅田町消防本部)と門司海上保安部(苅田分室)との業務協定	苅田町、門司海上保安部	昭和59年10月1日		○				○		
11	門司海上保安部と京築広域市町村圏事務組合との間において船舶火災の消火に関する業務協定	京築広域圏消防、門司海上保安部	昭和61年6月20日		○						
12	火災等に関する北九州市消防局と西部ガスとの申し合わせ	北九州市消防局、西部ガス(株)	平成5年8月31日		○						
13	北九州市小倉北区馬島及び藍島の災害出動に関する覚書	北九州市消防局、門司海上保安部	平成8年8月1日	○						○	
14	北九州市若松区白島の災害出動に関する覚書	北九州市消防局、若松海上保安部	平成8年8月1日	○							
15	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	春日市、大野城市、那珂川町、春日大野城那珂川消防組合、福岡空港事務所	平成12年11月1日		○		○	○	○		
16	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	宇美町、篠栗町、須恵町、久山町、志免町、粕屋町、粕屋南部消防組合、福岡空港事務所	平成12年11月1日		○		○	○	○		
17	災害時における小倉競馬場施設の提供と利用に関する覚書	北九州市消防局、日本中央競馬会小倉競馬場	平成15年1月15日	○							
18	九州自動車道(下り)古賀SA内場外離着陸場の運用に関する申しあわせ事項(トクヘリ版)	福岡市、北九州市、粕屋北部消防、直方鞍手広域消防、西日本高速道路株式会社九州支社	平成15年1月23日							○	
19	航空自衛隊芦屋基地との消火活動相互支援協定	芦屋町、航空自衛隊芦屋基地	昭和43年1月1日		○						
20	福岡空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	筑紫野市、太宰府市、筑紫野太宰府消防組合、福岡空港事務所	平成12年10月27日		○		○	○	○		
21	消防相互応援及び大川木材団地協同組合の予防事務に関する協議書	久留米広域市町村圏事務組合、大川市消防本部	平成21年4月1日		○					○	
22	消防応援協定に伴う協議書	久留米広域市町村圏事務組合、大分県日田玖珠広域消防本部	平成21年4月1日		○		○				
23	みずま高邦会病院の消防業務に関する協議書	久留米広域市町村圏事務組合、大川市消防本部	平成21年4月1日		○					○	
24	都市ガス災害対策に関する申し合わせ	筑紫野太宰府消防、筑紫ガス(株)	昭和60年3月 平成19年11月		○					○	

平成21年度緊急消防援助隊登録状況

平成21年4月1日現在

都道府県	指揮支援部隊	都道府県隊指揮隊	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊	特殊災害部隊			特殊装備部隊					航空部隊	水上部隊	合計	重複を除く計
							毒劇	大危	密閉	送水	二輪	震災	水難	他特				
北海道	2	6	103	17	54	13	8	6	1				2	8	2	222	213	
青森県		3	29	4	18	18	1	9					1	1	1	85	84	
岩手県		2	24	5	15	9	2							2	1	60	58	
宮城県	2	3	34	7	15	18	2	3	1				1	4	3	93	92	
秋田県		2	27	5	16	11	1	5						2	1	70	69	
山形県		2	19	5	11	7	1							2	1	48	48	
福島県		2	31	7	21	14	6	3						3	1	88	82	
茨城県		3	45	12	26	20	7	3					2	17	1	138	131	
栃木県		2	26	9	18	18	6							3	1	83	77	
群馬県		3	27	6	17	11	4				1			3	1	73	71	
埼玉県	2	3	63	19	39	23	8							14	2	173	168	
千葉県	2	2	72	19	41	39	7	6	1					14	2	207	203	
東京都	2	2	114	11	40	31	2	6	2	2	4	3	2	18	7	250	250	
神奈川県	4	2	67	18	38	18	9	7	3	5		2	6	13	4	198	196	
新潟県	2	3	42	14	26	13	1	3						3	1	108	108	
富山県		2	22	6	16	8	2		2					5	1	64	63	
石川県		2	20	5	14	10	3	3					1	7	1	66	64	
福井県		2	19	5	9	6	2	3						2	1	49	48	
山梨県		2	12	5	10	5	2							2	1	39	37	
長野県		2	35	10	23	12	4				2			12	1	101	99	
岐阜県		2	32	8	22	5	2							3	2	76	74	
静岡県	4	2	39	8	25	9	3	3			2		1	4	2	102	99	
愛知県	2	2	70	23	38	34	14	3	3			2	1	16	3	212	200	
三重県		2	25	5	17	5	1	3			2			5	1	66	65	
滋賀県		2	18	5	14	11	3							4	1	58	55	
京都府	2	2	29	8	15	11	3		1	1		1	2	7	2	84	80	
大阪府	4	2	79	15	34	22	6	9	1	3		1	2	18	2	200	197	
兵庫県	2	3	59	18	45	25	9	3		6				6	3	180	176	
奈良県		2	14	3	13	3	2							4	1	42	40	
和歌山県		2	23	7	13	5	4							2	1	57	53	
鳥取県		2	12	4	5	5	2						1	2	1	34	31	
島根県		2	16	5	11	4	1							4	1	44	43	
岡山県	2	3	27	11	21	9	3	3						4	1	84	82	
広島県	2	2	43	9	25	18	3	3	1	2	2		3	10	2	127	126	
山口県		2	24	7	13	12	2						2	3	1	66	65	
徳島県		3	12	4	9	6	3	3						1	1	42	39	
香川県		2	16	4	8	5	2							2	1	40	40	
愛媛県		2	20	7	13	7	2	3						3	1	59	57	
高知県		2	14	3	10	6	2							3	1	41	39	
福岡県	4	3	37	9	29	8	7	2	1				2	10	3	117	116	
佐賀県		2	13	3	7	4	1							2		32	31	
長崎県		2	19	5	15	5	2	3						2	1	54	53	
熊本県		2	22	9	18	9	4				2		1	4	1	72	69	
大分県		2	17	3	10	5	1						1	2	1	42	42	
宮崎県		2	13	4	11	6	2							2	1	41	39	
鹿児島県		2	21	6	19	7	3	3						3	1	65	62	
沖縄県		2	17	3	8	1	2									33	31	
計	38	108	1,562	385	935	551	167	98	17	19	15	9	31	261	70	4,285	4,165	

## 5 6 災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定

(目的)

第1条 この協定は、福岡県内の地域に災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第67条第1項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、福岡県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供
- (4) 救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣
- (5) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (6) 被災傷病者の受入れ
- (7) 遺体の火葬のための施設の提供
- (8) ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供
- (9) ボランティアの受付及び活動調整
- (10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

第3条 被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 応援の種類
- (3) 応援の具体的な内容及び必要量
- (4) 応援を希望する期間
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により福岡県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

3 応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

(応援の実施)

第4条 前条第1項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

2 前条第2項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

(自主応援)

第5条 被災市町村の長からの応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

(応援の調整)

第6条 知事は、前2条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

2 応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

(情報の交換等)

第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な情報等を相互に交換するとともに、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、平成17年4月26日から施行する。

2 この協定の成立は、県内全市町村長の同意書をもって証する。

## 5 7 九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ

国土交通省九州地方整備局（以下「九州地整」という。）企画部長と福岡県県土整備部長は、災害対策基本法第77条に関して、国土交通省所管施設に大規模な災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火等の自然災害により、社会的な影響が大きい重大な災害をいう。以下同じ）が発生し、または発生するおそれがある場合の応援に関する内容等を定め、もって被害の拡大や二次災害の防止を目的として、次のとおり申し合わせを行う。

なお、「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」（平成15年3月24日）については、廃止するものとする。

### （応援内容）

第1条 応援内容は、次の事項の実施に係る資機材や職員の応援に関するものとする。

- （1）施設の被害状況の把握
- （2）情報連絡網の構築
- （3）災害応急措置
- （4）その他必要と認められる事項

### （被災状況の連絡）

第2条 福岡県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合には、相互に連絡するものとする。

### （応援の実施）

第3条 九州地整局長は、福岡県県土整備部長からの応援要請に対して、必要性について判断のうえ、応援を行うものとする。

### （応援要請の手続）

第4条 福岡県の所管施設に大規模な災害が発生し、または発生のおそれがある場合福岡県県土整備部長は、九州地整企画部長に電話等により応援要請を伝え、すみやかに別紙－1の文書にて応援要請を提出するものとする。

2 九州地整企画部長は、前項の要請を受け、応援を行う場合には、福岡県県土整備部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。

### （応援要請の手続きができない場合の応援）

第5条 福岡県の所管施設に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きができない場合であっても、特に緊急を要し、かつ要請を待ついとまがないと認められる場合は、九州地整局長が独自の判断により応援できるものとする。この場合、あらかじめ九州地整企画部長は福岡県県土整備部長に電話等により応援する旨を伝え、すみやかに別紙－2の文書にて応援内容を通知する。ただし、連絡網が寸断されている等、連絡を取ることが困難であるときは、事前に連絡することを要しない。

### （経費の負担）

第6条 第1条に規定する応援を行った場合の経費の負担については下記のとおりとする。

#### 【災害初動時に第1条（1）、（2）の応援を行う場合】

九州地整の負担とする。なお、災害初動時とは、原則として九州地整が災害支援本部を設置している期間とする。

#### 【第1条（3）、（4）の応援を行う場合】

原則として応援を受けた機関の負担とするが、第1条（3）の応援を行う場合で、下記の①～④の全てに該当する場合は、原則として九州地整の負担とする。

- ①大規模な災害である場合
- ②国土交通本省が非常又は緊急災害対策本部を設置、若しくは非常体制を発令している場合
- ③被害拡大や二次災害の防止のための必要最低限の緊急対応である場合（施設復旧ではない）
- ④広域災害等で、本来緊急対応を実施すべき者が不明（未調整）、もしくは連絡不能や連絡するいとまがない場合で、応急措置や災害復旧事業の主体や分担が決定されるまでの間

(平常時の連絡)

第7条 九州地整企画部と福岡県県土整備部は、防災に関する情報や資料の交換を行い、応援の円滑な実施を図るものとする。

(その他)

第8条 この申し合わせに定めのない事項、または疑義が生じた事項については、九州地整企画部長と福岡県県土整備部長が協議して定めるものとする。

2 この申し合わせに関する実務責任者は、九州地整においては企画部防災課長、福岡県においては県土整備部県土整備総務課長とする。

(運用)

第9条 この申し合わせは、平成21年5月11日から適用するものとする。

平成21年5月11日

国土交通省九州地方整備局 企画部長

福岡県 県土整備部長



別紙－ 1

文 書 番 号  
平成 年 月 日

国土交通省九州地方整備局企画部長 殿

福岡県 県土整備部長

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」により、下記について応援を要請します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

文 書 番 号  
平成 年 月 日

福岡県 県土整備部長 殿

国土交通省九州地方整備局企画部長

「九州地方における大規模な災害時の応援に関する申し合わせ」により、下記について  
応援します。

- 1 期間
- 2 場所
- 3 応援内容
- 4 その他

## 58 災害に関する対策のための放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第57条に規定する放送に関して、福岡県知事と日本放送協会福岡放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づき協議し、災害に関する対策のための放送要請に関する手続きについて次のとおり協定する。

第1条 福岡県知事（以下「甲」という。）が法第57条の規定に基づき、日本放送協会福岡放送局長（以下「乙」という。）に、放送を要請するときの手続きは、この協定の定めるところによって行う。

第2条 甲が乙に、放送を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。

- (1) 放送を要請しようとする理由
- (2) 放送事項
- (3) 放送を行なう日時および放送系統
- (4) その他必要な事項

2 要請は、緊急を要するときは電話をもって要請することができるものとする。この場合事後すみやかに文書を提出するものとする。

第3条 乙は、甲からの放送の要請をうけたときは、その内容を検討し、法第57条の規定に適合するときは、放送の形式、内容、時刻及び放送系統等をそのつど決定し、すみやかに放送するものとする。

第4条 要請手続の円滑を図るため、福岡県民生部消防災害課長及び福岡放送局放送部長を連絡責任者とする。

第5条 この協定に規定する事項に関係して疑義等が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

第6条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定締結の証として本書2通を作成し当事者が記名押印のうえ、おのおの一通を保有する。

昭和41年10月17日

甲 福岡県知事 鵜崎 多一

乙 日本放送協会福岡放送局長 川嶋 浩

- (注) 福岡県は同様の協定を以下の9放送局（会社）と締結している。
- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| 日本放送協会北九州放送局      | 株式会社テレビ西日本        |
| 株式会社福岡放送          | 株式会社エフエム福岡        |
| 九州朝日放送株式会社        | アール・ケー・ビー毎日放送株式会社 |
| 株式会社ティー・エックス・エヌ九州 | 株式会社エフエム九州        |
| 株式会社九州国際エフエム      |                   |

## 緊急警報放送に関する確認

福岡県が日本放送協会福岡放送局に対して行う緊急警報放送に関する要請は、下記により行うことを確認する。

- 1 放送要請は、昭和41年10月17日締結の「災害に関する対策のための放送要請に関する協定」に基づいて行うものとする。
- 2 緊急警報は、福岡県知事が福岡放送局長に対して要請するものとする。ただし、市町村において緊急止むを得ない事情がある場合は、直接要請することができるものとするが、この場合も市町村長は、放送要請後速やかに知事にその要旨を報告するものとする。
- 3 緊急警報の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれがある次の場合に行うものとする。
  - (1) 事態が切迫し、避難勧告・命令や警戒区域の設定等についての情報伝達に緊急を要する場合
  - (2) 通常の市町村防災機関等の伝達手段では対応が困難で、伝達のための特別の必要がある場合
- 4 緊急放送要請は、別記様式により、電話及びファックス等を使って行うものとする。
- 5 災害が県境を越えて隣接県に波及するおそれがある場合は、県は隣接県と連絡をとって、別途隣接県所在のNHK放送局に連絡するが、福岡放送局も隣接局に連絡をとるものとする。
- 6 その他、緊急警報放送の取り扱いについて問題点や疑義等が生じた場合は、随時協議して改善を図ることとする。

昭和61年9月16日

福岡県民生部 消防防災課長 矢野 清 弘

日本放送協会福岡放送局放送部長 飯野 毅 紀

件名 放送要請について

平成 年 月 日

災害対策本部第 号

1 要請理由

- ① 避難勧告、警報等の周知、徹底を図るため
- ② 災害時の混乱を防止するため
- ③ (市・町・村) から要請があったため
- ④

2 放送事項 (内容、対象地域等)

3 放送希望日時

- ① 直ちに
- ② 日 時

4 その他

各機関においては、放送日時等について、速やかに下記あて連絡されたい。

(無線)

連絡先

(有線)

送 信	相手機関名		受 信	相手機関名	
	時 分			時 分	
	担 当 者			担 当 者	

※ 被要請機関は、折り返し4の連絡先に電話を入れ確認すること。

## 5 9 大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡県警備業協会（以下「乙」という。）は、大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、大規模な災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するための事項を定め、緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務を遂行して、県民生活の安全に寄与することを目的とする。

（要請業務の内容）

第2条 甲が乙に要請する業務は、次のとおりとする。

- 1 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- 2 避難場所その他の被災地における警戒活動警備業務
- 3 その他甲が必要であると認める警備業務

2 乙は、甲の要請に基づき、前項に指定する業務を実施するものとする。

（出動要請及び出動警備員）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、福岡県警備本部長（以下「警察本部長」という。）の意見を聞いて必要であると認めるときは、乙に出動を要請するものとする。

2 前項に規定する場合において、甲は、乙に対して、警察本部長を通じて、出勤の日時、場所、期間、必要な警備員数及び業務の内容を連絡するものとする。

3 乙は、警備員の出動を、乙の会員たる警備業者（以下「警備業者」という。）に依頼し、当該業者間の連絡調整等を行うものとする。

（費用の負担）

第4条 第2条第1項の業務に係る費用負担については、甲が負担するものとする。

（費用の請求及び支払）

第5条 乙は、業務終了後、当該業務に要した費用の支払いを甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（出動した警備員の災害補償）

第6条 第2条第2項の規定により出動した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（損害補償）

第7条 第2条第2項の規定により出動した警備員が、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者の責において行うものとする。

（訓練）

第8条 乙は、第2条第1項の業務を円滑に実施するため、平素から災害時を想定した訓練に努めるとともに、甲が実施する防災訓練に積極的に参加するものとする。

（細目）

第9条 この協定を実施するために必要な細目的事項については、福岡県警察と乙が別に定める。

（協議）

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定める。

（適用）

第11条 この協定は、平成12年1月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙著名の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月17日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻 生 渡  
乙 社団法人福岡県警備業協会  
会長 岩 崎 孝 行

## 大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務に関する細目協定

福岡県警察（以下「甲」という。）と社団法人福岡県警備業協会（以下「乙」という。）は、福岡県知事（以下「知事」という。）と乙との間で締結された「大規模な災害発生時における交通誘導その他の警備業務に関する協定」（平成12年1月17日付け、以下「基本協定」という。）第9条の規定に基づき、基本協定の細目事項について、次のとおり協定を締結する。

（具体的業務の指示）

第1条 甲は、乙の出動後における具体的業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長（以下「管轄署長」という。）を通じて指示するものとする。

（業務の着手）

第2条 乙の会員たる警備業者（以下「警備業者」という。）は、現場到着後直ちに、現場の責任者、従事人員及び到着時間その他必要な事項を管轄署長に報告しなければならない。

2 基本協定第4条の規定による福岡県が負担する費用の対象となる業務は、管轄署長が前項の報告を受けた時をもってその着手とする。

（業務の完了）

第3条 警備業者は、業務が完了したときは、その旨を直ちに、管轄署長に報告しなければならない。

2 基本協定第4条の規定による福岡県が負担する費用の対象となる業務は、管轄署長が前項の報告を受けた時をもってその完了とする。

（費用の請求）

第4条 乙の福岡県に対する費用の請求は、甲を通じて行うものとする。

（出動警備員の資格）

第5条 基本協定第2条第1項の要請業務に従事する警備員は、専門的知識・技能を有し、かつ、警備業務の経験が1年以上ある者でなければならない。

2 前項に規定する警備員には、努めて警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）に定める検定の合格者を充てるものとする。

（出動可能人員の届出）

第6条 乙は、毎年1月末日までに、甲に対して警備業者別出動可能人員を届け出なければならない。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第8条 この協定は、平成12年1月17日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙著名の上、それぞれ1通を保有する。

平成12年1月17日

甲 福岡県警察

警察本部長

中村正則

乙 社団法人福岡県警備業協会

会長

岩崎孝行

## 60 農林水産省災害対策用乾パン及び乾燥米飯備蓄管理状況調

備蓄場所	東京都立川市緑町無番地(立川市緑町無番地) 愛知県名古屋市港区大江町1-5(大江政府倉庫)	
数量	乾パン	各50,040食 (合計 100,080食)

### 61 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

平成21年5月29日付け 21総食第113号 総合食料局長通知

#### 第2章 政府所有米穀の販売

#### 第8 災害救助法及び国民保護法に関する法律が発動された場合の特例

##### 1 災害救助用米穀の引渡しの体制時整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事(以下「知事」という。)又は市町村長(特別区の区長を含む。)からの政府所有米穀の緊急の引渡要請に応じるため、地方農政事務所長等に、あらかじめ当該地方農政事務所等が所在する都道府県の知事と協定を締結させる。

ア 災害救助法(昭和22年法律第118号)が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の協定の内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀(以下「災害救助用米穀」という。)は、国内産米穀(政府倉庫に保管される災害対策用乾パンを含む。)とすること

イ 市町村長が、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ない場合には、災害用米穀の引渡しを地方農政事務所長等管下の地域課長又は農林水産省寄託倉庫の責任者に直接要請することができること

ウ 知事は、災害用米穀の引渡しを受けた米穀の全量を買受けること

エ ウの販売価格の決定に関すること



オ 代金の納付は原則として 30 日以内とし、担保及び金利を徴しないこと

## 2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に直接販売するときは、地方農政事務所長等(分任契約担当官)に販売手続を行わせる。

(1) 地方農政事務所長等(分任契約担当官)は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約を締結する。

(2) 地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、災害救助用米穀を引き渡すときは、荷渡指図書を知事又は知事が指定する引取人(以下「引取人」という。)に発行・交付する。

(3) 地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、荷渡指図書の発行・交付の時間的余裕がないときは、次により災害救助用米穀を引取人に引き渡す。

ア 災害救助用米穀が保管されている政府倉庫又は農林水産省寄託倉庫(以下「引渡倉庫」という。)の責任者に電話又は他の通信方法により災害救助用米穀の種類、年産、産地、品種、等級、包装及び数量等荷渡指図書に記載すべき事項を指示するとともに、引渡倉庫を管轄する地域課長に指示した内容を通知する。

イ アの指示又は通知を受けた引渡倉庫責任者及び地域課長に地方農政事務所長等(分任物品管理官)の指示内容を記録させる。

ウ 地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、災害救助用米穀の引渡しを指示した引渡倉庫責任者に対して、引取人に災害救助用米穀を引き渡すときは、引取人から、災害救助用米穀の種類、年産、産地、品種、等級、包装及び数量等を明らかにした受領書を必ず徴させる。

(4) (3)で地方農政事務所長等(分任物品管理官)と倉庫及び地域課長との間で連絡がつかない場合は、以下のとおり取り扱う。

ア 市町村長は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する知事の指示を受け得ないで場合であって、緊急に災害救助用米穀の引取りを必要とするときは、直接地域課長(地域課長に連絡のとれないときは当該地域課の保管業務担当者である地方農政事務所等職員。以下「保管業務担当職員」という。)又は当該倉庫責任者に文書により災害救助用米穀の引取りを要請する。

イ 地域課長又は保管業務担当職員は、市町村長から文書で要請を受けたときは、災害救助用米穀の引渡しを引渡倉庫に指示する。引渡倉庫の責任者は、地域課長又は保管業務担当者の指示に基づき引き渡すときは、(3)のウに準じて市町村長から受領書を徴する。

ウ アの保管業務担当者に連絡がとれない場合は、市町村長は引渡倉庫の責任者に文書により緊急

な引渡しを要請できる。

この場合、引渡倉庫の責任者は、市町村長の要請書に基づき災害救助用米穀を引き渡すものと  
し、(3)のウに準じて市町村長から受領書を徴する。

エ 市町村長が緊急な引渡しを要請できる災害救助用米穀の数量は、被災者及び災害救助従事者に  
対する炊き出し等給食に必要な数量とする。

オ 地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、地域課長に対しイ又はウにより災害救助用米穀の引  
渡しを行ったときは、市町村長に引き渡した日別、倉庫別の災害救助用米穀の種類、年産、産地、  
品種、等級、包装及び数量等を報告させる。

### 3 売買契約書及び荷渡指図書が発行等事務整理

地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、荷渡指図書を発行・交付せずに災害救助用米穀を引き渡  
した場合の売買契約及び荷渡指図書の事務整理を行う。

(1) 地方農政事務所長等(分任契約担当官)は、知事と実引渡日ごとの実引渡数量を明らかにした明  
細書を知事から徴し、2の(4)のオの地域課長からの報告と照合した上で、売買契約の改定又は締結  
を行う。

(2) 地方農政事務所長等(分任物品管理官)は、(1)により売買契約を締結した日付で荷渡指図書を発  
行し、知事に交付する。

## 6.2 県内の物資（食糧・生活必需品・医薬品等）の備蓄状況

### 1 食糧

#### (1) 県（福祉総務課）

平成7年6月、県内6業者と締結した食糧供給協力協定により、災害時における供給に備える。

品 目	供給可能食数	供給業者
おにぎり	22,000	3
パン	33,000	3
乾パン	18,000	県備蓄

#### (2) 市町村

品 目	数 量	品 目	数 量
乾パン	6,735食	副食缶詰	11,978個
米	3,459kg	飲料水	45,795リットル
主食缶詰	7,028個	飲料水（協定）	8,258リットル

（平成21年4月現在）

### 2 生活必需品等

#### (1) 県（福祉総務課）

県消防学校に下記の災害救助物資を備蓄している。

品 目	数 量	品 目	数 量
歯ブラシ	3,000本	尿パット	6,600枚
歯磨き	1,000本	生理用ナプキン	19,000枚
タオル	3,000本	ポリタンク	1,000個
石鹸	1,000個	下着	6,000枚
紙おむつ(小児用)	7,400枚	毛布	3,000枚
紙おむつ(大人用)	6,000枚	ジャージ	6,000枚

（平成21年4月現在）

#### (2) 日赤（福岡）

品 目	数 量	品 目	数 量
毛布	6,050枚	タオルセット	423組
緊急セット	2,773組	医薬品セット	723組

（平成21年12月31日現在）

#### (3) 市町村

品 目	数 量	品 目	数 量
毛布	9,420枚	被服	1,318組
毛布（協定）	8,931枚	医療品セット	2,041組
簡易トイレ	12個	ローソク	2,290本
テント	62張	懐中電灯	3,286個

（平成21年4月現在）

3 医薬品等

(1) 県 (薬務課)

【緊急医薬品等セット概要 2万人分の内容】

区分	品名	備蓄方法	品目数		備蓄先
診療創傷セット	縫合糸、縫合針、手術用手袋等	流通	6	49	医療機器 協会会員
	血圧計、携帯型心電計、聴診器 外科尖刀、止血鉗子、鉗子立等	保管	43		
蘇生気管セット	口腔吸引チューブ、気管切開チューブ等	流通	4	21	
	手動式蘇生器、自動蘇生器等 鼻鏡、咽頭鏡等	保管	17		
衛生材料セット	滅菌ガーゼ、注射器、包帯等	流通	13	24	医薬品卸業 協会会員
	皮膚用鉛筆、石鹸等	保管	11		
事務用品セット	筆記具等	保管	28	28	
医薬品	抗生物質、消毒剤、解熱鎮痛剤等	流通	38	39	
	乾燥抗破傷風人免疫グロブリン	購入保管	1		
合計			161		

### 6 3 災害時における医薬品等の供給に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と、福岡県医薬品卸業協会（以下「乙」という。）との間に、大規模災害発生に際し医薬品等の確保を図るため、次のとおり協定を締結する。

（総 則）

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における医薬品等の調達業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、災害時における医薬品等の確保を図るため、医薬品等を調達する必要があるときは、乙に対し、協力を要請するものとする。

（要請の範囲）

第3条 要請の範囲は次に掲げる事項とする。

- 1 甲が指定する医薬品等の調達納入
- 2 甲が備蓄している医薬品等の被災地医療救護所等への搬送

（要請事項の措置等）

第4条 乙は、第2条の規定に基づき、甲から要請を受けたときは、要請事項について速やかに措置するとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（要請の方法）

第5条 第2条の規定による第3条に掲げる事項の要請は文書によることとするが、緊急の場合には電話等によることができるものとする。

（緊急要請）

第6条 第2条の規定による協力要請において、やむを得ない事情により、甲が乙と連絡がとれない場合は、甲は、直接乙の加入協会員に対し、協力を要請することができるものとする。

（医薬品等の引取）

第7条 医薬品等の引取の場所については、甲が指定するものとし、当該場所において甲が品目、規格及び数量を確認のうえ、これを引き取るものとする。

（費用弁償）

第8条 甲は、乙の協力による緊急に調達された医薬品等の実費及び甲の備蓄医薬品等の搬送に係る実費を負担するものとする。

（その他）

第9条 この協定の運用に関しての細目は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期限）

第10条 この協定の有効期限は1年とし、有効期限満了の1ヵ月前までに甲乙いずれかの申し出がない場合は継続するものとする。

（適 用）

第11条 この協定は平成8年8月22日から適用する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲、乙それぞれ1通を保有する。

平成8年8月22日

甲 福岡市博多区東公園7-7  
福岡県  
福岡県知事 麻生 渡  
乙 福岡市博多区山王2丁目3-5  
福岡県医薬品卸業協会  
会 長 大黒隆博

（注）同様の協定を福岡県医療機器協会（理事長 井本修正）とも締結している。

## 災害時における医薬品等の供給に関する協定に係る運用細目

(趣旨)

第1条 この運用細目は、災害時における医薬品等の供給に関する協定（以下「協定」という。）第9条に規定により、運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡網等の整備)

第2条 災害時における緊急連絡網等は別紙1、別紙2、別紙3及び別紙4とし、福岡県（以下「甲」という。）及び福岡医薬品卸業協会（以下「乙」という。）それぞれ保有するものとする。

(福岡県医療機器協会)

2 乙は連絡網等に変更あるときは、別紙（様式1）により甲に報告するものとし、常に連絡網の整備を図ることとする。

(医薬品等の引取)

第3条 県備蓄医薬品が陸送不可能な場合における指定する搬送先ヘリポートは別紙5のとおりとする。  
2 医薬品の引取場所は甲が指定する医療救護所等とするが、一般車両での通行不可能な被災地内等交通制限地域内の被災地医療救護所等の場合は、引取場所を県支援物資集積所（県消防学校：福岡町）とする。

(注文票及び納品票)

第4条 災害時における医薬品の注文票および納品票は別紙（様式2、様式3）のとおりとする。

(費用弁償)

第5条 協定第8条の規定による調達医薬品等に係る実費（引取価格）は、災害発生直前における適正な価格とする。また、甲が備蓄する医薬品等の搬送に係る実費は、当該地域における通常の輸送に要する運転手及び燃料費込みの自動車借り上げ料とし、利潤を想定しないものとする。この場合の燃料費は災害発生直前における適正価格とする。

(協 議)

第6条 この運用細目の実施に関し必要な事項及びこの運用細目に定めのない事項は、甲乙が別に協議して定めるものとする。

(適 用)

第7条 この運用細目は、平成8年8月22日から適用する。

(様式1)

連絡網等変更報告書

1 連絡網の変更

変 更 前	変 更 後

2 緊急車両等（事前届出）の変更

変更前	変更後 ※自動車検査証の写し添付
搬送担当者（会社、住所、氏名）	搬送担当者（会社、住所、氏名）
事前届出済車両番号	事前届出済車両番号
その他	その他

平成 年 月 日

住 所

氏 名

福岡県知事殿

(様式2)

注文票	→→→	保健医療介護部薬務課 (御事務所) へ	No /
-----	-----	---------------------	------

FAX 092-641-7537

年 月 日 時

注文・納品場所 ( 救護所・医療機関名称 )	
[ ]	
-----	
住所 [ ] TEL [ ] FAX [ ]	
注文責任者氏名 印又はサイン	印
道路情報 福岡交通管制センター (福岡・筑後) TEL 092-641-0701	
北九州交通管制センター (北九州・筑豊) TEL 093-582-1320	
-----	
道路状況・車両規制状況	
患者動向 (患者数、状況等)	

必要医薬品等

No	品名	製造業者名	規格・単位	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					



(様式3)

納品票	→→	卸事務所・保健医療介護部薬務課 あて	No /
-----	----	--------------------	------

FAX 092-641-7537

年 月 日 時

連絡

(品物の流れ) 薬務課 → 卸事務局 → 卸会社名 (下記) → 医療機関等  
(伝票の流れ) 卸会社名 (下記) → 卸事務局 → 薬務課

納品場所 (救護所・医療機関名称)	
住所 [ ] TEL	
[ ]	
納入業者	業者名 担当者氏名 印
	住所
注文責任者 (受領者)	氏名 印

※道路情報 福岡交通管制センター (福岡・筑後) TEL 092-641-0701  
北九州交通管制センター (北九州・筑豊) TEL 093-582-1320

納品医薬品等

	品名	製造業者名	規格・単位	数量	備考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

備蓄場所直近のヘリコプター臨時離発着場一覧

平成21年4月現在

備蓄業者名	臨時離発着場名	広さ (m)
○福岡ブロック 薬：(株) 翔葉 器：(株) ムトウ福岡支社	平和台陸上競技場 福岡市中央区城内1-4	192 × 118
○北九州ブロック 薬：(株) アトル北九州 営業部小倉支店 器：(株) アステムメディカル 北九州第二支店	陸上自衛隊小倉駐屯地 北九州市小倉南区北方5-1-1	120 × 60
○筑豊ブロック 薬：九州東邦(株) 飯塚支店 器：山下医科器械(株) 筑豊営業所	工業団地グラウンド 飯塚市庄内町大字有安958-18	200 × 90
○筑後ブロック 薬：(株) アステム久留米 支店 器：(株) 東京ダイヨー 器械店	久留米大学ヘリポート 久留米市東櫛原町干満601	25 × 28

## 6 4 災害時における食糧供給協力に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）は、災害時における応急食糧の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、福岡県内に災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、乙に対し次に掲げる事項を記載した文書をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

- (1) 協力を要請する事由
- (2) 供給を必要とする食糧の種類及び数量
- (3) 協力を必要とする期間及び納入場所
- (4) その他必要な事項

（協 力）

第2条 乙は、前条により甲の食糧供給の要請を受けたときは、食糧の供給に積極的に協力し、甲の指定する場所に必要数量を納入するものとする。

（費用弁償）

第3条 この協定に基づく協力のため要した費用は、甲が負担する。ただし、甲が負担すべき食糧の価格は、甲乙双方が協議のうえ、災害発生時直前における適正な価格とする。

（細 目）

第4条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、その都度、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（協定の効力）

第6条 この協定は締結の日から適用する。

甲及び乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各自1通保有するものとする。

平成7年6月30

甲 福岡県福岡市博多区東公園7番7号  
福 岡 県  
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙 所在地  
名 称  
代表者

食糧供給協力協定締結業者一覧

地 区	名 称	所 在 地	T E L	備 考	供 給 可 能 食 数
北九州市	(株)東筑軒	北九州市八幡西区堀川町4番1号	093-601-2345	おにぎり	10,000
	北九州駅弁当	北九州市小倉北区下富野3丁目6-3	093-531-0030	おにぎり	2,000
	クラウン製パン(株)	北九州市小倉北区泉台4-4-41	093-651-5559	パン	20,000
福 岡 市	中屋フーズ(株)	福岡市博多区住吉2丁目5番17号	092-281-4429	おにぎり	10,000
大野城市	(株)リョーユーパン	大野城市旭が丘1丁目7-1	092-596-2111	パン	10,000
大牟田市	(有)菓舗だいふく	大牟田市長田町7番地	0944-53-3333	パン	3,000

合計 55,000

\* 食糧供給可能食数については、発注後24時間以内に生産できる数量である。ただし、発注する時期や時間帯により、供給可能数量が変動する。

## 6 5 災害時における食糧等物資の供給に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社ローソン（以下「乙」という。）とは災害救助に必要な食糧等物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を供給する必要があるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

- (1) 福岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 福岡県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

（供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達・製造が可能な物資とする。ただし、乙の加盟店への商品供給を優先すること、物流ラインの断絶等により、物資の供給が不能又は遅延する場合があることを、甲は予め承諾するものとする。

- (1) 食料品
- (2) 飲料水
- (3) 日用品
- (4) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「物資発注書」（別紙第1号様式）をもって行なうものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を「物資供給可能数量・措置の状況報告書」（別紙第2号様式）により甲に提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 甲は、当該場所への物資運搬は乙の指定業者が行なうことを予め承諾する。
- 5 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

- (1) 引渡しの日時及び場所
- (2) 引渡しに係る物資の品目及び数量

（費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前の乙の店舗での販売価格（災害発生前の取引については取引時の販売価格）とする。

（費用の支払い）

第7条 第6条第1項に係る費用は、乙からの請求後1ヶ月以内に甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。ただし、期限内の支払いができない場合は、第11条に基づき協議を行うものとする。

（連絡責任者の報告）

第8条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届」（別紙第3号様式）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（その他）

第10条 乙は、自己の加盟店もしくは関係者（配送業者等）に最大限の努力をもってこの協定を履行するよう求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、強制することが困難な事情がある場合、甲はこれを承諾する。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(効力)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了日までに、双方いずれからも意思表示がないときは、1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(解除)

第13条 この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日1ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成18年 3月28日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 大阪府吹田市豊津町9番1号  
株式会社ローソン  
代表取締役社長 新浪 剛

(注) 福岡県は同様の協定を株式会社セブン-イレブン・ジャパンと締結している。

物 資 発 注 書

平成 年 月 日

株式会社ローソン  
代表取締役社長 殿  
(担当部署 FCサポートステーション総務)

福岡県知事  
(担当部署 部 課)

災害時における食糧等物資の供給要請について

災害時における食糧等物資の供給に関する協定第3条に基づき、下記のとおり要請します。なお、第4条の規定により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

記

要請する物資

要請期日	要請品目	要請数量	搬入希望場所

※ 要請数量は、1日あたり数量とする。

問い合わせ先  
福岡県 部 課  
電話  
FAX  
担当

物資供給可能数量・措置の状況報告書

平成 年 月 日

福岡県知事 殿  
(担当部署 部 課)

株式会社ローソン  
代表取締役社長  
(担当部署 FCサポートステーション総務)

災害時における食糧等物資の供給に関する協定第4条に基づき、当社の物資供給可能数量・措置の状況を下記のとおり報告します。

記

1. 供給可能数量

発災直後		発災後3日以降	
品名	供給可能数量	品名	供給可能数量
(調理不要の食品)		(主食+副食品)	
おにぎり 弁当 パン 飲料水(お茶等) その他		おにぎり 弁当 パン 缶詰 カップラーメン カップ味噌汁 飲料水(お茶等) その他	
下着類( ) タオル( ) 懐中電灯( ) 乾電池( ) 軍手( ) ちり紙( ) ろうそく( ) ウエットティッシュ( ) カセットボンベ( ) ※その他 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )			

注：協定書第4条による報告は、被災がないと想定した場合の1日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

2. 物資の搬入場所・方法(いずれかに○をつける)

- ① 福岡県指定集積場所(搬入希望場所)まで当社が搬入する。
- ② 当社指定場所で福岡県に引渡し。( )
- ③ その他( )

搬入方法(陸路、空路、海路)

## 6 6 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と全国農業協同組合連合会福岡県本部（以下「乙」という。）は、災害発生時等における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）福岡県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

### （供給する物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げるもののうち、要請時点で乙が供給可能な物資とする。

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、「災害時における物資の供給に関する要請書」（別紙第1号様式）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しの終了後、速やかに「物資供給完了報告書」（別紙第2号様式）により甲に報告するものとする。

### （費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

### （費用の支払い）

第7条 甲が引き取った物資の代金及び乙が行なった運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

### （災害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。



(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、物資の供給に支障を来さないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を「連絡先報告届」(別紙第3号様式)により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、その内容に変更が生じた場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第10条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

2 次に掲げる協定は、廃止する。

(1) 福岡県及び福岡県購買販売農業協同組合連合会が締結した「災害時における物資供給協力に関する協定書」(平成9年2月6日締結)

(2) 福岡県及び福岡県園芸農業協同組合連合会が締結した「災害時における物資供給協力に関する協定書」(平成9年2月6日締結)

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 福岡県

代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区天神4丁目5番23号  
全国農業協同組合連合会福岡県本部  
県本部長 高武 俊基

殿

福岡県知事

災害時における物資の供給に関する要請書

「災害時における物資の供給に関する協定」に基づき、下記のとおり要請します。なお、本要請に対する貴団体の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第5条第4項）により、速やかに報告願います。

記

1 災害及び物資供給を必要とする状況

2 供給を必要とする期日等

要請期日	必要とする物資の種類	数量	物資運搬先

年 月 日

### 物資供給完了報告書

福岡県知事 様

平成 年 月 日付 第 号による物資供給要請について、「災害時における物資の供給に関する協定」(第5条第4項)に基づき、下記のとおり物資の供給が完了しましたので報告します。

#### 記

##### 1 物資供給完了内容

引渡し日時	場所	物資名	数量	備考

## 6 7 災害時における物資供給協力に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と九州百貨店協会（以下「乙」という。）は、災害時における応急の物資の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### 第1条（要請）

甲は、災害が発生し、乙の協力を必要とするときは、応急の指定物資及び福岡県内の指定納入場所を、電話等により直ちに要請し、後日速やかに別紙様式による文書を提出するものとする。

### 第2条（物資の指定）

応急の物資は、別表の生活必需品等の中から緊急時の状況により、甲乙協議の上、その全部又は一部を指定する。

### 第3条（協力）

乙は、前条により甲の物資の要請を受けたときは、物資の供給に積極的に協力し、甲の指定する場所に指定数量を納入するものとする。

### 第4条（費用弁償）

この協定に基づく協力のために要した費用は、甲が負担する。但し、甲が負担すべき物資の価格は、甲乙双方が協議の上、災害発生直前における適正な価格とする。

### 第5条（協議）

この協定実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

### 第6条（適用）

この協定は、締結の日から適用する。

甲および乙は、本協定書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成8年4月30日

甲 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区天神二丁目8番49号富士ビル8階  
九州百貨店協会 会長 宮嶋 昭二

## 別表（第2条）

### 生活必需品等の範囲

- |            |   |                    |
|------------|---|--------------------|
| 1. 寝       | 具 | (毛布、布団等)           |
| 2. 被       | 服 | (肌着等)              |
| 3. 炊 事 道 具 |   | (鍋、炊飯用具、包丁等)       |
| 4. 食       | 器 | (茶碗、皿、はし等)         |
| 5. 保 育 用 品 |   | (哺乳瓶等)             |
| 6. 光 熱 材 料 |   | (マッチ、ローソク、簡易コンロ等)  |
| 7. 日 用 品   |   | (石鹸、タオル、ちり紙、歯ブラシ等) |
| 8. 衣 料 品   |   |                    |
| 9. そ の 他   |   |                    |

別 紙

平成 第 年 月 日

様

福 岡 県 知 事 印

供 給 要 請 書

災害時における物資供給協力に関する協定に基づき、次の物資の供給を要請します。

品 目	数 量	備 考

供 給 確 認 書

品 目	数 量	備 考

平成 年 月 日

福岡県 印

## 68 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）とイオン九州株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における生活必需品等の物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）福岡県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

### （供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で、乙が保有する物資とする。

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

### （費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

### （費用の支払い）

第7条 甲が引取った物資の代金及び乙が行なった運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

### （災害補償）

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 3月28日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号  
イオン九州株式会社  
代表取締役社長 松井 博史

(注) 福岡県は同様の協定を以下の5社と締結している。

- ・マックスバリュ九州株式会社
- ・株式会社イズミ
- ・株式会社西鉄ストア
- ・株式会社ミスターマックス
- ・株式会社サンリブ

別表(第2条に規定する物資)

物資区分	区分	品名
日用品および生活雑貨	衣料等	トレーナー、下着類、靴下、運動靴、タオル
	日用品	毛布・布団等、生理用品、哺乳瓶、紙オムツ、トイレットペーパー、ビニールカップ(雨具)、マスク、ポリ袋、バケツ、懐中電灯、乾電池、石鹼、洗剤、歯磨き粉、歯ブラシ
	炊事道具	紙コップ、紙皿、割り箸、スプーン、鍋、包丁、まな板、やかん
	光熱材料	マッチ、ライター、ローソク、簡易コンロ、カートリッジガスボンバ
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	







## 6 9 災害時における物資の供給に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と嘉穂無線株式会社（以下「乙」という。）とは、災害発生時等における日用品（資材）等の物資（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能な物資の供給を要請することができる。

- （1）福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）福岡県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

### （供給物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、別表に掲げる物資のうち、要請時点で、乙が保有する物資とする。

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

### （費用）

第6条 乙が供給した物資の代金及び引渡し場所までの運搬に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した物資の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

### （費用の支払い）

第7条 甲が引取った物資の代金及び乙が行なった運搬に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第 8 条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第 9 条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第 10 条 甲及び乙は、物資供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第 3 号様式により、甲に毎年 4 月に報告を行うものとする。ただし、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第 11 条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 12 条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

平成 1 8 年 3 月 2 8 日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡県福岡市南区塩原 1 - 2 8 - 2 4  
嘉穂無線株式会社  
代表取締役 柳瀬 真澄

(注) 福岡県は同様の協定を以下の 2 社と締結している。  
・株式会社ナフコ                               ・ N P O 法人 コメリ 災害対策センター

別表(第 2 条に規定する物資)

物資区分	区 分	品 名
日用品(資材) 等	日用品(資材)	ブルーシート、レジャーマット、ロープ、テント、懐中電灯、乾電池、ビニールカップ(雨具)、ヘルメット、モップ、バケツ、ポリタンク、給油ポンプ、石油ストーブ、土のう袋
	衣料等	軍手、長靴、タオル
その他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資で乙が供給可能な物資	





## 70 災害時におけるレンタル機材の供給に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と株式会社アクティオ（以下「乙」という。）とは、災害発生時等におけるレンタル機材（以下「機材」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

### （要請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、乙に対し、供給が可能なレンタル機材（以下「機材」という。）の供給を要請することができる。

- （1）福岡県内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。
- （2）福岡県外の災害応急対策のため、国又は関係都道府県から、機材の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

### （供給機材の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する機材は、移動トイレ、発電機、その他の保有する機材のうち、要請時点で、乙が保有する機材とする。

### （要請の方法）

第3条 第1条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

### （要請に基づく乙の措置）

第4条 第1条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

### （機材の運搬、引渡し）

第5条 機材の引渡し場所、運搬経路は、甲が乙と協議の上、指定するものとし、引渡し場所までの機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員を派遣し機材を確認の上、引き取るものとする。
- 3 甲は、前項による引取りを甲の指定する者に代行させることができる。
- 4 乙は、機材の引渡しが終了した後、速やかに別紙第2号様式により甲に報告するものとする。

### （費用）

第6条 乙が供給した機材の賃貸に係る費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

- 2 乙が供給した機材の賃貸価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）とする。
- 3 乙が行なった運搬に係る費用は、甲乙協議の上決定する。

### （費用の支払い）

第7条 甲が借り受けた機材の賃貸に係る費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する地方自治体から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第9条 甲は、乙が機材を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、機材の供給に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が大幅に変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第11条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 3月28日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 株式会社アクティオ

(注) 福岡県は同様の協定を以下の2社と締結している。  
株式会社レンタルのニッケン  
太陽建機レンタル株式会社







## 7 1 災害時における支援・協力に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と福岡県農業協同組合中央会（以下「乙」という。）は、災害時において、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、非常災害時において、被災者に対する救援活動等を支援するため、応急生活物資の調達及び安定供給並びにボランティア活動への支援等を円滑に行い、県民生活の早期安定と復興に寄与することを目的とする。

（協力内容）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は、乙に対し、情報の提供及び必要な要請を行い、乙は、これを受けてJAグループの連絡、調整を図り、会員組合に対して、必要な要請及び指導を行うものとする。

2 乙は、災害時に会員組合の役職員及び組合員が、市民ボランティア活動に参加する場合には、必要な支援を行うものとし、甲は、乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

3 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（防災意識の向上）

第3条 乙は、会員組合及び組合員の防災意識の向上に努め、甲は、乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項で、被災者に対する支援が必要な場合は、甲乙双方が協議のうえ決定するものとする。

2 この協定に疑義が生じた事項については、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（適用）

第5条 この協定は、締結の日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年2月6日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区天神4丁目10番12号  
福岡県農業協同組合中央会  
会 長 山 口 槌 夫

## 7 2 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、災害時における応急仮設住宅（以下「住宅」という。）の建設に関して、福岡県（以下「甲」という。）が社団法人プレハブ建築協会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この協定において「住宅」とは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号に規定する応急仮設住宅をいう。

(所要の手續)

第3条 甲は、住宅建設の要請に当たっては、建築場所、戸数、規模、着工期日及びその他必要と認める事項を文書をもって乙に連絡するものとする。ただし、緊急の場合は電話等によることができる。この場合において、甲は、後に前記文書を速やかに乙に提出しなければならない。

(協 力)

第4条 乙は、前条の要請があったときは、乙の会員である住宅建設業者（以下「丙」という。）のあつせんその他可能な限り甲に協力するものとする。

(住宅建設)

第5条 乙のあつせんを受けた丙は、甲（甲が住宅建設業務を市町村長に委任した場合には、当該市町村長。次条において同じ。）の要請に基づき住宅建設業務を行うものとする。

(費用の負担及び支払)

第6条 丙が前条の住宅建設に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 甲は、丙の住宅建設終了後検査をし、これを確認したときは、丙の請求により前項の費用を速やかに支払うものとする。

(連絡窓口)

第7条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県建築都市部住宅課、乙においては社団法人プレハブ建築協会担当部とする。

(報 告)

第8条 乙は、住宅建設について、協力できる生産能力及び建設能力等の状況を毎年1回甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に対して随時報告を求めることができる。

(会員名簿等の提供)

第9条 乙は、本協定に係る乙の業務担当部員名簿及び乙に加盟する会員の名簿を毎年1回甲に提供するものとし、部員及び会員に異動があった場合は、甲に報告するものとする。

(協 議)

第10条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

(適 用)

第11条 この協定は、平成7年3月24日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成 7年 3月24日

甲	福岡県福岡市博多区東公園7-7 福岡県
乙	福岡県知事 奥田 八二 東京都港区芝公園3丁目1番38号 社団法人 プレハブ建築協会 会 長 石 橋 一

### 7 3 災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定

福岡県(以下「甲」という。)と社団法人福岡県L Pガス協会(以下「乙」という。)は、災害が発生した場合における物資の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

#### (目的)

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、大規模な災害が発生した場合(以下「災害時」という。)に、甲と乙が相互に協力し、被災した県民等に対して行う液化石油ガス(以下「L Pガス」という。)の供給等に関する協力事項について定めることにより、迅速かつ的確な応急活動及び復旧活動を遂行して県民生活の安定に寄与することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この協定において「L Pガス供給等」とは、災害時における公共施設などの避難所及び避難場所(以下「避難所等」という。)において、L Pガスを供給するために必要な器具類及び配管並びに容器等(以下「L Pガス設備」という。)を用いてL Pガスを供給することをいう。

#### (L Pガス供給等の協力要請)

第3条 甲は、災害時において避難所等へL Pガス供給等を必要と認めるときは、乙に対して協力を要請することができる。

2 前項の要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは口頭で要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

#### (協力事項の発動)

第4条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が福岡県災害対策本部を設置し、災害救助法第2条の救助を行う場合に、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

#### (L Pガス供給等の協力実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、優先的にL Pガス供給等に協力するものとする。

#### (L Pガス設備等の設置及び保安業務)

第6条 L Pガス設備等の設置及び保安業務は、甲または乙の指定するものを行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して設置及び保安業務の協力を求めることができる。

#### (費用等の負担)

第7条 第5条及び第6条の規定によるL Pガス供給等の費用負担区分は、原則として別表のとおりとする。

2 前項の規定により甲が負担すべき費用の価格は、平常時の適正な価格を基準として甲、乙協議の上決定するものとする。

3 甲の要請により参加協力した乙の会員が被災した場合は、乙の責任において対処する。

#### (設置の確認)

第8条 L Pガス設備等の設置場所は甲が指定するものとし、甲は当該設置場所に職員を派遣し、設備等を確認するものとする。ただし、甲が設置場所に職員を派遣できない場合は、甲が指定するものが後日確認するものとする。

#### (情報の収集・提供)

第9条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な生活情報の提供に努めるものとする。

#### (その他)

第10条 この協定の実施に関し、必要な事項またはこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

#### (適用)

第11条 この協定は、平成15年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年 4月 1日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市博多区千代一丁目12番1号  
社団法人福岡県LPガス協会  
会 長 寺崎 和典

#### 別表 (第7条)

- 1 甲が費用負担するもの
  - (1) LPガス消費器具費
  - (2) LPガス費
  
- 2 乙が費用負担するもの
  - (1) 保安業務費
  - (2) LPガス設備の移送費
  - (3) LPガス設備の設置及び撤去に係る人件費
  - (4) その他LPガスを供給するために必要な器具類費

## 7 4 災害時等における総合的支援体制に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と伊藤忠商事株式会社（以下「乙」という。）及び乙のグループ会社（以下「協力会社」という。）である株式会社ファミリーマート（以下「丙」という。）、伊藤忠エネクス株式会社（以下「丁」という。）、株式会社エコア（以下「戊」という。）、アイ・ティー・シーネットワーク株式会社（以下「己」という。）は、甲の災害予防対策及び応急対策に係る支援内容等に関して、次のとおり協定を締結する。

### （支援内容）

第1条 乙は、甲の災害予防対策及び応急対策に係る支援として、甲と協力会社間の総合調整を行うものとする。

2 協力会社は、甲の災害予防対策及び応急対策に係る支援を、甲の要請に応じて以下のとおり実施するものとする。

#### （1）丙の支援内容

災害時に、供給可能な物資（食料品、飲料水、生活必需品等）を被災地等に供給する。

#### （2）丁の支援内容

福岡県内のサービスステーションにおいて、災害時の緊急車両（警察・消防・物資運搬車両等）へ優先的な給油を行うこととする。また、被災地付近のサービスステーションを緊急避難場所や帰宅困難者用の一時休憩所、及び近隣被災者用の非常用食料・飲料水・物資の集積地として施設提供を行う。

#### （3）戊の支援内容

災害時に、炊き出しなどで利用する為のLPガスとガスボンベ、及び関連機器（給湯器、ストーブ、ガスコンロ等）を被災地等へ供給するとともに、LPガスの正しい使い方を指導する。

また、初動緊急措置として、二次災害発生防止を主眼にLPガスの供給停止など適切な処置や、拡声器・チラシ配布等による二次災害防止の為の広報活動を行う。

#### （4）己の支援内容

災害発生前において、災害時に利用するNTTドコモのiモード・伝言ダイヤル・web等による災害時伝言板の使用方法について、住民等への説明を実施する。

3 乙及び協力会社は、第1項及び第2項のほか、甲が運用する「防災メール・まもるくん」の広報に協力するものとする。

### （支援の実施）

第2条 協力会社は、本協定に基づく支援が円滑に行われるよう甲と協議の上実施要領を作成し、また、その写しを乙に提出するものとする。

なお、実施要領を変更する場合についても、同様とする。

2 乙及び協力会社は、甲から要請を受けたときは、前項の実施要領に基づき最大限の努力をもって支援を実施するものとする。

### （費用負担）

第3条 乙及び協力会社が第1条第1項及び第2項に基づき供給した物資、燃料、機器等の代金及び供給場所までの運搬費用等の実費は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。

2 乙及び協力会社が供給した物資、燃料、機器等の価格は、災害発生直前における適正な価格（災害発生直前の取引において適用されていた通常価格）を基準として、甲、乙及び協力会社が協議して定めるものとする。また、この支払方法については、第2条に定める実施要領において取り決めるものとする。

### （災害補償）

第4条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(協力会社の追加)

第5条 甲及び乙が協議の上、協力会社に他の会社を追加する場合には、甲、乙及び当該追加会社間において書面をもって定めるものとする。この場合、当該追加会社についても本協定の適用を受けることとする。

2 前項に基づき協力会社に追加された場合には、乙は、協力会社にその旨を報告するものとする。  
(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、平成20年 2月20日から平成21年 2月19日までとする。  
但し、期間満了の1箇月前までに甲、乙、又は協力会社のいずれからも意思表示のないときは、本協定は更に満1年間自動的に継続更新されるものとし、以後もまた同様とする。

2 前項にかかわらず、甲、乙及び協力会社は、本協定の有効期間内において3箇月前の予告をもって本協定を解除することができる。但し、この場合、甲、乙及び解除することを望まない協力会社間において、本協定を有効に継続させることができるものとする。

(協議)

第7条 本協定に定めなき事項又は本協定の解釈に関し疑義ある事項については、甲、乙及び協力会社が誠意をもって協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲、乙及び協力会社記名押印の上それぞれその1通を保有する。

平成20年 2月20日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙 東京都港区北青山2-5-1  
伊藤忠商事株式会社  
代表取締役社長 小 林 栄 三

丙 東京都豊島区東池袋4丁目26番10号  
株式会社ファミリーマート  
代表取締役社長 上 田 準 二

丁 東京都目黒区目黒1-24-12  
伊藤忠エネクス株式会社  
代表取締役社長 小 寺 明

戊 福岡市博多区冷泉町4番20号島津博多ビル8階  
株式会社エコア  
代表取締役社長 権 藤 烈

己 東京都渋谷区恵比寿4-20-3  
アイ・ティー・シーネットワーク株式会社  
代表取締役社長 寺 本 一 三

## 7 5 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県地域防災計画に基づき、福岡県内において地震等大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に関し、福岡県（以下「甲」という。）が、社団法人福岡県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）に協力要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により倒壊、焼失した建築物の解体撤去に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等又はこれらの混合物並びに災害に伴い緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

(協力要請)

第3条 甲は、県内の市町村・一部事務組合（以下「市町村等」という。）が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、市町村等からの要請に基づいて、乙に協力を要請する。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事項

(災害廃棄物の処理等の実施)

第4条 乙は、甲から要請があったときは、必要な人員、車輛、資機材を調達し、市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 周囲の生活環境を損なわないように十分に配慮すること。
  - (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

(情報の提供)

第5条 甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるように、乙に県内の被災、復旧状況等必要な情報を提供するものとする。

- 2 乙は、災害廃棄物の処理等に関し協力可能な会員の状況を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知する。ただし、文書により難しい場合は、口頭で要請し、後に速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理すべき廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等



- (4) 提供希望日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲へ報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 処理した廃棄物の種類及び量
- (3) 収集運搬車の台数等
- (4) 実施日時
- (5) 収集及び処分場所
- (6) その他必要な事項

(費用等)

第8条 第3条に規定する要請に基づき実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、当該市町村等が負担するものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の業務に関する連絡窓口は、甲においては福岡県環境部廃棄物対策課、乙においては社団法人福岡県産業廃棄物協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第10条 乙は、この協定に基づく廃棄物の処理が円滑に行われるよう、会員の収集運搬車の確保台数等の状況を毎年5月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は乙に随時報告を求めることができる。

(協議)

第11条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲と乙で協議し定めることとする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

平成15年3月27日

甲 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事 麻生 渡

乙 社団法人 福岡県産業廃棄物協会  
会長 梅田 佳

## 7 6 災害時における県民生活の安定に関する基本協定書

福岡県（以下「甲」という。）及び福岡県生活協同組合連合会（以下「乙」という。）は、先の阪神・淡路大震災に鑑み、自発的な生活協同組織である消費生活協同組合（以下「生協」という。）が災害時において県民生活の早期安定と復興に対して果たす役割の重要性を認識し、被災者に対する円滑な救援活動その他必要な支援を相互に協力して行うため、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この基本協定は、災害時において被災者に対する救援活動等を支援するため、応急生活物資の調達及び安定供給、医療・保健活動、ボランティア活動への支援、物価等の生活情報の収集・提供活動等を円滑に行い、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（応急生活物資の確保）

第2条 災害時に必要な応急生活物資の調達及び安定供給を行うため、甲は乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて乙に加盟する生協（以下「会員生協」という。）に対して必要な指導を行うものとする。

2 甲は、会員生協が市町村と災害時の応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定等の個別協定を締結する場合に必要な協力を行い、乙は会員生協に対して同協定の締結を指導するものとする。

3 甲は、災害時に県内市町村からの要請に応えるため、会員生協と応急生活物資の調達及び安定供給に関する協定を締結することができるものとする。

（医療・保健活動の確保）

第3条 災害時の救急医療活動その他の医療・保健活動を円滑に行うため、甲は医療関係機関との連携のもとに、乙に対して情報の提供及び必要な要請を行い、乙はそれを受けて会員生協に対して必要な指導を行うものとする。

（ボランティア活動への支援）

第4条 乙は、災害時に会員生協の組合員が参加する市民ボランティア活動を支援するものとし、甲は乙の支援活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

（情報の収集・提供）

第5条 甲及び乙は、災害時において物価の高騰の防止等を図るため、協力して県民に対して迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

2 甲及び乙は、前項の情報提供を円滑に行うため、物価等の生活情報の交換を日常的に行うものとする。

（防災意識の向上）

第6条 乙は、会員生協の活動を通じて、日常的に応急生活物資の備蓄の励行等組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（その他必要な支援）

第7条 この協定に定める事項のほか、被災者に対する支援が必要な場合は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第8条 乙は、福岡県以外を事業区域とする生協との間での連携を強化し、生協間相互支援協定の締結等広域的な支援が受けられる体制の整備に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（災害時の協力事項の発動）

第9条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が「災害対策本部」を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（法令の遵守）

第10条 この協定の施行に当たっては、消費生活協同組合法その他の法令を遵守するものとする。

（連絡会議の設置）

第11条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、連絡会議を設置するものとする。

（協議）

第12条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成9年2月6日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡  
乙 福岡市博多区博多駅南1-3-11  
福岡県生活協同組合連合会  
会長 理事 平嶋 福正

## 7 7 災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、被災住宅の早期復興に資するため、福岡県（以下「甲」という。）が、災害発生時に福岡県地域防災計画に基づき実施する住宅の確保等の施策に関して、住宅金融公庫福岡支店（以下「乙」という。）に協力を求めるにあたり、必要な基本的事項を定めるものとする。

(臨時住宅相談窓口の設置)

第2条 乙は、甲と協議のうえ必要と判断される場合には、速やかに被災者の住宅再建や住宅融資債務者の相談に対応するための「住宅相談窓口」を臨時に開設し、県民の住まいに関する「復興に資する情報」を提供することとする。

2 「住宅相談窓口」の開設にあたっては、甲は必要に応じて場所の確保に協力するものとする。

(職員の派遣)

第3条 乙は、被災地の地方公共団体に対して甲の要請に応じて職員を派遣し、被災した県民の速やかな復興を支援するものとする。

(復興に向けた諸制度の周知)

第4条 甲は、乙が実施する「災害復興住宅融資」について、県民への周知に努めるものとする。

2 乙は、甲が実施する住宅復興関連施策について周知を行うものとする。

(被災者となった債務者への支援)

第5条 乙は、諸規定に従い乙の住宅融資に係る債務者のうち被災した県民に対する住宅ローンの支払い猶予や返済期間の延長などの措置を講ずるものとし、併せて当該措置について、県民に対して積極的に周知を行うものとする。

2 甲は、当該措置について県民への周知に努めるものとする。

(連絡窓口)

第6条 この協定の業務に関する窓口は、甲においては福岡県建築都市部住宅課、乙においては住宅金融公庫福岡支店公共業務課とする。

(協 議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲と乙が十分な協議のうえ定めるものとする。

(適 用)

第8条 この協定は、平成17年4月1日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成17年4月1日

甲 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区天神4丁目1番37号  
住宅金融公庫福岡支店  
代表者 福岡支店長 重谷 康弘

## 7 8 災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

### (目的)

第1条 福岡県（以下「甲」という。）とエムエス九州株式会社（以下「乙」という。）とは、地震等の災害（以下「災害時」という。）により交通が途絶したため、帰宅するのが困難な者のうち、徒歩で帰宅する者（以下「徒歩帰宅者」という。）を支援するために必要となる徒歩帰宅者支援ステーション（以下「支援ステーション」という。）の設置及び徒歩帰宅者を支援するため、必要な事項を定めるものとする。

### (協定の効力)

第2条 この協定は、甲の各市町村内に乙の直営店及び、乙とフランチャイズ契約を締結している加盟店舗（以下、併せて「店舗」という。）が所在する甲の当該市町村（以下、「市町村」という。）が、個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

### (支援ステーションの設置)

第3条 この協定は、災害時に交通が途絶した場合において、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等が徒歩で帰宅する際の支援を行うため、必要な事項を定めるものとし、甲又は市町村は乙の店舗に対しこの協定に基づき支援ステーションの設置を依頼するものとする。

2 乙は、フランチャイズチェーン本部として、店舗に最大限の努力を持って協定の履行を求めらるものとするが、甲及び市町村は、乙のフランチャイズチェーン契約書の制限から店舗に協定の履行を強制することが困難な事情があることを承諾し、これを支援ステーション設置における前提とする。

### (支援の内容)

第4条 甲は、乙に対し、災害時に次の各号について、支援ステーションとしての協力を要請することができるものとする。

(1) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、水道水、トイレ等の提供をすること。

(2) 乙の店舗において、徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。

2 前項に規定する店舗は、支援ステーションの設置に賛同する店舗であり、前項に掲げる事項の全部又は一部について支援可能な店舗とする。

3 甲及び乙は、第1項に定めのない事項について、可能な範囲で相互に協力を求めることができる。

### (支援の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲から支援の協力要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、可能な範囲内において、徒歩帰宅者に対し、支援を実施するものとする。ただし、甲が、乙に対し、通信の途絶等の事由により要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において支援を実施することができるものとする。

### (支援ステーション・ステッカー掲出)

第6条 支援ステーションについて、広く住民へ協力店舗の取り組みの周知を図り、防災に対する意識啓発のため、甲又は市町村が提供する「支援ステーション・ステッカー」を掲出するも

のとする。

2 乙の店舗に掲出中の「支援ステーション・ステッカー」の更新方法及び供給方法については、甲乙が協議の上、年1回2月1日までに決定するものとする。

(経費の負担)

第7条 第4条に規定する支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

2 第6条の「支援ステーション・ステッカー」を作成する費用は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担するものとする。なお、甲の指定する地方自治体が費用負担する場合は、甲が乙への窓口として取り纏め対応をするものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第9条 この協定は、締結の日から1年間その効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、更新されるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 9月 1日

甲 福岡県  
福岡県知事 麻 生 渡

乙 福岡県福岡市博多区榎田2-1-70  
エムエス九州株式会社  
代表取締役社長 荒 川 勤

(注) 福岡県は同様の協定を以下の11社と締結している。

社団法人福岡県危険物安全協会	福岡県石油商業・共同組合
株式会社ココストア	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
株式会社デイリーヤマザキ	株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ	株式会社ローソン
株式会社吉野家ディー・アンド・シー	JR九州リテール株式会社 (am/pm)
福岡トヨペット株式会社	

## 7 9 災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と中間市管工事協同組合（以下「乙」という。）とは、災害発生時における鞍手・宮田工業用水道の応急対策業務等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、鞍手・宮田工業用水道の給水区域で、震度5以上の地震もしくはそれと同程度の災害が発生した時の鞍手・宮田工業用水道の応急対策業務等について、甲が乙の協力を得て、迅速かつ的確に実施できるよう、必要な事項を定めることを目的とする。

（応急対策業務等の内容）

第2条 甲が乙に協力を要請する応急対策業務等は、次のとおりとする。

- （1）工業用水道施設の応急復旧作業
- （2）（1）の作業を指示及び指導できる者の派遣
- （3）（1）の作業に要する工業用水道用資機材等の調達及び輸送

（応急対策業務等協力会社）

第3条 乙は、所属組合員の中から、応急対策業務等に対して協力するもの（以下「協力会社」という。）の名簿、連絡先等を取りまとめ、本協定締結後、速やかに甲に提出するものとする。

（協力要請の方法）

第4条 甲は、第2条に定める応急対策業務等について乙に協力を要請する場合は次に掲げる事項を明らかにした別紙様式第1号の送付により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに別紙様式第1号を送付するものとする。

- （1）災害の状況及び応急対策業務等の内容
- （2）応急対策業務等に必要とする人員並びに工業用水道用資機材等の種類及び数量
- （3）応急対策業務等を必要とする日時及び場所
- （4）現場担当職員の氏名
- （5）その他必要な事項

（応急対策業務等の実施）

第5条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、他の業務に優先して応急対策業務等の実施に努めるものとする。

2 応急対策業務等に係る現場の指揮は、第4条第4号の現場担当職員が行うものとする。

ただし、当該職員が現場を指揮できない場合は、他の福岡県職員、同県の委託を受けて鞍手・宮田工業用水道の維持管理を行う委託先の職員または協力会社の職員の中から代行者を指名するものとする。

3 乙は、応急対策業務等の実施にあたっては、二次災害が発生しないよう十分留意するものとする。

（報告）

第6条 協力会社が応急対策業務等を実施した場合には、乙は、次に掲げる事項について

取りまとめ、別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務等を実施した期間
- (2) 応急対策業務等の内容及び場所
- (3) 応急対策業務等に従事した人員並びに工業用水道用資機材等の種類及び数量
- (4) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 応急対策業務等に係る費用については、実費相当額を甲が負担するものとする。

2 前項の実費相当額の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の取引価格等を基準として、甲、乙協議のうえ決定する。

(損害の負担)

第8条 応急対策業務等により生じた損害については、原則として甲が負担するものとする。ただし、協力会社の責めに帰すべき事由により生じた損害については、協力会社が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(体制の整備)

第10条 甲及び乙は、応急対策業務等に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第11条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第12条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 福岡県  
代表者 公営企業管理者 原田 瑞穂

乙 中間市管工事協同組合  
代表者 代表理事 村田和博





応急対策業務等実施報告書

福岡県知事 様

「災害時における工業用水道の応急対策業務等に関する協定書」（第6条）に基づき、当社の応急対策業務等の実施が、下記のとおり完了しましたので報告します。

記

1 応急対策業務等の実施内容

実施期間	実施場所	従事人員	業務の内容	資機材の種類	数量

## 80 災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書

福岡県（以下「甲」という。）と社団法人福岡電業協会（以下「乙」という。）とは、地震・風水害・その他の災害（以下「災害」という。）により、福岡県災害対策本部が設置される庁舎等の電気設備、電気器具または配線（以下「電気設備等」という。）に異常が発生した場合における機能復旧対策業務（以下「復旧業務」という。）に関し、次の通り協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、福岡県災害対策本部が設置される庁舎等の電気設備等が災害により、作動不良等の異常が発生した場合に、その機能の確保及び回復のため、甲と乙との基本事項を定め、災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、前条の目的を達成するため、必要があると認めた時は、乙に協力を要請することができる。

（対象施設）

第3条 この協定に基づいて、甲が乙に要請する復旧業務の対象となる施設は次の通りとする。

- (1) 福岡県災害対策本部が設置される庁舎
- (2) 県内の各市町村の災害対策本部が設置される庁舎
- (3) 避難所
- (4) その他災害対策上、甲が必要と認める施設

（業務内容）

第4条 甲が乙に対し要請する復旧業務は次の通りとする。

- (1) 電気設備等の損壊箇所の被害状況把握と甲への報告
- (2) 分電盤等電気設備の復旧、照明設備等電気器具の復旧及び屋内配電線路等配線の復旧・増設
- (3) 機能不良箇所の復旧を行うための人材（技術者）の派遣
- (4) 復旧が完了するまでの一時的な発電機、仮設灯、簡易な冷暖房機器の設置
- (5) その他甲が必要と認める電気設備等に関する応急業務

（要請の方法）

第5条 第2条の要請は、別紙第1号様式をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第6条 第2条の要請を受けたときは、乙はその要請事項を速やかに実施するための措置をとるとともに、その措置の状況を甲に連絡するものとする。

（復旧業務の施工）

第7条 乙は、現地に派遣された甲の職員の指示に従い、施工するものとする。

2 現地に甲の職員が派遣されていない時は、電話等にて指示を仰ぐものとし、それも出来ない場合には、乙の責任において施工出来るものとする。

（完了報告）

第8条 乙は、復旧業務を完了した時は、その状況を速やかに別紙第2号様式により報告するものとする。

（費用負担）

第9条 乙が復旧業務に要した費用は、甲又は甲の指定する市町村が負担する。負担額については、乙から提出された別紙第2号様式に基づき、災害発生直前における適正な価格により算出するものとし、速やかに工事請負契約を締結し支払うものとする。

2 乙が復旧業務に要した費用は、乙からの請求後、速やかに甲又は甲の指定する市町村から乙に支払うものとする。

(災害補償)

第10条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第11条 甲は、乙が第3条の対象施設に移動する際には、必要に応じて乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡体制の整備)

第12条 甲及び乙は、復旧業務に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

2 乙は、連絡先を別紙第3号様式により、甲に毎年4月に報告を行うものとする。ただし、体制が変更になった場合には、直ちに甲に報告するものとする。

(協議)

第13条 この協定に関し、疑義又は定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区平尾2丁目14番10号  
社団法人 福岡電業協会  
会長 橋田 紘一

第 号  
平成 年 月 日

社団法人 福岡電業協会  
会長 殿

福岡県知事

災害時における電気設備等機能復旧業務の施工要請書

「災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書」第2条の規定に基づき、下記施設について電気設備等機能復旧の施工を要請します。なお、本要請に対する貴法人の措置が完了後、別紙第2号様式（協定書第8条）により、速やかに報告願います。

記

電気設備等の機能復旧業務の施工を要請する施設

施設名	所在地	電話番号	作動不良等の異常の状況

問い合わせ先  
福岡県 部 課  
電話  
FAX  
担当

別紙第2号様式

災害時における電気設備等機能復旧業務に関する完了報告書

施 設 名			
所 在 地	〒  TEL (                    )      FAX (                    )		
作動不良等の異常 の状況			
復旧業務の内容			
復旧業務に従事し た者	(現場責任者) 所属		氏名
	(技 能 者) 所属		氏名
復旧業務に従事し た日時及び期間	日 時	自	平成    年    月    日    時    分
		至	平成    年    月    日    時    分
	期 間	日間	
投入した資機材等 の種類、数量			
備 考			

## 連絡責任者届

団体名【 】

連絡先

担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
F A X		

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第2連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第3連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第4連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第5連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

注：夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。

：携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

(目的外使用禁止)

「災害時における電気設備等機能復旧に関する協定書」に記載する活動以外には使用しないこと。

## 8 1 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

福岡県(以下「甲」という。)と日本通運株式会社福岡支店(以下「乙」という。)とは、次のとおり災害時における物資等の緊急輸送に関する協定を締結する。

### (要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資等の緊急輸送を行う必要があるときは、乙に対し、可能な範囲で物資等の輸送を要請することができる。

- (1) 福岡県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 福岡県外の災害について、国及び関係都道府県知事から、物資の調達斡旋を要請されたとき、又は救援の必要があるとき。

### (要請の方法)

第2条 甲は、物資等の緊急輸送を実施するうえで乙の応援を必要と認めるときは、次に掲げる事項を明示して、乙の応援を文書(別紙第1号様式)により要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 災害の状況及び応援を要する事由
- (2) 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員
- (3) 物資積み込み場所及び取り下ろし場所
- (4) 応援を必要とする期間及び活動内容
- (5) 輸送品目(品名及び量)
- (6) その他参考となる事項

2 甲は、前項に掲げる措置の他、物資等の輸送を実施する上で、乙の応援を必要と認めるときは、乙に対し、物資等の輸送に関する助言を行う乙の社員の派遣を要請することができるものとする。

### (実施)

第3条 乙は、甲から応援の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して実施するものとする。

### (報告)

第4条 乙は、前条の規定により応援に従事した場合は、すみやかに、甲に対し、次に掲げる事項を文書(別紙第2号様式)により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- (1) 応援に従事した期間、車両数、車両種類及び人員
- (2) 走行距離及び地点
- (3) その他必要な事項

2 乙は、第2条第2項の要請により、乙の職員の派遣を行った場合には、すみやかに、甲に対して、次に掲げる事項を文書により報告するものとする。

- (1) 派遣した者の所属及び氏名
- (2) 派遣期間及び派遣場所
- (3) その他必要な事項

### (経費の負担)

第5条 第3条の規定による応援に要した費用(運賃・料金並びに有料道路通行料、駐車場使用料等の実費負担額)は、甲又は甲の指定する地方自治体が負担する。

なお、運賃・料金等の算出方法については、災害発生時における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、甲又は甲の指定する地方自治体と乙が協議して決定するものとする。

2 第2条第2項の規定による派遣に要した費用に関する甲又は甲が指定する自治体の負担については、甲又は甲が指定する地方自治体と乙が協議して決定するものとする。

(事故等)

第6条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該事業用自動車を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、その事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかにその状況を報告しなければならない。

(補償)

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、この協定に基づく業務に起因して死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときの災害補償については、労働災害に関わる関係法令に定めるところによるものとする。

(車両の通行)

第8条 甲は、乙が物資等の緊急輸送をする際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

(連絡責任者)

第9条 甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後すみやかに「連絡責任者届」(別紙第3号様式)により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

なお、「連絡責任者届」については協定書に記載する活動以外に使用してはならないものとする。

(適用)

第10条 この協定は、締結の日から1年間その効力を発揮するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了を通知しない限り、更新されるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年2月20日

甲 福岡県  
代表者 福岡県知事 麻 生 渡

乙 福岡市博多区下呉服町1番1号  
日本通運株式会社福岡支店  
常務執行役員福岡支店長 木 村 潤

(注) 福岡県は同様の協定を以下の8社と締結している。  
西濃運輸株式会社 九州福山通運株式会社  
九州西武運輸株式会社 久留米運送株式会社  
株式会社博運社 株式会社ランテック  
丸善海陸運輸株式会社 三友通商株式会社



様

福岡県知事

### 緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、下記のとおり輸送業務を要請します。

#### 記

1 災害の状況及び応援を要する事由

--

2 応援を必要とする車両数、車両種類及び人員

車両数	車両種類（車種、積載量）	人員（乗務員数）

3 物資積み込み場所及び取り下ろし場所

積み込み場所	取り下ろし場所

4 応援を必要とする期間及び活動内容

活動期間	活動内容

5 輸送品目

品名	量

◎ 乙の職員の派遣について

人数	派遣場所

その他参考となる事項

福岡県知事 様

### 緊急物資等輸送実施報告書

下記のとおり輸送業務を実施しましたので報告します。

#### 記

1 応援に従事した期間、車両数、車両種類及び人員

期間（月日、時間）	車 両 数	車両種類（積載量）	人員（乗務員数）

2 走行距離及び地点

走 行 距 離	積 み 込 み 場 所	取 り 下 ろ し 場 所

◎ 乙の職員の派遣を行った場合

派遣した者の所属	氏 名	派 遣 期 間	派 遣 場 所

その他必要な事項

連絡責任者届

団体名【 】

連絡先

担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
F A X		

夜間・休日等の緊急連絡先

〈第1連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第2連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第3連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第4連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

〈第5連絡先〉

担当部署		役職・氏名	
電話番号		携帯番号	FAX
携帯メールアドレス			

注：夜間・休日等の緊急連絡先は4名以上の記入をお願いします。

：携帯メールアドレスについては、可能な範囲で記載をお願いします。

(目的外使用禁止)

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に記載する活動以外には使用しないこと。

## 8 2 福岡県災害派遣医療チームの派遣に関する協定

福岡県（以下「甲」という。）と、独立行政法人国立病院機構九州医療センター（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福岡県災害派遣医療チーム（以下「福岡県DMAT」という。）の派遣に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、災害の急性期に、日本DMAT隊員養成研修等の専門的な訓練を受けた医師及び看護師等が災害現場に出動し、迅速な救命処置等を行うことにより、被災者の救命率の向上や後遺症の軽減を図ることを目的とする。

### （派遣要請等）

- 第2条 甲は、福岡県災害派遣医療チーム運営要綱（以下「運営要綱」という。）に基づき、救命活動を行う活動が生じた場合には、乙に対し、福岡県DMATの派遣を要請するものとする。
- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに福岡県DMATを派遣するものとする。
- 3 乙は、災害が発生し、甲と連絡が取れない等の緊急やむを得ない場合には、速やかにその被害状況について情報収集を行い、その情報により派遣する必要があると認めたときは、乙の判断により福岡県DMATを派遣することができるものとする。
- 4 乙は、前項の規定により福岡県DMATを派遣した場合には、速やかに甲に報告し、その承認を得るものとする。この場合において、乙が派遣した福岡県DMATの派遣は甲の要請に基づく派遣とみなす。

### （福岡県DMATの業務）

- 第3条 乙が派遣する福岡県DMATは、災害現場等において次の業務を行うものとする。（1）
- 現場活動
- （2）域内搬送
  - （3）病院支援
  - （4）広域医療搬送
  - （5）その他救命活動に必要な措置

### （派遣先）

第4条 乙が派遣する福岡県DMATは、原則として、県内において第3条に定める業務を行う。ただし、甲が必要と認めた場合には、県外において第3条に定める業務を行うことができる。

### （指揮命令等）

第5条 乙が派遣する福岡県DMATに対する指揮命令及び業務の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

### （身分）

第6条 乙が派遣する福岡県DMATの隊員（以下「隊員」という。）は、派遣元である乙の職員

として業務に従事する。

(現地までの移動手段)

第7条 乙が派遣する福岡県DMATの現場までの移動手段は、原則として乙が確保するものとする。

(搬送先医療機関の確保)

第8条 甲は、災害時における救命活動が円滑に行えるよう、県内の災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関に対して協力の要請を行うとともに、入院患者の収容可能数等を把握しておくものとする。

(費用の負担)

第9条 甲の要請に基づき、乙が派遣した福岡県DMATが第3条に規定する業務を実施した場合に要する経費は、第10条の規定による場合を除き、乙が負担するものとする。

(災害救助法が適用された場合の費用弁償)

第10条 甲の要請に基づき、乙が派遣した福岡県DMATが、災害救助法第24条（救助業務の従事命令）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力した場合は、甲は、災害救助法第33条（費用の支弁区分）及び同法施行令第11条（実費弁償）の定めるところにより費用を弁償する。

(補償)

第11条 甲は、乙が派遣した福岡県DMATが第3条に規定する業務に従事したことに伴う事故に対応するため、隊員の傷害保険に加入する。

(災害救助法が適用された場合の扶助金の支給)

第12条 甲の要請に基づき、乙が派遣した福岡県DMATが、災害救助法第24条（救助業務の従事命令）又は第25条（救助業務への協力命令）の規定による救助に関する業務に従事し、又は協力したことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合には、甲は、災害救助法第29条（扶助金の支給）及び同法施行令第13条（扶助金の種目）から第21条（打切扶助金）の定めるところにより扶助金を支給する。

(定めのない事項)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定

の有効期間満了の日から1か月前までに、甲、乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日から起算して1年間この協定は延長させるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ1通を保管する。

平成20年2月1日

甲 福岡市博多区東公園7番7号  
福岡県知事 麻生 渡

乙 福岡市中央区地行浜1丁目8番1号  
独立行政法人国立病院機構九州医療センター  
院長 高橋 成輔

※同様の協定を以下のDMAT指定医療機関と締結しています。

- ・九州大学病院
- ・済生会福岡総合病院
- ・福岡大学病院
- ・北九州市立八幡病院
- ・北九州総合病院
- ・飯塚病院
- ・久留米大学病院
- ・聖マリア病院

## 83 災害救助法(抜粋)

(昭和22年法律第118号)

(この法律の目的)

第1条 この法律は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行ない、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

(救助の対象)

第2条 この法律による救助(以下「救助」という。)は、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項〔指定都市の事務〕の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。)内において当該災害にかかり、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

(救助に関する都道府県知事の義務)

第22条 都道府県知事は、救助の万全を期するため、常に、必要な計画の樹立、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努めなければならない。

(救助の種類等)

第23条 救助の種類は、次の通りとする。

1. 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
  2. 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
  3. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
  4. 医療及び助産
  5. 災害にかかった者の救出
  6. 災害にかかった住宅の応急修理
  7. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
  8. 学用品の給与
  9. 埋葬
  10. 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの
- ② 救助は、都道府県知事が必要があると認めた場合においては、前項の規定にかかわらず、救助を要する者(埋葬については埋葬を行う者)に対し、金銭を支給してこれをなすことができる。
- ③ 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(職権の委任)

第30条 都道府県知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

2 前項の規定により市町村長が行う事務を除くほか、市町村長は、都道府県知事が行う救助を補助するものとする。

(繰替支弁)

第44条 都道府県知事は、第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととした場合又は都道府県が救助に要する費用を支弁する暇がない場合においては、救助を必要とする者の所在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰替支弁させることができる。

## 84 災害救助法施行令（抜粋）

（昭和22年政令第225号）

（災害の範囲）

第1条 災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）第2条〔救助の対象〕に規定する政令で定める程度の災害は、次の各号のいずれかに該当する災害とする。

- 一 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項〔指定都市の事務〕の指定都市にあつては、当該市の区域又は当該市の区の区域とする。以下同じ。）内の人口に応じそれぞれ別表第1に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 二 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第2に定める数以上の世帯の住家が滅失した場合であつて、当該市町村の区域内の人口に応じそれぞれ別表第3に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと。
  - 三 当該市町村の区域を包括する都道府県の区域内において、当該都道府県の区域内の人口に応じそれぞれ別表第4に定める数以上の世帯の住家が滅失したこと又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする厚生労働省令で定める特別の事情がある場合であつて、多数の世帯の住家が滅失したこと。
  - 四 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であつて、厚生労働省令で定める基準に該当すること。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し又は半焼する等著しく損傷した世帯は二世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

（救助の程度・方法・期間）

第9条 救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣が定める基準に従い、あらかじめ、都道府県知事がこれを定める。

- 2 前項の厚生労働大臣が定める基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

別表第1

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		30
5,000人以上	15,000人未満	40
15,000人以上	30,000人未満	50
30,000人以上	50,000人未満	60
50,000人以上	100,000人未満	80
100,000人以上	300,000人未満	100
300,000人以上		150

別表第2

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		1,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	1,500
2,000,000人以上	3,000,000人未満	2,000
3,000,000人以上		2,500



別表第3

市町村の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
5,000人未満		15
5,000人以上	15,000人未満	20
15,000人以上	30,000人未満	25
30,000人以上	50,000人未満	30
50,000人以上	100,000人未満	40
100,000人以上	300,000人未満	50
300,000人以上		75

別表第4

都道府県の区域内の人口		住家が滅失した世帯の数
1,000,000人未満		5,000
1,000,000人以上	2,000,000人未満	7,000
2,000,000人以上	3,000,000人未満	9,000
3,000,000人以上		12,000

### 85 災害救助法施行令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情 及び同項第4号の厚生労働省令で定める基準を定める省令

(厚生省令第86号) (抜粋)

(令第1条第1項第3号の厚生労働省令で定める特別の事情)

第1条 災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第1条第1項第3号に規定する厚生労働省令で定める特別の事情は、災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

(令第1条第1項第4号の厚生労働省令で定める基準)

第2条 令第1条第1項第4号に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- (1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- (2) 災害にかかった者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

## 86 福岡県災害救助法施行細則

(昭和40年福岡県規則第44号)

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)の実施について、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号。以下「政令」という。)及び災害救助法施行規則(昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「省令」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条 削除

(救助実施区域の告示)

第3条 知事は、法第2条の規定による救助(以下「救助」という。)を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村の地域を告示するものとする。

(市町村長の緊急処置)

第4条 市町村長は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第30条第2項の規定に基づき救助に着手することができる。

(救助の組織)

第4条の2 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部(以下「部」という。)を置く。

- 2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもつて充てる。
- 3 部に1の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。
- 4 班に班長及び班員を置き、班長には1の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもつて充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもつて充てる。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 政令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第2のとおりとする。

- 2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第6条 省令第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第3号から様式第3号の4まで)
- (2) 公用変更令書(様式第4号)
- (3) 公用取消令書(様式第5号)

- 2 知事は、前項第1号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第6号)に、これを登録するものとする。
- 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第7条 削除

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第8条 省令第2条第3項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第7号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第9条 省令第3条の規定により、損失補償請求書(様式第8号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行ったときは、第6条第2項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(従事命令の場合の公用令書等)

第10条 省令第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 公用令書(様式第9号)
- (2) 公用取消令書(様式第10号)

- 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第11号)に、これを登録するものとする。
- 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれ

を抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第11条 法第25条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第12号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第13号)に、これを登録するものとする。

第12条 削除

(従事命令に従事できない場合の届出)

第13条 省令第4条第2項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

(1) 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書

(2) 天災その他の避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第14条 政令第11条の規定による実費弁償の方法及び程度は、別表第3のとおりとする。

(実費弁償請求書の様式)

第15条 省令第5条に規定する実費弁償請求書は、様式第14号による。

(立入検査証)

第16条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあつて、携帯する証票は様式第15号による。

第17条 削除

(扶助金支給申請書の様式等)

第18条 省令第6条第1項の規定による扶助金支給申請書は様式第18号による。

2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

(1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

(2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 前条第3項の規定は、省令第6条第2項の扶助金支給申請書及び前項の扶助金申請書の処理について準用する。

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第19条 知事は、法第30条第1項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第19号により政令第23条第1項の規定による通知を行うものとする。

(繰替支弁)

第20条 法第44条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第21条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後60日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

(1) 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第21号及び第21号の2)

(2) 救助業務に要した経費算出内訳(様式第22号)

(3) 決定報告による被害状況調(様式第24号)

(4) 災害救助費繰替支弁状況調(様式第25号)

(5) 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第26号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第27号)に前項第2号から5号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

第22条及び第23条 削除

(災害救助基金台帳)

第24条 法第37条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第43号及び様式第44号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(補則)

第25条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

(略)

附 則(平成21年規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	福岡市中央区、南区、東区、博多区 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 筑紫郡
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	福岡市の西区、早良区及び城南区 糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	北九州市 中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潁郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

別表第2

	救助の種類	救助の程度、方法及び期間
1	避難所の供与	<p>(1) 避難所は、災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容するものとする。</p> <p>(2) 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施する。</p> <p>(3) 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費及び光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、次の額の範囲内とする。ただし、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所で生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合は、当該特別な配慮のために必要となる当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 300円</p> <p>(加算額) 冬期(10月～3月)の燃料費 別に定める額</p> <p>(4) 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>
2	応急仮設住宅の供与	<p>(1) 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができない者を収容するものとする。</p> <p>(2) 応急仮設住宅の一戸当たりの規模は、29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出できる費用は、2,404,000円以内とする。</p> <p>(3) 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内に概ね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、一施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、(2)の規定にかかわらず別に定める。</p> <p>(4) 高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容し、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」という。)を応急仮設住宅として設置することができる。この場合の応急仮設住宅の設置戸数は、被災者に提供される福祉仮設住宅の部屋数とする。</p> <p>(5) 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することができる。</p> <p>(6) 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。</p>

		(7) 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85条第3項又は第4項による期限内(最高2年以内)とする。																																																																												
3	たき出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	<p>(1) たき出しその他による食品の給与</p> <p>ア たき出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住宅に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。</p> <p>イ たき出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。</p> <p>ウ たき出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。</p> <p>エ たき出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日以内を現物により支給することができるものとする。</p> <p>(2) 飲料水の供給</p> <p>ア 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行うものとする。</p> <p>イ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>ウ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。</p>																																																																												
4	被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	<p>(1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うものとする。</p> <p>ア 被服、寝具及び身のまわり品</p> <p>イ 日用品</p> <p>ウ 炊事用具及び食器</p> <p>エ 光熱材料</p> <p>(3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次の額の範囲内とする。なお、季別は、災害発生の日をもって決定する。</p> <p>ア 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="459 1055 1469 1261"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季</td> <td>4月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～9月</td> <td>17,500</td> <td>22,600</td> <td>33,300</td> <td>39,900</td> <td>50,500</td> <td>7,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬季</td> <td>10月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～3月</td> <td>29,000</td> <td>37,500</td> <td>52,300</td> <td>61,300</td> <td>77,000</td> <td>10,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により被害を受けた世帯</p> <table border="1" data-bbox="459 1377 1469 1583"> <thead> <tr> <th>季別</th> <th>期間</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上1人を増すごとに加算する額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">夏季</td> <td>4月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～9月</td> <td>5,700</td> <td>7,700</td> <td>11,600</td> <td>14,000</td> <td>17,700</td> <td>2,400</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">冬季</td> <td>10月</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>～3月</td> <td>9,200</td> <td>12,200</td> <td>17,100</td> <td>20,300</td> <td>25,800</td> <td>3,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月	円	円	円	円	円	円	～9月	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400	冬季	10月	円	円	円	円	円	円	～3月	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500	季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額	夏季	4月	円	円	円	円	円	円	～9月	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400	冬季	10月	円	円	円	円	円	円	～3月	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																																							
夏季	4月	円	円	円	円	円	円																																																																							
	～9月	17,500	22,600	33,300	39,900	50,500	7,400																																																																							
冬季	10月	円	円	円	円	円	円																																																																							
	～3月	29,000	37,500	52,300	61,300	77,000	10,500																																																																							
季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人を増すごとに加算する額																																																																							
夏季	4月	円	円	円	円	円	円																																																																							
	～9月	5,700	7,700	11,600	14,000	17,700	2,400																																																																							
冬季	10月	円	円	円	円	円	円																																																																							
	～3月	9,200	12,200	17,100	20,300	25,800	3,300																																																																							
5	医療及び助産	<p>(1) 医療</p> <p>ア 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものとする。</p> <p>イ 医療は、救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行うことができるものとする。</p> <p>ウ 医療は、次の範囲内にて行う。</p> <p>(ア) 診療</p> <p>(イ) 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>(ウ) 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>(エ) 病院又は診療所への収容</p> <p>(オ) 看護</p> <p>エ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p>																																																																												

		<p>とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とする。</p> <p>オ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から14日以内とする。</p> <p>(2) 助産</p> <p>ア 助産は、災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものとする。</p> <p>イ 助産は、次の範囲内において行う。</p> <p>(ア) 分べんの介助</p> <p>(イ) 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>(ウ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>ウ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の2割以内の額とする。</p> <p>エ 助産を実施できる期間は、分べんした日から7日以内とする。</p>
6	災害にかかった者の救出	<p>(1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明状態にある者を捜索し、救出するものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 災害にかかった者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から3日以内とする。</p>
7	災害にかかった住宅の応急修理	<p>(1) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 災害にかかった住宅の応急修理は、居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもつて行うものとし、その修理のため支出できる費用は、一世帯当たり520,000円以内とする。</p> <p>(3) 災害にかかった住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
8	生業に必要な資金の貸与	<p>(1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものとする。</p> <p>(2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械器具、資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みの確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものとする。</p> <p>(3) 生業に必要な資金の貸与として貸し付けることができる金額は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 生業費 1件当たり 30,000円</p> <p>イ 就職支度費 1件当たり 15,000円</p> <p>(4) 生業に必要な資金の貸与には、次の条件を付するものとする。</p> <p>ア 貸与期間 2年以内</p> <p>イ 利子 無利子</p> <p>ウ 保証人 貸与を受ける者と連帯して債務を負担する者1人以上</p> <p>(5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1箇月以内に完了しなければならない。</p>
9	学用品の給与	<p>(1) 学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となつたものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行うものとする。</p> <p>(2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うものとする。</p> <p>ア 教科書</p> <p>イ 文房具</p> <p>ウ 通学用品</p> <p>(3) 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。</p> <p>ア 教科書代</p> <p>(ア) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(イ) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>イ 文房具及び通学用品費</p> <p>小学校児童 1人当たり 4,100円</p> <p>中学校生徒 1人当たり 4,400円</p> <p>高等学校等生徒 1人当たり 4,800円</p> <p>(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1箇月以内、その他の学用品については15日以内に完了しなければならない。</p>

10	埋葬	<p>(1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものとする。</p> <p>(2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。</p> <p>ア 棺(付属品を含む。)</p> <p>イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ウ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人199,000円、小人159,200円以内とする。</p> <p>(4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
11	死体の搜索	<p>(1) 死体の搜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 死体の搜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
12	死体の処理	<p>(1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。</p> <p>(2) 死体の処理は、次の範囲内において行う。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>イ 死体の一時保存</p> <p>ウ 検案</p> <p>(3) 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>(4) 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによる。</p> <p>ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,300円以内とする。</p> <p>イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合にあっては当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合にあっては1体当たり5,000円以内とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できるものとする。</p> <p>ウ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。</p> <p>(5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
13	災害によつて住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去	<p>(1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものとする。</p> <p>(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のために必要な機械器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり137,500円以内とする。</p> <p>(3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。</p>
14	応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>(1) 応急救助のため輸送費及び人夫賃として支出できる範囲は、次に掲げる場合とする。</p> <p>ア 被災者の避難</p> <p>イ 医療及び助産</p> <p>ウ 災害にかかった者の救出</p> <p>エ 飲料水の供給</p> <p>オ 死体の搜索</p> <p>カ 死体の処理</p> <p>キ 救済用物資の整理配分</p> <p>(2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。</p> <p>(3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。</p>

別表第3 (第14条)

	法第24条第5項の規定により実費弁償の対象となる者の種類	実費弁償の方法及び程度
1	政令第10条第1号から第4号までに掲げる者	<p>(1) 日当</p> <p>ア 医師及び歯科医師 1人1日当たり 17,400円</p> <p>イ 薬剤師 1人1日当たり 11,900円</p> <p>ウ 保健師、助産師及び看護師 1人1日当たり 11,400円</p> <p>エ 土木技術者及び建築技術者 1人1日当たり 17,200円</p> <p>オ 大工、左官及びとび職 1人1日当たり 20,700円</p> <p>(2) 時間外勤務手当</p> <p>職種ごとに(1)のAからオまでに定める日当額を基礎とし、福岡県職員の給与に関する条例(昭和32年福岡県条例第41号)第2条の職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。</p> <p>(3) 旅費</p> <p>ア 医師及び歯科医師にあつては、福岡県職員等の旅費に関する条例施行規則(昭和32年福岡県規則第64号。以下「規則」</p>

		<p>という。)に定める3等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>イ 薬剤師、保健師、助産師及び看護師にあつては、規則に定める5等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p> <p>ウ 土木技術者、建築技術者、大工、左官及びとび職にあつては、規則に定める4等級の職務の等級にある者の旅費に相当する額以内とする。</p>
2	政令第10条第5号から第10号までに掲げる者	業者のその地域における慣行料金による支出実費に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。



# り 災 者 名 簿

市町村名 \_\_\_\_\_

被害の 程度	住 所	世帯主氏名	家族数	左のうち		備考
				小学校	中学校	

(注) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づく住民票に記載されている者で、り災しなかったもの又は住民票に記載されていない者にあつては、その細を備考欄に記入のこと。  
被害の程度別に、小計を付して合計すること。

## 8 7 福岡県災害見舞金等交付要綱

昭和49年9月11日決裁

(趣 旨)

第1条 この要綱は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に規定する災害(以下「災害」という。)による被災者に対する見舞金又は弔慰金(以下「見舞金等」という。)の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(適用基準)

第2条 知事は県内において災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の災害又は次の各号のいずれかに該当する程度の災害が発生した場合には、その災害による被災者に対し、見舞金等を交付するものとする。

(1) 当該市町村の区域内の人口に応じ、それぞれ次の表に掲げる数以上の世帯の住家が滅失したこと。

市町村の区域内の人口	住家が滅失した世帯の数
15,000 人未満	10 世帯
15,000 人以上 30,000 人未満	15 世帯
30,000 人以上 100,000 人未満	20 世帯
100,000 人以上 300,000 人未満	25 世帯
300,000 人以上	30 世帯

注1 被災世帯の算定については、災害救助法施行令(昭和22年政令第225号)第1条第2項の規定を準用する。

2 被災世帯は、原則として住民登録している者の世帯とする。

3 一市町村における住家が滅失した世帯の数が、この表に掲げる数に達していない他の市町村においても、この表に定める程度の災害が発生したものとみなす。

(2) 同一災害により、死者及び行方不明者が5人以上に達し、又は死者、行方不明者及び重傷者が20人以上に達したこと。

(3) 前各号に定める場合のほか、当該市町村の区域内において5世帯以上の住家が滅失し、死者又は行方不明者があること。

ただし、この場合の見舞金等は、死者又は行方不明者に対する見舞金等に限る。

(支給の制限)

第3条 見舞金等は、当該死者の死亡又は重傷者の負傷が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合には支給しない。

(適用除外)

第4条 災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)第3条に規定する災害弔慰金又は同法第8条に規定する災害障害見舞金を、市町村が支給したものについては、この要綱に定める死者、行方不明者又は重傷者に対する見舞金等は交付しないものとする。

(見舞金等の額)

第5条 見舞金等の額は、次の各号に定める金額とする。

(1) 全壊、全焼又は流失した世帯

1世帯当たり 40,000円(ただし、1人世帯には20,000円)

(2) 半壊又は半焼した世帯

1世帯当たり 20,000円(ただし、1人世帯には10,000円)

(3) 床上浸水した世帯

1世帯当たり 10,000円(ただし、1人世帯には5,000円)

(4) 死者又は行方不明者

1人につき 200,000円(ただし、県民以外の場合には30,000円)

(5) 重傷者

1人につき 100,000円以内（ただし、県民以外の場合には15,000円）

（交付の方法）

第6条 前条第1号から第3号まで及び第5号の規定による見舞金等は、被災世帯主又は重傷者本人に、同条第4号の見舞金等は遺族に対し、直接又は市町村長を経由して交付するものとする。

（遺族等の範囲）

第7条 前条に掲げる遺族等の範囲は、次の各号に掲げるものとする。

（1）死者又は行方不明者の死亡又は行方不明当時における配偶者（婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚と同様の事情にあった者を除く。）

（2）子、父母、孫又は祖父母

（3）前号に掲げる者のほか、死亡又は行方不明当時その者と生計を同じくしていた親族

2 前項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなす。

3 第1項に掲げる者の見舞金等を受ける順位は、同項各号の順位によるものとする。ただし、同項第2号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位によるものとし、同項第3号に掲げる者が、複数の場合にあつては、市町村長が適当と認める者を選び、支給することができる。

（申請手続）

第8条 市町村長は、第2条の災害が発生した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに別記様式1による被災者名簿を作成し、知事に提出するものとする。

（1）災害救助法第2条の災害 災害発生の日から20日以内

（2）その他の災害 災害発生の日から10日以内。ただし、その災害が火災による場合は、5日以内

2 第6条の規定により交付の依頼を受けた市町村長が、その交付を完了したときは、交付完了の日から5日以内に別記様式2による精算書を、知事に提出するものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和49年9月11日から施行する。

2 福岡県災害見舞金等交付要綱（昭和47年8月10日決裁）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

別 表

要治療見込日数	1ヵ月以上3ヵ月未満	40,000円
同 上	3ヵ月以上6ヵ月未満	60,000円
同 上	6ヵ月以上	80,000円
ひん死の重傷者又は負傷が原因で傷病者となる場合		100,000円

## 88 災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例

昭和38年1月12日  
最終改正 平成19年2月28日  
福岡県条例第5号

### (趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第84条第2項の規定により、同法第71条の規定に基づく従事命令により応急措置の業務に従事した者(以下「従事者」という。)がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の存することとなつたときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害の補償等について定めるものとする。

### (損害補償の種類)

第2条 前条の損害補償は、療養補償、休業補償、障害補償、遺族補償、葬祭補償及び打切補償の六種とする。

### (補償基礎額)

第3条 前条に規定する損害補償(療養補償を除く。)は、補償基礎額を基準として行なう。

2 前項に規定する補償基礎額は、次のとおりとする。

一 従事者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者である者については、負傷若しくは死亡の原因である事故が発生した日又は診断によつて疾病の発生が確定した日を基準として、同法第12条の規定により算定した平均賃金の額

二 従事者のうち、労働基準法に規定する労働者でない者については、その者が通常得ている収入の額を基準として知事が定める額。ただし、その者が通常得ている収入の額がその地方で、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者が通常得ている収入の額(以下「標準収入額」という。)をこえるときは、標準収入額を基準として知事が定める額とする。

### (療養補償)

第4条 従事者が負傷し、又は疾病にかかつた場合においては、療養補償として必要な療養に要する費用を支給する。

2 前項の療養は、次に掲げるものであつて療養上相当と認められるものとする。

- 一 診療
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

### (休業補償)

第5条 従事者が負傷し、又は疾病にかかり、療養のため従前の業務に服することができない場合においては、休業補償としてその業務に服することができない期間一日につき、補償基礎額の百分の六十に相当する金額を支給する。

2 前項の場合において、引き続き業務上の収入の全部又は一部を受けることができる者に対しては、同項の規定にかかわらず、その受けることができる期間中は休業補償を行なわない。ただし、その業務上の収入の額が休業補償の額より少ないときは、その差額を支給する。

### (障害補償)

第6条 従事者の負傷又は疾病がなおつた場合において、別表に定める程度の身体障害が存するときは、障害補償としてその障害の等級に応じ、補償基礎額に同表に定める倍数を乗じて得た金額を支給する。

2 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、最も重い身体障害に応ずる等級による。

3 次に掲げる場合の身体障害の等級は、前項の規定にかかわらず、次の各号のうち、従事者に最も有利なものによる。

一 第13級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より一級上位の等級

二 第8級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より二級上位の等級

三 第5級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、最も重い身体障害に応ずる等級より三級上位の等級

4 前項の規定による障害補償の額は、それぞれの身体障害に応ずる等級による障害補償の額を合算した額をこえてはならない。

5 すでに身体障害のある従事者が、負傷又は疾病によつて、同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害補償の額から従前の障害に応ずる等級による障害補償の額を差し引いた額をもつて、障害補償の額とする。

(遺族補償)

第7条 従事者が死亡した場合においては、遺族補償として、その者の遺族に対して、補償基礎額の千倍に相当する金額を支給する。

(遺族の範囲等)

第8条 前条の遺族は、次の各号に掲げる者とする。

一 配偶者(婚姻の届出をしないが、従事者の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。)

二 子、父母、孫及び祖父母で、従事者の死亡当時主としてその収入によつて生計を維持していたもの

三 前二号に掲げる者のほか、従事者の死亡当時主としてその収入により生計を維持していた者

四 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で前二号に該当しないもの

2 前項に掲げる者の遺族補償を受ける順位は、同項各号の順位により、同項第二号又は第四号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ、当該各号に掲げる順序により、父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 従事者が遺言又は知事に対する予告で、第一項第三号及び第四号に掲げる者のうち特に指定した者があるときは、その指定された者は、同項第三号及び第四号に掲げる他の者に優先して遺族補償を受けるものとする。

4 遺族補償を受けるべき同順位の者が二人以上ある場合においては、遺族補償は、その人数によつて等分して行なう。

(葬祭補償)

第9条 従事者が死亡した場合においては、葬祭補償として葬祭を行なう者に対して、補償基礎額の60倍に相当する金額を支給する。

(打切補償)

第10条 第四条の規定によつて療養補償を受ける者が、療養補償の開始後3年を経過しても負傷又は疾病がなおらない場合においては、打切補償として補償基礎額の千二百倍に相当する金額を支給することができる。

2 前項の規定により打切補償を行なつたときは、その後は損害補償は行なわない。

(補償の制限)

第11条 損害補償を受けるべき者が他の法令(条例を含む。)による療養その他の給付又は補償を受けたときは、同一の事故については、その給付又は補償の限度において、損害補償を行なわない。

2 損害補償の原因である事故が第三者の行為によつて生じた場合において、損害補償を受けるべき者が当該第三者から損害賠償を受けたときは、同一の事故については、その賠償の限度において、損害補償を行なわない。

(協力命令により従事した者に対する準用)

第12条 前各条の規定は、災害対策基本法第七十一条の規定による協力命令により応急措置の業務に従事した者に対して準用する。

(規則への委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

等級	倍数	身体障害
1 級	1,340	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢が用をなさなくなったもの 7 両下肢をそれぞれひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢が用をなさなくなったもの
2 級	1,190	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 両眼の視力がそれぞれ0.02以下に減じたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢をそれぞれ手関節以上で失ったもの 6 両下肢をそれぞれ足関節以上で失ったもの
3 級	1,050	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.06以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能が失われたもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手のすべての指を失ったもの
4 級	920	1 両眼の視力がそれぞれ0.06以下に減じたもの 2 咀嚼そしやく及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が全く失われたもの 4 一上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 一下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手のすべての指が用をなさなくなったもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの
5 級	790	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 一上肢を手関節以上で失ったもの 5 一下肢を足関節以上で失ったもの 6 一上肢が用をなさなくなったもの 7 一下肢が用をなさなくなったもの 8 両足のすべての指を失ったもの
6 級	670	1 両眼の視力がそれぞれ0.1以下に減じたもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 4 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 5 脊せき柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか二関節が用をなさなくなったもの 8 片手のすべての指を失ったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指を失ったもの

等級	倍数	身体障害
7 級	560	1 一眼が失明し、他眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 両耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 3 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 おや指をあわせ片手の三本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の四本の指を失ったもの 7 片手のすべての指が用をなさなくなったもの又はおや指をあわせ片手の四本の指が用をなさなくなったもの 8 片足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足のすべての指が用をなさなくなったもの 12 女子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 13 両側の睾こう丸を失ったもの
8 級	450	1 一眼が失明し、又は一眼の視力が0.02以下に減じたもの 2 脊せき柱に運動障害を残すもの 3 おや指をあわせ片手の二本の指を失ったもの又はおや指以外の片手の三本の指を失ったもの 4 おや指をあわせ片手の三本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の四本の指が用をなさなくなったもの 5 一下肢を五センチメートル以上短縮したもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節が用をなさなくなったもの 8 一上肢に偽関節を残すもの 9 一下肢に偽関節を残すもの 10 片足のすべての指を失ったもの
9 級	350	1 両眼の視力がそれぞれ0.6以下に減じたもの 2 一眼の視力が0.06以下に減じたもの 3 両眼にそれぞれ半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 8 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 9 一方の耳の聴力が全く失われたもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 12 片手のおや指を失ったもの又はおや指以外の片手の二本の指を失ったもの 13 おや指をあわせ片手の二本の指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の三本の指が用をなさなくなったもの 14 第一足指をあわせ片足の二本以上の指を失ったもの 15 片足のすべての指が用をなさなくなったもの 16 生殖器に著しい障害を残すもの

等級	倍数	身体障害
10 級	270	1 一眼の視力が0.1以下に減じたもの 2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの 3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 4 十四本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じたもの 7 片手のおや指が用をなさなくなったもの又はおや指以外の片手の二本の指が用をなさなくなったもの 8 一下肢を三センチメートル以上短縮したもの 9 片足の第一足指又は他の四本の指を失ったもの 10 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの 11 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に著しい障害を残すもの
11 級	200	1 両眼の眼球にそれぞれ著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 一眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 十本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 6 一方の耳の聴力が四〇センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの 7 脊せき柱に変形を残すもの 8 片手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの 9 第一足指をあわせ片足の二本以上の指が用をなさなくなったもの 10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの
12 級	140	1 一眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 一眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 七本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 4 一方の耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 一上肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 7 一下肢の三大関節のうちのいずれか一関節の機能に障害を残すもの 8 長管状骨に変形を残すもの 9 片手のこ指を失ったもの 10 片手のひとさし指、なか指又はくすり指が用をなさなくなったもの 11 片足の第二足指を失ったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指を失ったもの又は片足の第三足指以下の三本の指を失ったもの 12 片足の第一足指又は他の四本の指が用をなさなくなったもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 男子の外貌ぼうが著しく醜くなったもの 15 女子の外貌ぼうが醜くなったもの



等級	倍数	身体障害
13 級	90	1 一眼の視力が0.6以下に減じたもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 一眼に半盲症、視野狭窄さく又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたにそれぞれ一部の欠損又はまつげはげを残すもの 5 五本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 6 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの 7 片手のこ指が用をなさなくなったもの 8 片手のおや指の指骨の一部を失ったもの 9 一下肢を一センチメートル以上短縮したもの 10 片足の第三足指以下の一本又は二本の指を失ったもの 11 片足の第二足指が用をなさなくなったもの、第二足指をあわせ片足の二本の指が用をなさなくなったもの又は片足の第三足指以下の三本の指が用をなさなくなったもの
14 級	50	1 一眼のまぶたの一部に欠損又はまつげはげを残すもの 2 三本以上の歯に歯科補綴を加えたもの 3 一方の耳の聴力が一メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの 4 上肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひら大以上の大きさの醜いあとを残すもの 6 片手のおや指以外の指の指骨の一部を失ったもの 7 片手のおや指以外の指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 片足の第三足指以下の一本又は二本の指が用をなさなくなったもの 9 局部に神経症状を残すもの 10 男子の外貌ぼうが醜くなったもの

備考

- 1 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力によって測定する。
- 2 手の指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
- 3 手の指が用をなさなくなったものとは、指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節(おや指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 4 足の指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 5 足の指が用をなさなくなったものとは、第一足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節(第一足指にあつては、指節間関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 6 各等級の身体障害に該当しない身体の障害であつて、各等級の身体障害に相当するものは、当該等級の身体障害とする。

## 89 災害派遣手当の支給に関する条例

平成7年12月21日  
福岡県条例第41号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害応急対策若しくは災害復旧又は国民の保護のための措置等の実施のため福岡県に派遣された職員(以下「派遣職員」という。)に対する災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第32条第1項に規定する災害派遣手当(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第154条の規定による読替え後の武力攻撃災害等派遣手当を含む。以下同じ。)の支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(手当額等)

第2条 災害派遣手当は、派遣職員がその住所又は居所を離れて福岡県の区域内に滞在することを要するときに限り、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額を支給する。

2 前項に規定する滞在した期間は、派遣職員が福岡県の区域内の滞在地に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間とする。

(支給方法)

第3条 この条例に定めるもののほか、災害派遣手当の支給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条関係)

滞在した期間	利用施設の区分	公用の施設又はこれに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間		3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間		3,970円	5,870円
60日を超える期間		3,970円	5,140円

備考 「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法(昭和23年法律第138号)第2条のホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。

90 災害報告事項及び担当課一覧【報告者：市町村長】

区分	県 主 管 課	経 由 機 関	報 告 大 別	報 告 事 項
総合被害報告	消 防 防 災 課 (保健医療介護総務課、医療指導課)	農林事務所	災害全般	総合被害報告
事業別被害報告	〃	消防本部(局)	消防	火災報告
	保健医療介護総務課 (保護・援護課、高齢者支援課) (児童家庭課、子育て支援課、障害者福祉課)	保健福祉環境事務所	社会福祉施設	社会福祉施設被害状況報告
	医 療 指 導 課	保健福祉環境事務所	医療施設	医療機関被害報告
	健 康 増 進 課	保健福祉環境事務所	防疫	被害状況報告
	〃	保健福祉環境事務所	防疫	防疫活動報告
	水 道 整 備 室	保健福祉環境事務所	水道	水道施設被害報告
	廃 棄 物 対 策 課	保健福祉環境事務所	廃棄物	廃棄物処理施設被害報告 廃棄物処理事業被害報告
	水 産 振 興 課	水産海洋技術センター 直接	水産	水産業被害報告
	園 芸 振 興 課	農林事務所	農林	農作物被害報告 栽培用施設被害報告
	農 村 整 備 課	農林事務所	農林 公共土木	農地・農業用施設被害報告 海岸、地すべり防止施設(農林水産省農村振興局所管分)被害報告
	団 体 指 導 課	農林事務所	農林	農協等 共同利用施設被害報告
	畜 産 課	農林事務所	農林	畜産関係被害報告
	林 業 振 興 課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	治 山 課	農林事務所	公共土木	林地・治山施設被害報告
	森 林 保 全 課	農林事務所	農林	林業関係被害報告
	公 園 街 路 課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	下 水 道 課	県土整備事務所	都市施設	都市施設被害報告
	港 湾 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
	水 産 振 興 課	直接	公共土木	農水省所管 漁港施設被害報告
	河 川 課	県土整備事務所	公共土木	国土交通省所管 公共土木施設被害報告
住 宅 課	直接	住宅	住宅災害報告	
教 育 庁 施 設 課	教育事務所	公立学校	公立文教施設被害報告	

根拠法令等	報告時期	報告内容	主管省庁
災害対策基本法	即報 中間即報 確定	災害の状況 災害の程度 応急措置の概要	総務省 消防庁
消防法	即報 詳報	火災の状況・被害の程度・消防機関の活動	消防庁
厚生省通知	速報	被害状況・被害額・復旧の対応状況	厚生労働省社会・援護局
	請求時	被害状況	厚生労働省健康政策局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	速報	家屋被害・患者発生	厚生労働省保健医療局
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	日報報告 完了報告	家屋被害・患者発生防疫活動・経費	厚生労働省保健医療局
水道法	速報	被害状況・災害復旧事業費	厚生労働省健康局
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	速報	被害状況・災害復旧事業費	環境省
農林水産省通知	速報・概況 確定	漁船・漁具・養殖施設 共同・非共同施設	水産庁
農林水産省通知	速報・概況 確定	農作物等被害全般	農林水産省経営局
農林水産省通知及び農林水産省通知	速報 確定	農地農業用施設 海岸・地すべり防止施設（農林水産省農村振興局所管分）	農林水産省農村振興局
農林水産省通知及び公共土木国庫負担法	速報 確定	農協等共同利用施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	家畜・畜産物・飼料作物・牧草地・施設	農林水産省経営局
農林水産省通知	速報・概況 確定	林業施設・林産物	林野庁
農水省通達及び公共土木国庫負担法	速報・概況 確定	治山施設・林地	林野庁
農林水産省通知及び農林水産省通知	速報・概況 確定	造林地・苗畑・林業用施設	林野庁
建設省通達	速報 確定	街路・公園緑地	国土交通省都市・地域整備局
建設省通達	速報 確定	下水道	国土交通省都市・地域整備局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・漁港施設・潮位・風速・雨量	国土交通省港湾局
公共土木国庫負担法	速報 確定	海岸・港湾施設・潮位・風速・雨量	水産庁
公共土木国庫負担法	速報 確定	河川・海岸・道路・橋梁・砂防施設・地すべり防止施設（国土交通省河川局所管分）・急傾斜地崩壊防止施設	国土交通省河川局
建設省通達	即報・発生後7日以内・確定	住宅	国土交通省住宅局
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	速報 確定	小・中・高校施設	文部科学省文教施設企画部

## 9 1 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和39年 5月21日  
改正 平成 6年 4月 1日  
平成10年 4月 1日

### (趣 旨)

第1 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第53条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

### (定 義)

第2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に規定する災害をいう。

### (総括事務)

第3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

### (報告責任者)

第4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市町村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。（報告すべき災害）

第5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は2市町村以上にまたがるもので、1の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

### (報告及び提出部数)

第6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定基準は別表1によるものとする。

#### 1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあっては、ただちに災害概況即報（様式第1号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第1号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第2号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあっては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10時00分	15時00分
出先機関の長	10時30分	15時30分
各 部 長	11時00分	16時00分

#### 2 詳 報

災害発生後市町村長にあっては5日以内に、関係出先機関の長にあっては7日以内に、それぞれの関係機関に様式第2号又は様式第3号を提出するものとし、関係各部長は関係出先

機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

### 3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から15日以内に様式第2号又は様式第3号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであって、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

### 4 提出部数

(1) 出先機関の長は、各様式とも2部作成し関係部長に提出するものとする。

(2) 各部長は、1部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ2部提出するものとする。

(報告の順序)

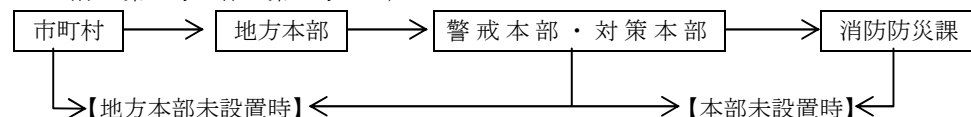
第7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害被序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

#### 1 市町村長の報告

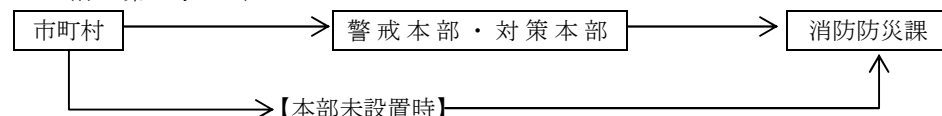
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式第1号・様式第2号の1)



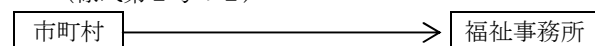
(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)



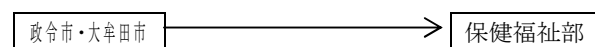
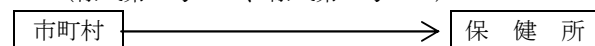
(3) 社会福祉施設関係被害即報

(様式第2号の2)



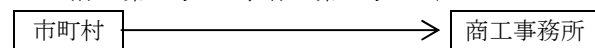
(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の3、様式第3号の1)



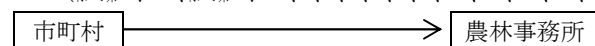
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



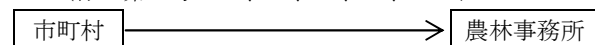
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



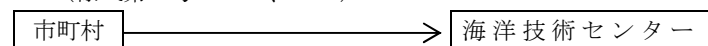
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



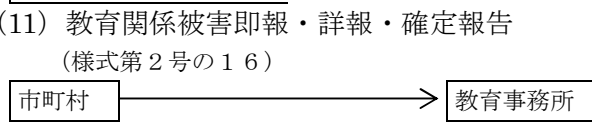
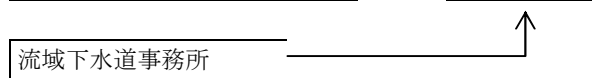
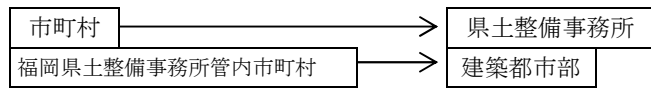
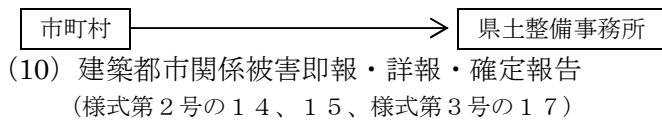
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)



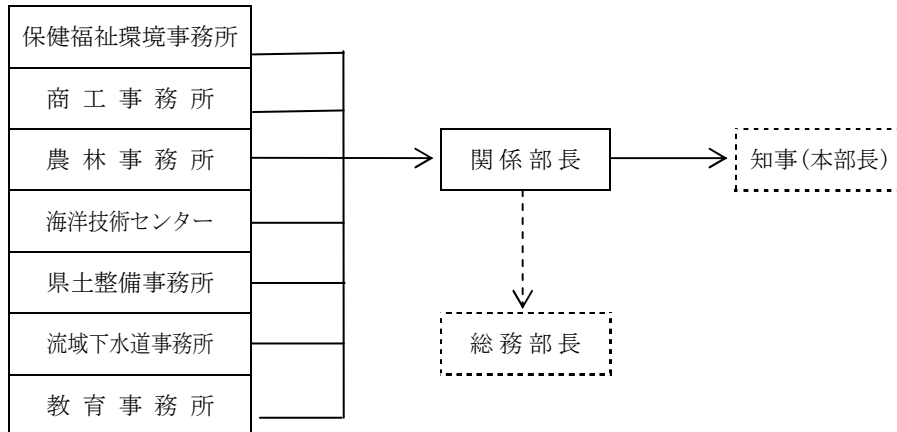
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



## 2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



## 3 各部長の報告

- (1) 各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。
- (2) 被害額については、様式第4号により報告するものとする。
- (3) 災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

## 附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

別表 1

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該被害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚しいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部損壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊又は半壊のもののみを記入するものとする
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流出埋没	田の耕土が流出し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流出埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたのものとする。	
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能となったものと及び流出し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		



その他	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	住屋の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	
り災者	り災世帯の構成員とする。		
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。	
	農林水産施設	農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対策となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び協同利用施設とする。	
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。	
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。	
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。	
	公共施設被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。	
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。	
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。	
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。	
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。	
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。		

様式第1号

[災害概況即報]

災害名 \_\_\_\_\_ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

(市町村→地方本部→県本部)

災害の概要	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況						避難状況				
						報告・指示 自主の別	日時	地区名	避難先	人員



様式第2号の1

被害状況報告 即報  
確定

市町村名		報告者名													
地方本部名		報告者名		報告日時		月 日 時		分 現在		(市町村→地方本部→県本部)					
市町村名		名		被害		被害		被害		被害		被害			
人的被害	死者		人												
	行方不明者		人												
	負傷者	重傷		人											
		軽傷		人											
住家被害	全壊		棟												
			世帯												
			人												
	半壊		棟												
			世帯												
			人												
被害	一部破損		棟												
			世帯												
			人												
	床上浸水		棟												
			世帯												
			人												
非住家	床上浸水		棟												
			世帯												
非住家	公共建物		棟												
	その他		棟												
その他	畑	流出・埋没		ha											
		冠水		ha											
		流出・埋没		ha											
		冠水		ha											
その他	文教施設		箇所												
	医療機関		箇所												
	道路		箇所												
	橋りょう		箇所												
	河川		箇所												
	港湾		箇所												
	砂防		箇所												
	清掃施設		箇所												
	崖崩れ		箇所												
	鉄道不通		箇所												
	被害船舶		隻												
	航空機被害		機												
	水道		戸												
	電気		回線												
ガス		戸													
ブロック塀		箇所													
り災世帯数		世帯													
罹災者数		人													
火災発生	建物		件												
	危険物		件												
	その他		件												
公共文教施設		千円													
農林水産業施設		千円													
公共土木施設		千円													
その他の公共施設		千円													
その他	農産被害		千円												
	林産被害		千円												
	畜産被害		千円												
	水産被害		千円												
その他	商工被害		千円												
	その他		千円												
被害総額		千円													
災害対策本部	設置		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		
	解散		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		
災害救助法適用		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分		月日時分			
消防職員出動延人数		人													
消防団員出動延人数		人													





様式第2号の4

# 〇〇〇〇災害による商工被害状況即報

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

				即報日時	月 日	時現在	即報回数	回
項目 被 害 区 分 業種	被 災 事業所 数	被 災 従業員 数	被 災 総 額				備 考	
			土 地	建 物	機 械 設 備	商品・原材料 仕 掛 品 等		
商 業	A		(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
	B							
	C							
	D							
	計 (うち ) (うち ) (うち )							
工 業	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち ) (うち ) (うち )							
合 計	A							
	B							
	C							
	D							
	計 (うち ) (うち ) (うち )							

- (注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。  
 2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。  
 A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 B…事業用建物等の延面積の30%以上60%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 又は、事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。  
 C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。  
 ②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。  
 ③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。  
 D…A～Cに該当しない被害。  
 3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業  
 工業は、 " の製造業  
 その他は、 " の鉱業、建設業、運輸、通信業、サービス業

様式第2号の5

## 〇〇〇〇災害による農業関係被害即報

(農林事務所長へ)  
(農政部長へ)

〇〇市町村長  
〇〇農林事務所長

作物等名		被害推定面積等	被害推定金額	被害発生状況	主な被害発生地域
農作物	水稲	ha	万円		
	麦				
	野菜				
	果樹				
	花き				
	飼料作物				
	その他				
	作物小計				
家畜	頭、羽				
畜産施設	件				
温室等栽培施設	件				
農協等共同利用施設	件				
農地・農業用施設	箇所				
その他					
合計					



# 〇〇〇〇災害による山林【林地】被害状況 即報 詳報 確定 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

区分	崩 壊 地						地 す べ り 地						備 考
	山 腹			溪 流			山 腹			溪 流			
	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	箇所数	被害	金額	
市町村		ha	千円		ha	千円		ha	千円		ha	千円	
計													

(注) 被害欄には、山腹は崩壊面積、溪流は被害延長を記入する。地すべり地の溪流被害については、面積を併記すること。  
 なお、旧災害地の拡大箇所については、拡大被害の箇所数、被害面積延長、金額を備考欄に記入すること。

様式第2号の7

〇〇〇〇災害による山林【治山施設】被害状況

即 報  
詳 報  
確 定

報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

施設名	災害箇所 (郡、市、町、 村、大字、字)	工 種	被 害		備 考
			数 量	金 額	
計					

様式第2号の8

〇〇〇〇災害による山林【林道】被害状況 即 報  
詳 報  
確 定 報告

(農林事務所長へ)  
(水産林務部長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇農林事務所

区分 市町村	路線名	道 路			橋 梁				計		備 考
		箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所番号	延 長 m	金 額 千円	箇所数	延 長 m	金 額 千円	

(注) 応急工事を必要とするものについては備考欄にその旨を記載すること。





様式第2号の11

〇〇〇〇災害による水産被害状況

詳 報 報 告  
 詳 報 報 告  
 確 報 報 告

平成 年 月 日  
 時 分  
 〇〇〇市町村合計  
 〇〇〇漁協

水産海洋技術センター〇〇〇研究所長へ  
 水産林務部長へ(水産振興課経由)

1 水産業関係施設等被害

(被害金の単位：千円)

被害程度	被害程度		減失	大破	中破	小破	計	備考
	名数	金額						
共同 私設 利用	事業主	施設					—	
	単	被					—	
	被	害					—	
非共同 私設 利用	施設	隣					—	
	単	被					—	
	被	害					—	
地方公共 団体施設	事業主	施設					—	
	単	被					—	
	被	害					—	
漁 船	登録	簿					—	
	下	力					—	
	動	力					—	
漁具	種	類					—	
	単	被					—	
	被	害					—	
養殖施設	養殖	物					—	
	単	被					—	
	被	害					—	
漁 場	業	主					—	
	事	業					—	
	堆	積					—	
備考	被害	規模					—	
	被	害					—	
	備	考					—	

2 水産物等被害

被害程度	被害程度		生産資材	その他	計	備考
	名数	金額				
養殖施設	養殖	物			—	
	単	被			—	
	被	害			—	
その他の 水産物	種	類			—	
	単	被			—	
	被	害			—	
協同組合 在庫品	種	類			—	
	単	被			—	
	被	害			—	

(注) 1 この様式は課各漁協毎に1部作成し、市町村の集計を添えて提出すること。

2 提出先：筑前海区＝水産海洋技術センター、内水面漁業＝水産振興課、  
 有明海区＝有明研究所、豊前海区＝豊前海研究所

3 「被害程度」の目安：減失＝使用不可・流出・埋没、大破＝70%以上、  
 中破＝30～70%、小破＝30%未満

FAX: 海技センター:092-806-5223

水産振興課:092-643-3558

有明海研:0944-72-6170

豊前海研:0979-82-5599

様式第2号の12

〇〇〇〇災害による漁港被害状況

即  
詳  
確  
報  
報  
定

報告

平成 年 月 日

水産林務部長へ

〇〇市 町 村

漁 港 名	被害箇所	数 量	被害額	被 害 状 況
計				

(注) 市町村長は、水産林務部長あて（漁港課経由）報告する。

(被害金額単位: 千円)

# 〇〇〇〇災害による土木被害状況即報

(県土整備事務所長へ)  
(県土整備事務所長へ)

〇〇市 町 村  
〇〇県土整備事務所

被 害 報 告 表				報告者		受理者								
				第	号	調査率	%							
				平成	年	月	日 時現在							
災害発生年月日	月 日～ 月 日	災 害 名												
災害救助法発令等	市町村名	発令月日	月 日	市町村名	発令月日	月 日								
市 町 村 名														
連続雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時								
日雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時								
時間雨量	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時	mm	日時～ 日時								
時間最大風速	m/秒	日時分	m/秒	日時分	m/秒	日時分								
平均風速	日時分～ 時分		日時分～ 時分		日時分～ 時分									
工 種		県 工 事		市町村工事		計								
河 川	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	千円							
海 岸		千円		千円		千円								
砂防設備														
地すべり防止施設														
給傾斜地崩壊防止施設														
道 路														
橋 梁														
港 灣														
下 水 道														
計														
主な公共施設の被害														
河川・海岸	事業主体	区分	水系名	河川・海岸名	被災位置	被災延長	被害額	被害内容 (破堤、溢水等)						
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m	千円							
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m								
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m								
		級	水系		郡 町 市 村 大字	m								
道 路	事業主体	区分	路線名		被災位置	被災延長	被害額							
					郡 町 市 村 大字	m	千円							
					郡 町 市 村 大字	m								
					郡 町 市 村 大字	m								
道 路 交 通 止	事業主体	区分	路線名	地先名	延長	幅員	被害額	応急の有無	応急工事見込額	バス路線の有無	交通量	迂回路の有無	交通止年月日	解除年月日
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
		道	線		m	m	千円	千円	台/					
一般被害(人的被害)														
区 分	場 所		原 因		区 分		主 な 場 所			原 因 (破堤、溢水、内水)				
死 者	名					全 焼	戸							
行方不明	名					半 焼	戸							
	名					流 出	戸							
	名					床 上 浸 水	戸							
	名					床 下 浸 水	戸							



## 〇〇〇〇災害による建築物被害状況即報

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 ..... (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	6. 構造別	4. 被害区分		計		8. 建築物の損害見積額(千円)	
		全焼・全壊・全流出	半焼・半壊・半流失				
		5. 建築物の数(戸数) 床面積の合計	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]	建築物の数(戸数)	床面積の合計[平方メートル]	
住居	木造	.....戸	.....戸	.....戸	.....戸		
	その他	.....戸	.....戸	.....戸	.....戸		
	計	.....戸	.....戸	.....戸	.....戸		
鉱工業	木造						
	その他						
商業サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

様式第2号の15

〇〇〇〇災害による都市施設等被害状況即報

平成 年 月 日現在

〇〇〇市町村  
 〇〇〇県土整備事  
 流域下水道事務所

種別	県分		市町村分		計	
	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円	箇所	金額 千円
街路						
都市公園						
下水道						
公営住宅						
計						

主な都市施設等の被害

種別	事業主体	箇所名	被害状況	被害額 千円	復旧の対応状況
街路					
都市公園					
下水道					
公営住宅					

# 〇〇〇〇災害による教育施設関係被害状況即報

平成 年 月 日現在

設置者名	学校名	施設区分						災害年月日	災害名	市町村名				
		建物				工作物 D	土地 E				設備 F	合計 C+D +E+F	被害の概要等	
		全・半壊 A		補修 B	建物計 C									
		面積(m <sup>2</sup> )	金額		面積(m <sup>2</sup> )									金額

(単位:千円)



〇〇〇〇災害による商工被害状況

詳報  
確定

報告

(商工事務所長へ)

〇〇市 町 村

(商工部長へ)

〇〇商工事務所

業種	項目	被災総額				
		土地	建物			
商業	A	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					
工業	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					
	A					
	B					
	C					
	D					
	計 (うち ) (うち ) (うち )					
合計	(うち ) (うち ) (うち )					

(注) 1. 商工業の被害のうち、中小企業の被害については、( )で記入のこと。

2. A～Dの被害区分は、次の区分によること。

A…事業用建物等の延面積の60%以上につき、破壊、埋没、流失したもの。

建物等の延面積の50%以上につき、浸水1m以上のもの。

C…①事業用建物等の延面積の10%以上30%未満につき、破壊、埋没、流失したもの。

②事業用建物等の延面積の50%以上につき、浸水30 以上1m未満のもの。

③事業用建物等の延面積の10%以上50%未満につき、浸水1m以上のもの。

D…A～Cに該当しない被害。

3. 商業は、日本標準産業分類の卸売業、小売業

工業は、 // の製造業

その他は、 // の鉱業、建設業、運輸・通信業、サービス業

用

様式第3号の3

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報  
確定 報告(その1)初期の被害

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 年 月 日 時現在 \_\_\_\_\_

市町村名  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

作物名	市町村名	総栽培面積 ha	10aあたり 当り収量 kg	基準 収量 t	冠 水								土砂流入		流 失 埋 没						合 計		被害金額 千円	備考 主な被害 地名等
					2日目		3日目		4日目		5日目				減収 量 小計 t	植替可能		植替不可能		減収 量 小計 t	減収 量 t	被害 減収 量 %		
					被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t		被害 面積 ha	減収 量 t	被害 面積 ha	減収 量 t					

注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。  
 注2. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

様式第3号の4

〇〇〇〇災害による水稻被害状況 [ 詳 報 ] 報告(その2)中後期の被害  
[ 確 定 ]

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名  
 農林事務所名 \_\_\_\_\_

作物名	市町村名	総栽培面積	10アール 当り収量	基準収量 1	浸水被害 面積	冠水			倒伏			塩害			葉・初 の被害			合計					備考 主な被害 地域名等			
						被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 2	被害率 2÷1	被害面積	減収量 3		被害率 3÷1	被害金額	
		ha	kg	t	ha	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	ha	t	%	千円		

- 注1. 作物名は「早期水稻」「普通水稻」と記入のこと。
- 注2. 被害の態様が、「土砂流入」及び「流失埋没」の場合は、空欄に区分して記入すること。
- 注3. 被害の態様が、複合している場合は、被害が大きい方の態様の中に記入すること。
- 注4. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

# 〇〇〇〇災害による水稻被害状況 詳報 確定 報告(その3)干害

調査年月日 年 月 日 時現在 市町村名  
農林事務所名

市町村名	総栽培面積 ha	10a 当たり 収量 t	基準収量 t	5日間未満持続				5日間以上持続				10日間以上持続				15日間以上持続				20日間以上持続											
				乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態									
				被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %								

市町村名	25日間以上持続				30日間以上持続				枯死積 面積	塩害		合計		被害金額 千円	備考 (主な被害地域名等)
	乾田状態		白乾状態		乾田状態		白乾状態			面積	被害率	被害減収量 2	被害減収率 2÷1		
	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %	被害面積 ha	被害率 %							

注1. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。



〇〇〇〇災害による農作物被害状況 [ 詳 報 ] 報告(水稻を除く)  
[ 確 定 ]

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 \_\_\_\_\_  
 農林事務所名 \_\_\_\_\_

農作物名	市町村名	総栽培面積	被害面積				被害面積				単価 (kg当 たり) 4	被害 金額 (3×4) 5	平年10 a当た り収量 6	基準 集量 (1×6) 7	既 収穫量 8	収穫 残量 (7-8) 9	被害 面積率 (2÷1) 10	被害 減収率 (3÷7) 11	被害損害状況 主な被害地域名
			30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 2	30% 未満	30~ 70%	70% 以上	計 3									
			ha	ha	ha	ha	t	t	t	t									
		ha	ha	ha	ha	ha	t	t	t	t	円	千円	kg	kg	kg	kg	%	%	

注1. 被害面積の数値は、原則として小数点以下第1位までとする。(小数点以下第2位は四捨五入する。)  
 注2. 花きにおける減収量等の単位は千本(千鉢)、単価は1本(1鉢)とする。  
 注3. 総栽培面積の農林事務所合計は、被害のない市町村の栽培面積も加えたものを記入すること。

# 〇〇〇〇災害による農業関係施設被害状況

〔 詳 報 〕  
〔 確 定 〕  
報告

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 \_\_\_\_\_  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

施設の 種 類	作物名	市町村 名	全 焼				大 破				中 破				小 破				ビニール破損				合 計				備 考 (被害地域名)
			件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	件 数	棟 数	面積 ㎡	被害 金額 千円	
			件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	件	棟	㎡	千円	

満、  
注2. 「ビニール破損」…ビニールが破れ使用できないものをいう。  
報告数値の中に個人所有以外のものがある場合は、農業協同組合及同連合会所有のものについては（ ）書きで、また、それ以外の共同利用施設のものについては〔 〕書きで内数として記入すること。

# 〇〇〇〇災害による樹体被害状況 詳報 報告

## 〇〇〇〇災害による樹体被害状況 確定

災害の種類 \_\_\_\_\_

調査年月日 年 月 日 時現在

市町村名 \_\_\_\_\_  
農林事務所名 \_\_\_\_\_

樹種名	市町村名	成園・未成園の別	被害程度別面積及び被害額								被害損傷状況 被害地域名
			甚		中		軽				
			面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	面積 ha	被害額 千円	
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									
		成園									
		未成園									

注. 被害の種類は、樹体の損傷の程度、落葉の程度を基準とする。  
 甚：樹体が流失、埋没もしくは枯死したもの、幹が折損もしくははなはだ裂けたもの、70%以上の主枝が裂けもしくは折れる等の損傷を受けたもの、  
 又 はこれ以外の損傷を受け、更新もしくは改植を要すると認められるもの。  
 中：30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいか、これに準ずるもの。







〇〇〇〇災害による畜産関係被害状況 詳報  
確定 報告 (その4)

災害の種類 ( ) 調査年月日 年 月 日 市町村名 農林事務所名

市町村名	畜 舎										鶏 舎										牧 野		牧 道		牧 棚		その他		合 計					
	全 壊		大 破		中 破		小 破		計		全 壊		大 破		中 破		小 破		計		件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額				
		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		千円		
農林事務所計																																		

(注) 「金額」とは全く使用に耐えないか、流失又は埋没したもの、「大破」とは、被害程度が70%以上、「中級」とは、被害程度が30%以上70%未満、「小破」とは、被害程度が30%未満のものをいう。









〇〇〇〇災害による土木被害状況 [ 詳 報 ] 報告  
[ 確 定 ]

(県土整備事務所長へ)  
 (土木部長へ)

〇〇市 町 村  
 〇〇県土整備事務所長

区 分	前 回 ま で の 報 告 分						今回の報告分		年間の合計
	自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		自 月 日 の災害		
	至 月 日		至 月 日		至 月 日		至 月 日		
県 工 事	河 川								
	海 岸								
	砂 防								
	道 路								
	橋 梁								
	港 湾								
	計								
市 町 村 工 事	河 川								
	海 岸								
	道 路								
	橋 梁								
	計								
合 計									

(金額の単位 千円)

# 〇〇〇〇災害による建築物被害状況

詳報  
確定

# 報告

(県土整備事務所経由)

知事殿 平成 年 月 日 市区町村長名 _____ (印) 建築基準法第15条第2項の規定により、災害による建築物の滅失を報告します。						受付年月日番号 ※	
1. 被災地区市町村名							
2. 災害種別		火災・風水災・震災・その他		3. 火災件数			
7. 用途別	4. 被災区分	全焼・全壊・全流出		半焼・半壊・半流失		計	
		5. 建築物の数 (戸数) 床面積の合計	建築物の数 (戸数) 床面積の合計 [平方メートル]	建築物の数 (戸数) 床面積の合計 [平方メートル]	建築物の数 (戸数) 床面積の合計 [平方メートル]	建築物の数 (戸数) 床面積の合計 [平方メートル]	建築物の数 (戸数) 床面積の合計 [平方メートル]
居住	木造	戸	戸	戸	戸		
	その他	戸	戸	戸	戸		
	計	戸	戸	戸	戸		
鉱工業	木造						
	その他						
商業 サービス業	木造						
	その他						
公務文教	木造						
	その他						
その他	木造						
	その他						
合計	木造						
	その他						
	計						

- (注) イ ※欄は記入しないこと。  
 ロ 2、4欄は該当文字を○印で囲むこと。  
 ハ この書は災害種別ごとに作成のこと。  
 ニ 市の中、区のある市においては、区ごと、災害ごとに本書を作成すること。

## 9 2 指定地方行政機関・指定地方公共機関

### 1 指定地方行政機関

1	九州管区警察局
2	福岡財務支局
3	九州厚生局
4	九州農政局（福岡農政事務所）
5	九州森林管理局（福岡森林管理署）
6	九州経済産業局
7	九州産業保安監督部
8	九州運輸局（福岡運輸支局）
9	大阪航空局（福岡・北九州空港事務所）
10	第七管区海上保安本部
11	福岡管区气象台
12	九州総合通信局
13	福岡労働局
14	九州地方整備局

### 2 指定地方公共機関

1	西日本鉄道株式会社、 筑豊電気鉄道株式会社
2	西部瓦斯株式会社、 大牟田ガス株式会社、 西日本ガス株式会社 社団法人福岡県LPガス協会
3	福岡県水難救済会
4	西日本新聞社、 朝日新聞西部本社、 毎日新聞西部本社、 読売新聞西部本社、 時事通信社福岡支社、 共同通信社福岡支社、 熊本日日新聞社福岡支社、 日刊工業新聞社西部支社
5	戸畑共同火力株式会社
6	RKB毎日放送株式会社、 株式会社テレビ西日本、 九州朝日放送株式会社、 株式会社福岡放送、 株式会社エフエム福岡、 株式会社TVQ九州放送、 株式会社CROSS FM、 株式会社九州国際エフエム
7	福岡県医師会
8	福岡県歯科医師会
9	福岡県トラック協会

### 9 3 関門・宇部海域排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を「関門・宇部海域排出油等防除協議会」(以下、「協議会」という。)という。

(目 的)

第2条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)第43条の6第1項の協議会とし、関門港、宇部港及びその周辺海域において、油又は有害液体物質(以下「油等」という。)が大量に排出された場合、又は油等の大規模火災が発生した場合の防除活動に必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除対策の調整を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 関門港、宇部港及びその周辺海域とは、おおむね周防灘西部、関門海峡、響灘の海域をいう。
- 二 油又は有害液体物質が大量に排出された場合とは、船舶又は臨海施設等から大量の油又は有害液体物質が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい被害又は海域に著しい汚染を及ぼす場合をいう。
- 三 油等の大規模火災とは、船舶又は臨海施設等において大規模の油等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及ぶ場合をいう。
- 四 防災対策とは、大量の油等の海上流出又は大規模火災(以下「油等災害」という。)が発生した場合における油等の拡散防止、回収、分散処理等の防除活動又は可能な範囲での消火、延焼防止等の消火活動等及び海上災害を防止するための活動(以下「防災活動」という。)を講ずることをいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- 一 流出油等の防除に関する自主基準の作成に関すること。
  - (1) 流出油等防除マニュアルの作成
  - (2) 流出油等の防除活動に必要な防除資材等の整備の推進
  - (3) 流出油等の防除活動の実施の推進
- 二 流出油等の防除技術の調査及び研究に関すること。
- 三 流出油等の防除に関する教育及び訓練に関すること。
- 四 その他、流出油等の防除等防災活動に関する重要事項の協議に関すること。
- 五 隣接する排出油等防除協議会との調整

(流出油防除計画に係る意見の提出)

第5条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、九州北部沿岸海域並びに瀬戸内海西部海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

(構 成)

第6条 協議会は、別表に掲げる機関又は団体の代表者若しくは、その指名する者(以下「会員」という。)をもって構成する。

(役 員)

第7条 協議会に次の役員及び所要の委員をおく。

会長 1名  
副会長 1名  
会計幹事 2名

- 2 会長は、門司海上保安部長をもってあてる。
- 3 副会長及び会計幹事は、会長が委嘱する。
- 4 委員は、会員のうちから機関、業態、地域等を考慮し、協議会の同意を得て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐するものとする。
- 3 会計幹事は、会務の状況及び会計を監査する。
- 4 委員は、その業務を審議し、防災活動を推進する。

(役員任期)

第9条 会長を除く役員任期は一年とし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は、総会、臨時総会及び委員会とし、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長又は会長の指名した者があたる。

3 総会は年1回とし、臨時総会及び委員会は必要に応じ開催する。

4 会議は、委任状の提出者を含め、会員又は委員の2分の1以上の出席をもって成立する。

5 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(総会)

第11条 総会は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正及びその他必要と認める事項を協議決定する。

(委員会)

第12条 委員会は、会長及び委員をもって構成し、業務計画、会則の改正等総会に付議すべき事項及びその他必要と認める事項を協議決定する。

2 会長は、必要と認める場合、委員会に「部会」を設けることができる。

3 会長は、必要と認める場合、委員会に委員以外の会員の出席を求め、学識経験者を招へいすることができる。

(資料の提出)

第13条 会員は、協議会による防災活動に必要な資料を会長に提出するものとする。

(出動)

第14条 会長は協議会による防災活動が必要と認めた場合は、会員の全部又は一部に出動を要請することができる。

2 前項の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣又は施設の提供に努めるものとする。

(総合連絡調整本部及び指揮)

第15条 会長は、会員に出動要請をした場合、直ちに総合連絡調整本部を設置し、協議会による防災活動の連絡調整を行うものとする。

2 出動要請を受けた会員又はこれに代わる者は、速やかに総合連絡調整本部に参集し、防災活動要綱に定める事項について、連絡調整を行うものとする。

3 防災活動は、出動した会員のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

(経費の求償)

第15条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。

2 会長が必要と認めた場合、委員会において前項事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

(災害補償)

第16条 防災活動に出動した者が、そのために負傷、疾病、障害又は死亡となった場合における災害補償については、法令に定めがあるもののほか、当該被災した職員の所属する機関が行うものとする。

(訓練)

第17条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

(庶務)

第18条 協議会の庶務は、門司海上保安部警備救難課が担当する。

(細目等の制定)

第19条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、協議会の承認を得るものとする。

(相互応援協定)

第20条 協議会は、他の排出油等の防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則 この会則は、昭和51年10月28日から施行する。

付 則 この会則は、平成7年6月29日から施行する。

付 則 この会則は、平成8年7月24日から施行する。  
付 則 この会則は、平成10年6月26日から施行する。  
付 則 この会則は、平成19年10月25日から施行する。



## 94 福岡地区排出油等防除協議会会則

(名 称)

第1条 この協議会を福岡地区排出油等防除協議会（以下「協議会」という。）という。

(目 的)

第2条 協議会は、福岡湾及びその周辺海域において、大量の油・有害液体物質の海上流出事故又は油・有害液体物質等の大規模火災が発生した場合における防災対策について必要な事項を協議し、事故等に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し、もって排出された油又は有害液体物質等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 この協議会は、大量の流出油・有害液体物質等の事故が発生した場合の油・有害液体物質等の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として活動する。

(定 義)

第3条 前条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

① 福岡湾及びその周辺海域

概ね福岡湾及び宗像市鐘崎から志摩町碓石崎に至る福岡県沿岸の海域をいう。

② 大量の油・有害液体物質等の海上流出事故

船舶又は臨海施設等から大量の油・有害液体物質等が海上に流出し、船舶、港湾、沿岸等に著しい汚染を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合をいう。

③ 油類・有害液体物質等の大規模火災

船舶又は臨海施設等において、大規模の油、液化ガス、有害液体物質等の火災が発生し、その被害が船舶又は海域に及び、又は及ぶおそれのある場合をいう。

(業 務)

第4条 協議会は、次の各号の業務を行う。

① 次の各事項からなる防災活動計画の協議に関すること。

イ 情報の収集及び連絡

ロ 人員、資器材、船舶等の動員及び施設の提供

ハ 出動機関相互間の通信連絡

ニ 防災活動の推進

ホ その他必要事項

② 防災活動に必要な資器材及び施設の整備に関すること。

③ 防災活動の実施の推進に関すること。

④ 防災技術の調査研究及び訓練に関すること。

⑤ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の3第2項の海上保安庁長官に対する意見に関すること。

⑥ その他防災に必要な事項に関すること。

(構 成)

第5条 協議会は、別表1に掲げる会員をもって構成する。

(会 長)

第6条 協議会に会長1名を置き、福岡海上保安部長をもって充てる。

2 会長は、協議会を代表し、その業務を総括する。

(会 議)

第7条 会議は、総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

2 総会は、年1回とし、臨時総会は、必要に応じ開催する。

3 会議は、会員をもって構成し、業務計画、会則の改正その他必要と認める事項を協議決定する。

4 会議は、会員2分の1以上の出席をもって成立し、会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

5 会長は、必要と認める場合、会議に会員以外の者の出席を求め並びに学識経験者を招へいすることができる。

(幹事会)

第8条 協議会の活動を補佐するため、協議会の下に幹事会を置く。

2 幹事会は、会員の所属する機関、団体、企業等（以下「機関等」という。）の職員のうちから、別表2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事会は、必要に応じ、会長が招集する。

4 幹事会は、総会に付すべき事項、業務の実施に関する事項その他必要と認める事項について協議調整する。

（資料の提出）

第9条 会員は、その所属する機関等における防災対策に必要な資料を会長に提出するものとする。

（出動要請）

第10条 会長は、防災活動を必要とする場合、会員の全部若しくは一部に出動を要請することができる。

（出動及び指揮）

第11条 前条の要請を受けた会員は、直ちに必要な人員、資器材、船舶等の派遣若しくは施設の提供に努めるものとする。

2 防災活動は、出動した機関等のそれぞれ固有の指揮系統のもとに実施するものとする。

（総合連絡調整本部）

第12条 会長は、防災活動を実施する場合は、直ちに総合連絡調整本部を設け、活動の連絡・調整を行うものとする。

2 前項の総合連絡調整本部が設けられた場合、第10条の出動要請を受けた会員又はこれに代わるべき者は、速やかに総合連絡調整本部に参集するものとする。

（経費の求償）

第13条 防災活動に要した経費の求償に関する事務は、それぞれ出動した会員が行う。ただし、会長が必要と認めた場合は、協議会において求償事務が円滑に推進できるよう協力するものとする。

（災害補償）

第14条 防災活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病し、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に定めがあるものの外、当該被災した者が所属する機関等が当たるものとする。

（訓練）

第15条 防災に関する会員の活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行うものとする。

（庶務）

第16条 協議会の庶務は、福岡海上保安部警備救難課が担当する。

（細目等の制定）

第17条 会長は、この会則に定める業務を円滑に遂行するため、業務の実施に関する細目等を制定し、第7条の会議で承認を得るものとする。

第18条 協議会は、他の排出油等防除に関する協議会等と相互応援に関する協定を締結することができる。

2 応援の要請は、会長が判断、決定して行うものとする。

付 則

この会則は、平成11年7月2了日から施行する。

平成15年 9月 4日改正

平成16年 9月 8日改正

平成20年 2月 8日改正

## 95 有明海排出油等防除協議会会則

### 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、「有明海排出油等防除協議会」という。

(目的)

第2条 本会は有明海沿岸海域及びその周辺海域において、大量の油又は有害液体物質(以下油等という。)の排出事故が発生した場合の防除活動について必要な事項を協議し、事故に関する情報を共有しつつ、会員がそれぞれの立場で行う防除活動の町政を実施し、もって排出された油等による被害の局限化を図ることを目的とする。

2 本会は、大量の油等の海上排出事故が発生した場合の防除活動に関しては、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下「海防法」という。)第43条の3第1項の協議会として活動する。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除活動に関する連携の推進
- (2) 排出油等の防除に関する技術の調査及び研究
- (3) 排出油等の防除に関する教育及び訓練
- (4) その他の排出油等の防除に関する必要な事項

(事務局)

第4条 本会の事務局は、三池海上保安部警備救難課に置く。

### 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 行政機関会員 本会の目的に賛同する国の機関、自治体等
- (2) 企業会員 本会の目的に賛同する企業
- (3) 漁業会員 本会の目的に賛同する漁業活動等に従事する団体

(会費)

第6条 本会の会費は、次の会員から徴収するものとする。

- (1) 企業会員
  - (2) 漁業会員のうち福岡県有明海漁業協業協同組合連合会及び佐賀県有明海漁業協同組合
- 2 既納の会費は、返還しないものとする。
- 3 会費は、年会費として2,000円とする。

### 第3章 役員等

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
執行委員	17名
会計監事	2名

(役員を選出等)

第8条 会長は、三池海上保安部長をもってあてる。

- 2 副会長及び会計監事は、会員の中から互選により選出する。
- 3 執行委員は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 副会長、執行委員及び会計監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第9条 会長は、本会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐する。
- 3 執行委員は、会長及び副会長を補佐し、本会の運営にあたる。

4 会計監事は、本会の会計について監査を行い、その結果を総会に報告する。

(役員任期)

第10条 役員(会長を除く。)の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員(会長を除く。)に欠員を生じたときは、速やかに選出又は委嘱し、この場合の任期は、前任者の残任期間とする。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 総会は、会員をもって構成する。

(権能)

第12条 総会は、事業計画、予算決算、会則の改正その他重要事項を議決する。

(種別及び開催)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎会計年度終了後できるだけ早い時期に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 執行委員が必要と認めたとき。

(招集)

第14条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開催日の15日前までに会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数等)

第16条 会員は、次条の場合を除き、それぞれ1個の表決権を有する。

2 総会は、委任状の提出者を含め、会員の過半数の出席をもって成立する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第17条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

## 第5章 執行委員会

(構成)

第18条 執行委員会は、会長、副会長及び執行委員をもって構成する。

(権能)

第19条 執行委員会は、次の事項を協議・推進する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第20条 執行委員会は、次の各号に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 執行委員総数の3分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第21条 執行委員会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、できるだけ早い時期に執行委員会を招集しなければならない。

3 執行委員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面等をもって、通

知しなければならない。

(議長)

第22条 執行委員会の議長は、会長がこれにあたる。

(書面評決)

第23条 執行委員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に表決権の行使を委任することができる。

(HNS 部会)

第24条 本会は、有害液体物質の防除に関する調査研究及び事故発生時における技術的事項に関する検討並びに助言を行うためのHNS部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

- 2 部会は有害液体物の取扱い又は輸送を事業として行う会員で構成する。
- 3 部会に部会長1名を置く。
- 4 部会長は会長が指名する。
- 5 部会は必要の都度、会長又は部会長が招集する。
- 6 部会長は部会の意見を本会に報告する。

## 第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第25条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理及び処分)

第26条 本会の財産は、事務局が管理し、その方法は執行委員会の承認を得るものとする。

(事業計画及び予算)

第27条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局が作成し、毎会計年度開始前に整理し、次の総会において議決を得なければならない。

(暫定予算)

第28条 事務局は、総会における予算成立の日まで、前年度の予算に準じて当該年度の予算を執行することができる。

- 2 前項の収入支弁は、新たに成立した予算の収入支弁とみなす。

(事業報告及び決算)

第29条 事務局は、毎会計年度終了後、次の書類を作成し、通常総会の15日前までに会計幹事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 財産目録
- (4) その他必要な附属書類

- 2 会計幹事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して事務局に提出しなければならない。
- 3 事務局は、前2項の書類及び報告書について、総会において承認を得なければならない。

(会計年度)

第30条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 事業活動

(情報提供)

第31条 会長は、大量の油等の排出があったときは、若しくはそのおそれがあるときは、若しくはそのおそれがあるときは、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

(出動)

第32条 会長は、海防法の規定により、排出油等の防除措置を講ずべき者がその措置を講じても海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合は、汚染の原因者である施設若しくは船舶の長又は船主あるいはその代理者との連絡を緊密にし、防除依頼の確認が取れた際には、本会会員の全部又は一部に対し、会員それぞれの立場に応じた防除活動を求めることができる。

2 会長は、原因者が不明の漂流油の処理についても、必要と認めた場合は、本会の活動の一環として防除活動を行うものとし、本会会員の全部又は一部に出動を求めることができる。

3 出動を求められた会員は、各会員の立場に応じて、直ちに必要な人員、器材及び船舶等を現場に派遣するとともに、必要な施設の提供に努める。

(総合調整本部及び指揮)

第33条 会長は、会員による排出油等の防除活動が行われる場合は、直ちに三池海上保安部に総合調整本部を設置し、会長が本部長を務める。

2 出動の求めに応じ、防除活動を行う会員又はこれに代わる者は、速やかに総合調整本部に参集し、次の事項について、連絡調整を行う。

- (1) 出動会員の連絡及び活動の調整
- (2) 防除資機材等の活用に関する調整
- (3) 防除活動の分担等に関する調整
- (4) 原因者との調整 (防除活動、経費補償等)
- (5) 海上災害防止センターとの調整 (防除活動、経費弁償等)
- (6) 他の災害対策本部等との調整
- (7) 会場におけるボランティアの活動内容等の調整

3 本会の事業を円滑に実施するため、排出油等防除活動マニュアルを別途定める。

4 会員は、総合調整本部との連絡を密にし、それぞれの立場に応じて、排出油等の防除、二次災害の防止等の対策を行う。

5 会長は、本会による防除活動の必要がなくなったと認める場合は、総合調整本部を解散する。

(出動の解除)

第34条 会長は、第32条の求めにより派遣された人員、資機材、施設等の必要がなくなったときは、その旨を当該会員に通知する。

(相互応援協定)

第35条 本会は、隣接の排出油等防除協議会等と相互応援協定を締結することができる。

2 隣接の排出油等防除協議会等に対し応援する場合又は同協議会等に対し応援を求める場合は、会長が判断、決定して行う。

(経費の負担及び求償事務)

第36条 油防除措置に要した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、それぞれの出動機関が行う。

(災害補償)

第37条 排出油等の防除活動に出動した各会員に属する者が活動のために災害 (負傷、疾病、障害又は死亡をいう。)を受けた場合における補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した者の属する会員が行う。

(訓練)

第38条 会員の油等の防除活動を演練するため、毎年1回以上訓練を行う。

2 訓練に要した経費等については、原則として各参加機関の自己負担とするが、自己負担が適当でないものについては参加会員で負担する。

(備蓄資機材の保守管理等)

第39条 会員は、それぞれ保有する備蓄資機材について保守管理に努めるとともに、災害発生時の動員体制を確立しておく。

2 購入済みの油吸着マット等の資機材の保守管理は、事務局が行うものとする。

(資料の提出)

第40条 会員は、毎年1回 (3月末現在) 事務局へ別添「流出油防除資機材保有量等調査表」を提出し、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知する。

(排出油等防除計画に係る意見の提出)

第41条 本会は、海防法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、

有明海沿岸海域に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べることができる。

附 則

この会則は、平成 9 年 1 1 月 5 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 1 年 6 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 6 年 3 月 1 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 7 月 1 0 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 0 年 6 月 2 5 日から施行する。

## 9 6 福岡県大規模災害対策連絡協議会要綱

### (目 的)

第1条 福岡県内で大規模災害が発生した場合において、県、北九州市、福岡市及び自衛隊が相互に緊密に連携し、自衛隊の災害派遣活動が円滑に実施されるよう、あらかじめ 必要な事項を協議するため、福岡県大規模災害対策連絡協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会における協議事項は次のとおりとする。

- 1 自衛隊の災害派遣活動内容に関すること。
- 2 自衛隊への災害派遣要請に関すること。
- 3 災害に関する情報連絡に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 その他、自衛隊の災害派遣を円滑に実施するための必要な事項

### (委 員)

第3条 協議会の委員は、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

### (議 長)

第4条 協議会に議長を置く。

- 2 議長は、協議会の議事を整理し、協議会の事務を総括する。
- 3 議長は、委員のうちから互選する。

### (協議会の開催)

第5条 協議会の定例会は、原則として年1回これを開催する。

- 2 議長は、各委員の要請により臨時の協議会を開催することができる。

### (幹 事)

第6条 協議会に幹事を置く。

- 2 幹事は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は、協議会の事務について委員を補助する。

### (幹事会の開催)

第7条 幹事により、幹事会を構成する。

- 2 幹事会の定例会は、原則として年2回これを開催する。
- 3 幹事の要請により、臨時の幹事会を開催することができる。

### (協議会及び幹事会における関係者の出席)

第8条 協議会及び幹事会の開催に際しては、協議事項の内容に応じ、委員及び幹事のほか、必要な関係者の出席を要請することができるものとする。

### (庶 務)

第9条 協議会の庶務は、福岡県総務部消防防災課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において別途協議して定める。

### 附 則

この要綱は、平成7年8月29日から施行する。

別表1

委 員
陸上自衛隊第4師団司令部第3部長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部長
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部長
福岡県総務部長
北九州市消防局防災対策部長
福岡市市民局長

別表2

幹 事
陸上自衛隊第4師団司令部第3部防衛班長
海上自衛隊佐世保地方総監部防衛部第3幕僚室防衛主任
航空自衛隊西部航空方面隊司令部防衛部運用課運用2班長
福岡県総務部消防防災課長
北九州市消防局防災対策部防災課長
福岡市市民局市民部課長(防災に関する総合調整担当)



## 97 福岡県災害対策本部条例

昭和37年10月25日  
福岡県条例第61号  
改正平成8年3月26日  
福岡県条例第25号

### (趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、福岡県災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組 織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### ( 部 )

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第4条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に、災害地にあつて当該災害対策本部の事務の一部を行う組織として、現地災害対策本部を置くことができる。

2 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

3 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 98 福岡県災害対策本部規程

(平成4年10月23日)  
(福岡県災害対策本部規程第1号)  
改正 平成 6年 4月27日  
平成 8年 7月15日  
平成10年 1月14日  
平成10年 9月 7日  
平成12年 2月23日  
平成13年 3月 9日  
平成14年 4月12日  
平成14年10月30日  
平成15年 3月 5日  
平成16年11月10日  
平成19年 6月22日  
平成20年 7月 7日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県災害対策本部条例(昭和37年福岡県条例第61号)第5条の規定に基づき、福岡県災害対策本部(以下「本部」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (本部の位置)

第2条 本部は、福岡県庁内に置く。ただし、福岡県庁が被災により使用できないときは、福岡県地域防災計画の定めるところにより、次の順位により他の県の庁舎内に本部を置くものとする。

- 1 福岡県吉塚合同庁舎
- 2 福岡県福岡西総合庁舎
- 3 福岡県八幡総合庁舎

### (副本部長及び本部員)

第3条 福岡県災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副知事をもって充てる。

2 災害対策本部員(以下「本部員」という。)は、各部の部長(福岡県水防計画に基づき水防本部が設置された場合における水防本部の水防長を含む。)、会計管理局长、企業局长、教育長、警察本部長及び総務部次長をもって充てる。

### (本部会議及び総合指令部の設置)

第4条 本部に本部会議及び総合指令部を置く。

### (本部会議)

第5条 本部会議は、災害に関する応急対策(以下「災害応急対策」という。)の基本的事項について協議決定する。

- 2 本部会議は、福岡県災害対策本部長(以下「本部長」という。)、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

### (総合指令部)

第6条 総合指令部は、本部長が主宰して重要な災害応急対策のうち緊急に処理すべき個別的事項について迅速に意思決定し、本部員又は第8条第4項の規定に定める総合指令部付各班に対処措置を指示する。

- 2 総合指令部は、本部長、副本部長、総務部長及び総務部次長をもって構成する。

### (本部組織)

第7条 本部に次に掲げる部を置く。

- 1 総務部
- 2 企画・地域振興部
- 3 新社会推進部
- 4 保健医療介護部
- 5 福祉労働部
- 6 環境部
- 7 商工部

- 8 農林水産部
- 9 県土整備部
- 10 建築都市部
- 11 会計管理部
- 12 企業部
- 13 教育部
- 14 公安部

- 2 部に副部長を置き、副部長は部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 部長及び副部長は、それぞれ別表第1の当該欄に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 部に別表第2に掲げる班を置き、部の事務を分掌する。
- 5 班に班長及び班員を置き、班長には、別表第2に掲げる課（室）長を充て、班員には班長の所属する課（室）に勤務する職員をもって充てる。
- 6 班長は部長の命を受けて班の事務（以下「班務」という。）を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事する。
- 7 公安部の班、班長及び班員については、公安部長が別に定めるものとする。

#### （総合指令部付各班）

第8条 総合指令部に、部付の班として総括班及び広報班を置く。

- 2 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、総合指令部に緊急初動班を置くものとする。
- 3 本部長は、前2項に定める各班のほか、必要があると認めるときは、総合指令部に災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班を置くことができる。
- 4 総務部長は、総括班、広報班、緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班（以下「総合指令部付各班」という。）の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 総合指令部付各班に班長及び班員を置き、総括班長及び広報班長には別表第2に掲げる課長を、班員には両班長の所属する課に勤務する職員をもって充て、緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の班長及び班員には本部長が指名する職員をもって充てる。
- 6 本部長は、前条第5項及び前項の規定にかかわらず、必要に応じて、総括班の班員に、前項に規定する職員のほか、当該班長の所属する課以外の課に勤務する職員を充てることができる。
- 7 班長は、総務部長の命を受けて班務を処理し、班員は班長の命を受けて班務に従事する。

#### 第9条 削除

#### （部及び班の分掌事務）

第10条 部並びに第7条第4項及び第8条第1項から第3項までに定める班の分掌事務は、別表第3に定めるところによる。

- 2 本部長が必要であると認めるときは、前項に定める部及び班の分掌事務を臨時に変更し、部及び班に新たな事務を所掌させ、又は臨時の部及び班を置くことができる。
- 3 本部長は、第8条第3項及び前項に定める措置を講じた場合で必要と認めるときは、その旨を各部長に通知するなど、当該事務の円滑な遂行に支障が生じないようにするものとする。

#### （現地災害対策本部）

第10条の2 福岡県現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）は、災害地における情報の収集及び伝達並びに関係機関との連絡調整その他災害応急対策の迅速確実な実施を図る。

- 2 現地本部は、災害地に所在する県の庁舎内その他本部長が適当と認める場所に置く。
- 3 現地災害対策本部長（以下「現地本部長」という。）には、副本部長及び本部員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 4 現地災害対策本部員（以下「現地本部員」という。）には、本部副部長及び本部班長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 5 現地本部の事務を処理するため、必要に応じ、現地本部に班を設け、班に班長及び班員を置くことができる。
- 6 班長には、現地本部員を充て、班員には班長の所属する部課に勤務する職員その他の職員をもって充てる。
- 7 本部長は、必要と認めるときは、現地本部長及び現地本部員に第3項及び第4項に規定する職員以外の職員を臨時に充て、又は現地本部に第5項に規定する職以外の職を設けることができる。

(地方組織)

第 11 条 本部長は、地方における災害応急対策の迅速確実な実施を図るため、県の農林事務所内に、福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）を、県の保健福祉環境事務所に保健環境福祉班を、県の土木事務所に土木建築班をそれぞれ設置することができる。

(地方本部の名称、管轄区域及び組織等)

第 12 条 地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
福岡県災害対策福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害対策京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

2 地方本部に地方本部長を置き、地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。

3 地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理するものとする。  
ただし、次項に定める農林班の事務分掌については、関係する本部の部長の命を受けて処理するものとする。

4 地方本部に総括班及び農林班を設け、班に班長及び班員を置く。

5 班長には、地方本部長が指名する職員を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。

6 班長は、地方本部長の命を受けて班務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。

7 地方本部の事務分掌は、別表第 4 の定めるところによる。

8 地方本部長は、緊急を要する場合には、総括班の事務分掌を農林班の事務分掌に優先して処理しなければならない。

9 地方本部長は、必要があると認めるときは、前項に定める班のほか臨時の班を置き、分掌事務を臨時的に変更し、又は新たな事務を所掌させることができる。

10 地方本部長は、前項の規定による措置を講じたときは、速やかに総務部長に報告しなければならない。

(保健福祉環境班及び土木建築班の名称、管轄区域及び組織等)

第 12 条の 2 保健福祉環境班及び土木建築班（以下「出先機関各班」という。）の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
筑紫保健福祉環境班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所の管轄区域
粕屋保健福祉環境班	福岡県粕屋保健福祉環境事務所の管轄区域
宗像保健福祉環境班	福岡県宗像保健福祉環境事務所の管轄区域
朝倉保健福祉環境班	福岡県朝倉保健福祉環境事務所の管轄区域
糸島保健福祉環境班	福岡県糸島保健福祉環境事務所の管轄区域
遠賀保健福祉環境班	福岡県遠賀保健福祉環境事務所の管轄区域
鞍手保健福祉環境班	福岡県鞍手保健福祉環境事務所の管轄区域
嘉穂保健福祉環境班	福岡県嘉穂保健福祉環境事務所の管轄区域
田川保健福祉環境班	福岡県田川保健福祉環境事務所の管轄区域
久留米保健福祉環境班	福岡県久留米保健福祉環境事務所の管轄区域
八女保健福祉環境班	福岡県八女保健福祉環境事務所の管轄区域
山門保健福祉環境班	福岡県山門保健福祉環境事務所の管轄区域
京築保健福祉環境班	福岡県京築保健福祉環境事務所の管轄区域
福岡土木建築班	福岡県福岡土木事務所の管轄区域
久留米土木建築班	福岡県久留米土木事務所の管轄区域
柳川土木建築班	福岡県柳川土木事務所の管轄区域
直方土木建築班	福岡県直方土木事務所の管轄区域
行橋土木建築班	福岡県行橋土木事務所の管轄区域
前原土木建築班	福岡県前原土木事務所の管轄区域
朝倉土木建築班	福岡県朝倉土木事務所の管轄区域
八女土木建築班	福岡県八女土木事務所の管轄区域
北九州土木建築班	福岡県北九州土木事務所の管轄区域
田川土木建築班	福岡県田川土木事務所の管轄区域

飯塚土木建築班	福岡県飯塚土木事務所の管轄区域
那珂土木建築班	福岡県那珂土木事務所の管轄区域
大牟田土木建築班	福岡県大牟田土木事務所の管轄区域
豊前土木建築班	福岡県豊前土木事務所の管轄区域
宗像土木建築班	福岡県宗像土木事務所の管轄区域
藤波ダム建設土木建築班	福岡県藤波ダム建設事務所の管轄区域
五ヶ山ダム建設土木建築班	福岡県五ヶ山ダム建設事務所の管轄区域
伊良原ダム建設土木建築班	福岡県伊良原ダム建設事務所の管轄区域
苅田港務土木建築班	福岡県苅田港務所の管轄区域
流域下水道土木建築班	福岡県流域下水道事務所の管轄区域

- 2 班長には、当該事務所の長を充て、班員には、班長の所属する出先機関の職員をもって充てる。
- 3 班長は、関係する本部の部長の命を受けて、管轄区域内における災害応急対策事務を処理し、班員は、班長の命を受けて班務に従事するものとする。
- 4 各班の事務分掌は、別表第4に定めるところによる。

(本部、地方本部及び出先機関各班並びに緊急初動班の設置基準)

第12条の3 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表された場合で、気象庁及び福岡県が県内に設置した雨量観測局（福岡県災害対策本部運営要綱（以下「本部運営要綱」という。）に定める山間部に設置された雨量観測局を除く。以下「雨量観測局」という。）において観測された直近の24時間雨量が250ミリを超え、かつ、直近の1時間雨量が70ミリを超えたとき。
  - 二 前号に該当しない場合であっても、大雨、洪水、暴風、高潮等により既に相当程度の人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される場合で、災害対策上必要と認めるとき。
  - 三 福岡県内に震度5強以上の地震が発生したとき。
  - 四 福岡県内に大津波警報が発表されたとき。
  - 五 その他前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。
- 2 本部長は、前項第3号又は第4号に該当する場合には、緊急初動班を設置する。

(本部、地方本部及び出先機関各班の廃止)

第12条の4 本部長は、次に掲げる場合には本部並びに該当する地域内の地方本部及び出先機関各班を廃止する。

- 一 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
  - 二 災害応急対策が完了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなったと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(配 備)

第13条 本部長は、発生した災害又は発生が予想される災害の規模に応じて、別表第5に定める第1配備から第4配備までのうち適当な配備の規模を決定し、本部、地方本部及び出先機関各班を設置し、又は設置後において当該配備の規模を変更する。

- 2 本部長は、配備の規模を決定し、又は変更したときは、直ちに各部長及び地方本部長並びに出先機関各班の班長に当該配備の規模を指示する。

(配備要員及び連絡員)

第14条 各班の配備要員は、総括班、広報班及び緊急初動班にあつては総務部長その他の班にあつては部長が、地方本部にあつては地方本部長が、出先機関各班にあつては班長が、配備の規模に応じて別表第5に定める人員をあらかじめ指名しておかなければならない。

- 2 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかなければならない。
- 3 部長は、総合指令部及び各部との緊密な連絡を保持するため、別表第6に定める連絡員を置き、本部設置と同時に連絡員を総合指令部付総括班に派遣するものとする。
- 4 配備要員及び連絡員は、常に所在を明らかにし、通信、報道機関等により災害の発生を知ったとき又は発生が予想されるときは、速やかに所属班長の指示を受けるものとする。
- 5 班長（教育部及び公安部の班を除く。）は、配備要員名簿（様式第1号）を毎年4月1日に作成しておかなければならない。

6 部長（教育部長及び公安部長を除く。）、地方本部長及び出先機関各班の班長は、本部長から配備の規模について指示を受け、配備要員を配備したときは、配備後直ちに電話報告し、事後速やかに配備報告（様式第2号）により本部長あて報告するものとする。

7 総合指令部、各部（教育部及び公安部を除く。）、各地方本部及び出先機関各班の班長は、班に配備要員従事記録（様式第3号）を備え、配備要員の実働状況を把握するものとする。

（災害状況等の報告）

第15条 災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要等については、福岡県災害調査報告実施要綱その他別に定めるところにより、遅滞なく報告しなければならない。

（その他の事項）

第16条 この規程に定める事務を処理するに当たっては、原則として他のすべての事務に優先して迅速的確に処理するとともに、関係機関と連絡を密にし、事務の協調及び調整を図らなければならない。

第17条 災害救助法、消防法（昭和24年法律第186号）、水防法（昭和24年法律第193号）、その他の法令等に特別の定めがあるものについては、当該法令の定めるところにより、その事務を処理しなければならない。

第18条 削除

第19条 この規程により処理した事項についての残務整理については、本部にあつては部長の職にあつた者、地方本部にあつては地方本部長の職にあつた者、出先機関各班にあつては班長の職にあつた者がこれに当たり、関係事績等を保管するものとする。

第20条 削除

（警戒本部及び警戒地方本部の設置基準）

第21条 本部長は、次に掲げる場合には、福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び該当する地域内の福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）を設置する。

- 一 福岡県内に大雨警報又は洪水警報が発表されたとき。
- 二 前号に該当しない場合であっても、福岡県内に暴風、高潮等の警報が発表され、既に人的被害、家屋被害等が発生し、又は今後の気象見通し等によりその発生が予想される時。
- 三 福岡県内に震度5弱の地震が発生したとき。
- 四 福岡県内に津波警報が発表されたとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、その前後の気象状況、災害発生状況、突発的災害の発生等により、特に必要と認めるとき。

2 本部長は、前項第3号又は第4号に該当する場合には、緊急初動班を設置する。

（警戒本部）

第22条 警戒本部は、災害に関する情報を収集し、及び関係行政機関との連絡調整を図るものとする。

2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）及び副本部長（以下「警戒副本部長」という。）を置き、警戒本部長には総務部長を、警戒副本部長には総務部次長をもって充てる。

3 警戒副本部長は、警戒本部長を補佐し、警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

4 警戒本部に別表第7に掲げる班を置き、班長には同表に掲げる課長を充て、班員には班長の所属する課に勤務する職員をもって充てる。

5 前項に定める各班のほか、地震及び津波に係る災害に機動的に対処するため、警戒本部に緊急初動班を置き、班長及び班員には総務部長が指名する職員をもって充てる。

6 警戒本部長は、前2項に定める班のほか、必要があると認めるときは、警戒本部に臨時の班を置くことができる。

7 班長（第5項に規定する緊急初動班の班長を除く。）は、別表第8に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。

8 班長は、警戒本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。

9 各班の事務分掌に関して必要な事項は、別表第9に定めるところによる。

（警戒地方本部）

第23条 警戒地方本部の名称及び管轄区域は、次のとおりとする。

名 称	管轄区域
福岡県災害警戒福岡地方本部	福岡県福岡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒両筑地方本部	福岡県朝倉農林事務所の管轄区域

福岡県災害警戒北九州地方本部	福岡県八幡農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑豊地方本部	福岡県飯塚農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒筑後地方本部	福岡県筑後農林事務所の管轄区域
福岡県災害警戒京築地方本部	福岡県行橋農林事務所の管轄区域

- 2 警戒地方本部に警戒地方本部長を置き、警戒地方本部の管轄区域を所管する農林事務所長をもって充てる。
- 3 警戒地方本部長は、総務部長の命を受けて、管轄区域内における被害等に関する情報の収集・伝達事務を処理するものとする。
- 4 警戒地方本部に、別表第 10 に掲げる班を置き、班長及び班員には警戒地方本部長の所属する農林事務所の職員の中から、警戒地方本部長が指名する職員をもって充てる。
- 5 班長は、別表第 10 に定める配備要員をあらかじめ指名しておかなければならない。
- 6 地方本部長は、前項に定める配備要員のうちから、地震及び津波に係る災害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合において緊急に配備すべき者をあらかじめ定めておかなければならない。
- 7 班長は、警戒地方本部長の命を受けて、その指示された事務を処理し、班員は、班長の命を受けて事務に従事する。
- 8 警戒地方本部の事務分掌に関して必要な事項は、別表第 11 の定めるところによる。

(警戒本部及び警戒地方本部の廃止)

第 24 条 本部長は、次に掲げる場合には、警戒本部及び該当する地域の警戒地方本部を廃止する。

- 一 本部及び地方本部に移行したとき。
  - 二 警報等の解除により、災害発生のおそれが解消したと認められるとき。
  - 三 災害応急対策が終了したとき。
- 2 本部長は、その業務の必要性がなくなったと認めた場合には、緊急初動班を廃止する。

(福岡県災害対策本部運営要綱等への委任)

第 25 条 この規程に定めるもののほか、本部及び警戒本部の運営について必要な事項は、本部運営要綱の定めるところによる。

- 2 この規程及び本部運営要綱に定めるもののほか、各部、各地方本部、警戒本部及び警戒地方本部の運営について必要な事項は、当該部長、当該地方本部長、総務部長及び当該警戒地方本部長がそれぞれ定める。

(福岡県災害警戒準備室)

第 26 条 本部長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その災害の程度が災害警戒本部を設置するに至らないときは、必要に応じて福岡県災害警戒準備室（以下「準備室」という。）を設置することができる。

- 2 準備室の設置基準等については、本部運営要綱の定めるところによる。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第7条関係）

部 名	部 長	副 部 長
総 務 部	総 務 部 長	総 務 部 次 長 私学学事振興局長
企画・地域振興部	企画・地域振興部長	企画・地域振興部次長 空 港 対 策 局 長
新社会推進部	新社会推進部長	新社会推進部次長 国 際 交 流 局 長
保健医療介護部	保健医療介護部長	保健医療介護部次長 医 監
福祉労働部	福祉労働部長	福祉労働部次長 労 働 局 長 人権・同和対策局長
環 境 部	環 境 部 長	環 境 部 次 長
商 工 部	商 工 部 長	商 工 部 次 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 部 長	農 林 水 産 部 次 長 水 産 局 長
県土整備部	県土整備部長	県土整備部次長 水 資 源 対 策 長
建 築 都 市 部	建 築 都 市 部 長	建 築 都 市 部 次 長
会 計 管 理 部	会 計 管 理 局 長	会 計 管 理 局 会 計 課 長
企 業 部	企 業 局 長	企 業 局 次 長
教 育 部	教 育 長	教 育 次 長
公 安 部	警 察 本 部 長	警 備 部 長

注 副部長が二人以上ある部において、部長に事故があるとき又は部長が欠けたときは、あらかじめ部長が指名する者が部長の職務を代理する。

別表第2（第7条、第8条関係）

名 称	班 名	班 長
総合指令部	総 括 班	消 防 防 災 課 長
	広 報 班	県 民 情 報 広 報 課 長
総 務 部	秘 書 班	秘 書 室 長
	行政経営企画班	行政経営企画課長
	人 事 班	人 事 課 長
	財 政 班	財 政 課 長
	税 務 班	税 務 課 長
	財 産 活 用 班	財 産 活 用 課 長



名 称	班 名		班 長
総務部	総務事務センター班		総務事務センター課長
	システム管理班		システム管理課長
	私学学事振興局	学 事 班	学 事 課 長
		私 学 振 興 班	私 学 振 興 課 長
	東京連絡班		東京事務所長
企画・地域振興部	総合政策班		総合政策課長
	広域地域振興班		広域地域振興課長
	市町村支援班		市町村支援課長
	情報政策班		情報政策課長
	調査統計班		調査統計課長
	空港対策局	空港整備班	空港整備課長
		空港計画班	空港計画課長
新社会推進部	社会活動推進班		社会活動推進課長
	青少年班		青少年課長
	県民文化スポーツ班		県民文化スポーツ課長
	男女共同参画推進班		男女共同参画推進課長
	生活安全班		生活安全課長
	国際交流局	交流第一班	交流第一課長
		交流第二班	交流第二課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班		保健医療介護総務課長
	健康増進班		健康増進課長
	保健衛生班		保健衛生課長
	医療指導班		医療指導課長
	薬務班		薬務課長
	医療保険班		医療保険課長
	高齢者支援班		高齢者支援課
	介護保険班		介護保険課長
福祉労働部	福祉総務班		福祉総務課長
	子育て支援班		子育て支援課長
	児童家庭班		児童家庭課長
	障害者福祉班		障害者福祉課長
	保護・援護班		保護・援護課長
	労働局	労働政策班	労働政策課長
		新雇用開発班	新雇用開発課長
		職業能力開発班	職業能力開発課長
人権・同和対策局	調整班	調整課長	
環境部	環境政策班		環境政策課長
	環境保全班		環境保全課長
	循環型社会推進班		循環型社会推進課長
	廃棄物対策班		廃棄物対策課長
	監視指導班		監視指導課長
	自然環境班		自然環境課長

名 称	班 名		班 長
商 工 部	商 工 政 策 班		商 工 政 策 課 長
	中 小 企 業 振 興 班		中 小 企 業 振 興 課 長
	中 小 企 業 經 営 金 融 班		中 小 企 業 經 営 金 融 課 長
	国 際 經 済 観 光 班		国 際 經 済 観 光 課 長
	新 産 業 ・ 技 術 振 興 班		新 産 業 ・ 技 術 振 興 課 長
	工 業 保 安 班		工 業 保 安 課 長
	企 業 立 地 班		企 業 立 地 課 長
農 林 水 産 部	農 林 水 産 政 策 班		農 林 水 産 政 策 課 長
	農 山 漁 村 振 興 班		農 山 漁 村 振 興 課 長
	農 林 水 産 物 安 全 班		農 林 水 産 物 安 全 課 長
	団 体 指 導 班		団 体 指 導 課 長
	園 芸 振 興 班		園 芸 振 興 課 長
	水 田 農 業 振 興 班		水 田 農 業 振 興 課 長
	經 営 技 術 支 援 班		經 営 技 術 支 援 課 長
	畜 産 班		畜 産 課 長
	農 村 整 備 班		農 村 整 備 課 長
	林 業 振 興 班		林 業 振 興 課 長
	森 林 保 全 班		森 林 保 全 課 長
	水 産 局	漁 業 管 理 班	漁 業 管 理 課 長
		水 産 振 興 班	水 産 振 興 課 長
県 土 整 備 部	県 土 整 備 総 務 班		県 土 整 備 総 務 課 長
	企 画 交 通 班		企 画 交 通 課 長
	用 地 班		用 地 課 長
	道 路 維 持 班		道 路 維 持 課 長
	道 路 建 設 班		道 路 建 設 課 長
	河 川 班		河 川 課 長
	河 川 開 発 班		河 川 開 発 課 長
	港 湾 班		港 湾 課 長
	砂 防 班		砂 防 課 長
	高 速 道 路 対 策 班		高 速 道 路 対 策 室 長
	水 資 源 対 策 班		水 資 源 対 策 課 長
	北 部 福 岡 緊 急 連 絡 管 建 設 班		北 部 福 岡 緊 急 連 絡 管 建 設 室 長
建 築 都 市 部	建 築 都 市 総 務 班		建 築 都 市 総 務 課 長
	都 市 計 画 班		都 市 計 画 課 長
	建 築 指 導 班		建 築 指 導 課 長
	公 園 街 路 班		公 園 街 路 課 長
	下 水 道 班		下 水 道 課 長
	住 宅 計 画 班		住 宅 計 画 課 長
	県 営 住 宅 班		県 営 住 宅 課 長
	営 繕 設 備 班		営 繕 設 備 課 長
会 計 管 理 部	会 計 班		会 計 課 長
企 業 部	管 理 班		管 理 課 長

名 称	班 名	班 長
教 育 部	総 務 班	総 務 課 長
	財 務 班	財 務 課 長
	文化財保護班	文化財保護課長
	企 画 調 整 班	企 画 調 整 課 長
	社 会 教 育 班	社 会 教 育 課 長
	教 職 員 班	教 職 員 課 長
	施 設 班	施 設 課 長
	高 校 教 育 班	高 校 教 育 課 長
	義 務 教 育 班	義 務 教 育 課 長
	人権・同和教育班	人権・同和教育課長
	体育スポーツ健康班	体育スポーツ健康課長

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第3 (第10条関係)

名 称	班 名	分 掌 事 務
総合指令部	総 括 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議に關すること。</li> <li>2 各部及び地方本部との連絡調整に關すること。</li> <li>3 本部の庶務に關すること。</li> <li>4 防災会議、政府、他府県その他関係機関との連絡に關すること。</li> <li>5 市町村の災害応急対策についての必要な指示に關すること。</li> <li>6 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく諸対策に關すること。</li> <li>7 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に關すること。</li> <li>8 災害救助活動及び水防本部活動の実施推進調整に關すること。</li> <li>9 本部及び地方本部の設置又は廃止並びに配備規模の指定に關すること。</li> <li>10 政府、国会、その他関係機関に対する要望書、陳情書等の作成に關すること。</li> <li>11 政府、国会、その他関係機関等の災害地調査の企画調整に關すること。</li> <li>12 災害時における通信の確保に關すること。</li> <li>13 気象・水象情報の収集、伝達に關すること。</li> <li>14 被害情報の収集及び連絡に關すること。</li> <li>15 緊急初動班、災害情報センター、災害ボランティア班及び臨時の班の指導に關すること。</li> <li>16 災害資料の作成及び災害記録に關すること。</li> <li>17 市町村、消防機関の動員等についての指示に關すること。</li> <li>18 災害時における危険物の取扱に關すること。</li> <li>19 県防災行政無線の運用管理に關すること。</li> <li>20 災害用諸物資の輸送に關すること。</li> <li>21 他部の所管に屬さないこと。</li> </ol>
	広 報 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に關すること。</li> <li>2 ニュースカーの現地派遣に關すること。</li> <li>3 災害写真の撮影、収集及び記録に關すること。</li> </ol>
	緊急初動班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部設置後において、総括班が行う情報の収集及び伝達の応援に關すること。</li> <li>2 総括班が行う関係機関との連絡調整の応援に關すること。</li> <li>3 その他本部長が特に命ずる事務に關すること。</li> </ol>
	災害情報センター	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 県民に対する各種情報の提供に關すること。</li> </ol>
	災害ボランティア班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害ボランティアに關する情報の収集及び伝達に關すること。</li> <li>2 災害ボランティア活動を行う団体等との連絡調整に關すること。</li> </ol>

名 称	班 名	分 掌 事 務
総務部	秘書班	1 本部長及び副本部長の秘書に関すること。
	行政経営企画班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 防災功労者の表彰に関すること。 3 災害関係文書の浄書、受領及び発送に関すること。
	人事班	1 職員の動員に関すること。 2 職員の派遣要請又は派遣受諾及び派遣職員の身分取扱い等に関すること。
	財政班	1 災害の応急費、災害対策本部等の予算措置に関すること。 2 県議会との連絡に関すること。
	税務班	1 災害による県税の猶予及び減免に関すること。
	財産活用班	1 本部の設営に関すること。 2 庁内の機械、電気及び電話設備の整備に関すること。 3 庁用自動車の配車に関すること。 4 公用財産の応急貸与に関すること。 5 他課に属しない県有財産の被害調査及び復旧対策に関すること。 6 災害応急対策用諸物資等の購入に関すること。
	総務事務センター班	1 職員の健康管理に関すること。 2 災害職員に対する諸給付金と貸付に関すること。 3 災害従事職員の公務災害に関すること。 4 災害対策応急物資等購入品の検収に関すること。
	システム管理班	1 電子計算機及びネットワークの復旧対策に関すること。
	私学学 事振興 局	学事班 1 公立大学法人の災害対策指導及び災害復旧に関すること。 私学振興班 1 私立学校の災害対策指導及び災害復旧に関すること。
	東京連絡班	1 国会、中央官庁との連絡折衝及び資料配布に関すること。
企画・地域振興部	総合政策班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 大災害時における本部長の特命事項に関すること。
	広域地域振興班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 3 災害時における交通機関の調整に関すること（第3セクター鉄道及び地方バスに限る。）。
	市町村支援班	1 災害市町村の行財政の助言等に関すること。
	情報政策班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	調査統計班	1 災害統計に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	空港 対策 局	空港整備班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。 空港計画班 1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
新社会推進部	社会活動推進班	1 部内の連絡調整に関すること。
	青少年班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	県民文化スポーツ班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	男女共同参画推進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務
新社会推進部	生活安全班	1 生活必需物資の需要動向調査及び価格の安定に関すること。
	国際交流局 交流第一班	1 災害時の外国人渉外に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	交流第二班	1 災害時の外国人渉外に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
保健医療介護部	保健医療介護総務班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。
	健康増進班	1 命令入所者の応援救護及び援助に関すること。 2 被災者及び給食施設の栄養指導に関すること。
	保健衛生班	1 災害時における食品衛生に関すること。 2 と畜場、化製場等の被害調査及び復旧に関すること。 3 応急措置を実施するための旅館、飲食店の施設の管理に関すること。 4 逸走した危険な動物の危害防止に関すること。 5 火葬場の施設の管理に関すること。 6 災害時の防疫に関すること。 7 防疫資材の準備に関すること。
	医療指導班	1 災害による医療及び助産に関すること。 2 救護班の編成及び派遣に関すること。 3 医療関係機関、団体等との連絡に関すること。 4 被災者の応急救護に関すること。 5 医療関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
	薬務班	1 災害時における医薬品及び衛生材料の調達並びに配分に関すること。 2 薬事関係施設の被害調査及び災害応急復旧に関すること。
	医療保険班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	高齢者支援班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 介護老人保健施設及び老人保健施設の災害応急復旧に関すること。
福祉労働部	介護保険班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	福祉総務班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助の市町村指導に関すること。 5 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 7 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 8 その他災害救助法に関すること。 9 公用令書の発行に関すること。 10 義援金品の出納及び保管に関すること。 11 社会福祉施設の災害応急復旧に関すること。 12 り災者に対する生活福祉資金の貸付け等に関すること。
	子育て支援班	1 児童福祉施設（保育所）の災害応急復旧に関すること。
	児童家庭班	1 児童福祉施設（保育所以外）の災害応急復旧に関すること。 2 災害地に必要な救助用食糧及び物資、器材の要求量調査に関すること。 3 救助用食糧及び物資、器材の配分計画、保管並びに出納に関すること。
	障害者福祉班	1 災害救助活動の応援に関すること。 2 障害福祉施設の災害応急復旧に関すること。
	保護・援護班	1 り災者の生活保護に関すること。

名 称	班 名	分 掌 事 務	
福祉労働部	労働局	労働政策班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
		新雇用開発班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
		職業能力開発班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。
	人権・同和対策局	調整班	1 災害救助活動の応援に関する事。
環 境 部	環境政策班	1 部内の連絡調整に関する事。	
	環境保全班	1 災害時における公害対策に関する事。	
	循環型社会推進班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。	
	廃棄物対策班	1 災害地の環境衛生の整備に関する事。 2 災害時の廃棄物処理の指導に関する事。	
	監視指導班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。	
	自然環境班	1 災害地の自然公園施設に関する事。	
商 工 部	商工政策班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 応急措置用被服、寝具その他生活必需品の確保及びあっせんに関する事。 3 応急措置を実施するための救助用物資等の保管命令又は収用命令に関する事。	
	中小企業振興班	1 商店街関係の災害応急対策に関する事。 2 東京事務所及び大阪事務所を通じて、関東及び関西地方における災害用物資等のあっせんに関する事。	
	中小企業経営金融班	1 り災に伴う中小企業者の金融に関する事。 2 り災中小企業者の経営指導に関する事。	
	国際経済観光班	1 観光関係の災害応急対策に関する事。 2 貿易関係の災害応急対策に関する事。	
	新産業・技術振興班	1 り災中小企業者の復旧の技術指導に関する事。	
	工業保安班	1 採石、ガス及び火薬災害復旧の技術指導に関する事。	
	企業立地班	1 誘致企業の災害応急対策に関する事。	
農林水産部	農林水産政策班	1 部内の連絡調整に関する事。	
	農山漁村振興班	1 農山漁村等の被災の実態把握に関する事。	
	農林水産物安全班	1 農作物の病害虫防除に関する事。 2 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 3 部内各班の応援に関する事。	

名 称	班 名	分 掌 事 務	
農林水産部	団体指導班	1 農業金融に関する事。 2 被災農林漁業者に対する農林漁業セーフティネット資金その他災害復旧資金の融資及びあっせんに関する事。 3 農業共済金の早期支払に関する事。 4 農業協同組合の被害対策に関する事。	
	園芸振興班	1 農作物及び生産施設の被災地の実態把握に関する事。 2 応急措置用農作物の種苗の補給に関する事。	
	水田農業振興班	1 救助用食糧の確保及び供給に関する事。 2 応急措置を実施するための救助用食糧の保管命令又は収容命令に関する事。 3 災害により被害を受けた稲、麦及び大豆の種子の供給に関する事。	
	経営技術支援班	1 所管出先機関との連絡に関する事。 2 被害状況の収集に関する事。 3 技術対策に関する事。	
	畜産班	1 家畜伝染病の防疫に関する事。 2 家畜飼料の補給対策に関する事。 3 応急措置用副食物の確保に関する事。	
	農村整備班	1 農地及び農業用施設の水防活動及び応急復旧に関する事。 2 部所管の海岸堤防の災害対策に関する事。 3 冠水農地の排水に関する事。 4 地すべり、土砂崩壊による災害対策に関する事。	
	林業振興班	1 被害情報の収集及び林野庁との連絡調整に関する事。 2 応急措置を実施するための木材等の保管命令又は収容命令に関する事。 3 災害救助に要する燃料用木材及び応急措置に要する木材の確保に関する事。 4 林道及び林産物生産施設の応急復旧措置に関する事。 5 災害復旧用林業用種苗の確保及びあっせんに関する事。 6 林木竹の病虫害の防除に関する事。	
	森林保全班	1 災害荒廃林等の応急復旧措置に関する事。	
	水産局	漁業管理班	1 応急処置用水産物の確保及びあっせんに関する事。 2 応急救助用船艇のあっせんに関する事。 3 漁船保険金の早期支払及び漁船損害補償事業の指導並びにあっせんに関する事。 4 災に伴う漁業金融及び漁船・漁具の災害復旧資金の融資に関する事。
		水産振興班	1 水産共同施設の災害応急復旧措置に関する事。 2 漁港及び漁港区域内海岸の災害応急復旧措置に関する事。 3 高潮対策に関する事。 4 災害時における公有水面（漁港区域内の海面）に関する事。
県土整備部	県土整備総務班	1 部内の連絡調整に関する事。 2 応急措置についての工作班編成及び派遣に関する事。 3 福岡県水防計画書の定める水防業務に関する事。	
	企画交通班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 災害時における交通機関の調整に関する事（他部に属するものを除く。） 3 部内各班の応援に関する事。	
	用地班	1 本部長が命じた災害対策事務に関する事。 2 部内各班の応援に関する事。	

名 称	班 名	分 掌 事 務
県土整備部	道路維持班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。
	道路建設班	1 道路及び橋りょうの応急復旧工事の応援に関すること。
	河 川 班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 河川の被害調査及び災害応急対策に関すること。
	河川開発班	1 建設中のダム等の災害応急復旧措置に関すること。 2 県営地方用水施設の災害応急復旧施設に関すること。
	港 湾 班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 港湾の災害応急復旧措置に関すること。 3 高潮対策に関すること。 4 災害関係航路の標識に関すること。 5 災害時における公有水面（海面）に関すること。
	砂 防 班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。
	高速道路対策班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	水資源対策班	1 総合的な水対策に関すること。 2 災害地の給水及び上水道の管理指導に関すること。 3 ろ水器及び給水車の配車対策に関すること。
	北部福岡緊急連絡管建設班	1 北部福岡緊急連絡管建設事業に関すること。
建築都市部	建築都市総務班	1 部内の連絡調整に関すること。
	都市計画班	1 都市施設の災害応急復旧措置に関すること。 2 被災宅地の危険度判定に関すること。
	建築指導班	1 応急措置を実施するための建築技術者等に対する従事命令に関すること。 2 建築物の災害防止に関すること。 3 応急仮設建築物の建築基準法適用除外に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定に関すること。 5 被災市街地における建築制限に関すること。 6 住宅金融公庫の特別融資に関すること。
	公園街路班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 都市公園の災害応急復旧措置に関すること。
	下水道班	1 福岡県水防計画書の定める水防業務に関すること。 2 下水道の災害応急復旧措置に関すること。
	住宅計画班	1 災害公営住宅に関すること。
	県営住宅班	1 県営住宅の応急修理に関すること。 2 応急仮設住宅の建築に関すること。 3 応急仮設住宅及び公営住宅の供与に関すること。
	営繕設備班	1 県有建物の応急修理に関すること。 2 応急仮設施設の建設に関すること。 3 応急仮設住宅の建設における設備に関すること。
	会 計 部	会 計 班
企 業 部	管 理 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 県営発電所の災害応急復旧措置に関すること。 3 工業用水道の災害応急復旧措置に関すること。



名 称	班 名	分 掌 事 務
教 育 部	総 務 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 教育委員会及び教育委員に関すること。 3 部長及び副部長の秘書に関すること。 4 事務局職員の動員に関すること。 5 防災についての広報活動に関すること。 6 職員の保健管理に関すること。
	財 務 班	1 災害復旧予算に関すること。 2 被災者に係る授業料の免除及び就学援助に関すること。
	文化財保護班	1 文化財の保護に関すること。
	企画調整班	1 地方班との連絡調整に関すること。 2 災害統計に関すること。
	社会教育班	1 社会教育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 2 社会教育関係諸団体との連絡に関すること。
	教 職 員 班	1 県立学校及び市町村立学校における教職員に関すること。 2 県立学校及び市町村立学校における教職員の確保に関すること。
	施 設 班	1 文教施設設備の災害予防に関すること。 2 災害に伴う文教施設の応急修理に関すること。 3 文教施設の災害復旧に関すること。
	高校教育班	1 県立高等学校及び県立中高一貫教育校(以下「県立高等学校等」という。)における教職員及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。 2 県立高等学校等における生徒の避難に関すること。 3 県立高等学校等における応急教育の方法に関すること。 4 県立高等学校等における生徒に対する教科書、教材及び学用品の調達に関すること。 5 育英補助に関すること。
	義務教育班	1 県立特別支援学校及び市町村立学校における教職員並びに児童及び生徒に対する防災知識の普及に関すること。 2 県立特別支援学校及び市町村立学校における児童及び生徒の避難に関すること。 3 県立特別支援学校及び市町村立学校における応急教育の方法に関すること。 4 県立特別支援学校及び市町村立学校における教科書、教材の確保に関すること。
	人権・同和教育班	1 本部長が命じた災害対策事務に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。
	体育スポーツ健康班	1 交通安全についての知識の普及に関すること。 2 災害復旧の学校環境衛生の指導に関すること。 3 被災学校給食設備の応急修理及び代替施設の確保に関すること。 4 被災学校の給食の指導に関すること。 5 児童及び生徒の保健管理及び保健指導に関すること。 6 体育施設及び設備の災害予防並びに災害復旧に関すること。 7 体育関係諸団体との連絡に関すること。

注 公安部については、公安部長が別に定める。

別表第4（第12条関係）

【地方本部分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
総 括 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合指令部総括班が行う被害情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関する事</li> <li>2 総合指令部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関する事</li> <li>3 総合指令部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の総合指令部総括班への報告に関する事</li> <li>4 その他総務部長が指示した事項に関する事</li> </ol>
農 林 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林、漁業関係の災害応急対策に関する指導、連絡及び調整に関する事</li> <li>2 救助用食糧の確保及び供給に関する事</li> <li>3 総括班の応援に関する事</li> </ol>

【出先機関各班分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
保 健 福 祉 環 境 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害救助法の適用に係る調査報告に関する事</li> <li>2 市町村災害救助活動の指導、連絡及び調整に関する事</li> <li>3 災害救助法に基づく業務命令に関する事</li> <li>4 災害救助物資の調達に関する事</li> <li>5 社会福祉施設の災害応急対策に関する事</li> <li>6 義援物資の受付、出納及び保管に関する事</li> <li>7 災害救助に関する他班との連絡調整に関する事</li> <li>8 医療、助産及び埋葬に関する事</li> <li>9 食品衛生、飲料水等に関する事</li> <li>10 り災者の栄養指導に関する事</li> <li>11 防疫及び清掃に関する事</li> <li>12 救護班の編成及び救護の実施に関する事</li> <li>13 医療品並びに防疫用薬剤及び資材の調達等に関する事</li> <li>14 その他保健衛生に関する事</li> </ol>
土 木 建 築 班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 水防活動に関する事</li> <li>2 市町村地域における被害情報の収集並びに県土整備部及び建築都市部関係班への報告に関する事</li> <li>3 災害時における道路、橋りょう等の交通に関する事</li> <li>4 応急仮設住宅の建設に関する事</li> <li>5 公営住宅の応急対策及び供与に関する事</li> <li>6 応急措置実施のための工作班の編成及び派遣に関する事</li> <li>7 住宅金融公庫の特別融資に関する事</li> <li>8 被災建築物の応急危険度判定に関する事</li> <li>9 その他土木及び建築に関する応急対策に関する事</li> </ol>

## 別表第5 (第13条、第14条関係関係)

## 1 本部配備要員数

名 称	班 名	配備要員定数 (人)			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
総合指令部	総括班	31	31	31	全 員
	広報班	3	3	5	全 員
	緊急初動班			70	70
	災害情報センター	必要に応じて要員を配備			
	災害ボランティア班	必要に応じて要員を配備			
	小 計	34	34	36	
総 務 部	秘書班	1	1	2	全 員
	行政経営企画班	1	2	3	全 員
	人事班	1	2	3	全 員
	財政班	1	2	3	全 員
	税務班			2	全 員
	財産活用班	5	10	14	全 員
	総務事務センター班		1	2	全 員
	システム管理班			1	全 員
	私学学事 振興局	学事班		1	全 員
		私学振興班		1	全 員
		東京連絡班		2	全 員
小 計	9	18	34		
企画・地域振興部	総合政策班	1	2	3	全 員
	広域地域振興班			2	全 員
	市町村支援班			2	全 員
	情報政策班			1	全 員
	調査統計班			2	全 員
	空港 対策局	空港整備班			全 員
		空港計画班			全 員
小 計	1	2	10		
新社会推進部	社会活動推進班	1	1	1	全 員
	青少年班				全 員
	県民文化スポーツ班				全 員
	男女共同参画推進班				全 員
	生活安全班			1	全 員
	国際 交流局	交流第一班		1	全 員
		交流第二班			全 員
小 計	1	1	3		
保健医療介護部	保健医療介護総務班	2	3	5	全 員
	健康増進班		3	10	全 員
	保健衛生班			3	全 員
	医療指導班		3	7	全 員
	薬務班		1	3	全 員
	医療保険班		2	8	全 員
	高齢者支援班	1	1	3	全 員
	介護保険班			2	全 員
小 計	3	13	41		
福祉労働部	福祉総務班	2	3	5	全 員
	子育て支援班	1	1	2	全 員
	児童家庭班	1	2	8	全 員
	障害者福祉班	1	1	3	全 員

名 称	班 名	配備要員定数 (人)				
		第 1 配備	第 2 配備	第 3 配備	第 4 配備	
福祉労働部	保護・援護班		3	8	全 員	
	労働局	労働政策班		1	1	全 員
		新雇用開発班			1	全 員
		職業能力開発班			1	全 員
	人権・同 和对策局	調 整 班			2	全 員
	小 計	5	1 1	3 1		
環 境 部	環 境 政 策 班	1	1	2	全 員	
	環 境 保 全 班		1	2	全 員	
	循環型社会推進班				全 員	
	廃棄物対策班		1	2	全 員	
	監視指導班				全 員	
	自然環境班			1	全 員	
	小 計	1	3	7		
商 工 部	商工政策班	1	2	3	全 員	
	中小企業振興班			1	全 員	
	中小企業経営金融班			2	全 員	
	国際経済観光班			1	全 員	
	新産業・技術振興班			1	全 員	
	工業保安班	1	1	2	全 員	
	企業立地班		1	2	全 員	
小 計	2	4	1 2			
農林水産部	農林水産政策班	2	3	5	全 員	
	農山漁村振興班			3	全 員	
	農林水産物安全班			3	全 員	
	団 体 指 導 班			3	全 員	
	園芸振興班	2	2	4	全 員	
	水田農業振興班			3	全 員	
	経営技術支援班	2	2	4	全 員	
	畜 産 班			2	全 員	
	農村整備班	2	2	5	全 員	
	林業振興班	1	2	3	全 員	
	森林保全班	1	2	3	全 員	
	水産局	漁業管理班	1	1	2	全 員
水産振興班		1	1	2	全 員	
	小 計	1 2	1 5	4 2		
県土整備部	県土整備総務班	2	4	4	全 員	
	企画交通班		2	3	全 員	
	用 地 班		4	4	全 員	
	道路維持班	6	1 2	1 2	全 員	
	道路建設班	1	8	8	全 員	
	河 川 班	1 2	2 5	2 5	全 員	
	河川開発班	2	6	6	全 員	
	港 湾 班	2	4	4	全 員	
	砂 防 班	2	8	8	全 員	
	高速道路対策班		2	2	全 員	
	水資源対策班		1	2	全 員	
	北部福岡緊急連絡管建設班				全 員	
	小 計	2 7	7 6	7 8		

名 称	班 名	配備要員定数 (人)			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
建築都市部	建築都市総務班	2	2	4	全 員
	都市計画班	1	1	4	全 員
	建築指導班		2	5	全 員
	公園街路班	1	4	4	全 員
	下水道班	1	4	4	全 員
	住宅計画班		5	13	全 員
	県営住宅班	1	2	4	全 員
	営繕設備班		2	9	全 員
	小 計	6	22	47	
会計管理部	会 計 班	1	2	3	全 員
	小 計	1	2	3	
企 業 部	管 理 班	1	2	4	全 員
	小 計	1	2	4	
合 計		103	203	348	

## 2 地方本部配備要員数

名 称	班 名	配備要員定数 (人)			
		第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
福岡地方本部 (福岡農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員
両筑地方本部 (朝倉農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員
	(合所ダム管理出張所)	全 員	全 員	全 員	全 員
北九州地方本部 (八幡農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員
筑豊地方本部 (飯塚農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員
筑後地方本部 (筑後農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員
京築地方本部 (行橋農林事務所内)	総括班	2	4	8	全 員
	農林班	2	3	10	全 員

## 3 出先機関各班配備要員数

班 名	配備要員定数 (人)			
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
筑紫保健福祉環境班	2	4	10	全 員
粕屋保健福祉環境班	2	4	10	全 員
宗像保健福祉環境班	2	4	10	全 員
朝倉保健福祉環境班	2	4	10	全 員
糸島保健福祉環境班	2	4	10	全 員
遠賀保健福祉環境班	2	4	10	全 員
鞍手保健福祉環境班	2	4	15	全 員
嘉穂保健福祉環境班	2	4	15	全 員
田川保健福祉環境班	2	4	15	全 員
久留米保健福祉環境班	2	4	20	全 員

班 名	配備要員定数(人)			
	第1配備	第2配備	第3配備	第4配備
八女保健福祉環境班	2	4	15	全員
山門保健福祉環境班	4	6	15	全員
京築保健福祉環境班	2	4	18	全員
福岡土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
福岡土木建築班 (鳴淵・猪野ダム管理出張所)	3	5	全員	全員
久留米土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
柳川土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
直方土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
直方土木建築班 (力丸・犬鳴ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
直方土木建築班 (福智山ダム管理出張所)	3	5	全員	全員
行橋土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
前原土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
前原土木建築班 (瑞梅寺ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
朝倉土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
八女土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
八女土木建築班 (日向神ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
北九州土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
北九州土木建築班 (ます淵ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
田川土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
田川土木建築班 (油木ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
田川土木建築班 (陣屋ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
飯塚土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
那珂土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
那珂土木建築班 (南畑ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
那珂土木建築班 (山神・牛頸・北谷ダム管理出張所)	全員	全員	全員	全員
大牟田土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
豊前土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
宗像土木建築班	10	所属職員の半数	全員	全員
藤波ダム建設土木建築班	3	5	全員	全員
五ヶ山ダム建設土木建築班	3	5	全員	全員
伊良原ダム建設土木建築班	3	5	全員	全員
苅田港務土木建築班	5	所属職員の半数	全員	全員
流域下水道土木建築班	2	所属職員の半数	全員	全員

注1 第8条第2項に定める緊急初動班の配備要員数については、本部長が別に定める。

2 教育部及び公安部配備要員数については、部長が別に定める。

3 配備要員定数には、班長を含まない。

4 小計及び合計には、緊急初動班を含まない。

5 上記定数とは別に、長期化した際の体制を必要とする場合がある。

別表第6（第14条関係）

部 名	班 名	連 絡 員
総合指令部	広報班	県民情報広報課課長補佐
総務部	行政経営企画班	行政経営企画課副課長
	人事班	人事課副課長
	財政班	財政課副課長
企画・地域振興部	総合政策班	総合政策課副課長
新社会推進部	社会活動推進班	社会活動推進課副課長
保健医療介護部	保健医療介護総務班	保健医療介護総務課副課長
福祉労働部	福祉総務班	福祉総務課企画広報監
環境部	環境政策班	環境政策課副課長
商工部	商工政策班	商工政策課副課長
農林水産部	農林水産政策班	農林水産政策課副課長
県土整備部	県土整備総務班	県土整備総務課副課長
建築都市部	建築都市総務班	建築都市総務課副課長
会計管理部	会計班	会計課副課長
企業部	管理班	管理課課長補佐
教育部	総務班	総務課副課長
公安部	警備班	災害対策室長

別表第7（第22条関係）

班 名	班 長 名
総括班	消防防災課長
広報班	県民情報広報課長
福祉総務班	福祉総務課長
農林水産政策班	農林水産政策課長
道路班	道路維持課長
河川班	河川課長
砂防班	砂防課長

別表第8（第22条関係）

班 名	配 備 要 員 定 数
総括班	10名
広報班	2名
福祉総務班	2名
農林水産政策班	2名
道路班	1名
河川班	1名
砂防班	1名
計	19名

注1 配備要員定数には、班長を含まない。

2 水防本部が設置された場合には、道路班、河川班及び砂防班の配備要員は水防本部との兼務職員として配備する。

別表第9（第22条関係）

【警戒本部分掌事務】

班 名	分 掌 事 務
総 括 班	1 警戒本部の会議に関すること。 2 各部及び警戒地方本部との連絡調整に関すること。 3 警戒本部の庶務に関すること。 4 市町村の災害応急対策についての必要な指示に関すること。 5 災害対策基本法に基づく諸対策に関すること。 6 自衛隊の派遣要請及び協力機関の協力要請に関すること。 7 災害救助活動及び水防活動の実施推進調整に関すること。 8 警戒本部及び警戒地方本部の設置又は廃止に関すること。 9 災害時における通信の確保に関すること。 10 気象・水象情報の収集、伝達に関すること。 11 被害情報の収集及び連絡に関すること。 12 市町村、消防機関の動員等についての指示に関すること。 13 県防災行政無線の運用管理に関すること。 14 災害用諸物資の輸送に関すること。 15 他部に属さないこと。
広 報 班	1 テレビ放送、ラジオ放送、新聞発表その他広報に関すること。
福 祉 総 務 班	1 部内の連絡調整に関すること。 2 応急救助全般の具体策の樹立及び実施に関すること。 3 災害救助法の適用に関すること。 4 災害救助の市町村指導に関すること。 5 被災者生活再建支援法の適用に関すること。 6 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付に関すること。 7 福岡県災害見舞金等の交付に関すること。 8 その他災害救助法に関すること。 9 公用令書の発行に関すること。
農 林 水 産 政 策 班	1 部内の連絡調整に関すること。
道 路 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 2 道路及び橋りょうの応急復旧工事に関すること。
河 川 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 2 河川の被害調査及び災害応急復旧措置に関すること。
砂 防 班	1 福岡県の水防計画書で定める水防業務に関すること。 2 砂防施設の災害応急復旧措置に関すること。

別表第10（第23条関係）

班 名	配 備 要 員 定 数
総 括 班	6名（ただし、情報連絡員を置かない場合は、2名）

注 配備要員定数は、班長を含まない。

別表第11（第23条関係）

【警戒地方本部分掌事務】

名 称	分 掌 事 務
警戒地方本部 総括班	1 警戒本部総括班が行う被害情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関すること。 2 警戒本部総括班が指定した被害の甚大な市町村への情報連絡員の派遣に関すること。 3 警戒本部総括班が行う市町村及び県民からの支援要請に係る情報収集の補完（現地調査業務を含む。）及び当該収集した情報の警戒本部総括班への報告に関すること。 4 その他警戒本部長が指示した事項に関すること。



配 備 要 員 名 簿

平成 年 月 日

〇〇部〇〇班（または〇〇地方本部〇〇班）

係 名	職 名	氏 名	自宅から 職場まで の距離(Km)	第一配備	第二配備	第三配備	第四配備
				( 人)	( 人)	( 人)	( 人)

(注) 1. ( 人) 内には、別表第5に規定する配備要員定数を記入する。  
 2. 第1配備から第3配備までの頃は、該当するものに○印を記入する。  
 なお、予備員として約半数を△印にて表示するものとする。

(日本工業規格A4)

配 備 報 告

平成 年 月 日  
 ○○部長 氏 名  
 (または地方本部長)

- 1. 配備の規模 第 配備
- 2. 配備の規模の指示 受領日時 月 日 時 分
- 3. 配備完了日時 月 日 時 分
- 4. 配備の状況

班 名	配備要員 定 数	配備人員	配備完了時分	備 考

(日本工業規格A4)

様式第3号(第14条関係)

配 備 要 員 従 事 記 録

平成 年 月 日  
 ○○部(または○○地方本部)  
 ○○班長 氏 名

氏 名	職 務 の 等 級	給 号	月 日	勤 務 時 間	100分の125 (100分の135)			100分の150			計	備 考
					時 間	単 価	金 額	時 間	単 価	金 額		
					円	円	円		円	円		
計												

(注) 1. 「勤務時間」の項は、正規の勤務時間外に勤務した時間を記入すること。(日本工業規格A4)  
 なお、休憩等のため勤務を中断した場合における中断後の勤務時間は、欄を改めて記入すること。  
 2. 時間外勤務手当を請求する場合は、提出部数は、2部とする。

## 99 福岡県災害対策本部運営要綱

(昭和39年3月23日決裁)

改正 昭和45年7月10日

昭和53年4月21日

平成 6年4月 1日

平成10年10月1日

平成17年 4月 1日

### 1 趣 旨

この要綱は、福岡県災害対策本部条例（昭和37年福岡県条例第61号）及び福岡県災害対策本部規程（昭和39年4月福岡県災害対策本部規程第1号。以下「本部規程」という。）に基づく福岡県災害対策本部（以下「本部」という。）及び福岡県災害対策地方本部（以下「地方本部」という。）並びに福岡県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）及び福岡県災害警戒地方本部（以下「警戒地方本部」という。）の事務の適切かつ円滑な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

### 2 雨量観測局

本部規程第12条の3第1項第1号に定める山間部に設置された雨量観測局は、別表1のとおりとする。

### 3 連絡の経路及び方法

- (1) 本部の設置及び廃止については、別表2のとおり、総合指令部総括班（以下「本部総括班」という。）長から各連絡員を通じて連絡する。
- (2) 地方本部の設置及び廃止については、本部総括班長から地方本部長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (3) 出先機関各班の設置及び廃止については、関係する本部の部長から班長へ電話その他の通信手段を利用して通知する。
- (4) 本部規程第12条の3第1項第3号及び第4号の規定により本部、地方本部、出先機関各班及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

### 4 本部会義

- (1) 会議の招集については、本部総括班長から連絡員を通じて本部員へ連絡する。
- (2) 本部員が事故その他の事由により、会議の招集に応じられないときは、代理者を出席させなければならない。
- (3) 本部長は、本部会義の議長となる。
- (4) 会議の日時、場所、出席者及び会議の概要は、文書により記録する。

### 5 部の設置場所

- (1) 総合指令部の設置場所は、災害の規模等に応じて財産活用班長が本部総括班長と協議して定める。
- (2) その他の部の位置は、各部、会計管理局、企業局、教育庁及び県警察本部とする。
- (3) 本部を設置したときは、財産活用班において次の事項について、速やかに整備するものとする。
  - ア 総合指令部に必要な備品
  - イ 本部の電話機取付整備
  - ウ その他本部設置に必要と認めるもの

### 6 連絡員の任務

本部総括班に派遣された各部の連絡員は、次の業務を行う。

- (1) 本部情報の担当部への通報及び部長への報告
- (2) 担当部の応急対策実施状況の本部への報告
- (3) 担当部の問題事項の措置及び担当部内への連絡・調整
- (4) 災害情報センター開設時における担当部の相談事項の調整

### 7 配備要員の勤務体制

- (1) 本部総括班、広報班、福祉総務班、農林水産政策班、道路班、河川班及び砂防班並びに地方本部は、原則として交替による24時間勤務体制をとるものとする。

(2) (1)以外の本部各班及び出先機関各班は、通常の勤務体制とする。ただし、緊急に対処すべき事項が発生した場合には、この限りでない。

#### 8 緊急初動班

本部又は警戒本部に置く緊急初動班の要員は、原則として本部の第1配備から第3配備の配備要員以外の者で、県庁近隣に居住する職員の中からあらかじめ指定しておくものとする。

#### 9 災害情報センター

(1) 災害情報センターは、おおむね本部の第3配備以上の体制の場合、又は本部長が県民等に対して災害に関する情報の提供等が必要と認めるときに本部総括班の設置場所に近接した場所に設置するものとする。

(2) 災害情報センターの要員は、原則として本部の各部から1名ずつ動員して配備する。

(3) 災害情報センターにおいて相談を受けた担当者は、災害情報センター相談事項処理票(様式第1号)により処理するものとし、災害情報センターにおいて処理できない事項については、担当の班に回送し、担当班において処理するものとする。

(4) 災害情報センターは、その業務の必要性がなくなると本部長が認めたときに廃止する。

#### 10 腕章及び自動車標識

##### (1) 腕章

ア 災害対策に従事する本部要員及び地方本部要員は別表3に定める腕章を着用しなければならない。

イ 腕章は、他人に貸与することができない。

ウ 腕章をき損又は亡失したときは、速やかに所属班長に届け出なければならない。

##### (2) 自動車標識

本部及び地方本部において使用する車両には別表4に定める自動車標識(以下「標識」という。)を掲示するものとする。

##### (3) 腕章及び標識の管理

ア 本部における腕章及び標識の管理は、本部総括班長(本部が設置されていないときには消防防災課長)が行い、各部主管班長は本部設置と同時に本部総括班長からこれを受領し、本部廃止と同時にこれを返納するものとする。

イ 地方本部における腕章及び標識の管理は、各班長(地方本部長が設置されていないときには関係出先機関の長)が行い、使用に当たっては、その出納を明らかにして置かなければならない。

#### 11 警戒本部及び警戒地方本部の設置並びに廃止

(1) 3の(1)及び(2)並びに7の(1)の規定は、警戒本部及び警戒地方本部について準用する。この場合において、「本部」とあるのは「警戒本部」と、「地方本部」とあるのは「警戒地方本部」と読み替えるものとする。

(2) 本部規程第21条の規定により警戒本部、警戒地方本部及び緊急初動班が設置された場合には、配備要員は自主参集するものとし、勤務時間外の場合には、併せて各班の班長から電話その他の通信手段を利用して通知するものとする。

#### 附 則

この要綱は、昭和45年 7月10日から施行する。

この要綱は、昭和53年 4月21日から施行する。

この要綱は、平成 6年 4月 1日から施行する。

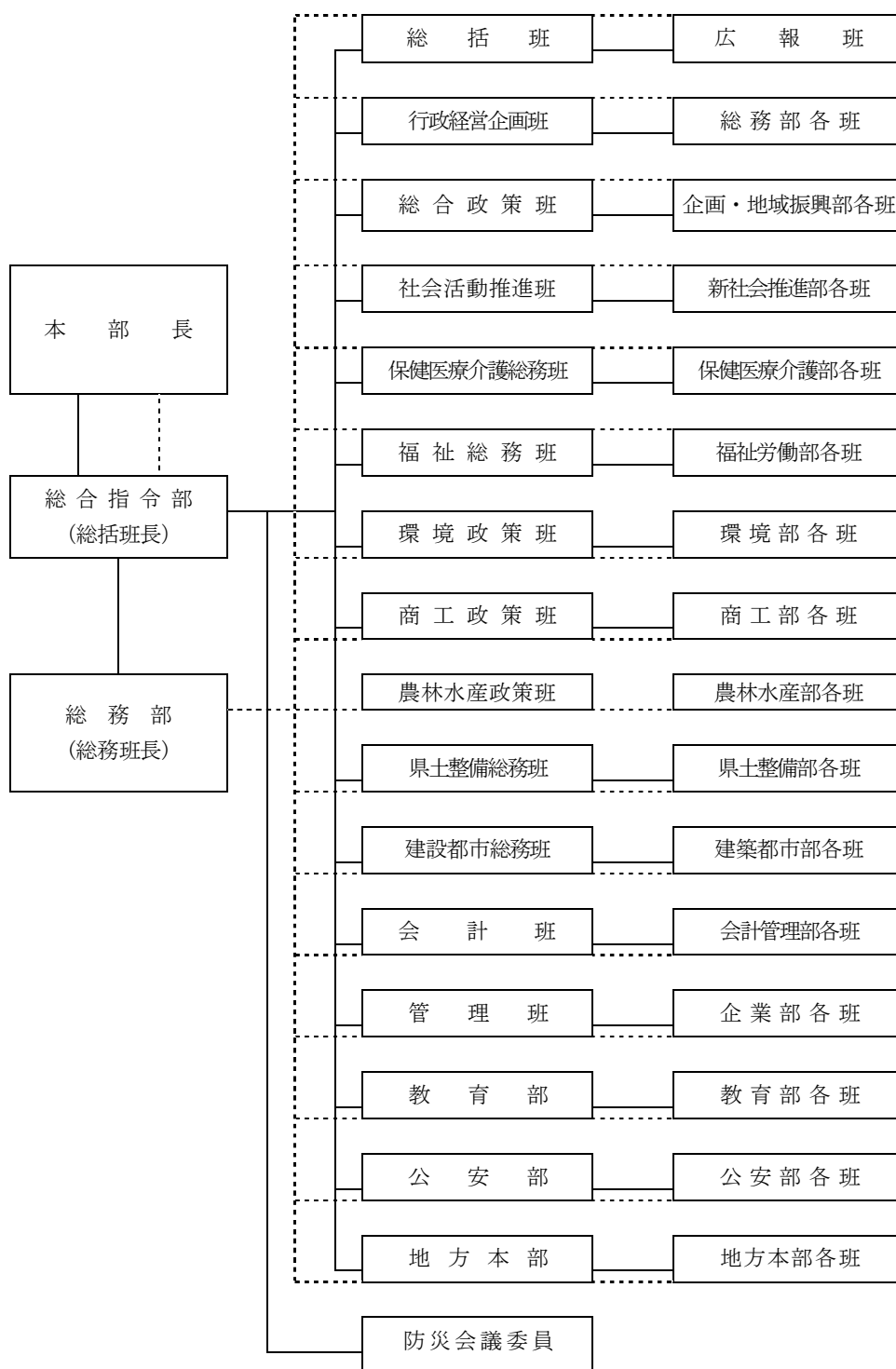
この要綱は、平成10年10月 1日から施行する。

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

別表1

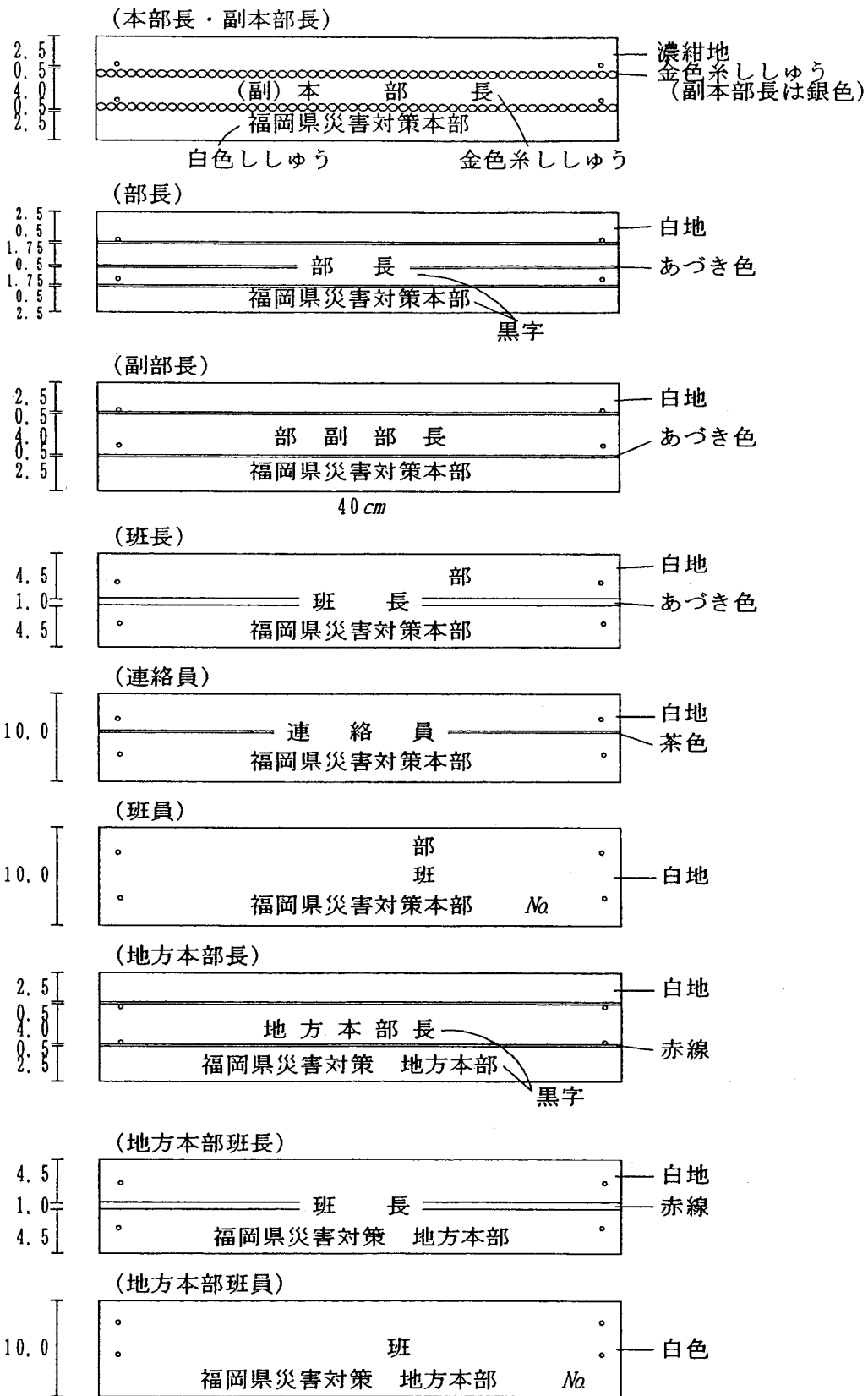
観測局名	所在市町村	設置者
鷹取山中継局	八女市	県
清水山中継局	みやま市	県
三郡山中継局	飯塚市	県
九千部中継局	筑紫郡那珂川町	県
大坂山中継局	田川郡香春町	県
権現山中継局	北九州市八幡東区	県
湯川山中継局	宗像市	県
篠栗米の山	糟屋郡篠栗町	県
地徳南	八女市上陽町	県
発心北	八女市上陽町	県
白金山	久留米市	県
耳納峠	八女郡星野村	県
宿の谷	八女郡星野村	県
葛籠	うきは市	県
荒川峠	糸島郡二丈町	県
白石山	朝倉市	県
池の山	八女郡星野村	県
鹿伏	八女郡立花町	県
土取	八女郡黒木町	県
グリーンピア	八女郡黒木町	県
文字岳	八女郡矢部村	県
柳峠	八女郡星野村	県
貫山	北九州市小倉南区	県
菅生の滝	北九州市小倉南区	県
杉山橋	京都府みやこ町	県
上久保	前原市	県
日向神ダム	八女郡矢部村	県
御側	八女郡矢部村	県
柴庵	八女郡矢部村	県
宮の尾	八女郡矢部村	県
津野	田川郡添田町	県
南畑ダム	筑紫郡那珂川町	県
背振ダム	福岡市早良区	県
小川内	佐賀県神埼郡吉野ヶ里町	県
北谷ダム	太宰府市	県
篠栗	糟屋郡篠栗町	気象庁
耳納山	久留米市	気象庁
英彦山	田川郡添田町	気象庁
九千部山	筑紫郡那珂川町	気象庁

別表2



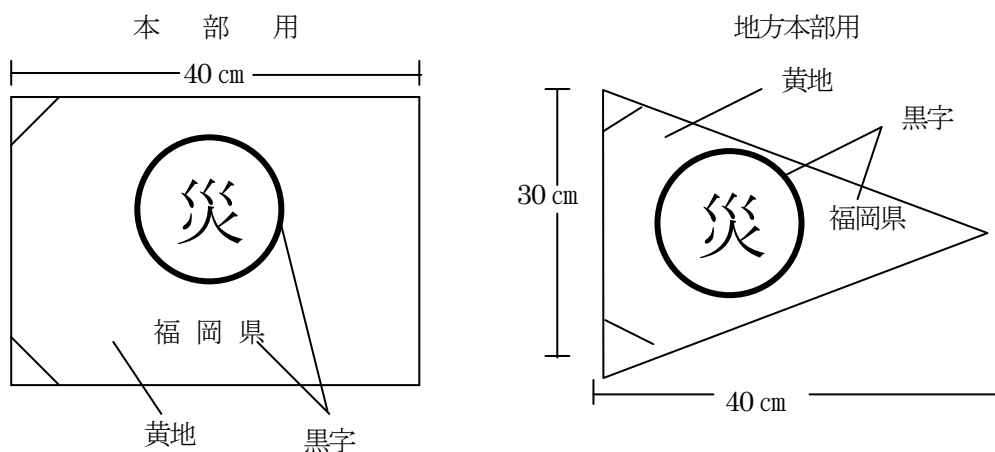
—— 本部設置・廃止  
 - - - 職員の動員

別表3 腕章





別表4  
自動車標識



様式第1号

総括班長	班 員	受付日時 月 日 時 分		
		担 当 者		
<b>災 害 情 報 セ ン タ ー</b> <b>相 談 事 項 処 理 票</b>				
発信者 (来庁者)	住 所			
	氏 名		年 齢	歳
	電 話 — —			
相 談 事 項 の 内 容	1. 被害状況について 2. その他の事項について (概要を記載のこと)			
処 理 (回 答) 事 項				
処 理 結 果	1. 各班へ回送 2. 処理済 3. 未処理 ( 班へ) (本部への結果報告の要否 要 ・ 否 )			

## 100 福岡県防災会議条例

昭和37年10月25日

条例第60条

### (趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第15条第8項の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委 員)

第2条 知事の部内の職員のうちから指名される委員、市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の数は、それぞれ12人以内、4人以内、15人以内とする。

2 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員並びに指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

### (専門委員)

第3条 会長は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

### (幹 事)

第4条 防災会議に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

### (部 会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当る。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

### (議 事 等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 101 福岡県防災会議運営規程

制定 昭和38年1月30日

改正 平成 6年4月 1日

### (趣 旨)

第1条 この規程は、福岡県防災会議条例（昭和37年福岡県条例第60号）第6条の規定に基づき、福岡県防災会議（以下「防災会議」という。）の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (招 集)

第2条 防災会議の招集は会長が行う。

2 会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を附記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、あらかじめその旨を会長に届け出なければならない。

### (会 議)

第3条 防災会議は、委員の総数の2分の1以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

2 会長は、防災会議の議長となり議事を整理する。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会における準用)

第4条 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において「会長」とあるのは「部会長」と、「防災会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

### (幹事会議)

第5条 幹事は、その職務を行なうため、事務の内容に応じ、当該事務に係る機関から選出された幹事で、幹事会議を開くことができる。

### (専決処分)

第6条 防災会議が成立しないとき、防災会議を招集するいとまがないと認めるとき、その他やむを得ない事情により防災会議を招集することができないときは、会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、次の各号に掲げる事項について専決処分することができる。

(1) 福岡県地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置について、知事に意見の具申をすること。

(7) 市町村地域防災計画の修正について、知事に意見の具申をすること。

(8) 緊急事態の発生により早急に決定を要すること。

(9) その他軽易な事項に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

### (会 議 録)

第7条 会長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ保管しなければならない。

### (庶 務)

第8条 防災会議の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

### (委 任)

第9条 この規程の定めのあるものを除くほか、必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この規程は、昭和38年2月1日から施行する。

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

## 102 福岡県防災会議部会運営要領

### (総 則)

第1条 福岡県防災会議条例第5条の規定に基づき福岡県防災会議に公共土木、施設対策部会、ライフライン対策部会、交通輸送対策部会及び救助、救急医療対策部会を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (部会の所掌事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する。

- (1) 公共土木、施設対策部会  
河川、砂防、治山、農地、海岸、学校、福祉施設等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (2) ライフライン対策部会  
電気、電信、ガス、給水、食糧等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (3) 交通輸送対策部会  
鉄道、バス、航空、船舶、物資輸送等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項
- (4) 救助、救急医療対策部会  
救助、防疫、応急医療、火災、危険物、食糧物資、備蓄等の災害予防、応急対策及び復旧の計画に関する事項

### (組 織)

第3条 部会の組織は、別表に掲げる委員をもって構成する。

### (防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

### (会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

### (庶 務)

第6条 部会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

### (その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

### 附 則

この要領は、平成6年5月1日から施行する。

### 福岡県防災会議部会担当機関組織表

県防災会議に4部会を設置し、各部会の担当を次の防災会議委員をもって充てる。

部会名	部会長	部会の構成委員数		構 成		機 関	
		防災機関	県の機関	防 災 関 係	機 関	機 関	機 関
公共土木・施設対策部会	九州農政局局長	15	8	23	九州農政局局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部部長、九州産業保安監督部長、九州地方整備局長、九州総合通信局無線通信部長、福岡県教育長、県警察本部長、県消防長、NTT西日本福岡支店長、西日本高速道路(株)九州支社長、九州電力(株)社長、西部瓦斯(株)社長、西日本鉄道(株)社長、九州旅客鉄道(株)取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、環境部長、農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長	
ライフライン対策本部	九州電力株式会社社長	7	5	12	九州経済産業局総務企画部部長、九州総合通信局無線通信部長、NTT西日本福岡支店長、NHK福岡放送局長、九州電力(株)社長、西部瓦斯(株)社長	総務部長、環境部長、商工部長、農林水産部長、建築都市部長	
交通輸送対策部会	福岡県警察本部長	10	4	14	九州管区警察局長、九州地方整備局長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、県警察本部長、西日本高速道路(株)九州支社長、日本通運(株)福岡支店長、西日本鉄道(株)社長、九州旅客鉄道(株)取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、県土整備部長	
救助、救急医療対策部会	九州厚生局長	30	10	41	九州管区警察局長、福岡財務支局長、九州厚生局長、九州農政局長、九州森林管理局長、九州経済産業局総務企画部部長、九州運輸局長、大阪航空局福岡空港事務所空港長、第七管区海上保安本部長、福岡管区気象台長、福岡中央郵便局長、福岡労働局長、陸上自衛隊第四師団長、福岡県教育長、県警察本部長、市長、県自衛隊第四師団長、県消防協会会長、NTT西日本福岡支店長、日本銀行福岡支店長、日本赤十字社福岡県支部事務局長、NHK福岡放送局長、九州電力(株)社長、西部瓦斯(株)社長、福岡県水難救済協会会長、(株)西日本新聞社長、福岡県医師会会長、九州旅客鉄道(株)取締役地域本社長	総務部長、企画・地域振興部長、保健医療介護部長、環境部長、福祉労働部長、商工部長、農林水産部長、県土整備部長、建築都市部長	
		62	27	90			

### 103 福岡県防災会議地震対策部会運営要領

(部会設置の目的)

第1条 地震災害対策の推進を図るため、福岡県防災会議条例(昭和37年福岡県条例第60号)第5条第1項の規定に基づき、福岡県防災会議(以下「防災会議」という。)に地震対策部会(以下「部会」という。)を設置し、その運営については、福岡県防災会議条例(以下「条例」という。)及び福岡県防災会議運営規程に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(部会の所掌事務)

第2条 部会は、次の事項を調査検討する。

- (1) 福岡県における地震対策のあり方に関する事項
- (2) その他会長から附議された事項

(部会の組織)

第3条 部会は、条例第5条第2項により会長が指名する委員及び専門委員をもって構成する。

(防災会議への報告)

第4条 部会長は、部会の経過又は結果を防災会議に報告しなければならない。

(会議録)

第5条 部会長は、会議の概要、出席部会委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成し、保管しなければならない。

(庶務)

第6条 部会の庶務は、総務部消防防災課において処理する。

(その他)

第7条 前各条に定めるほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

福岡県防災会議地震対策部会委員

委員名
九州農政局長
第七管区海上保安本部長
福岡管区気象台長
九州地方整備局長
陸上自衛隊第四師団長
西日本電信電話株式会社福岡支店長
日本赤十字社福岡県支部事務局長
西日本高速道路株式会社九州支社長
日本通運株式会社福岡支店長
九州電力株式会社代表取締役社長
九州旅客鉄道株式会社北部九州地域本社取締役地域本社長
西部瓦斯株式会社代表取締役社長
福岡県医師会会長
福岡県総務部長
福岡県保健医療介護部長
福岡県環境部長
福岡県県土整備部長
福岡県建築都市部長
福岡県教育委員会教育長
福岡県警察本部長
福岡県市長会会長
福岡県町村会会長
福岡県消防長会会長
財団法人福岡県消防協会会長

専門委員会（平成17年～平成18年）

◆ 多賀 直恒	福岡大学工学部教授	建築分野
◆ 清水 洋	九州大学理学研究院附属地震火山観測研究センター教授	地震学
◆ 下山 正一	九州大学理学研究院地球惑星科学部門助手	地質学
◆ 善 功企	九州大学西部地区自然災害資料センター教授	防災地盤工学
◆ 吉井 博明	東京経済大学コミュニケーション学部教授	情報社会論
◆ 村上 ひとみ	山口大学工学部助教授	安全環境工学
◆ 中林 一樹	首都大学東京・大学院都市科学研究科教授	都市防災分野
◆ 永松 伸吾	人と防災未来センター（専任研究員）	地域経済分野
◆ 吉村 哲夫	福岡市市民局長	

104 福岡県防災会議委員名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	局 長	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-622-5000	812-8573
福岡財務支局	局 長	〃 〃 博多駅東2-11-1 TEL092-411-7281	812-0013
九州厚生局	局 長	〃 〃 博多駅前3-2-8 TEL092-707-1115	812-0011
九州農政局	局 長	熊本市二の丸1-2 TEL096-353-3561	860-8527
九州森林管理局	局 長	〃 京町本丁2-7 TEL096-328-3512	860-0081
九州経済産業局	総務企画部長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092-482-5405	812-8546
九州産業 保安監督部	部 長	〃 〃 〃 TEL092-482-5927	812-0013
九州運輸局	局 長	〃 〃 〃 TEL092-472-2312	812-0013
大阪航空局 福岡航空事務所	空 港 長	〃 〃 上臼井字屋敷295 TEL092-621-2221	812-0005
第七管区海上 保安本部	本 部 長	北九州市門司区西海岸通り1-3-10 TEL093-321-2931	801-8507
福岡管区气象台	台 長	福岡市中央区大濠1-2-36 TEL092-725-3601	810-0052
九州総合通信局	無線通信部長	熊本市二の丸1-4 TEL096-326-7830	860-8795
福岡労働局	局 長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092-411-4861	812-0013
九州地方整備局	局 長	〃 〃 〃 2-10-7 TEL092-471-6331	812-0013
陸上自衛隊 第四師団	師 団 長	春日市大和町5-12 TEL092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	教 育 長	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-622-0794	812-8577
福岡県警察本部	本 部 長	〃 〃 〃 TEL092-641-4141	812-8576
福 岡 県	副 知 事	〃 〃 〃 TEL092-643-3001	812-8577
〃	総 務 部 長	〃 〃 〃 TEL092-643-3020	812-8577
〃	企画・地域振興部長	〃 〃 〃 TEL092-643-3150	812-8577
〃	新社会推進部長	〃 〃 〃 TEL092-643-3580	812-8577
〃	保健医療介護部長	〃 〃 〃 TEL092-643-3230	812-8577
〃	環 境 部 長	〃 〃 〃 TEL092-643-3350	812-8577



所 属	職 名	所 属 機 関 所 在 地	〒
福 岡 県	福 祉 労 働 部 長	福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3290	812-8577
”	商 工 部 長	” ” ” TEL 092-643-3410	812-8577
”	農 林 水 産 部 長	” ” ” TEL 092-643-3460	812-8577
”	県 土 整 備 部 長	” ” ” TEL 092-643-3631	812-8577
”	建 築 都 市 部 長	” ” ” TEL 092-643-3700	812-8577
福 岡 県 市 長 会	会 長	久留米市城南町15-3 TEL 0942-30-9106	830-8520
福 岡 県 町 村 会	会 長	福岡市博多区千代4-1-27 TEL 092-651-1121	812-0044
福 岡 県 消 防 協 会	会 長	” ” 中州中島町3-10 TEL 092-271-1275	810-0802
福 岡 県 消 防 長 会	会 長	” 中央区舞鶴3丁目9-7 TEL 092-725-6511	810-8521
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 福 岡 支 店	支 店 長	” 博多区博多駅東2-3-1 TEL 092-476-6161	812-0013
日 本 銀 行 福 岡 支 店	支 店 長	” 中央区天神4-2-1 TEL 092-725-5511	810-0001
日 本 赤 十 字 社 福 岡 県 支 部	事 務 局 長	” 南区大楠3-1-1 TEL 092-523-1171	815-8503
日 本 放 送 協 会 福 岡 放 送 局	局 長	” 中央区六本松1丁目1-10 TEL 092-724-2814	810-0044
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 九 州 支 社	支 社 長	” ” 天神1-4-2エムガ <sup>ラ</sup> TEL 092-717-1730	810-0001
日 本 通 運 株 式 会 社 福 岡 支 店	支 店 長	” 博多区下呉服町1-1 TEL 092-291-7112	812-0034
九 州 電 力 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長	” 中央区渡辺通2-1-82 TEL 092-726-2677	810-0004
西 部 瓦 斯 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長	” 博多区千代1-17-1 TEL 092-633-2239	812-8707
西 日 本 鉄 道 株 式 会 社	代 表 取 締 役 社 長	” 中央区天神1-11-17 TEL 092-734-1552	810-8570
福 岡 県 水 難 救 済 会	会 長	” 博多区東公園7-7 TEL 092-643-3111	812-8577
株 式 会 社 西 日 本 新 聞 社	代 表 取 締 役 社 長	” 中央区天神1-4-1 TEL 092-711-5170	810-8721
福 岡 県 医 師 会	会 長	” 博多区博多駅南2-9-30 TEL 092-431-4564	812-8551
J R 九 州 株 式 会 社 北 部 九 州 地 域 本 社	取 締 役 地 域 本 社 長	北九州市小倉北区室町3-2-57 TEL 093-583-5328	803-0812
郵 便 事 業 株 式 会 社 福 岡 支 店	支 店 長	福岡市中央区天神4-3-1 TEL 092-713-2410	810-8799
郵 便 局 株 式 会 社 福 岡 中 央 郵 便 局	局 長	” ” 天神4-3-2 TEL 092-713-2411	810-8799

105 福岡県防災会議幹事名簿

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
九州管区警察局	災害対策官	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-622-5000 FAX092-641-8314	812-8573
福岡財務支局	財務主幹	” ” 博多駅東2-11-1 TEL092-411-7281 FAX092-477-2255	812-0013
九州厚生局	健康福祉部長	” ” ” 3-2-8 TEL092-707-1115 FAX092-707-1116	812-0011
九州農政局	農産課長	熊本市二の丸1-2 TEL096-353-3561 FAX096-324-1439	860-8527
九州農政局福岡農政事務所	食糧部長	福岡市博多区住吉3-17-21 TEL092-281-8261 FAX092-291-7282	812-0018
福岡森林管理署	署 長	” 早良区百道1-16-29 TEL092-843-2100 FAX092-851-5904	814-0006
九州経済産業局	総務課長	” 博多区博多駅東2-11-1 TEL092-482-5405 FAX092-482-5960	812-8546
九州産業保安監督部	管理課長	” ” ” TEL092-482-5927 FAX092-471-7496	812-0013
九州運輸局 福岡運輸支局	支 局 長	” 東区千早3丁目10-40 TEL092-472-2312 FAX092-471-7192	813-8577
大阪航空局 福岡空港事務所	航空保安 防災課長	” 博多区上臼井字屋敷295 TEL092-621-2605 FAX092-621-2606	812-0005
第七管区海上保安本部	警備救難部長	北九州市門司区西海岸通1-3-10 TEL093-321-2931 FAX093-321-8611	801-8507
福岡管区气象台	業務課長	福岡市中央区大濠1-2-36 TEL092-725-3603 FAX092-714-7681	810-0052
九州総合通信局	無線通信部 陸上課長	熊本市二の丸1-4 TEL096-326-7857 FAX096-326-4377	860-8795
福岡労働局	総務課長	福岡市博多区博多駅東2-11-1 TEL092-411-4861 FAX092-473-0736	812-0013
九州地方整備局	防災対策官	” ” ” 2-10-7 TEL092-471-6331 FAX092-476-3467	812-0013
九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所	所 長	” 中央区大手門2-5-33 TEL092-752-8600 FAX092-726-2860	810-0074
陸上自衛隊 第四師団司令部	第三部長	春日市大和町5-12 TEL092-591-1020	816-8666
福岡県教育庁	施設課長	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-641-2934	812-8577
福岡県警察本部	警備課長	” ” ” TEL092-641-4141	812-8576
”	交通規制課長	” ” ” TEL092-641-4141	812-8576
福岡 県	総務部次長	” ” ” TEL092-643-3021	812-8577
”	人事課長	” ” ” TEL092-643-3035	812-8577
”	財政課長	” ” ” TEL092-643-3052	812-8577
”	消防防災課長	” ” ” TEL092-643-3110	812-8577
”	企画・地域振興部次長	” ” ” TEL092-643-3151	812-8577
”	新社会推進部次長	” ” ” TEL092-643-3581	812-8577
”	保健医療介護部次長	” ” ” TEL092-643-3231	812-8577
”	福祉労働部次長	” ” ” TEL092-643-3291	812-8577

所 属	職 名	所属機関所在地	〒
福 岡 県	環 境 部 次 長	福岡市博多区東公園7-7 TEL092-643-3351	812-8577
”	商 工 部 次 長	” ” ” TEL092-643-3411	812-8577
”	農 林 水 産 部 次 長	” ” ” TEL092-643-3461	812-8577
”	農 村 整 備 課 長	” ” ” TEL092-643-3508	812-8577
”	県 土 整 備 部 次 長	” ” ” TEL092-643-3632	812-8577
”	河 川 課 長	” ” ” TEL092-643-3665	812-8577
”	建 築 都 市 部 次 長	” ” ” TEL092-643-3702	812-8577
”	会 計 管 理 局 会 計 課 長	” ” ” TEL092-643-3771	812-8577
福 岡 県 市 長 会	事 務 局 長	久留米市城南町15-3 TEL0942-30-9106 FAX0942-30-9703	830-8520
福 岡 県 町 村 会	事 務 局 長	福岡市博多区千代4-1-27 TEL092-651-1121 FAX092-651-4287	812-0044
福 岡 県 消 防 協 会	事 務 局 長	” ” 中州中島町3-10 TEL092-271-1275 FAX092-271-1277	810-0802
福 岡 県 消 防 長 会	事 務 局 長	” 中央区舞鶴3丁目9-7 TEL092-725-6511 FAX092-725-6605	810-8521
J R 九 州 株 式 会 社 北 部 九 州 地 域 本 社	施 設 課 長	北九州市小倉北区室町3-2-57 TEL093-583-5328 FAX093-583-5319	803-0812
西 日 本 電 信 電 話 株 式 会 社 福 岡 支 店	設 備 部 長	福岡市博多区博多駅東2-3-1 TEL092-476-6161 FAX092-418-2356	812-0013
日 本 銀 行 福 岡 支 店	文 書 課 長	” 中央区天神4-2-1 TEL092-725-5511 FAX092-732-1170	810-0001
日 本 赤 十 字 社 福 岡 県 支 部	事 業 課 長	” 南区大楠3-1-1 TEL092-523-1171 FAX092-521-2552	815-8503
日 本 放 送 協 会 福 岡 放 送 局	放 送 部 長	” 中央区六本松1-1-10 TEL092-752-8221 FAX092-713-5076	810-0044
西 日 本 高 速 道 路 株 式 会 社 九 州 支 社	管 理 事 業 部 長	” ” 天神1丁目4-2 エコパ`ラ TEL092-717-1730 FAX092-717-1777	810-0001
日 本 通 運 株 式 会 社 福 岡 支 店	総 務 次 長	” 博多区下呉服町1-1 TEL092-291-7112 FAX092-272-2773	812-0034
九 州 電 力 株 式 会 社	総 務 部 管 理 グ ル ー プ 長	” 中央区渡辺通2-1-82 TEL092-726-2677 FAX092-711-0357	810-0004
西 日 本 鉄 道 株 式 会 社	庶 務 課 長	” ” 天神1-11-17 TEL092-734-1552 FAX092-722-1405	810-8570
西 部 瓦 斯 株 式 会 社	総 務 広 報 部 マ ネ ー ジ ャ ー	” 博多区千代1-17-1 TEL092-633-2239 FAX092-633-2277	812-8707
福 岡 県 水 難 救 済 会	副 会 長	” ” 東公園7-7 TEL092-631-1416	812-8577
株 式 会 社 西 日 本 新 聞 社	総 務 部 長	” 中央区天神1-4-1 TEL092-711-5170 FAX092-711-5421	810-8721
福 岡 県 医 師 会	副 会 長	” 博多区博多駅南2-9-30 TEL092-431-4564 FAX092-411-6858	812-8551
郵 便 事 業 株 式 会 社 福 岡 支 店	業 務 企 画 室 長	” 中央区天神4-3-1 TEL092-713-2410 FAX092-741-1492	810-8799
郵 便 局 株 式 会 社 福 岡 中 央 郵 便 局	第 一 営 業 部 担 当 課 長	” ” 天神4-3-2 TEL092-713-2411 FAX092-713-2463	810-8799